

水俣市議会会議録

平成26年3月第1回定例会（2月28日招集）

水俣市議会事務局

平成26年3月第1回定例会（2月28日招集）会期日程表

（会期 2月28日から3月19日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月28日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 平成25年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	3月1日	土		休 会	市の休日（土曜日）（高校卒業式）
3	2日	日			市の休日（日曜日）
4	3日	月			議案調査
5	4日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	5日	水			議案調査
7	6日	木			議案調査
8	7日	金			議案調査
9	8日	土			市の休日（土曜日）
10	9日	日			市の休日（日曜日）（中学校卒業式）
11	10日	月			議案調査
12	11日	火	午前9時30分		本会議
13	12日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（福田斉君、瀧上道昭君、川上紗智子君）
14	13日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（真野頼隆君、牧下恭之君、谷口明弘君） 議案質疑 委員会付託
15	14日	金	——	委員会	委員会
16	15日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	16日	日			市の休日（日曜日）
18	17日	月	——	委員会	委員会
19	18日	火		休 会	議事整理日
20	19日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成26年3月第1回水俣市議会定例会会議録目次

平成26年2月28日（金） — 1日目 —

出欠席議員	1～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	3
開 議	3
市長の挨拶	3
諸般の報告	4
日程第1 仮議席の指定について	5
日程第2 議席の一部変更について	5
日程第3 議席の指定について	5
○岩村龍男君並びに藤本壽子君の挨拶	5
日程第4 会議録署名議員の指名について	6
日程第5 会期の決定について	6
日程第6 常任委員の補欠選任について	7
日程第7 議会運営委員の補欠選任について	8
日程第8 特別委員の補欠選任について	8
休憩・開議	8
正副委員長互選の結果	9
議案上程	9
日程第9 議第1号 専決処分の報告及び承認について	
専第1号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	10
日程第10 議第2号 水俣市子ども・子育て会議条例の制定について	11
日程第11 議第3号 公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	12
日程第12 議第4号 水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について	13
日程第13 議第5号 湯の鶴市有泉源条例等の一部を改正する条例の制定について	13
日程第14 議第6号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に	

	について……………	1～14
日程第15	議第7号 水俣市道路占用条例の一部を改正する条例の制定について……………	15
日程第16	議第8号 水俣市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について……	15
日程第17	議第9号 水俣市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について…	16
日程第18	議第10号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	16
日程第19	議第11号 平成26年度水俣市一般会計予算……………	18
日程第20	議第12号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算……………	21
日程第21	議第13号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……………	23
日程第22	議第14号 平成26年度水俣市介護保険特別会計予算……………	24
日程第23	議第15号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計予算……………	26
日程第24	議第16号 平成26年度水俣市病院事業会計予算……………	27
日程第25	議第17号 平成26年度水俣市水道事業会計予算……………	30
日程第26	議第18号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第7号）……………	31
日程第27	議第19号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）……	34
日程第28	議第20号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）……	35
日程第29	議第21号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）……………	36
日程第30	議第22号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）……	37
日程第31	議第23号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）……………	38
日程第32	議第24号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）……………	39
日程第33	議第25号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）……………	40
日程第34	議第26号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）……………	40
日程第35	議第27号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）……………	40
日程第36	議第28号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）……	41
日程第37	議第29号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）……	41
日程第38	議第30号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）……………	42
日程第39	議第31号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等）……………	42
	市長の提案理由説明……………	43
	先議案件に対する質疑……………	49
	委員会付託……………	50
	休憩・開議……………	50
	○総務産業委員長の報告……………	50

○厚生文教委員長の報告	1～52
委員会審査報告書	55
委員長報告に対する質疑	55
討 論	55
採 決	55
日程第40 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	56
散 会	57

平成26年3月11日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○高岡利治君の質問	2
1 市長選挙について	3
2 選挙中の政策ビラの中身について	3
3 選挙公約との中身について	3
市長の答弁	3
○高岡利治君の再質問	4
市長の答弁	6
○高岡利治君の再々質問	7
市長の答弁	8
市長の答弁	9
○高岡利治君の再質問	10
市長の答弁	11
○高岡利治君の再々質問	12
市長の答弁	12
市長の答弁	13
○高岡利治君の再質問	14

市長の答弁	2～16
○高岡利治君の再々質問	19
市長の答弁	21
休憩・開議	22
○藤本壽子君の質問	23
1 長崎・木臼野地区の産廃処分場跡地利用について	23
2 携帯電話中継基地局建設に当たっての条例制定について	24
3 病児、病後児保育所の設置について	24
4 容器包装リサイクル法の改正について	24
市長の答弁	25
産業建設部長の答弁	25
○藤本壽子君の再質問	26
産業建設部長の答弁	28
○藤本壽子君の再々質問	29
産業建設部長の答弁	30
総務企画部長の答弁	30
○藤本壽子君の再質問	32
総務企画部長の答弁	34
○藤本壽子君の発言	35
福祉環境部長の答弁	36
○藤本壽子君の再質問	36
福祉環境部長の答弁	38
○藤本壽子君の再々質問	38
福祉環境部長の答弁	39
市長の答弁	39
○藤本壽子君の再質問	40
市長の答弁	40
○藤本壽子君の再々質問	41
市長の答弁	41
休憩・開議	41
○野中重男君の質問	41
1 西田市長の政治姿勢について	42

2	水俣病被害者救済について	2～42
3	水俣病にかかわる国保財政への特別調整交付金について	42
4	在宅医療、在宅介護のシステムづくりでの水俣市の関与について	42
	市長の答弁	43
○	野中重男君の再質問	43
	市長の答弁	44
○	野中重男君の発言	45
	市長の答弁	45
○	野中重男君の再質問	46
	市長の答弁	47
○	野中重男君の再々質問	48
	市長の答弁	48
	福祉環境部長の答弁	48
○	野中重男君の再質問	49
	福祉環境部長の答弁	50
○	野中重男君の再々質問	51
	福祉環境部長の答弁	51
	福祉環境部長の答弁	51
○	野中重男君の再質問	52
	福祉環境部長の答弁	53
○	野中重男君の再々質問	54
	福祉環境部長の答弁	55
	福祉環境部長の答弁	55
○	塩崎信介君の質問	55
1	市長選の総括について	55
2	不登校問題について	56
	市長の答弁	57
○	塩崎信介君の発言	58
	教育長の答弁	59
○	塩崎信介君の再質問	61
	教育長の答弁	62
○	塩崎信介君の再々質問	63

市長の答弁	2～64
散 会	65

平成26年3月12日（水） —— 3日目 ——

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○福田斉君の質問	2
1 浜グラウンドの用途変更と旧三中跡地利用について	3
2 水俣市の防災対策について	4
3 水俣市の観光整備について	4
市長の答弁	5
教育長の答弁	5
○福田斉君の再質問	6
総合医療センター事務部長の答弁	7
市長の答弁	8
○福田斉君の発言	8
総務企画部長の答弁	9
○福田斉君の再質問	11
総務企画部長の答弁	13
教育長の答弁	15
○福田斉君の再々質問	15
総務企画部長の答弁	16
市長の答弁	17
○福田斉君の再質問	19
市長の答弁	20
○福田斉君の発言	21
休憩・開議	21

○瀧上道昭君の質問	3～21
1 行財政改革について	22
2 待遇対応について	22
3 農業問題について	22
4 教育問題について	22
市長の答弁	22
総務企画部長の答弁	22
○瀧上道昭君の再質問	24
総務企画部長の答弁	25
○瀧上道昭君の再々質問	26
総務企画部長の答弁	26
市長の答弁	27
○瀧上道昭君の再質問	28
市長の答弁	29
産業建設部長の答弁	30
○瀧上道昭君の再質問	31
産業建設部長の答弁	32
○瀧上道昭君の再々質問	33
産業建設部長の答弁	33
教育長の答弁	34
○瀧上道昭君の再質問	35
教育長の答弁	36
○瀧上道昭君の再々質問	38
教育長の答弁	38
休憩・開議	38
○川上紗智子君の質問	38
1 子どもの健やかな成長と子育てしやすい環境について	40
2 水俣市における雇用問題について	40
3 徳富蘇峰生誕150年記念事業の取り組みの成果と今後の課題について	40
市長の答弁	41
○川上紗智子君の再質問	42
市長の答弁	43

教育長の答弁	3～44
○川上紗智子君の発言	44
総務企画部長の答弁	45
○川上紗智子君の再質問	46
総務企画部長の答弁	47
産業建設部長の答弁	47
○川上紗智子君の発言	47
教育長の答弁	48
○川上紗智子君の再質問	49
教育長の答弁	50
散 会	50

平成26年3月13日（木）　　—— 4 日 目 ——

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	4
○真野頼隆君の質問	4
1 西田市政について	4
2 公共工事について	5
3 メガソーラーと花見山公園構想について	5
4 ゴルフ場の存続について	5
市長の答弁	6
○真野頼隆君の再質問	7
市長の答弁	9
○真野頼隆君の再々質問	10
市長の答弁	11
産業建設部長の答弁	11

○真野頼隆君の再質問	4～13
産業建設部長の答弁	14
○真野頼隆君の再々質問	16
産業建設部長の答弁	17
産業建設部長の答弁	17
○真野頼隆君の再質問	18
産業建設部長の答弁	19
○真野頼隆君の発言	20
産業建設部長の答弁	20
○真野頼隆君の再質問	21
産業建設部長の答弁	21
○真野頼隆君の再々質問	21
市長の答弁	22
休憩・開議	22
○牧下恭之君の質問	22
1 子ども医療費助成事業について	23
2 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時給付金について	22
3 教育問題について	23
4 地域防災力の強化について	24
市長の答弁	24
福祉環境部長の答弁	25
○牧下恭之君の再質問	25
福祉環境部長の答弁	26
○牧下恭之君の再々質問	26
市長の答弁	26
市長の答弁	27
○牧下恭之君の再質問	28
市長の答弁	28
○牧下恭之君の発言	28
教育長の答弁	28
○牧下恭之君の再質問	29
教育長の発言	31

○牧下恭之君の再々質問	4～31
市長の答弁	32
総務企画部長の答弁	32
○牧下恭之君の再質問	33
総務企画部長の答弁	33
○牧下恭之君の発言	34
休憩・開議	34
○谷口明弘君の質問	34
1 水俣市長選挙について	35
(1) 市長選の総括について	
(2) 選挙におけるマニフェストの実現について	
(3) 選挙管理委員会について	
2 防災と自衛隊について	35
3 危険な空き家対策について	36
市長の答弁	36
選挙管理委員会事務局長の答弁	39
○谷口明弘君の再質問	41
市長の答弁	45
選挙管理委員会事務局長の答弁	47
休憩・開議	47
選挙管理委員会事務局長の答弁（続）	48
総務企画部長の答弁	48
○谷口明弘君の発言	48
総務企画部長の答弁	49
○谷口明弘君の再質問	50
総務企画部長の答弁	51
市長の答弁	51
○谷口明弘君の発言	52
総務企画部長の答弁	52
○谷口明弘君の再質問	53
総務企画部長の答弁	53
○谷口明弘君の再々質問	54

市長の答弁	4～54
休憩・開議	54
質 疑	54
日程第2 議第2号 水俣市子ども・子育て会議条例の制定について	55
日程第3 議第3号 公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	55
日程第4 議第4号 水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について	55
日程第5 議第5号 湯の鶴市有泉源条例等の一部を改正する条例の制定について	55
日程第6 議第6号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	56
日程第7 議第7号 水俣市道路占用条例の一部を改正する条例の制定について	56
日程第8 議第8号 水俣市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について	56
日程第9 議第9号 水俣市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について	56
日程第10 議第10号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定に ついて	56
日程第11 議第11号 平成26年度水俣市一般会計予算	57
日程第12 議第12号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	58
日程第13 議第13号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	59
日程第14 議第14号 平成26年度水俣市介護保険特別会計予算	59
日程第15 議第15号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	59
日程第16 議第16号 平成26年度水俣市病院事業会計予算	59
日程第17 議第17号 平成26年度水俣市水道事業会計予算	59
日程第18 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）	60
日程第19 議第26号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）	60
日程第20 議第27号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）	60
日程第21 議第28号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）	60
日程第22 議第29号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）	60
日程第23 議第30号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）	60
日程第24 議第31号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館等）	60
議案上程	60
日程第25 議第32号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を	

改正する条例の制定について	4～60
日程第26 議第33号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	61
日程第27 議第34号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）	63
日程第28 議第35号 第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について	63
市長の提案理由説明	63
休憩・開議	64
質 疑	64
○緒方誠也君の質疑（議第33号）	65
産業建設部長の答弁	65
委員会付託	65
散 会	65

平成26年3月19日（水） —— 5日目 ——

出欠席議員	5～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議案の訂正について（議第35号 第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について）	4
総務企画部長の発言	5
採 決	5
日程第2 議第2号 水俣市子ども・子育て会議条例の制定についてから日程第30 陳第6号 建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情についてまで29件に関する委員会の審査報告	5
○総務産業委員長の報告	6
○厚生文教委員長の報告	12
委員会審査報告書	17
委員長報告に対する質疑	18

討 論	5～18
○野中重男君の賛成討論（請第2号）	18
採 決	19
日程第31 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	20
採 決	20
閉会中継続審査・調査申出書	20
議案上程	21
日程第32 意見第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書について	22
日程第33 意見第2号 建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書について	22
○議会運営委員長の提案理由説明（意見第1号）	23
○総務産業副委員長の提案理由説明（意見第2号）	24
質 疑	25
討 論	26
採 決	26
閉 会	26

平成26年2月28日

平成26年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明並びに
先議案件（平成25年度補正予算等）の表決

平成26年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成26年2月28日水俣市長第1回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成26年2月28日午前10時0分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成26年3月19日午前11時2分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成26年2月28日（金曜日）

午前10時0分 開会

午後5時33分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	瀧上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	次長	（榮永尚子君）
主幹	（岡本広志君）	主幹	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）		

（説明のため出席した者） 13人

市長	（西田弘志君）	総務企画部長	（本山祐二君）
福祉環境部長	（宮森守男君）	産業建設部長	（門崎博幸君）
総合医療センター事務部長	（瀧上茂樹君）	福祉環境部次長	（松本幹雄君）
産業建設部次長	（遠山俊寛君）	水道局長	（前田仁君）
教育長	（葦浦博行君）	教育次長	（福島恵次君）
総務企画部総務課長	（本田真一君）	総務企画部企画課長	（川野恵治君）
総務企画部企画課長	（坂本禎一君）		

○議事日程 第1号

平成26年2月28日 午前10時開議

- 第1 仮議席の指定について
- 第2 議席の一部変更について
- 第3 議席の指定について
- 第4 会議録署名議員の指名について
- 第5 会期の決定について
- 第6 常任委員の補欠選任について
- 第7 議会運営委員の補欠選任について
- 第8 特別委員の補欠選任について

(付託委員会)

- 第9 議第1号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 平成25年度水俣市一般会計補正予算(第6号) (総務産業)

- 第10 議第2号 水俣市子ども・子育て会議条例の制定について
- 第11 議第3号 公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第4号 水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第5号 湯の鶴市有泉源条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第6号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第7号 水俣市道路占用条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議第8号 水俣市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議第9号 水俣市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議第10号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議第11号 平成26年度水俣市一般会計予算
- 第20 議第12号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第21 議第13号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第22 議第14号 平成26年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第23 議第15号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 第24 議第16号 平成26年度水俣市病院事業会計予算
- 第25 議第17号 平成26年度水俣市水道事業会計予算
- 第26 議第18号 平成25年度水俣市一般会計補正予算(第7号) (各委)

- 第27 議第19号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） （厚生文教）
- 第28 議第20号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） （厚生文教）
- 第29 議第21号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号） （厚生文教）
- 第30 議第22号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） （総務産業）
- 第31 議第23号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号） （厚生文教）
- 第32 議第24号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号） （総務産業）
- 第33 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 第34 議第26号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 第35 議第27号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第36 議第28号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第37 議第29号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第38 議第30号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 第39 議第31号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等）
- 第40 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（大川末長君） ただいまから平成26年第1回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（大川末長君） これから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） この際、去る2月9日執行の水俣市長選挙において当選を果たされた西田弘志市長に対し、市議会を代表して一言お祝いの言葉を申し上げます。

西田市長におかれましては、市民の付託に応え、各種公約の具体的実現を図られ、水俣市浮揚のために御尽力くださるようお願いいたします。

西田市長の今後の御活躍と御健勝を祈念し、お祝いの言葉とします。

西田市長から発言を求められておりますので、これから発言を許します。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） おはようございます。

去る2月9日に行われました水俣市長選挙におきまして、市民の皆様の御支援を賜り、今回市政の重責を担うことになりました。

ただいま大川議長から、市議会を代表され、お祝いの御言葉をいただきました。ありがとうございました。市議会の皆様方におかれましても、今後よろしくお願ひ申し上げます。

市民の皆様からは、市長選挙期間中に雇用創出と経済活性化を強く求めておられます。公約でも申し上げましたが、環境に軸足を置いた経済成長を進めながら、地域経済の振興に努めてまいりたいと思っております。

そのほかにも、水俣病問題を初め、医療福祉、教育など取り組まなければならない課題が山積しておりますが、市民の皆様の声をよく聞きながら、住民協働で真の豊かな暮らしを水俣から創造できるように頑張っております。

なお、3月の定例議会に提出いたしましたのは骨格予算でありますので、施政方針につきましては、6月の定例議会に申し述べさせていただきます。

最後に、市議会におかれましては、マニフェストにうたっております輝く水俣づくりを形成していくため、より一層の御指導と御協力を賜りますよう、心からお願ひ申し上げ、簡単ではございますが、御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

去る1月22日付で西田弘志議員から、1月27日付で江口隆一議員から、それぞれ議員の辞職願の提出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により、同日これを許可しました。

次に、去る1月22日付で中村幸治議員から、議会運営委員の辞任願が提出されましたので、委員会条例第14条第1項の規定により、議長において許可しました。

次に、平成25年の各定例会において採択し、市長に送付しておきました陳情2件の処理の経過及び結果についての報告がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成25年度の定期監査並びに平成25年11月分、12月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、西田市長、本山総務企画部長、宮森福祉環境部長、門崎産業建設部長、淵上総合医療センター事務部長、松本福祉環境部次長、遠山産業建設部次長、前田水道局長、本田総務課長、川野企画課長、坂本財政課長、葦浦教育長、福島教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 仮議席の指定について

○議長（大川末長君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

この際、議事の進行上、岩村龍男議員、谷口明弘議員及び藤本壽子議員の仮議席は、ただいま御着席の議席を指定します。

日程第2 議席の一部変更について

○議長（大川末長君） 日程第2、議席の一部変更についてを議題とします。

今回、新たに議員に当選されました岩村龍男議員及び藤本壽子議員の議席の指定に関連し、議席の一部を変更します。

議席の変更については、会議規則第4条第3項の規定により、議長において指定します。

谷口明弘議員の議席2番を3番に変更します。

ただいま変更しました谷口明弘議員は、ただいま指定しました議席に御着席を願います。

（谷口明弘君新議席に着く）

日程第3 議席の指定について

○議長（大川末長君） 日程第3、議席の指定についてを議題とします。

今回当選されました岩村龍男議員及び藤本壽子議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定します。

岩村龍男議員の議席を2番に、藤本壽子議員の議席を7番に指定します。

したがって岩村龍男議員及び藤本壽子議員は、ただいま指定しました議席に御着席を願います。

（岩村龍男君、藤本壽子君議席に着く）

新議員あいさつ

○議長（大川末長君） ここで新たに議員になられた方を御紹介します。

初めに、岩村龍男議員を御紹介します。

（岩村龍男君登壇）

○岩村龍男君 皆さん、おはようございます。

ただいま、大川議長より御紹介をいただきました岩村でございます。

先般行われました水俣市議会議員補欠選挙におきまして、立候補させていただき、当選をさせていただきました。

任期は1年と2カ月でございますが、議員としての職務を一生懸命努めてまいる所存でございます。どうぞよろしく願います。

また、先般議員の皆様を初め、執行部の皆様におかれましては、御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とかえさせていただきます。

よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長（大川末長君） 次に、藤本壽子議員を御紹介します。

(藤本壽子君登壇)

○藤本壽子君 おはようございます。

先般行われました補欠選挙におきまして、当選をさせていただきました、無限21の藤本壽子です。

市長を初め、議会の諸先輩方、また執行部の皆さん、また初心に戻ったつもりで頑張りたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

私は、薩摩の出身でございます。薩摩の芋づる、それから肥後の引き倒しと申します。この水俣市政をあずかる上で、引き倒しはよくないと思っております。これからは芋づる式で市政をきちんと大局から見て、その一人として頑張っていきたいと思っております。

また、女性の視点を持って、子どもたちのことや、そして介護のこと、さまざまなことに取り組んでいけるように、この1年一生懸命頑張りますので、どうぞ皆様、御助力よろしくお願いいたします。

御世話になります。(拍手)

○議長（大川末長君） 以上で新議員の紹介を終わります。

日程第4 会議録署名議員の指名について

○議長（大川末長君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において川上紗智子議員、福田斉議員を指名します。

日程第5 会期の決定について

○議長（大川末長君） 日程第5、会期の決定を議題とします。

平成26年3月第1回定例会（2月28日招集）会期日程表

(会期 2月28日から3月19日まで20日間)

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月28日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 平成25年度各会計補正予算等に対する 質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決

2	3月1日	土			市の休日（土曜日）（高校卒業式）	
3	2日	日			市の休日（日曜日）	
4	3日	月		休 会	議案調査	
5	4日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）	
6	5日	水			議案調査	
7	6日	木			議案調査	
8	7日	金			議案調査	
9	8日	土			市の休日（土曜日）	
10	9日	日			市の休日（日曜日）（中学校卒業式）	
11	10日	月			議案調査	
12	11日	火	午前9時30分		本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	12日	水	午前9時30分		本会議	一般質問
14	13日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託	
15	14日	金	——	委員会	委員会	
16	15日	土		休 会	市の休日（土曜日）	
17	16日	日			市の休日（日曜日）	
18	17日	月	——	委員会	委員会	
19	18日	火		休 会	議事整理日	
20	19日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会	

○議長（大川末長君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

日程第6 常任委員の補欠選任について

○議長（大川末長君） 日程第6、常任委員の補欠選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、岩村龍男議員を総務産業委員に、藤本壽子議員を厚生文教委員に、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しましたとおり、岩村龍男議員を総務産業委員に、藤本壽子議員を厚生文教委員に、それぞれ選任することに決定しました。

日程第7 議会運営委員の補欠選任について

○議長(大川末長君) 日程第7、議会運営委員の補欠選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、岩村龍男議員を委員に指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました岩村龍男議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

日程第8 特別委員の補欠選任について

○議長(大川末長君) 日程第8、特別委員の補欠選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、岩村龍男議員及び藤本壽子議員を高速交通対策特別委員に指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、岩村龍男議員及び藤本壽子議員を高速交通対策特別委員に選任することに決定しました。

この際、議会運営委員会の副委員長及び高速交通対策特別委員会の正副委員長が欠員となっておりますので、正副委員長の互選のためしばらく休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時30分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会及び高速交通対策特別委員会の正副委員長互選の結果を報告します。

議会運営委員会

副委員長 真野頼隆議員

高速交通対策特別委員会

委員長 谷口眞次議員

副委員長 真野頼隆議員

以上です。

日程第9 議第1号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

日程第10 議第2号 水俣市子ども・子育て会議条例の制定について

日程第11 議第3号 公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第4号 水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第5号 湯の鶴市有泉源条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議第6号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議第7号 水俣市道路占用条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議第8号 水俣市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議第9号 水俣市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議第10号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議第11号 平成26年度水俣市一般会計予算

日程第20 議第12号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

日程第21 議第13号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

日程第22 議第14号 平成26年度水俣市介護保険特別会計予算

日程第23 議第15号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

日程第24 議第16号 平成26年度水俣市病院事業会計予算

日程第25 議第17号 平成26年度水俣市水道事業会計予算

日程第26 議第18号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

日程第27 議第19号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第28 議第20号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

- 日程第29 議第21号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第30 議第22号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第31 議第23号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）
日程第32 議第24号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第33 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
日程第34 議第26号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
日程第35 議第27号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
日程第36 議第28号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
日程第37 議第29号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
日程第38 議第30号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
日程第39 議第31号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等）

○議長（大川末長君） 日程第9、議第1号専決処分の報告及び承認についてから、日程第39、議第31号指定管理者の指定についてまで、31件を一括して議題とします。

議第1号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

専第1号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
専第1号

専 決 処 分 書

平成25年度水俣市の一般会計補正予算（第6号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成26年1月22日専決

水俣市長 宮本勝彬

（専決処分を必要とする理由）

平成26年2月9日に実施される水俣市議会議員補欠選挙の予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成25年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

平成25年度水俣市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3,226千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,610,810千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳

入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第6号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
10 地 方 交 付 税		5,074,605	3,226	5,077,831
	1 地 方 交 付 税	5,074,605	3,226	5,077,831
補正されなかった款に係る額		9,532,979		9,532,979
歳 入 合 計		14,607,584	3,226	14,610,810

歳出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総 務 費		1,728,669	3,226	1,731,895
	4 選 挙 費	49,709	3,226	52,935
補正されなかった款に係る額		12,878,915		12,878,915
歳 出 合 計		14,607,584	3,226	14,610,810

議第2号

水俣市子ども・子育て会議条例の制定について

水俣市子ども・子育て会議条例を次のように制定することとする。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、水俣市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、法及びこの条例の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 会議は、この条例に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 会議は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に行われる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補助組織等)

第7条 会議の事務を円滑に処理するため、会議内に補助組織として、こどもネットワーク部会のほか必要な部会を置くことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

(資料提出の要求等)

第8条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市長又は市の機関に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、福祉環境部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 2 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年水俣市告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	民生委員推せん会委員	”	4,500円	」	を
「	民生委員推せん会委員	”	4,500円	」	に
	子ども・子育て会議委員	”	4,500円	」	

改める。

(提案理由)

子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項の規定に基づき、本案のように制定しようとするものである。

議第3号

公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 公益財団法人熊本県市町村振興協会

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

公益財団法人熊本県市町村振興協会に職員を派遣する必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第4号

水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「父母」を「父母（養父母を含む。以下同じ。）」に、同項第6号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、同条第3項第1号中「父母（養父母を含む。以下同じ。）」を「父母」に改める。

(水俣市営住宅条例の一部改正)

第2条 水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「被害者で」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で」に改め、同号ア中「第3号」及び「第5条」の次に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第1項」の次に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第5号

湯の鶴市有泉源条例等の一部を改正する条例の制定について

湯の鶴市有泉源条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西 田 弘 志

湯の鶴市有泉源条例等の一部を改正する条例

(湯の鶴市有泉源条例の一部改正)

第1条 湯の鶴市有泉源条例(平成12年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第16条中「100分の105を乗じて」を「消費税及び地方消費税相当額を加算して」に改める。

(水俣市下水道条例の一部改正)

第2条 水俣市下水道条例(平成3年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第16条中「100分の105を乗じて」を「消費税及び地方消費税相当額を加算して」に改める。

(水俣市水道条例の一部改正)

第3条 水俣市水道条例(平成10年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第22条及び第26条中「100分の105を乗じて」を「消費税及び地方消費税相当額を加算して」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 第1条の改正規定による改正後の第16条の規定にかかわらず、この条例の施行日前から継続している市有泉源の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

3 第2条の改正規定による改正後の第16条の規定にかかわらず、この条例の施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

4 第3条の改正規定による改正後の第22条及び第26条の規定にかかわらず、この条例の施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第6号

水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市海洋牧場の設置等に関する条例(平成18年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

別表入園料の項中「300円」を「150円」に、「100円」を「50円」に改め、同表備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

係留帆船(ドンガバチョ号)の処分に伴い、湯の児フィッシングパークの入園料の適正化を図る等のため、本案のように制定しようとするものである。

議第7号

水俣市道路占用条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市道路占用条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市道路占用条例の一部を改正する条例

水俣市道路占用条例（昭和42年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条に規定するものを除く。）及び」を削る。

第4条中「若しくは」を「又は」に改め、「し、又は法第35条の規定により協議し、その同意を得て成立」及び「し、又は当該占用の協議し、その同意を得て成立」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第8号

水俣市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市就学指導委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市就学指導委員会条例の一部を改正する条例

水俣市就学指導委員会条例（平成7年条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名中「就学指導」を「教育支援」に改める。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 心身に障がいをもつ児童・生徒（以下「心身障害児」という。）の適正な就学を図るとともに、就学後も一貫した支援を行うため、水俣市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 就学前後の教育的支援・相談に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正）

2 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年水俣市告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「就学指導委員」を「教育支援委員」に改める。

（提案理由）

障害者基本法の改正に伴い、委員会の名称の変更及び機能の拡充を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第9号

水俣市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

水俣市社会教育委員設置条例（昭和24年告示第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条中「法第15条第2項に定める者」を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）による社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるため、本案のように制定しようとするものである。

議第10号

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

水俣市病院事業使用料及び手数料条例（昭和28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（債権の放棄）

第6条 管理者は、民法（明治29年法律第89号）第170条第1号の規定に定める債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを放棄することができる。

- (1) 債務者が時効の援用を行ったとき。
- (2) 債権について消滅時効が完成し、債務者が時効の援用を行っていないもので、当該時効完成の日から7年を経過したとき。ただし、債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときは除く。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）その他の法令の規定により、債務者が当該債権の責任を免れたとき。
- (4) 債務者が死亡し、相続人が不在又は相続放棄をしたとき。
- (5) 債務者が失踪、所在不明等により7年経過し、当該債権の徴収の見込みがないとき。

別表1を次のように改める。

別表1（第2条関係）

種別	単位	金額	摘要
普通診断書及び証明書	1通につき	1,080円	
身体障害者手帳交付用診断書	〃	4,320円	
死体検案書	〃	4,320円	
死亡診断書	〃	2,160円	2枚目以上1枚につき1,080円

恩給診断書	”	4,320円	
傷害事故診断書	”	4,320円	
裁判用診断書	”	5,400円	
生命保険診断書	”	5,400円	病状（症状）調書入院証明書
健康診断書	”	2,160円	就職用診断書
休職、復職診断書	”	1,080円	
国民年金、厚生年金診断書	”	4,320円	障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当
自賠法（交通事故）診断書	”	4,320円	
自賠法関係診療内容証明書	”	3,240円	
出生（死産）証明書	”	1,080円	
妊婦届証明書	”	1,080円	
スポーツ傷害保険等診断書	”	1,080円	児童、生徒540円
市町村交通災害共済用診断書	”	1,080円	
学校感染症の証明書	”	320円	（園児含む）
交通事故後遺症診断書	”	4,320円	
支払い証明書等	”	320円	支払い証明に準ずるもの
諸証明書	”	1,080円	診断書に準ずるもの

備考

算出した文書手数料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

別表2を次のように改める。

別表2（第2条関係）

病院別 区分	総合医療センター 1日につき
特別室A	5,400円（5,000円）
特別室B	4,320円（4,000円）
特別室C	2,700円（2,500円）
特別室D（2人室）	810円（750円）
2人室を専用で使用する場合	1,620円（1,500円）
特別室E（1人室）	1,620円（1,500円）

備考

算出した使用料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。ただし、助産にかかる使用料は（ ）書きとし、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用範囲）

- 2 改正後の第6条の規定は、この条例施行の日前に履行期限が到来した債権についても適用する。

（経過措置）

- 3 改正後の別表1の規定は、この条例の施行の日以後の書類の交付に係る手数料について適用し、同日前の書類の交付に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表2の規定は、この条例の施行の日以後の特別室の使用に係る使用料について適用し、同日前の特別室の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

債権の放棄について条例で規定するため、及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、文書手数料及び特別室等の使用料を改定するため、本案のように制定しようとするものである。

議第11号

平成26年度水俣市一般会計予算

平成26年度水俣市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,427,771千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		2,629,591
	1 市 民 税	1,010,502
	2 固 定 資 産 税	1,376,196
	3 軽 自 動 車 税	61,035
	4 た ば こ 税	175,761
	5 入 湯 税	6,097
2 地 方 譲 与 税		113,001
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	30,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	80,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 特 別 と ん 譲 与 税	3,000
3 利 子 割 交 付 金		7,000
	1 利 子 割 交 付 金	7,000
4 配 当 割 交 付 金		2,000
	1 配 当 割 交 付 金	2,000

5	株式等譲渡所得割交付金		1,000
	1	株式等譲渡所得割交付金	1,000
6	地方消費税交付金		410,000
	1	地方消費税交付金	410,000
7	ゴルフ場利用税交付金		300
	1	ゴルフ場利用税交付金	300
8	自動車取得税交付金		9,000
	1	自動車取得税交付金	9,000
9	地方特例交付金		6,000
	1	地方特例交付金	6,000
10	地方交付税		5,000,000
	1	地方交付税	5,000,000
11	交通安全対策特別交付金		4,243
	1	交通安全対策特別交付金	4,243
12	分担金及び負担金		153,561
	1	分担金	455
	2	負担金	153,106
13	使用料及び手数料		174,231
	1	使用料	156,976
	2	手数料	17,255
14	国庫支出金		1,847,093
	1	国庫負担金	1,615,328
	2	国庫補助金	224,040
	3	委託金	7,725
15	県支出金		858,325
	1	県負担金	593,091
	2	県補助金	204,410
	3	委託金	60,824
16	財産収入		51,857
	1	財産運用収入	8,095
	2	財産売却収入	43,762
17	寄附金		53
	1	寄附金	53
18	繰入金		186,411
	1	基金繰入金	186,411
19	繰越金		1
	1	繰越金	1
20	諸収入		312,404
	1	延滞金加算金及び過料	6,943
	2	市預金利子	2
	3	貸付金元利収入	104,508
	4	雑収入	196,862
	5	受託事業収入	4,089
21	市債		661,700

	1 市 債	661,700
歳 入	合 計	12,427,771

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		157,319
	1 議 会 費	157,319
2 総 務 費		1,580,554
	1 総 務 管 理 費	1,240,605
	2 徴 税 費	197,072
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	76,028
	4 選 挙 費	21,143
	5 統 計 調 査 費	11,983
	6 監 査 委 員 費	33,723
3 民 生 費		4,940,978
	1 社 会 福 祉 費	2,662,291
	2 児 童 福 祉 費	1,498,752
	3 生 活 保 護 費	779,935
4 衛 生 費		1,715,090
	1 保 健 衛 生 費	302,227
	2 清 掃 費	830,658
	3 簡 易 水 道 設 置 費	9,491
	4 環 境 対 策 費	172,714
	5 病 院 費	400,000
5 農 林 水 産 業 費		244,090
	1 農 業 費	170,513
	2 林 業 費	44,203
	3 水 産 業 費	29,374
6 商 工 費		261,490
	1 商 工 費	93,799
	2 総 合 経 済 対 策 費	167,691
7 土 木 費		992,845
	1 土 木 管 理 費	5,100
	2 道 路 橋 り よ う 費	165,807
	3 河 川 費	830
	4 港 湾 費	153
	5 都 市 計 画 費	762,886
	6 住 宅 費	58,069
8 消 防 費		389,787
	1 消 防 費	389,787
9 教 育 費		766,255
	1 教 育 総 務 費	165,858
	2 小 学 校 費	117,949
	3 中 学 校 費	97,765

	4 社会教育費	179,149
	5 保健体育費	205,534
10 災害復旧費		24
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	23
11 公債費		1,364,339
	1 公債費	1,364,339
12 予備費		15,000
	1 予備費	15,000
歳出	合計	12,427,771

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
土地改良施設維持管理適正化事業負担金 (農林水産振興課)	自平成27年度 至平成30年度	千円 4,304
特別小口資金融資利子補給金 (総合経済対策課)	自平成26年度 至平成32年度	融資に対する利子 補給額に同じ
中小企業経営安定資金融資利子補給金 (総合経済対策課)	自平成26年度 至平成34年度	融資に対する利子 補給額に同じ
みなまたグリーン保証利子補給金 (総合経済対策課)	自平成26年度 至平成30年度	融資に対する利子 補給額に同じ

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等(耐震改修促進事業)	千円 500	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公営住宅建設事業	4,800			
一般廃棄物処理事業	5,200			
一般単独(一般事業)	9,900			
地方道路等整備事業	54,000			
過疎対策事業	87,300			
臨時財政対策債	500,000			
計	661,700			

議第12号

平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

平成26年度水俣市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,538,591千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		466,975
	1 国民健康保険税	466,975
2 使用料及び手数料		430
	1 手数料	430
3 国庫支出金		1,272,784
	1 国庫負担金	681,626
	2 国庫補助金	591,158
4 県支出金		272,146
	1 県負担金	14,284
	2 県補助金	257,862
5 療養給付費等交付金		198,549
	1 療養給付費等交付金	198,549
6 前期高齢者交付金		1,319,341
	1 前期高齢者交付金	1,319,341
7 共同事業交付金		594,672
	1 共同事業交付金	594,672
8 財産収入		37
	1 財産運用収入	37
9 繰入金		406,735
	1 他会計繰入金	231,679
	2 基金繰入金	175,056
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		6,921
	1 延滞金加算金及び過料	4,274
	2 市預金利子	1
	3 雑収入	2,646
歳入	合計	4,538,591

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		73,417

	1 総務管理費	40,119
	2 徴税費	28,750
	3 運営協議会費	124
	4 国民健康保険特別対策費	4,424
2 保険給付費		3,343,211
	1 療養諸費	3,012,090
	2 高額医療費	320,739
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	9,240
	5 葬祭諸費	1,140
3 後期高齢者支援金等		388,543
	1 後期高齢者支援金等	388,543
4 前期高齢者納付金等		390
	1 前期高齢者納付金等	390
5 老人保健拠出金		19
	1 老人保健拠出金	19
6 介護納付金		175,921
	1 介護納付金	175,921
7 共同事業拠出金		468,655
	1 共同事業拠出金	468,655
8 保健事業費		33,830
	1 保健事業費	8,365
	2 特定健康診査等事業費	25,465
9 基金積立金		38
	1 基金積立金	38
10 公債費		165
	1 公債費	165
11 諸支出金		14,402
	1 償還金及び還付加算金	2,436
	2 繰出金	11,966
12 予備費		40,000
	1 予備費	40,000
歳出	合計	4,538,591

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
特定保健指導業務委託料	自平成27年度 至平成27年度	千円 1,023

議第13号

平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度水俣市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ393,901千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位:千円)

款	項	金額
1 保険料		248,141
	1 後期高齢者医療保険料	248,141
2 使用料及び手数料		50
	1 手数料	50
3 繰入金		145,216
	1 一般会計繰入金	145,216
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		492
	1 延滞金加算金及び過料	47
	2 償還金及び還付加算金	444
	3 預金利子	1
歳入	合計	393,901

歳出 (単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		393,457
	1 総務管理費	25,681
	2 徴収費	7,111
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	360,665
2 諸支出金		444
	1 償還金及び還付加算金	444
歳出	合計	393,901

議第14号

平成26年度水俣市介護保険特別会計予算

平成26年度水俣市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,279,591千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		541,957
	1 介 護 保 險 料	541,957
2 分 担 金 及 び 負 担 金		1,725
	1 負 担 金	1,725
3 使 用 料 及 び 手 数 料		73
	1 手 数 料	73
4 国 庫 支 出 金		866,255
	1 国 庫 負 担 金	559,295
	2 国 庫 補 助 金	306,960
5 支 払 基 金 交 付 金		918,193
	1 支 払 基 金 交 付 金	918,193
6 県 支 出 金		470,663
	1 県 負 担 金	460,777
	2 県 補 助 金	9,886
7 繰 入 金		480,578
	1 一 般 会 計 繰 入 金	480,578
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		146
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	65
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	80
歳 入	合 計	3,279,591

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		76,437
	1 総 務 管 理 費	35,617
	2 徴 収 費	9,125
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	31,404
	4 趣 旨 普 及 費	21
	5 運 営 協 議 会 費	270
2 保 險 給 付 費		3,138,683

	1 介護サービス等諸費	2,696,437
	2 介護予防サービス等諸費	219,009
	3 その他諸費	3,309
	4 高額介護サービス等費	62,728
	5 高額医療合算介護サービス等費	4,100
	6 特定入所者介護サービス等費	153,100
4 地域支援事業		61,868
	1 介護予防事業	29,219
	2 包括的支援事業・任意事業	32,649
5 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
6 公債費		1
	1 公債費	1
7 諸支出金		601
	1 償還金及び還付加算金	601
8 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出	合計	3,279,591

議第15号

平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

平成26年度水俣市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,290,603千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		2,028
	1 負担金	2,028
2 使用料及び手数料		290,403
	1 使用料	289,773
	2 手数料	630

3	国庫支出金		99,000
1	国庫補助金		99,000
4	繰入金		659,338
1	繰入金		659,338
5	繰越金		1
1	繰越金		1
6	諸収入		1,933
1	延滞金加算金及び過料		1
2	預金利子		1
3	雑収入		1,931
7	市債		237,900
1	市債		237,900
	歳入合計		1,290,603

歳出

(単位：千円)

	款	項	金額
1	公共下水道事業費		443,389
1	公共下水道事業費		443,389
2	公債費		846,214
1	公債費		846,214
3	予備費		1,000
1	予備費		1,000
	歳出合計		1,290,603

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償	自 平成26年度 至 平成32年度	千円 未償還元金利子、延滞金に対する損失補償額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する利子補給	自 平成26年度 至 平成32年度	償還利子に対する利子補給額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 192,300	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
過疎対策事業	45,600			
計	237,900			

議第16号

平成26年度水俣市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度水俣市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	総合医療センター	401床	(一般397床、感染4床)	
(2) 年間患者数				
ア 入院	総合医療センター	107,675人		
イ 外来	総合医療センター	209,840人		
	久木野診療所	1,188人	外来合計	211,028人
(3) 一日平均患者数				
ア 入院	総合医療センター	295人		
イ 外来	総合医療センター	860人		
	久木野診療所	12人	外来合計	872人
(4) 主要な建設改良工事				
固定資産購入費				
(器械備品購入費)	総合医療センター			357,964千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 総合医療センター事業収益			7,114,400千円
第1項 医業収益			6,703,557千円
第2項 医業外収益			401,831千円
第3項 特別利益			9,012千円
第2款 久木野診療所事業収益			13,786千円
第1項 医業収益			11,055千円
第2項 医業外収益			2,729千円
第3項 特別利益			2千円
収益的収入合計			7,128,186千円
	支	出	
第1款 総合医療センター事業費			8,448,764千円
第1項 医業費用			6,608,234千円
第2項 医業外費用			63,420千円
第3項 特別損失			1,775,110千円
第4項 予備費			2,000千円
第2款 久木野診療所事業費			27,146千円
第1項 医業費用			17,270千円
第2項 医業外費用			3千円
第3項 特別損失			9,673千円
第4項 予備費			200千円
収益的支出合計			8,475,910千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額435,108千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,516千円、過年度分損益勘定留保資金408,592千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 総合医療センター資本的収入			453,037千円
第1項 企業債			355,300千円

第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 補助金	2千円
第4項 負担金	95,109千円
第5項 繰入金	2,625千円
資本的収入合計	453,037千円

支 出

第1款 総合医療センター資本的支出	888,145千円
第1項 建設改良費	357,966千円
第2項 企業債償還金	501,779千円
第3項 長期貸付金	27,400千円
第4項 予備費	1,000千円
資本的支出合計	888,145千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
総合医療センター 看護システム (NANDA- NOC-NIC) ライセンス使用料	自 平成26年度 至 平成27年度	2,400米ドルに相当する額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総合医療 センター 医療機械器具 等整備事業	千円 355,300	証 書 借 入	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

病院別	区 分	科 目		備 考
		(1) 職 員 給 与 費	(2) 交 際 費	
1	総合医療センター	3,763,269千円 (3,345,809)	500千円	
2	久木野診療所	6,876 (5,308)		
	合 計	3,770,145 (3,351,117)	500	

※上記の()書きは、一般職員分内書。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

病 院 別	限 度 額
1 総合医療センター	1,473,731千円

2 久木野診療所	10,102
合計	1,483,833

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称
1 取得する資産	器械備品	1.5T磁気共鳴画像診断装置 一式
	平成26年2月28日提出	

水俣市長 西田弘志

議第17号

平成26年度水俣市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度水俣市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	10,735戸
(2) 年間総給水量	2,967,666m ³
(3) 1日平均給水量	8,130m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 簡易水道統合整備事業	292,266千円
イ 施設整備事業	205,758千円
ウ 管路整備事業	175,827千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		564,586千円
第1項 営業収益		487,880千円
第2項 営業外収益		8,243千円
第3項 特別利益		68,463千円
	支	出
第1款 水道事業費用		417,138千円
第1項 営業費用		390,101千円
第2項 営業外費用		25,921千円
第3項 特別損失		116千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額637,073千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額43,737千円、減債積立金38,000千円、建設改良積立金400,000千円、過年度分損益勘定留保資金49,109千円及び当年度分損益勘定留保資金106,227千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		83,387千円
第1項 負担金		10,752千円
第2項 補助金		72,634千円
第3項 固定資産売却代金		1千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	720,460千円
第1項 建 設 改 良 費	680,952千円
第2項 企 業 債 償 還 金	38,508千円
第3項 予 備 費	1,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項営業費用及び第2項営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 125,028千円
- (2) 交 際 費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、843千円と定める。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西 田 弘 志

議第18号

平成25年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

平成25年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,174千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,684,984千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加・変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算補正（第7号）

歳 入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		156,354	△66	156,288
	1 分 担 金	1,040	△66	974
14 国庫支出金		2,088,630	32,003	2,120,633
	1 国庫負担金	1,616,905	29,319	1,646,224
	2 国庫補助金	465,814	2,317	468,131

	3 委 託 金	5,911	367	6,278
15 県 支 出 金		1,341,645	△317	1,341,328
	1 県 負 担 金	575,382	18,751	594,133
	2 県 補 助 金	688,185	△18,816	669,369
	3 委 託 金	78,078	△252	77,826
16 財 産 収 入		138,552	5,992	144,544
	1 財 産 運 用 収 入	8,412	156	'8,568
	2 財 産 売 払 収 入	130,140	5,836	135,976
17 寄 附 金		53	1,846	1,899
	1 寄 附 金	53	1,846	1,899
18 繰 入 金		431,411	△99,575	331,836
	1 基 金 繰 入 金	431,393	△100,507	330,886
	2 特 別 会 計 繰 入 金	18	932	950
20 諸 収 入		381,958	41,891	423,849
	4 雑 入	260,774	41,891	302,665
21 市 債		1,384,641	92,400	1,477,041
	1 市 債	1,384,641	92,400	1,477,041
補正されなかった款に係る額		8,687,566		8,687,566
歳 入 合 計		14,610,810	74,174	14,684,984

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総 務 費		1,731,895	85,594	1,817,489
	1 総 務 管 理 費	1,360,144	84,482	1,444,626
	2 徴 税 費	194,724	1,029	195,753
	6 監 査 委 員 費	32,955	83	33,038
3 民 生 費		5,225,357	32,599	5,257,956
	1 社 会 福 祉 費	2,825,429	35,191	2,860,620
	2 児 童 福 祉 費	1,579,606	△2,912	1,576,694
	3 生 活 保 護 費	820,322	320	820,642
4 衛 生 費		1,888,042	△6,806	1,881,236
	1 保 健 衛 生 費	341,292	263	341,555
	2 清 掃 費	865,901	△5,332	860,569
	4 環 境 対 策 費	247,198	△1,737	245,461
5 農 林 水 産 業 費		453,673	△29,200	424,473
	1 農 業 費	253,611	△24,575	229,036
	3 水 産 業 費	111,034	△4,625	106,409
6 商 工 費		513,219	△5,478	507,741
	1 商 工 費	184,132	△3,616	180,516
	2 総 合 経 済 対 策 費	329,087	△1,862	327,225
7 土 木 費		1,526,039	△6,028	1,520,011
	2 道 路 橋 り ょ う 費	395,825	0	395,825
	5 都 市 計 画 費	807,326	△6,013	801,313
	6 住 宅 費	295,951	△15	295,936
8 消 防 費		773,649	△5,711	767,938

	1 消 防 費	773,649	△5,711	767,938
9 教 育 費		847,788	△4,313	843,475
	1 教 育 総 務 費	213,743	△2,686	211,057
	2 小 学 校 費	129,085	5	129,090
	4 社 会 教 育 費	206,456	△1,662	204,794
	5 保 健 体 育 費	208,614	30	208,644
11 公 債 費		1,443,814	13,517	1,457,331
	1 公 債 費	1,443,814	13,517	1,457,331
補正されなかった款に係る額		207,334		207,334
歳 出 合 計		14,610,810	74,174	14,684,984

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 消防費	1 消防費	水俣芦北広域行政事務組合庁舎建設事業	千円 252,810	平成25年度	千円 238,724	千円 252,780	平成25年度	千円 238,724
				平成26年度	14,086		平成26年度	14,056

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金 額
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業	千円 3,675
4 衛 生 費	4 環 境 対 策 費	エコ住宅建築促進総合支援事業	9,294
		太陽エネルギー利用システム導入補助事業	3,790
5 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農業基盤整備促進事業	3,009
7 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	市内一円道路改良事業	137,581
	6 住 宅 費	公営住宅整備事業	82,441
8 消 防 費	1 消 防 費	防 災 関 係 経 費	1,323
		国 民 保 護 関 係 経 費	6,479
		防 災 行 政 無 線 整 備 事 業	3,428
10 災 害 復 旧 費	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	現年発生単独災害復旧事業(公共土木施設)	8,140
		現年発生単独災害復旧事業(都市公園)	8,087

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
水 俣 市 議 会 会 議 録 印 刷 業 務 (議 会 事 務 局)	自 平成25年度 至 平成26年度	千円 690
水 俣 市 議 会 だ よ り 印 刷 業 務 (議 会 事 務 局)	自 平成25年度 至 平成26年度	1,270
広 報 み な ま た 印 刷 業 務 (総 務 課)	自 平成25年度 至 平成26年度	4,394
自 転 車 市 民 共 同 利 用 シ ス テ ム 保 守 点 検 委 託 料 (企 画 課)	自 平成25年度 至 平成26年度	519
防 災 行 政 無 線 保 守 点 検 委 託 料 (総 務 課)	自 平成25年度 至 平成26年度	4,383
水 俣 市 産 業 団 地 用 地 取 得 造 成 及 び 附 帯 事 業 に 係 る 債 務 保 証 (都 市 政 策 課)	自 平成25年度 至 平成26年度	83,839

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
印 刷 機 借 上 料 (総 務 課)	自 平成26年度 至 平成30年度	千円 1,479	自 平成26年度 至 平成30年度	千円 478
課 税 支 援 シ ス テ ム ハ ー ド リ ー ス 料 (市 民 課)	自 平成26年度 至 平成30年度	4,855	自 平成26年度 至 平成30年度	4,386
課 税 支 援 シ ス テ ム 導 入 費 (税 務 課)	自 平成26年度 至 平成26年度	525	自 平成26年度 至 平成26年度	540
戸 籍 電 算 シ ス テ ム 保 守 委 託 料 (市 民 課)	自 平成26年度 至 平成30年度	12,943	自 平成26年度 至 平成30年度	13,475
戸 籍 電 算 シ ス テ ム 借 上 料 (市 民 課)	自 平成26年度 至 平成30年度	20,162	自 平成26年度 至 平成30年度	19,294
住 民 基 本 台 帳 ネット ワ ー ク シ ス テ ム ハ ー ド 及 び ソ フ ト ウ ェ ア リ ー ス 料 (市 民 課)	自 平成26年度 至 平成30年度	18,369	自 平成26年度 至 平成30年度	18,224
パ ソ コ ン リ ー ス 料 (中 学 校) (教 育 総 務 課)	自 平成26年度 至 平成30年度	12,521	自 平成26年度 至 平成30年度	11,447
体 育 施 設 管 理 委 託 料 (生 涯 学 習 課)	自 平成25年度 至 平成28年度	167,560	自 平成25年度 至 平成28年度	167,461

第5表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
過 疎 対 策 事 業	千円 479,800				千円 572,200			
補 正 さ れ な か っ た 事 業 に 係 る 額	904,841				904,841			
計	1,384,641				1,477,041			

議 第 19 号

平 成 25 年 度 水 俣 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 4 号)

平 成 25 年 度 水 俣 市 の 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 4 号) は、次 に 定 め る と ころ に よ る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,561千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,568,854千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正 (第4号)

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 国庫支出金		1,267,870	34,989	1,302,859
	2 国庫補助金	620,895	34,989	655,884
8 財産収入		32	5	37
	1 財産運用収入	32	5	37
9 繰入金		301,866	△1,481	300,385
	1 他会計繰入金	230,055	△1,481	228,574
10 繰越金		22,894	39,048	61,942
	1 繰越金	22,894	39,048	61,942
補正されなかった款に係る額		2,903,631		2,903,631
歳入合計		4,496,293	72,561	4,568,854

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		70,606	△1,901	68,705
	1 総務管理費	38,313	△851	37,462
	2 徴税費	27,976	△1,050	26,926
9 基金積立金		33	5	38
	1 基金積立金	33	5	38
11 諸支出金		22,085	74,457	96,542
	1 償還金及び還付加算金	9,473	39,048	48,521
	2 操出金	12,612	35,409	48,021
補正されなかった款に係る額		4,403,569		4,403,569
歳出合計		4,496,293	72,561	4,568,854

議第20号

平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第4号)

平成25年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算 (第4号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,546千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ387,913千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		132,239	△1,928	130,311
	1 一般会計繰入金	132,239	△1,928	130,311
4 繰越金		2	382	384
	1 繰越金	2	382	384
補正されなかった款に係る額		257,218		257,218
歳入合計		389,459	△1,546	387,913

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		388,996	△1,546	387,450
	1 総務管理費	21,688	△1,879	19,809
	2 徴収費	8,102	0	8,102
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	359,206	333	359,539
補正されなかった款に係る額		463		463
歳出合計		389,459	△1,546	387,913

議第21号

平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成25年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150,153千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,242,663千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 保険料		568,381	△52,000	516,381
	1 介護保険料	568,381	△52,000	516,381
4 国庫支出金		879,599	△40,678	838,921
	1 国庫負担金	575,782	△28,104	547,678
	2 国庫補助金	303,817	△12,574	291,243
5 支払基金交付金		944,505	△43,825	900,680
	1 支払基金交付金	944,505	△43,825	900,680
6 県支出金		483,646	△21,010	462,636
	1 県負担金	473,839	△21,010	452,829
7 繰入金		492,485	△19,581	472,904
	1 一般会計繰入金	492,485	△19,581	472,904
8 繰越金		22,019	26,009	48,028

	1 繰越金	22,019	26,009	48,028
9 諸収入		169	932	1,101
	3 雑入	2	932	934
補正されなかった款に係る額		2,012		2,012
歳入合計		3,392,816	△150,153	3,242,663

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		76,980	34	77,014
	1 総務管理費	35,799	1,264	37,063
	3 介護認定審査会費	32,642	△1,230	31,412
2 保険給付費		3,229,600	△151,119	3,078,481
	1 介護サービス等諸費	2,798,968	△152,000	2,646,968
	2 介護予防サービス等諸費	197,648	9,781	207,429
	3 その他諸費	3,815	△500	3,315
	4 高額介護サービス等費	64,057	△2,400	61,657
	5 高額医療合算介護サービス等費	6,100	△2,000	4,100
	6 特定入所者介護サービス等費	159,012	△4,000	155,012
6 諸支出金		22,611	932	23,543
	1 償還金及び還付加算金	22,611	932	23,543
補正されなかった款に係る額		63,625		63,625
歳出合計		3,392,816	△150,153	3,242,663

議第22号

平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成25年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,734千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,352,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 分担金及び負担金		2,402	336	2,738
	1 負担金	2,402	336	2,738
2 使用料及び手数料		284,060	△2,716	281,344
	1 使用料	284,059	△2,716	281,343

3 国庫支出金		132,680	△7,080	125,600
	1 国庫補助金	132,680	△7,080	125,600
4 繰入金		682,549	△4,274	678,275
	1 繰入金	682,549	△4,274	678,275
7 市債		273,600	△11,000	262,600
	1 市債	273,600	△11,000	262,600
補正されなかった款に係る額		1,934		1,934
歳入合計		1,377,225	△24,734	1,352,491

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 公共下水道事業費		514,383	△22,343	492,040
	1 公共下水道事業費	514,383	△22,343	492,040
2 公債費		861,842	△2,391	859,451
	1 公債費	861,842	△2,391	859,451
補正されなかった款に係る額		1,000		1,000
歳出合計		1,377,225	△24,734	1,352,491

第2表 繰越明許費補正

変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1 公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	下水道建設事業	千円 131,000	下水道建設事業	千円 50,568

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 210,600				千円 205,100			
過疎対策事業	63,000				57,500			
計	273,600				262,600			

議第23号

平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 平成25年度水俣市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成25年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2) 年間患者数

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
ア 入院 総合医療センター	111,325人	△5,475人	105,850人

イ	外 来	総合医療センター	212,905人	△1,932人	210,973人
		外来合計	214,093人	△1,932人	212,161人
(3) 一日平均患者数					
			(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
ア	入 院	総合医療センター	305人	△15人	290人
イ	外 来	総合医療センター	869人	△4人	865人
		外来合計	881人	△4人	877人

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 総合医療センター事業収益	6,911,056千円	46,412千円	6,957,468千円
第1項 医 業 収 益	6,668,604千円	46,412千円	6,715,016千円
収 益 的 収 入 合 計	6,925,761千円	46,412千円	6,972,173千円
	支	出	
第1款 総合医療センター事業費用	6,885,713千円	60,000千円	6,945,713千円
第1項 医 業 費 用	6,479,262千円	60,000千円	6,539,262千円
収 益 的 支 出 合 計	6,906,522千円	60,000千円	6,966,522千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第4条 予算第9条に定めた、たな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

病 院 別	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
1 総合医療センター	1,395,094千円	1,455,094千円
合 計	1,405,194	1,465,194

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

議第24号

平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 平成25年度水俣市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成25年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費	328,935千円	△192千円	328,743千円
第1項 営業費用	304,561千円	△5,950千円	298,611千円
第2項 営業外費用	20,922千円	5,758千円	26,680千円
第3項 特別損失	2,452千円	0千円	2,452千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額575,933千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額153,920千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,197千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,101千円」に、「当年度分損益勘定留保資金110,539千円」

を「当年度分損益勘定留保資金8,622千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資 本 的 支 出	638,776千円	△422,013千円	216,763千円
第1項 建 設 改 良 費	600,663千円	△422,013千円	178,650千円
第2項 企 業 債 償 還 金	37,113千円	0千円	37,113千円
第3項 予 備 費	1,000千円	0千円	1,000千円

平成26年2月28日提出

水俣市長 西 田 弘 志

議第25号

指定管理者の指定について

水俣市ふれあいセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西 田 弘 志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市ふれあいセンター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市連合母子会 会長 西郷 マサ子
- 3 指定期間
平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

(提案理由)

水俣市ふれあいセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第26号

指定管理者の指定について

水俣市ワークプラザの指定管理者を次のように指定することとする。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西 田 弘 志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市ワークプラザ
- 2 指定管理候補者の名称
公益社団法人水俣市シルバー人材センター
- 3 指定期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(提案理由)

水俣市ワークプラザの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第27号

指定管理者の指定について

みなまた環境テクノセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
みなまた環境テクノセンター
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた環境テクノセンター
- 3 指定期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(提案理由)

みなまた環境テクノセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第28号

指定管理者の指定について

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市湯の鶴温泉保健センター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市15区自治会 会長 柏木 精一
- 3 指定期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(提案理由)

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第29号

指定管理者の指定について

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者を次のように指定することとする。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
みなまた観光物産館まつぼっくり
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた
- 3 指定期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(提案理由)

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第30号

指定管理者の指定について

湯の児フィッシングパークの指定管理者を次のように指定することとする。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
湯の児フィッシングパーク
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市漁業協同組合
- 3 指定期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(提案理由)

湯の児フィッシングパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第31号

指定管理者の指定について

水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、浜公園児童プール、浜公園運動場、旧第三中学校運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室の指定管理者を次のように指定することとする。

平成26年2月28日提出

水俣市長 西田弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、浜公園児童プール、浜公園運動場、旧第三中学校運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室
- 2 指定管理候補者の名称
財団法人水俣市振興公社
- 3 指定期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、浜公園児童プール、浜公園運動場、旧第三中学校運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

○議長（大川末長君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第1号専決処分の報告及び承認について、専第1号平成25年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

本案は、平成26年2月9日に実施された水俣市議会議員補欠選挙に係る予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ322万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ146億1,081万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に、市議会議員補欠選挙費を計上し、その財源としましては、第10款地方交付税を計上いたしております。

次に、議第2号水俣市子ども・子育て会議条例の制定について申し上げます。

子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項の規定に基づき、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第3号公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

公益財団法人熊本県市町村振興協会に職員を派遣する必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第4号水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第5号湯の鶴市有泉源条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第6号水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

係留帆船(ドンガバチョ号)の処分に伴い、湯の児フィッシングパークの入園料の適正化を図る等のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第7号水俣市道路占用条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第8号水俣市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

障害者基本法の改正に伴い、委員会の名称の変更及び機能の拡充を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第9号水俣市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第10号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

債権の放棄について条例で規定するため、及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、文書手数料及び特別室等の使用料を改定するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第11号平成26年度水俣市一般会計予算について申し上げます。

平成26年度一般会計予算は、市長選挙の実施に伴い、骨格予算として経常的な経費を中心に編成いたしております。

予算総額は、歳入歳出それぞれ124億2,777万1,000円で、平成25年度の当初予算額と比較いたしますと、14億6,131万8,000円、約10.52%の減少となっております。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

第2款総務費に、公益法人等助成事業、地方バス路線維持対策事業、水俣芦北広域行政事務組合負担金、電算システム管理運用経費、臨時福祉給付金給付事業、第3款民生費に、自立支援給付費、法人立保育所運営費負担金、生活保護費、児童手当、老人福祉施設措置費、子育て世帯臨時特例給付金、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度等に係る経費、第4款衛生費に、市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、清掃施設管理運営費、子ども医療費助成事業、合併処理浄化槽設置整備事業、エコ住宅建築促進総合支援事業、太陽エネルギー利用システム導入補助事業、第5款農林水産業費に、新規就農支援総合対策事業、アグリサポート体制整備支援事業、第6款商工費に、みなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの施設管理運営費、商工業資金貸付・出資事業、水俣観光PR事業、地場企業支援事業、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、市営牧ノ内団地整備事業、市内一円市道及び公園維持補修費、耐震改修促進事業、第8款消防費に、消防費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団装備等整備事業、防災関係に係る経費、第9款教育費に、小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、スクールバス運行事業、各種文化・スポーツ振興事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、土地改良施設維持管理適正化事業負担金外3件を計上いたしております。

このほか、地方債といたしまして、過疎対策事業債外6件を計上いたしております。

次に、議第12号平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億3,859万1,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款後期高齢者支援金等、第6款介護納付金、第7款共同事業拠出金、第8款保健事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款国民健康保険税、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第5款療養給付費等交付金、第6款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金などをもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上いたしております。

次に、議第13号平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3億9,390万1,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款総務費、第2款諸支出金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第3款繰入金などの歳入をもって充当いたしております。

次に、議第14号平成26年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億7,959万1,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金等をもって充当いたしております。

次に、議第15号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億9,060万3,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款公共下水道事業費、第2款公債費、第3款予備費を計上いたしております。

第1款公共下水道事業費の主な事業といたしまして、浄化センター等運転管理業務委託料、浜雨水ポンプ場改築更新工事委託料等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第7款市債などをもって充当いたしております。

また、債務負担行為といたしまして、水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償外1件を計上いたしております。

このほか、地方債といたしまして、公共下水道事業及び過疎対策事業を計上いたしております。次に、議第16号平成26年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

平成26年度予算につきましては、地方公営企業法施行令及び施行規則の改正に伴い、新会計基準を適用して予算を計上しております。

収益的収入に71億2,818万6,000円、収益的支出に84億7,591万円、資本的収入に4億5,303万7,000円、資本的支出に8億8,814万5,000円を計上しております。

収益的収入の主な内容につきましては、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金、長期前受金戻入等の医業外収益等を計上しております。

収益的支出の主な内容につきましては、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上しております。

また、新会計基準の適用に伴う予算措置として、特別損失に退職給付引当金繰入額、賞与引当金分の手当を計上しております。

次に、資本的支出の主な内容につきましては、1.5テスラ磁気共鳴画像診断装置等の器械備品購入費、企業債償還金等を計上しております。

このほか、企業債につきましては、病院施設整備事業等の病院事業債及び過疎対策事業債を計上いたしております。

また、債務負担行為としまして、看護システムライセンス使用料を新たに設定するものであります。

次に、議第17号平成26年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に5億6,458万6,000円、収益的支出に4億1,713万8,000円、資本的収入に8,338万7,000円、資本的支出に7億2,046万円を計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、簡易水道統合整備事業、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金であります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、積立金、損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

次に、議第18号平成25年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,417万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ146億8,498万4,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、公共施設整備基金積立金、第3款民生費に、自立支援給付費、第4款衛生費に、水俣芦北広域行政事務組合負担金、第7款土木費に、市

内一円道路改良事業、第9款教育費に、スポーツ振興基金積立金などを増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職等に伴う人件費の調整などを計上いたしております。

なお、その財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

また、継続費の補正として、水俣芦北広域行政事務組合庁舎建設事業の総額及び年割額の変更を計上いたしております。

このほか、繰越明許費補正として、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業外10件を追加いたしております。

債務負担行為補正として、水俣市議会会議録印刷業務外5件を追加、印刷機借上料外7件の変更を計上いたしております。

地方債補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第19号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,256万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ45億6,885万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第9款基金積立金、第11款諸支出金を増額し、第1款総務費を減額いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款国庫支出金、第8款財産収入、第9款繰入金、第10款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第20号平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ154万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億8,791万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費で人件費と後期高齢者医療広域連合納付金を減額いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金を減額いたしております。

次に、議第21号平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,015万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ32億4,266万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費、第2款保険給付費の減額等を計上いたしており

ます。

この財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金等で調整いたしております。

次に、議第22号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,473万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ13億5,249万1,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款公共下水道事業費において、公課費及び下水道建設に係る委託料等を減額いたしております。

また、第2款公債費において、地方債の利子償還を減額いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第7款市債をもって調整いたしております。

また、繰越明許費としまして、浜雨水ポンプ場改築更新工事委託等に係る下水道建設事業の限度額を変更いたしております。

このほか、地方債としまして、公共下水道事業及び過疎対策事業の限度額を変更いたしております。

次に、議第23号平成25年度水俣市病院事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の額を4,641万2,000円増額し、補正後の収益的収入の額を69億7,217万3,000円とし、収益的支出の額を6,000万円増額し、補正後の収益的支出の額を69億6,652万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的収入については、入院収益の減額及び外来収益の増額、収益的支出については、診療材料費を増額するものです。

次に、議第24号平成25年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、平成25年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を19万2,000円減額して、補正後の収益的支出の額を3億2,874万3,000円とするとともに、予算第4条に定める資本的支出の額を4億2,201万3,000円減額して、補正後の資本的支出の額を2億1,676万3,000円とするものであります。

補正の内容としましては、収益的支出につきましては、材料費並びに消費税及び地方消費税を増額し、固定資産除却費を減額しております。資本的支出につきましては、建設改良費の額を減額いたしております。

次に、議第25号から議第31号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市ふれあいセンター、水俣市ワークプラザ、みなまた環境テクノセンター、水俣市湯の鶴

温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくり、湯の児フィッシングパーク、水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、浜公園児童プール、浜公園運動場、旧第三中学校運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第1号から議第31号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第1号専決処分報告及び承認について及び議第18号から議第24号までの平成25年度各会計補正予算は、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第1号専決処分報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

○議長（大川末長君） 議第18号平成25年度水俣市一般会計補正予算第7号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

○議長（大川末長君） 議第19号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

○議長（大川末長君） 議第20号平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

○議長（大川末長君） 議第21号平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

○議長（大川末長君） 議第22号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

○議長（大川末長君） 議第23号平成25年度水俣市病院事業会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

○議長（大川末長君） 議第24号平成25年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第1号及び議第18号から議第24号まで議案8件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前11時3分 休憩

午後5時9分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案8件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長 淵上道昭議員。

(総務産業委員長 淵上道昭君登壇)

○総務産業委員長（淵上道昭君） ただいま総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第1号平成25年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げ

げます。

本案は、平成26年2月9日に実施された水俣市議会議員補欠選挙に係る予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ322万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ146億1,081万円とするものである。

補正の内容は、第2款総務費に、市議会議員補欠選挙費を計上し、その財源としては、第10款地方交付税を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第18号平成25年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第2款総務費に、公共施設整備基金積立金、第7款土木費に、市内一円道路改良事業などを増額したほか、各款において事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職等に伴う人件費の調整などを計上している。

これらの財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整している。

また、継続費の補正として、水俣芦北広域行政事務組合庁舎建設事業の総額及び年割額の変更を計上している。

このほか、繰越明許費として、市内一円道路改良事業外7件を追加し、債務負担行為補正として、水俣市議会会議録印刷業務外5件を追加し、課税支援システムハードリース料外2件の限度額の変更を計上している。

また、地方債補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、災害対策費に計上されたJアラートの内容についてただしたのに対し、Jアラートとは全国瞬時警報システムのことで、例えば北朝鮮のミサイル発射情報や地震、津波速報などがこれに当たるが、これまで水俣市の防災行政無線はこれに連動していなかったため、今回国の補助を受け、Jアラートを活用するための対応機器の導入を図るものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,473万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ13億5,249万1,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款公共下水道事業費において、公課費及び下水道建設に係る委

託料等を減額、第2款公債費において、地方債利子償還金の減額を行うものである。

これらの財源としては、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第6款諸収入及び第7款市債をもって調整している。

また、繰越明許費として、浜雨水ポンプ場改築更新工事委託等に係る下水道建設事業の限度額を変更している。

このほか、地方債の補正として、公共下水道事業及び過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第24号平成25年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、平成25年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を19万2,000円減額し、補正後の収益的支出の額を3億2,874万3,000円とするとともに、予算第4条に定める資本的支出の額を4億2,201万3,000円減額し、補正後の資本的支出の額を2億1,676万3,000円とするものである。

補正の内容は、収益的支出については、材料費並びに消費税及び地方消費税を増額し、固定資産除却費を減額している。資本的支出については、建設改良費の減額を行うものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、剰余金を定期預金等の有利な運用ができないかとただしたのに対し、定期預金は8億円ほどあるが、水道事業の場合は利益が出た場合は、建設改良積立金として、水道及び簡易水道の整備、補修等の原資とするものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第18号平成25年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第3款民生費に、自立支援給付費、第4款衛生費に、水俣芦北広域行政事務組合負担金、第9款教育費に、スポーツ振興基金積立金などを増額したほか、各款において事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職等に伴う人件費の調整などを計上している。

なお、その財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費補正として、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業外4件を追加している。

また、地方債補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、こんにちは赤ちゃん事業はどのような事業かとただしたのに対し、新生児訪問を主に行っている事業であるとの答弁がありました。

また、介護施設人材育成応援業務委託料の減額についてただしたのに対し、介護人材育成のため事業所に委託する事業があり、当初5事業所に委託したが、応募がないなどの理由により、結果として4事業所での実施となったことが要因であるとの答弁がありました。

また、エコ住宅建築促進総合支援事業のうち9件を繰り越すとの説明についてただしたのに対し、すでに交付決定済み分が市内建築資材不足等の理由で年度内の竣工が困難であることから、平成26年度に繰り越すものであるとの答弁がありました。

また、自立支援給付費の増額についてただしたのに対し、自立支援給付費は障がい者が就労施設等を利用した場合に給付しているが、当初見込んでいた人数よりも利用が多かったことが理由であるとの答弁がありました。

また、みなまた環境絵本売却収入の減額理由についてただしたのに対し、第1回の環境絵本売却益を基準として見込んでいたが、第2回は売却数が減少したとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,256万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ45億6,885万4,000円とするものである。

補正の内容は、第9款基金積立金、第11款諸支出金を増額し、第1款総務費を減額している。

これらの財源としては、第3款国庫支出金、第8款財産収入、第9款繰入金、第10款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ154万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億8,791万3,000円とするものである。

補正の内容は、第1款総務費で人件費と後期高齢者医療広域連合納付金を減額している。

この財源としては、第3款繰入金を減額しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,015万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ32億4,266万3,000円とするものである。

補正の内容は、第1款総務費、第2款保険給付費の減額等を計上している。

財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金等で調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護サービス等諸経費の予算減額と介護予防サービスの予算増額についてただしたのに対し、全体的に介護サービスの利用者は増加しているが、介護サービス等諸経費は要介護の利用者を対象としており、平成24年度の執行額を基準として予算化したものの、介護認定の重度化が当初見込みよりも少なかったため減額となった。また、介護予防サービス等諸経費については、要支援の利用者を対象としており、当初見込みより利用者が増加したが、利用料自体が低額であるため、給付額は微増にとどまったとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第23号平成25年度水俣市病院事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の額を4,641万2,000円増額し、補正後の収益的収入の額を69億7,217万3,000円とし、収益的支出の額を6,000万円増額し、補正後の収益的支出の額を69億6,652万2,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的収入については、入院収益の減額及び外来収益の増額、収益的支出については、診療材料費を増額するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、年間患者数が減少となっているが、年度末までの見込みも入っているのかただしたのに対し、4月から12月までの時点の患者数と前年度の患者数の推計で減少率を算出し、昨年度の1月から3月までの患者数に減少率を乗じて、年間の見込みを算出しているとの答弁がありました。

また、診療材料費は妥当であるのかについてただしたのに対し、診療材料は購入した後、貯蔵しておき必要に応じて使用していくとの答弁がありました。

また、診療材料の管理は適正に行っているのかただしたのに対し、各部署で適正に行っているとの答弁がありました。

また、入院患者数の減少要因をどのように考えているのかただしたのに対し、小児科、外科が減少しているが、基本的には人口減少が要因として考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成26年2月28日

総務産業常任委員長 淵上道昭

水俣市議会議長 大川末長様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第1号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	承認	全員賛成
議第18号	平成25年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	原案可決	全員賛成
議第22号	平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第24号	平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成26年2月28日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 大川末長様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第18号	平成25年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	原案可決	全員賛成
議第19号	平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第20号	平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第21号	平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第23号	平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成

○議長（大川末長君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第1号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

○議長(大川末長君) 次に、議第18号平成25年度水俣市一般会計補正予算第7号から議第24号平

成25年度水俣市水道事業会計補正予算第3号まで、以上7件を一括して採決します。

本7件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本7件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって本7件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程第40 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について

○議長(大川末長君) 日程第40、水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

西田弘志議員の辞職に伴い水俣芦北広域行政事務組合議会議員が欠員となったため、同組合代表理事から、同組合議会議員1人を選出するよう要請がっております。

これから水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定しました水俣芦北広域行政事務組合議会議員に、中村幸治議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました中村幸治議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって中村幸治議員が、水俣芦北広域行政事務組合議会議員に当選しました。

ただいま当選しました中村幸治議員に対し、会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

○議長（大川末長君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明3月1日から10日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、3月11日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により3月11日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は3月4日正午まで、議案質疑の通告は3月11日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後5時33分 散会

平成26年3月11日

平成26年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成26年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成26年3月11日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後3時27分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	（榮永尚子君）
主幹	（岡本広志君）	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）	

（説明のため出席した者） 13人

市長	（西田弘志君）	総務企画部長	（本山祐二君）
福祉環境部長	（宮森守男君）	産業建設部長	（門崎博幸君）
総合医療センター事務部長	（淵上茂樹君）	福祉環境部次長	（松本幹雄君）
産業建設部次長	（遠山俊寛君）	水道局長	（前田仁君）
教育長	（葦浦博行君）	教育次長	（福島恵次君）
総務企画部総務課長	（本田真一君）	総務企画部企画課長	（川野恵治君）
総務企画部財政課長	（坂本禎一君）		

○議事日程 第2号

平成26年3月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|-------|---|-------------------------------|
| 1 | 高岡利治君 | 1 | 市長選挙について |
| | | 2 | 選挙中の政策ビラの中身について |
| | | 3 | 選挙公約との中身について |
| 2 | 藤本壽子君 | 1 | 長崎・木臼野地区の産廃処分場計画跡地利用について |
| | | 2 | 携帯電話中継基地局建設に当たっての条例制定について |
| | | 3 | 病児、病後児保育所の設置について |
| | | 4 | 容器包装リサイクル法の改正について |
| 3 | 野中重男君 | 1 | 西田市長の政治姿勢について |
| | | 2 | 水俣病被害者救済について |
| | | 3 | 水俣病にかかわる国保財政への特別調整交付金について |
| | | 4 | 在宅医療、在宅介護のシステムづくりでの水俣市の関与について |
| 4 | 塩崎信介君 | 1 | 市長選の総括について |
| | | 2 | 不登校問題について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡利治議員に許します。

（高岡利治君登壇）

○高岡利治君 おはようございます。

自民党創水会の高岡です。

きょう、3月11日は東日本大震災が発生してから丸3年がたっております。いまだ避難生活をされている方々が26万7,000人おられるということで、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興ともとの生活に戻れることを祈ってやみません。

きょうは、傍聴席のほうも大変いっぱいおいでいただいて、水俣の婦人会の皆様方の研修ということで女性が大変多く、すっかり私のファンかなと思って勘違いをしてしまいまして、参考になるような一般質問になればと思って努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

一方、水俣では2月に市長選挙が行われましたが、今回の選挙は政策を戦わせての選挙とはほど遠い感じがいたしました。ありもしないうわさが先行したり、中傷ビラが出回ったりと何とも後味の悪い選挙ではなかったかと思われてなりません。このようなことも含め、新しくなった市長に選挙戦も含め、これからの市政運営について質問をしたいと思います。

1、市長選挙について。

①、選挙期間中、8年前に戻すなどの発言があったがどういう意味か。

②、前市長、宮本氏の市政継承の立場で立候補したが、前市長の評価と問題点は何か。

2、選挙中の政策ビラの中身について。

①、政策ビラの中にバラ園の整備、中尾山公園の整備、海と夕やけの誘致、鶴の屋の開設で妨害したのは誰だとあるが、そのような事実があったと思うか。

②、多数をかさに日本一のお粗末な議会にしたのは誰だとの表現について、同じ議会に身を置いていた一人としてどう感じるか。

3、選挙公約とその中身について。

①、再生可能エネルギーで経済の活性化と雇用創出についてどう考えているか。

②、木質系バイオマス発電の現状と、これからのかわり方についてどう考えているか。

③、市長室での市民ランチミーティングの実施とはどういうことか。

④、水俣病問題への取り組みはどのようにするのか。

⑤、子育て支援事業の創設による、新生児の誕生祝い金とはどういうものか。

⑥、市職員採用の文化芸術、スポーツ地元枠の導入についての考えはどのようなものか。

⑦、市役所の窓口サービスの充実、日本一親切な窓口業務とはどのようなものか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 高岡議員の御質問の市長選挙について、選挙中の政策ビラの中身につい

て、選挙公約とその中身についての御質問に、私から順次お答えをいたします。

初めに、市長選挙についてお答えします。

まず、選挙期間中、8年前に戻すなどの発言があったがどういう意味かとの御質問にお答えをいたします。

8年前、産業廃棄物処分場の建設問題で市民が混乱した状態でありましたので、再び市政運営がそのような状況になってはいけないとの思いで発言をいたしました。

次に、前市長宮本氏の市政継承の立場で立候補したが、前市政の評価と問題点は何かについてお答えをいたします。

宮本前市長は、命と環境をまちづくりの基盤に据えて住民協働で政策を進めてこられました。その成果として、国の環境モデル都市の認定や環境首都の称号取得などの高い評価を受けられ、環境のまち水俣を全国に発信していただけたと思っております。

また、本市の命と環境を大切にする取り組みは、平成2年の環境創造みなまた推進事業までさかのぼり、平成4年の環境モデル都市づくり宣言、平成5年から始まったごみ分別収集、ほかに環境ISO、エコショップ、地区環境協定、村丸ごと生活博物館と20年以上にわたり水俣のまちづくりの根幹をなすものであると認識しております。

その歴史の中で、寄る会みなまたや、ごみ減量女性連絡会議、ISOの市民監査員など、多くの市民の皆様のお力により、環境のまち水俣が形成されています。本市の経験した厳しいマイナスの出来事をただ悲観するのではなく、環境を軸に水俣のプラスの資産に加えていこうとする取り組みを、私は力強く引き継いでまいりたいと思います。

しかしながら、市内の経済や雇用は依然として厳しい状況が続いておりますので、市民の働く場づくり、地域を活性化していくことが課題であると思っております。

宮本市政の命と環境を軸にしたまちづくりを継承しながら、随所に西田カラーを織り込み、にぎわいのある輝く水俣をつくっていきたいと思います。

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今、答弁にありました、まず選挙期間中の8年前に戻すな、この発言についてですけれども、今の答弁ですと、8年前産廃処分場の建設問題で市政が混乱をしたと、市民に混乱を与えたということでもあります。そういう混乱を二度と起こさないというような答弁でしたけれども、ということは江口氏が例えば市長になった場合に、そういうじゃ産廃処分場問題の建設ということが起こるといふふうに認識をしているのかどうかですね。また、そういううわさが実際あったけれども、そういう問題が起こるといふふうに、先ほど言ったように認識をしているのかどうかということ、もしそうであれば、その根拠は何かということをもまず1点質問します。

それと、あなたが新聞のインタビュー等で言われていたことで、独善的な市政運営とか萎縮した職員とか、そういう暗い市役所を目の当たりにしたというふうなことも言っておられますけれども、これはじゃ具体的にどういうことがあったのか、実際耳にしたことがあるのか。私のほうには、やはりそういう言葉も耳に入ってきたことがないんですね。恐らく、これは私の想像ですけども、またそういう発言をする職員が一部にはいるかもしれないです。仕事をしながらない職員がいるかもしれない、そういう方はそういう発言をするかもしれない。でも、多くの能力のある優秀な職員は、やはりまともな仕事や政策の実現のために汗をかきたいというふうに思っているんですよ。そういう職員が多くいる中で、まあ江口氏が4年間市長経験をされたときに、市職員の窓口対応なんか非常にいいという評判を、私は市民の方からも聞かれましたので、そういう評価に対してどう思っているのかということも1点。

それから、宮本市政の8年間の評価と、それから問題点というところで今答弁がありました。命と環境を大事にする施策をずっとしていただいたということなんですけれども、そういう中で、よく議会の中で一般質問で質問があります。職員の対応に関する質問というのがよく出ておりますね。これに関して、宮本市政8年間でどういうところが改善されたという認識があるのか、これが3点目です。

宮本氏は昨年11月17日、記者会見において、3選不出馬の表明をされております。そのときの新聞記事のやりとりを見る中で、引退するに当たり、今回の市長選挙での後継者の指名や選挙での特定の候補への支援はしないというふうに新聞のほうで発表されております。しかし、実際には西田市長の選挙、まあ私が見る限りでは、自分の選挙じゃないかと間違うぐらい一生懸命頑張っておられましたですね。これは別に応援するのが悪いとは言っているわけではないんです。現職のですね、公職の現役市長が、公の記者会見で今回の市長選挙では後継指名や特定の支持者の支援をしないということを明言をしている。それに対して、その明言した言葉に対する無責任、責任感のなさ、そういうもの非常に私はあきれております。こういうことを耳にすると、今までの8年間の市政運営もそうだったのかと、言ってることとやっていることが違うというふうに思わざるを得ないところがあるんです。この市長の応援をされた政策ピラの中で、前の市長の宮本氏のメッセージがありますけれども、ちょっと読んでみたい。

人の痛みを自分の痛みとしてどれだけ受けとめることができるのか、このことがまず長たる者が持たなくてはならない資質だと思います。損か得かで物事をはかってはなりません。ましてや一部の利益を求め、うそがあってはなりません。まことで動く政治を展開しなくてはならないのですという文書を寄せられております。

しかし、自分が取られた行動というのは全く真逆のことじゃないのかなと、私は理解しておるんですけども、そういうことも含めてもう一回、2回目の質問として、そういう市政、まあ確

かに命と環境を大事にすることを掲げてやってこられた。それはそれで評価をしますけれども、そういう発言と行動が違う、ぶれる、こういったことが今までもあってきたと。そういう政治を行ってきた人間が、自分の言葉に責任を持たないということに、非常に私は憤りを感じます。このことを踏まえて、西田市長としてはこのことに関してどう思われるのか、あなたに寄せられたこれは激励のメッセージですからね。それに対してどう思われるのか。また、今後市政運営をする上で、その宮本市政を後継すると名乗っておる市長として、どういうふうに取り組んでいこうと思っているのか、これが4点目です。

それと、また同じ新聞記事になるんですけども、西田市長のインタビューの中で、宮本市政8年間の評価を80点と評価をしております。残り20点を自分が推し進めるといふふうにインタビューで答えておられますけれども、その宮本市政8年間の80点の評価の中身は何だろうかと。そして残り20点を自分が推し進めるといふことは、その残り20点をこの4年間で埋めていこうとしているのか、どうなのか。その辺のところもうちょっと具体的に説明をしていただきたいと思っています。

以上5点、お願いします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 5点ということですけども、何か聞くと細かく分かれていたので、もし抜けてましたら言うていただければと思います。

産廃の、8年前に戻すな、その言葉が相手候補江口さんになったら産廃がまたできるんじゃないかというふうに捉えたということだと思いますけれども、私は8年前に戻って、その産廃問題が出てくるという意味合いではございません。私は8年前に市議でありました。江口さんの市政運営をずっと見させていただきました。これ2の部分も入るかもしれませんが、その中で、産廃問題で混乱していた、市民を巻き込んだ形で、この市議会も混乱をしていたのは、私も非常に感じております。そういった市政運営に戻すなという意味で、8年前に戻すなというふうに私は言うております。

暗い市役所、独善的な運営があったのかということでございますけれども、私が4年間一緒にここでこの席で見させていただいた市政運営を、私個人的に思った言葉でございます。職員から、高岡議員はそういったことは聞いてないということでございますけれども、私が見た目としては、そういうふうを受け取ったということでございます。

それと、職員の改善でございますかね。前市長の宮本市長になって8年間で市政、市の職員の改善されたのかということでございますけど、その部分につきましては、私も非常に考えるところでございます。いつもここで、接遇についてはなかなか厳しい御意見がありますので、そういった部分は、私としてはまだ足りない部分があると思いますので、その点は私の4年間で改善

をしていきたいというふうに思っております。

それと、宮本市長のことについてですかね、発言と行動、言われたこととビラに書かれたことが違うということですかね。それにつきましては、もう前市長の言われていることなので、私としては何とも言えませんが、ビラに書かれた、チラシに書かれたことで、私を応援していただいたメッセージにつきましては、非常に応援していただいているなというふうに思っております。それにつきましては、応援していただくことに対して私から嫌ということもありませんし、応援していただいてよかったというふうに私は思っております。

そして80点の中身、あと20点をどうするかということですけど、80点につきましては、環境を軸足に置いた、そして経済運営、経済政策というものをうたわれました。それにつきましては、ある程度評価が出ているというふうに私は思って80点と言っております。しかし、あとの20点につきましては、接遇の問題、そして経済問題ということは、もしかしたらまだ足りない部分があったのかというふうにも思います。その部分は、私は水俣でずっと仕事、商売をやってきた人間でございますので、そういったところを経済界の皆さんのお話も聞きながら、雇用問題が水俣市の大きな一つの問題だと思っておりますので、そういったところをまた、私が足りない部分を埋めていきたいというふうに思っております。

足りませんでしたら、またちょっと言うていただければと思います。

以上です。

(「4番目の質問の宮本市長のそのメッセージを踏まえた中で、じゃあ西田市政としてどうやっていくのかというところが抜けてますよ」と言う者あり)

○市長（西田弘志君）（続） 宮本市政の、私として今後どうしていくか。

私は、市長の後継者というか、継承していきたいということを言っておりますので、先ほどから言うておりますように、環境・経済、車の両輪でいきますと前輪・後輪、これを一緒に推し進めていくような市政運営、そういったものを継承して推し進めていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

まず1番目、2番目ですね、産廃処分場の問題と、その江口氏の市政運営の件のこれはまとめてちょっと質問したいんですけども、先ほども1回目の答弁でもありましたが、要するに8年前にそういう処分場問題で混乱をしたと、だからそういう混乱を起こしちゃいけないというような答弁だったというふうに私は解釈しております。でも、今2回目の答弁のときにはそうじゃないと、そういう同じようなことをしてはいけないんだということで、ちょっとニュアンスが違いますよね。

要するに、市民はやはりこういういろんなうわさが出てきて、今回江口氏がなれば、また産廃処分場の問題が復活するんだというような話が出ているわけですよ、実際に。いろんな人が耳にしているわけです。ということは、西田市長が言われるように、周りの支援者が言われるように、西田氏は8年前に産廃阻止を実現した功労者だというふうな評価をされているわけですよ、産廃阻止をしたと、宮本市長とともにですよ。ということは、産廃処分場の問題はもう終わっているわけですよ、実際。でも今回の選挙ではまたその産廃処分場の問題が出てきたということは、じゃそれは実際とまっていなかったのかというふうな誤解を市民が受けるということも当然あり得るわけですよ。だから、そこなんですよ。

じゃ、実際そういうことが本当にあるのかと、8年前に戻すなど、そういう産廃処分場問題で混乱をした市政に戻すなど。ただ、それはそのときにもう決着がついたということで、あなた方は評価をして、自分たちがとめたんだということを盛んにPRをしているんですから、もうそれはそれでとまった問題じゃないですか。それを何でこの選挙で、また新たにそれが復活するようなことが出てくるんだということなんです。その根拠は何ですかということを行っているんです。それをまず1点お答えください。

それと、その宮本市政の8年間で職員の対応の件が改善されたかどうかということに関して、まあこの問題に関しては自分でもまだ足りないと思うと、今後自分でもそういうところはやっていきたいというんですけど、足りなかった部分があるからと言うが、実際、今何が足りないと思っておられるのか、これを2点目の質問。

それから、3番目の質問として、その宮本市政の8年間80点の評価が今ありましたね、環境問題等々で。100点満点中、じゃそれが80点だと。残り20点がそういう経済とか雇用という問題だというような感じの答弁だったんですけども、ということは、だからさっき、私が2回目の質問でしましたように、じゃその宮本市政20点をあなたは埋めるだけの仕事をこの4年間でするんですかということをお前は質問したんですね、さっき。そうなんです、どうなんですということなんです。それが3番目の質問です。

以上です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 私は、江口氏になって産廃ができるということを使ったことはございません。8年前に戻すなしか言うておりません。受けとめ方は人それぞれだというふうに思っております。江口氏が8年前にやられた市政運営を見られて、市民の方がどう判断して受けとめられたかは、市民の皆様の受けとめ方だというふうに思っております。私は一回も江口氏になったときに産廃処分ができると言ったことはございません。

それと、市の職員に何が足りないかということでございますけれども、待遇につきましては、

私も一番最初に、初日に言いましたのは、市役所は市内最大のサービス業だというふうに思っていたきたいということを伝えました。これは、やはりそのくらいの気持ちを持って市民の皆さんと接していただきたいということがありました。そこでは、まずネクタイを必ずしてください、スリッパはやめてください、電話で名前は必ず伝えてくださいと口頭で言いました。書面では、ネクタイと電話の対応につきましては、名前を必ず言ってくださいというのは書面でも回しております。それを少しずつ改善をしていきたいということでございます。そういった部分がやはりちょっと足らなかったのかなというふうに私は、今は思っておりましたので、まずできることからやっていきたいと思っております。

それと、私とその20点、足りない部分だけを埋めていくかということでございますけれども、今までやってこられたことを評価したことは、それは当然私も評価して、その部分は推し進め、足りない部分を私が補って、それを100点、また120点にしていくというのが、私に課せられた課題だというふうに思っておりますので、今後4年間で80点が120点になるようにやっていきたいというふうに思っております。

やり方につきましては、一応マニフェストを今回挙げさせていただきました。これはもう非常に短い選挙期間でございましたので、私も2日間徹夜でつくりました。そのマニフェストに沿ってやっていきたい。本来なら、時間があるなら、もっときちっとした形でつくったものを市長選に上げてやっていきたくはあったんですけど、これは時間がありませんでしたので、2日間で一生懸命やらさせていただきました。まあそれは大まか間違っはおりませんので、それに沿った形でやっていくというふうな思いでございます。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、選挙中の政策ビラの中身について、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、選挙中の政策ビラの中身について順次お答えをいたします。

まず、政策ビラの中でバラ園の整備、中尾山公園の整備、海と夕やけの誘致、鶴の屋の開設で妨害したのは誰だとあるが、そのような事実があったと思うかについてお答えします。

議員御指摘のビラは選挙運動用ビラではございませんので、私がビラの批評をすることは難しく、また事実認識についても、各人の受けとめ方でございますので判断をいたしかねます。

次に、多数をかさに日本一のお粗末な議会にしたのは誰だとの表現について、同じ議会に身を置いていた一人としてどう感じるかについてでございますが、これに関しましても個人の感じ方、受けとめ方でございますが、私も市議会議員でありましたので、日本一お粗末な議会とは思っておりません。

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をします。

まず、このもろもろの施策を妨害したのは誰だと、これに関しては自分がつくったピラではないし、単なるピラだから関係ないというような答弁ですね。それはちょっと無責任じゃないですか。私これ持っていますけれども、あなたと前市長宮本氏がタッグを組んで、こうやって写真に載って、あなたの政策、活力あるまちづくりですか、政策、約束1から5までも書いてある。西田弘志の思いというものも載っています、正々堂々と。あなた個人のピラじゃないかもしれないけど、あなたの支援をする人たちが寄せたメッセージで、あなたの写真、あなたの政策が載っているということですよ、当然、目を通してこれを理解した中でこれは載っているということですね。知らないで載せたのかどうか、じゃ、あなたが全く知らないところでこれが載っているのかどうか。いいですか、そこをまず認識してくださいよ。

単なる一個人が、個人の見解として出したピラじゃないんですよ。写真までちゃんと載っている。そこに寄せたこういう激励のメッセージの中に、こういう文章が、水俣市長宮本勝彬であるとか、いろんな名前が載っているわけですよ。これを取り方はそれぞれだとか、そういうことで逃げてもらっちゃ困るんですよ。ちゃんと教えてください、これは。

この件に関して、私が総務産業委員長をしているときも、この海と夕やけへの補助金の5,000万円の問題は出てきました。当然そのときも今、市長である西田氏が同じ総務産業委員会の委員で、いろいろ議論をやりました。そういう中で、当然この5,000万円という大きい補助金を出すのに、いいか悪いか、それは出すか出さないかじゃなくて、出す時期をどうするのか、どういう段階で支出をする、そういうのを認めるべきかという議論をしたことは覚えていらっしゃるよ。そういうことを議会の中で当然やってきたわけです。

議会の役割というのは市民の税金が正しく執行されているのかどうか、政策の中身をチェックする、そういう役割が私は議会としてあると思います。議会で賛成反対の論議をすることは当然当たり前であり、採決は多数決で決まるのも当たり前のことです。それを自分たちの支持する市長は、施策が通らないからということで、数の横暴だとかそういうことを言うこと自体が横暴な意見であって、思い上がった発言だというふうに私は思うんですけども、そういう文章がこれに載っているわけですよ。ということは、これを見た市民、有権者がこれを事実でないことを、さも事実かのようにこうやって書かれれば、これを信じて1票を投じた有権者がいることも事実じゃないですか、これは非常に大きな問題ですよ。

それに、ここにも書いてある、木質バイオマスにも厳しい態度をとったり云々かんぬんと書いてあります。この中にも80人の雇用というような数字まで出てますけど、この80人というのは何の根拠があって80人というふうに言っているのか。私は当初、市が木質バイオマスをやるときに

は、どのぐらいの雇用があるんだと聞いたら、約60名ぐらいということでした。ずっと話を聞く中で、実際プラントができればプラントには20名程度の雇用があるでしょうと、ですから、その60名の雇用も全く60名が新規雇用採用じゃないんですよ。本当に新規で採用される人というのは、そこのプラントで働く20名ぐらいの人間です。じゃあ残り40名は何かというたら、木を切り出したり収集運搬をしたりと、現在そういう仕事に従事している人が、また携わるということも含めた中での60名、それがこの文書では今度80名という数字に変わってる、ですね。非常にこういう無責任な文書が載っているということも現実としてあるんです。

ですから、今言いましたように、このピラの文書に書かれているように、今後、西田市長、あなたは、この日本一お粗末な議会と首長という立場でかわりを持っていかなければいけないですよ。じゃこの日本一お粗末な議会とどう向き合っていくのか、あなたは。先ほど答弁でありました、そうは思っていないというふうに思っておられます。これは、一議員個人の問題じゃなくして、この水俣市議会の問題が問われています。日本一お粗末な議会、何でも日本一が好きみたいですけどね、このまちは。いいですか、非常にこれは問題なんですよ。それがあなたの応援のこのピラに書かれてるんですよ、実際に。見たことありますよね。ですから、今言ったように、この問題に対して、非常にこれは問題だと思います。これをどう思われるか。

もう一回言いますよ。このピラ、載せたその見解として、自分の関知するところじゃないというような形の答弁だったと思いますけれども、実際あなたの写真が載っているんですから、これに関してじゃどう思われているのか、それに載っているということに対してどう思われているのか。それと、先ほどから言いますように、日本一お粗末な議会ということに対して、もう一回きちっと考えを述べてください。

以上です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 選挙、私3週間でさせていただきました。朝5時から夜10時まで3週間休みなしでずっとやりました。その中で、マニフェストにつきましては、私は自分で一生懸命つくらせていただきました。応援するピラ、チラシ等につきましては、実際に私がつくったものでもございません。選挙期間中、もしかしたら見といてくれということがあったのかもしれませんが、私が内容を細かくチェックしたということは、書かれた方とやっていただきたいと思っております。

それと、日本一お粗末な議会につきましては、先ほど言いましたように、この議会がそのようなお粗末な議会というふうに思ったこともございませんし、今後この議会と一緒にやっていきたいという思いでございます。

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 選挙期間中までに期間がなかったと、マニフェストをつくるのがいっぱいだったと、そういう言いわけを私は聞いてるんじゃないんですよ。要するに、誰が書こうが、誰が載せようが、当然こういうのが載っているという事実があるということです。そこを自覚してもらわないと、今後市政運営の中で、じゃそういう場合に、私たちが一般質問したときに、いや、これは私が答えたことじゃないから、私がやったことじゃないから、その周りがしたことだからということで、そういう答弁で逃げるわけですか。そうじゃなくて、事実は事実としてきちっと押さえて、今後の市政運営に生かしてもらわないと困るんですよ、こういうものも。期間が短い云々かんぬんの問題じゃないんですよ。それは自分が決断して、選挙があるまでの期間が短かったというだけであって、何の理由にもならないです。

ですから、そういうことをもうちょっと考えた中で、ビラは善意でつくってもらったどうのこのじゃなくて、こういうことを載せてあるということの現実をきちっと受けとめた中で、先ほど言ったように、じゃあ前市長の、この問題でもそうですよ。こういう公人が発言をしたことが、実際行動として違う行動をしているという現実もあると、だから、そういう継承者として、そういうことをするべきではないんですかという、私は一つの警鐘として今回質問をしています。だから、そういうものを含めて、今言われたように簡単に自分が関与してないから関係ないんだということじゃ、何にも関係ない、何にも写真も載っていない。ただ、その善意の人が書いた文だったら、それでも構いませんよ。でも、実際こういう約束の1から5までも載っているじゃないですか、自分のメッセージも載っているじゃないですか、思いも。それを、じゃあ善意でやってくれたから、私はそれには目を通してないかもしれない、関与してないかもしれない。そういう理由で、それで通しちゃっていいんですか、それじゃ余りにも無責任じゃないですか。

こういうことも踏まえた中で、今後そういう形で、あなたはこの4年間、市政運営をやっているつもりなんですか。でないとするならば、どういう市政をもってやるのか、そこをお答えください。

3回目の質問です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 内容につきましては、もう個々の皆さんが思いで書かれておりますので、本当に私がどうのという立場ではないというふうに思っております。

今後、どういった市政かということにつきましては、きちっと誠心誠意、市民の皆さんのお話を聞きながらやっていく市政運営、そういったものをしていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 次に、選挙公約とその中身について答弁を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 次に、選挙公約とその中身について順次お答えします。

まず、再生可能エネルギーで経済の活性化と雇用創出についてどう考えているかとの質問にお答えします。

私が市議会議員のころに聞いて印象的だったのは、水俣市内から電気代や燃料代などエネルギー関連の支出として年間85億円が市外へ流出しているという調査結果でした。このお金を市内に残すためには、再生可能エネルギーや省エネ施策など、市内でエネルギーをつくり出すことだと思います。これは、大都市に比べて企業や人口の集積が少ない水俣にとって、豊かな自然や農業資源などを生かして、今後10年、20年後の将来を見据えたとき、持続可能な地域運営をしていくための先行投資になると考えます。

また、木質バイオマス発電のように、発電プラントが必要なものであれば、それに伴いプラントでの雇用や、燃料供給の過程で新たな雇用が発生することになります。もちろん、再生可能エネルギーだけで全ての方の事業活性化のニーズにお答えできるわけではないことは、重々承知しております。宮本市長時代に始まった企業支援センターや地場企業支援策の取り組みも踏襲しつつ、経済の活性化と雇用の創出を図ってまいりたいと思います。

次に、木質系バイオマス発電の現状とこれからのかわり方についての御質問にお答えいたします。

木質バイオマス発電事業については、平成24年度から市役所及びみなまた環境テクノセンターを中心に事業構想の検討に入りましたが、昨年後半から企業誘致という方向で取り組んでいるところです。先方では現在、立地に向けた最終的な調査を行われているところであり、誘致する市としましては、先方の御要望や問い合わせに誠意を持って対応していきたいと思っております。

次に、市長室での市民ランチミーティングの実施についてお答えします。

私は、より多くの市民の皆様の声を直接伺うために実施したいと思っています。また、限られた時間を有効利用するためにも、昼食の時間を使って食事をとりながら、気楽にお話ができたらと思っていますが、詳細につきましては、これから検討していきます。

次に、水俣病問題への取り組み方でございますが、地元市長として、さまざまな立場の市民の声を国や県に届けるのが大きな役目だと思っています。そのため、関係の皆様との対話に積極的に努めてまいります。

次に、子育て支援事業の創設による新生児の誕生祝い金につきましては、本市在住の方が出産された場合、誕生祝い金等を考えていますが、子育てしやすいまちづくりに十分資するように、詳細につきましては、これから検討をしていきたいと思っております。

次に、市職員採用の文化芸術・スポーツ地元枠の導入についての考えについてでございます

が、社会は複雑化しており、市職員にも多様な能力が求められる時代であると認識しています。そのような中で、文化芸術やスポーツの才能に秀でた方を一部採用することも市の活性化につながるものと考えています。ソチオリンピックも終わったばかりですが、スポーツや文化で優秀な成績をおさめられた方は、かたい決意とひたむきな努力があると思います。その経験をまちづくりに生かしていただくことは、非常に有意義なことではないかと考えております。詳細につきましては、今後検討をしてみたいと思います。

最後に、市役所の窓口サービスの充実、日本一親切な窓口業務についてお答えをいたします。

議員の皆様からもこれまで御質問いただいておりますように、私も市議の時から職員の接遇において気になることがございました。接遇において大切なことは、相手の方に気持ちよい印象を持っていただくことだと思いますので、職員とのコミュニケーションを図りながら、自発的に対応できるよう努めてまいりたいと思っております。市民に愛され、親しまれる市役所を目指して取り組んでいくことが、日本一親切な窓口業務につながるものと考えています。

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をいたします。

3番目の質問に入って、やっと政策の部分で今質問に入ってきたわけです。今後詳細は検討するという答弁が非常に多かったかなと、中身がいま一つ見えないというのが、7項目質問を上げておりますけれども、かなりそういう答弁であったかなというふうに思います。

1番目の再生可能エネルギーと木質バイオマスに関しては、ちょっと関連で一緒に2次質問をしたいと思っておるんですけれども、再生可能エネルギーを必要だと言っていて、水俣市は風力発電もできないようなまちなんです。そういう環境、団体がいるというようなまちであるんですけれども、その中で、こういう雇用の創出とか経済の活性化をするために、西田市長は自分なりの人脈で売り込むということを記者のインタビューの中で答えていますね。その人脈と、じゃその売り込む方法というのは、どういうものなのか、これを1点。

それから、この木質バイオマスに関しては誘致企業という形で、去年12月の補正予算でも1,350万円ぐらいですかね、委託金ということで調査委託金みたいなのが出ておりますけれども、これのもうちょっと詳細な経過、今、現在どうなっているのか。そして、市としては、それに対して、どういう方向性を持って進めていこうというふうに思っているのか。先ほどの答弁の中では、見守っていきたいというようなことであつたんですけれども、委託金を出している以上、きちっとそこは精査をしていかなければいけないというふうに思うんですが、どういふかわり方を持っていこうと思っているのか、これが2点目。

それから、このランチミーティングですか、これに関しては、これから詳細をとということですが、限られた人数ですよね、なかなか実施をするといつても、じゃどういふ人が対象になって

くるのか。例えば、近い支持者ばかりが集まってくるのか、そうじゃない方も呼び寄せるのか、いろんなあれがあると思うんですよ。これは非常にやはりよく考えてやらないと、このランチミーティングというのは、千葉の市長さんもローカルマニフェストで載せていますね。かぶったのかどうなのかわからないんですけども、載せていますが、非常にやはりこう、一見聞こえはいいように思いますけど、いろんな市民の皆さんの意見を聞きますということですけど、2万6,000人、人口がいます。有権者だけでも2万2,000人います。どこの意見をじゃ聞こうという、そういう対象を絞り込むのも大変だし、じゃ行きやすい人は行くかもしれないけれども、敷居が高いと思う人は行きにくいかもしれない。いろんな条件がありますから、その辺はしっかり精査した中で、もっと有効な、先ほど言われたように限られた時間を有効に使うために、本当にこのランチミーティングというものが必要なのかどうかということも、そこから考えた中で、ちょっとここは精査をしていただきたいというふうに思いますけれども、どう思われるのか。

それと、水俣病問題に関して、国・県に声を届けていかなければいけないというふうに言っておられますけれども、これも新聞のインタビューの中で、あなたは市長として国に制度をどうこうしてくれとは言にくいというふうに答えておられます。どうこうしてくれとは言にくいということではなくて、地元首長として、どういう方向性やスタンスを持って臨むのかということは、やはり持つべきだと私は思うんですけど、そういうところがないのかどうか。それは、被害者団体でばかりだけではなく、そういう意見ばかりではなくして、地元で生活する一般市民の方の意見、声等も拾った中で取り組んでいくということが、私は大事だと思うんですけど、そういうものも踏まえて、どういうスタンスで、どういう姿勢で取り組むのかということをお答えください。これが3つ目です。

それと、同じ水俣病問題に関してですけれども、3月7日に共産党の副委員長が、あなたを訪問したというふうにあります、その中でどういう話があって、どういう考え方を伝えられたのか。これが4つ目。

それと、子育て支援事業の創設ということで、新生児の祝い金を、子育てしやすい環境をつくるということで今答弁がありましたけれども、同じく新聞のインタビューの中で、あなたは人口増を目指すよりも、いかに現状を保ち、子育てしやすい環境をつくるかが重要というふうに言われているんですよ。人口増を目指すよりも、いかに現状維持、非常に前向きじゃないですね、私から見れば。やはり皆さんが望んでいるのは、例えば今回の選挙でもそうだと、経済と雇用という問題が非常にある。ということは、やはり人がふえないことには、まちも活性化しない、税収も入ってこないですね。そのために、この子育て支援事業というのが私はあるのかなというふうに思ったんですけども、いやいやそうではなく、人口増を目指すよりも、いかに現状を保ち、現状維持をするために子育てしやすい環境をつくるんだということなんだが、そこはちょっと整

合性がどうか、ちょっと違うんじゃないかなと思うんですけど、そこをもうちょっとどういう方向性でこの事業をやるのか。

そしてこの一時金をやることによって、本当に子育てをしやすい環境ができるのか。私は子を持つ親としても思うんですけども、中学校以上、高校・大学と行くに従って、やはり経済的な負担がかかってくるわけですよね。そういう長いスパンで見たときに、いかにこの水俣で生まれ育って、子育てをしやすい環境をつくるかということが、やはり大事だと思うんです。生んだから、生まれたからお金をあげますよという施策じゃなくて、生みやすい環境は、生むからお金じゃないと私は思うんです。そうじゃなくて、これからこのまちで子どもを育てていく、この長いスパンでの子育てを安心してできる環境をつくるのが、行政としては取り組まなければいけない大事な問題じゃないかというふうに思うんですけども、そこの違いをちょっと説明をしてみてください。これが5点目ですね。

それと、日本一の窓口業務、さっきも言いました。非常に日本一というのは聞こえはいいですけども、日本一の読書のまちづくりとかもありました。日本一お粗末な議会というのもさっき言いましたけれども、日本一ばかり飛び交うのはいいですよ。いいですけども、やはり行政の仕事として、ある程度数値目標がないと、その目標に向かって、到達点がないと、やっぱりなかなかモチベーションが上がってこないんじゃないですか。ただ、かけ声だけ、言葉遊びじゃないけれども、日本一になりましょう、それはスポーツなんかの競技だったらいいですよ。1位をとるためには、記録というものがあって、この記録を破る、新記録を出すためには、そういう数値目標が何事にもあると思うんです。経済においても、売り上げにおいてもそうでしょう。そういったときに、この日本一の窓口業務というふうに言われていますけれども、この数値目標が、じゃどういうところに基準を置いて日本一というふうに言われているのか、これをお答えください。これが6点目です。

以上です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 1の人脈につきまして、売り込み方ということは、もう自分のそれは今までこっちで商売をやっておりました。その中でいろんな形で、いろんな人を紹介していただく。また、この間は、関西水高会か県人会かの方もちょっとお話をしましたですけど、そういった方にもお話をする機会がございました。そういったところを関東、関西、いろんな形で人脈をたどって行って、売り込みをする。まあ私なりのものもありますし、今までのところも伝えていきたいというふうに思っております。

1,350万円の使い方につきましては、委託ということでございますので、今は先ほども言いましたように、木質バイオマス発電につきましては、誘致というところで力を入れております。私

も昨年から変わったというふうに聞いておりますし、私も今そのように報告を受けておりますので、来ていただく企業と、きちっと水俣に来るにはどういったものが必要か、どういった調整が必要かというのを委託の部分でやっていらっしゃるというふうに思っております。

ランチミーティングですね、ランチミーティングにつきましては、近い人ばかりを呼んでということは、絶対そういうことはございませんし、当然、市報に出すわけであります。その中でどういった選びなのかは、今後検討するが多いということを今言われましたですが、まだ1カ月しか私もたっておりません。今、マニフェストをどういった形でやるかというのを各課に全部振っております。その中で上がってきたところを、今から中身を進めていく。まあ1週間、1カ月できちっと答えを出せと言われれば、それは済みませんけれども、今のところやっていませんので、謝るしかございませんが、マニフェストは4年間のものがございます。それで短期・中期・長期、4年間できちっとマニフェストをやっていくというのが私のスタンスでございます。

ランチミーティングにつきましては、そういった形でまずやっていきます。それだけじゃ足りないということは、今までの地区懇談会は当然やっていきます。私の考えとしては、地区懇談会は、今まで宮本市長はやっていらっしゃいました。それは当然やります。市長になりまして、時間がないのに本当に自分もびっくりしております。その中でやっていくといえ、やっぱりお昼の1時間ぐらいだったら、どうにかやってこれるんじゃないかなと今は思っております。それをまた今からやっていきますけど、マニフェストの中には地区懇談会、ランチミーティングがあります。その真ん中に、車座対話会というのをやりたいと書いております。それは地域の人に公民館、または自分の家に5人でも10人でもいらっしゃって、その中で私が行って話が聞けるような、そういった車座対話会というのも一応3段階をやりたいというふうに思っております。これも今、どういった形でやるのかと言われると、まだ中身は詰めておりませんが、そういったものもやっていきたい。

何回も市長選の選挙期間中も言いましたが、市民の皆さんと一緒に話を聞きながら進める市政運営というものをやっていきたいというスタンスは変わっておりませんので、そういったものを、ランチミーティング、車座対話会、地区懇談会をやっていきたいというふうに思っております。

水俣病のスタンスでございますけど、国のほうにもっと自分の、水俣市の意見を言ったほうがいいということなのかどうか、ちょっとよくわかりませんが、今首長としてやれることは、被害者団体とか、被害者の方々、そして原因企業の方々、そして一般市民の方々ですね、そういった3つ水俣の場合にはあります。私も水俣市民という方のお話もいっぱい議員のときに聞いております。今からは市長という立場で原因企業、そして被害者の方々、そういうところと1個1個話を聞かせていただいて、その3つありますけど、その話をまとめていくのが私の仕事だと思っております。それを国に持って行って水俣病の解決につなげていくというスタンスだというふうに

私は思っております。

それと、共産党の方が3月7日に来られたのも、こちらに指針が出たときだったと思いますけれども、それに合わせて来られたというふうに、挨拶程度ということでございました。

それと、人口増を言わないというのが非常に前向きじゃないということでございますけれども、日本の人口はもう頭打ちになりました。これから下がっていくというのは日本中わかっているわけです。それが下がっていくのに、水俣だけふやすというのは無責任だというふうに私は思っております。これを、じゃあ企業を200人、300人呼んで、どんどん3万人、昔の5万人に返すというふうな選挙戦をやれば、もっと耳ざわりがいいのかもしれませんが、私はそういったことは、できないことは言わないというふうな思いがありましたので、今ずっと右肩下がり人口は減っております。昭和31年ぐらいからずっと下がっていると思っておりますけれども、それを何とかストップさせたいということで、子育て支援金というものを一つ呼び水になる。また、言われたように、子育てしやすいまちづくりが必要というのは、もう私も子ども3人育てておりますので、よくわかります。まあ、生んだ人にお金をやるから、それで子どもを生む人はふえるとは思っていませんけど、その中でやはり、子どもが生まれたときには、非常に出費もございませぬ。その中で、少しでも市のほうで補助ができれば、その補助も現金なのか、もしかしたら市内の商店街で使えるような商品券なのか、そういったものになりますと経済も潤っていく、お金が循環していくものになりますので、そういったものもどういった形になるか考えていきたいというふうに思っております。

それと、日本一の窓口業務の件ですけど、これは、こういったものは数値には、じゃ100点というのは、なかなか誰が100点と決めるのかということだと思っておりますので、これはまあ日本一というものを掲げさせてもらって、市の職員に、うちを日本一と言われるようなものを皆さん目指しましょうという思いでこれを挙げております。最終的に日本一かどうかは、それは市民の皆さんが決めることであって、私が日本一になったということでもないと思っております。ですから、市の職員にはわかりやすく、こういった業務をやっていきましょうということです。

先ほども、ネクタイ、スリッパ、電話言いましたけれども、この間、NTTの方が八代からいらっしゃって、まず、電話の対応のプロができないかということをお相談して、総務のほうに私も御紹介しました。NTTのほうはもう非常に喜んで、そういったことやったら力を一緒になってやっていきたいということでございました。ああいう方はもうプロをいっぱい抱えていらっしゃいますので、そういったところで、まず電話の窓口はそういったプロに御相談して、皆、市の職員が同じように、まず、電話は丁寧な対応を、顔が見えませぬので一番だと思っておりますので、そういったことを今お願いをしたところでございます。

以上です。

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3回目の質問をいたします。

まず、自分なりの人脈ということで今答弁がありました。私は、今聞いていると、自分の知り合いとかそういうものの人脈というような感じで聞こえたんですけれども、我々は政治家ですんで、やはりよく言われる国・県とのパイプとか、そういうものが一番行政としても大事だし、市長としてですよ、大事だと思うんですよね。今、この水俣に求められているのは即戦力で、じゃこの水俣を再生するためには、どういう施策を打たなければいけないのか、どういうことをやらなければいけないのかと。そのためには、じゃどういう人脈を使ってやるのか、どういう予算を引っ張ってくるのか、いろんなことがあると思うんですよ。そういう中で、じゃそういう、今言われた関西水高会か何か、そういうものをたどっていきながらと、それはそれで一つの方法でしょう。しかし、やはり政治という部分で考えたときには、どういう人脈を使って、そういう国・県との交渉事をやっていかれるのか、それが1点。

それから、木質バイオマスに関しては、委託料を払っているということで、今答弁があったんですけれども、ですから、行政としては今後それに対してどうかかわりを持っていくのか、そしてどういう判断をどういう時期に下そうというふうな考え方をしているのか、これが2点目。

それから、このランチミーティングに関してですけれども、今言われたランチミーティング、それから車座の何か懇談会、それから地区懇談会と3つの3段階にやると、非常に私は負担がかかってくるんじゃないのかなと。市民から聞かれるのは、前の市長が地区懇談会をしていろんな要望が出ると、要望は聞くけど、いっちゃん回答はなかつたもんなという話をよく聞くんですね。ですから、その聞くことは非常にいいです。じゃ、それをどうフィードバックするのかと、そこまで考えた中で、こういったものはやはり取り組んでいかないと、逆に市民の不満としてたまってくる可能性もあります。

ですから、時間がない中で今までも、地区懇談会をやるのも相当な私は労力だったろうなというふうに思うんですが、それに加えて車座であったり、ランチミーティングであったりという、そういう細かな部分が入ってきたときに、どれほどの行政のトップとして効果があらわれるのか。先ほども言ったように広く意見を聞くことは非常にいいことですよ。いいことなんですけれども、じゃそれを具現化していくのには、非常なリスクも背負わなくてはいけないというところもあると思います。今後それを煮詰めていくということですけど、その選挙期間中に、このマニフェストをつくって時間がないとさっきから言われていますが、やはり選挙期間中であろうが何であろうが、自分がこういうことをやりたいんだということで政策で訴えてきたと思うんですよ。であれば、ある程度の大まかな骨組みあたりは、じゃランチミーティングであれば、こういうふうな対象ぐらいは考えてやりたいなとか、そういうある程度のところの骨組みぐらいはでき

ているのかなと思ったけれども、やっぱりそういうのも今からつくっていくということだったので、ちょっとこうスピード感としては遅いんじゃないかなというような感じはするんですが、そこはもういいです。これは、とにかくそういう非常にリスクも背負うと、大変負担がかかるということは理解した中でそれは取り組まれるということですから、それは頑張っただけであればいいかなというふうに思っております。

それから、この水俣病の問題に関しても被害者の方、原因企業の方、それから市民の方の意見を聞いてということなんですけど、やはりもうこの水俣病の問題が発生して非常に長い年月もたっております。やはりどこかで解決策を見出して早期解決を目指さなければいけないというふうに私は思うんですけれども、西田市長は、何をもちょうこの水俣病問題は解決というふうな認識を持っておられるのか、これが1点ですね。

それから、子育ての支援金とこの日本一の窓口業務ということは、今後市民が日本一かどうかという判断をしろということなんで、それはそれでいいです、もう。

それから、先ほど言ったように即戦力でこの水俣をどうにかしなきゃいけないというふうな、今のこの水俣というのは人間で言うならば、大きな病気を抱えて手術をする一歩手前の状況ではないかというふうに思うんですよ。自分ではまだまだ健康で大丈夫だという認識を持っていても、実際医者診断を受ければ、もう重大な病気だというふうに宣告されて、初めて事の重大さに気づくと。

北海道の夕張市が財政再建団体に転落したときもそうですよね。まさか市民は、自治体が破綻するなんていうことは、つゆほども考えていなかったと。でも現実には自治体といえども例外じゃないと、破綻するんだよと。ですから、人間の病気でいうならば、治療をするんじゃなくて、予防をなささいよという段階がどこの自治体も、この水俣も含めて今ある状況だと思うんですよ。先ほど言われた人口増は望めないんだと言うけど、望めないから、じゃ諦めるのか、日本全国が右肩下がりで下がっているから、もうしょうがないんだというふうにしか私には聞こえないんですよ。そうじゃなくて、それをとめることも大事、その一歩前に踏み込んだところで、じゃどうやったらふやせるような状況にも持っていけるのかというところを努力するのも、やはり首長としての役目じゃないんですかと。全国がそうだから、右へ倣えと、じゃいいことも悪いことも右へ倣えでそれでいいのかということなんですよ。そういうことを市民は期待はしていないんです。

先ほどから言っているように、雇用と創出と皆さん言われますよ。若者が働く場なかったい、子どもがふえんとたい、みんなよそに出て行ってしまおう、どぎゃんかならんとか、そういう声ばかりですよ、今の水俣は。そういう中で、今あなたが言われるように、そういうネガティブな意見じゃなくて、もうちょっと前向きにですよ、市民に、いいかげんな、無責任な発言じゃな

くて、夢を持ってもらえるような、そういう施策をもっと打ち出すべきじゃないんですか。

そういうような中で、やはり、私、今回の選挙でも感じたんですけれども、要は会社の経営者だとか商売人というのは、非常に経済状況、景気に敏感なんですね。ですから、一步、二歩、三歩先、3年後、5年後先を見据えて、今こういうことをしなければいけないと。実際にじゃ経営が破綻した、倒れたとなつてからじゃ遅いから、やっぱりそういう手を打っていく。我々政治家も、この水俣が発展していくためには、これ以上悪くならない、少しでも発展していくためには、3年、5年、10年後を見据えた中で、今打つべき手を打たなきゃいけないというのが我々の役目だと思っております。

でも、やはり普通のサラリーマンの方というのは、月々給料をもらって、ある程度の生活をしていけば、多少の景気の動向には余り頓着がないというのが現実かと思うんです。実際に自分が働いている職場が倒産をしたり、自分がリストラに遭ったり、賃金を翌月から10%、20%カットになったり、そういう現実を自分に突きつけられないと気づかないんですよ。じゃ、その気づいたときにはもう手おくれたと、病気で言うならば、手の施しようがないという状況だと私は思うんですよ。だから、政治というのは先を見据えた上で、今何をすべきか、今何をしなければいけないのか、どういう手を打たなければいけないのかというのが我々政治家の役目だというふうに思うから、今こういう質問をしているんですけれども、やはり市民の大切な税金が本当に正しく使われているのか、施策が正しく遂行されているのかということにきちっと目を向けて、我々議員はやらなければいけないと。その今この一番大事な時期に西田市長というのが誕生したんですよ。そのなった責任というのは、やはり重大かつ重いと私は思います。非常に期待をされているでしょうし、責任がのしかかってくる役目だというふうに思っております。

市民の意見を広く聞くことも大事なんですけれども、やはり私はそういう限られた、先ほども市長が答弁された、近い人間だけを寄せるなんていうことは考えていないというような答弁もありましたが、そういう一部の人間だけの意見に振り回されることじゃなくして、当然自分を支持してくれた有権者の意に沿わないことも、時には決断をしていかなければならないということもあると思います。これから4年間の市政運営の中で、そういう場面が出てきたときにもきちっと自分の信念で有権者の意に沿わないこと、支持者の意に沿わないことでも、きちっと決断をしてやっていくという覚悟があるかどうかということを経験して終わります。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 人脈につきましては、そんなちまちました自分の人脈じゃなく、大きいところの人脈が使えないかということだと思いますけれども、それは市長になりまして、今からいろんなそういったつながりができていきましたら、国・県そういったものに伝わって行って、つくっていききたい、それは私の市長としての役割だというふうにも思っております。今、実際私が

じゃどういった人脈があるのかと言われると、私も答えるほどのことはございません。しかし、市長になりましたからには、いろんな人脈がまたできて、いろんなところを伝わって行って、そういったところでお話ができればなというふうに思っております。

水俣病につきましては、何を持って解決かということでございますけれども、それは国も言うておりますように、被害者が最終的に最後まで救われる、争いがなくなってしまうということだというふうに思っております。

人口につきましては、ちょっとまだ御不満だったみたいですが、ふやすということは、私は今の時点では言うておりませんが、右肩下がりの部分をまずはやっぱりとめることが一番必要だと思います。その先にふやす施策、ふやしたいという、ふやすにはどうしたらいいかということを経験的な施策でやっていけばいいと思いますし、まずは右肩下がりの部分をとめるのが、私の役割かなというふうに思っております。

それと、一部の人間だけの話を聞いてとか、もともと全然、私はそういった気持ちはありません。市民党という立場で選挙はやらせていただきました。私を支援していただいた方も市民党という立場で集まられた方はたくさんいらっしゃいます。そういった方が皆さん、水俣市民、御一緒でございますので、それは反対の票を入れられた方も、それは当然あるわけでございます。そういった方も一緒になって水俣市を推し進めていく、そういった市政を4年間、私はやっていきたいというふうに思っております。

バイオマスにつきましては、まあどういう時期にどういう判断かということですが、今、委託金を出して、業者名は言いませんけど、やっておりますので、その報告がきて、もう誘致なので、私たちがやる事業ではございません。最終的にその誘致の企業を何社かリストアップされておりますけど、そこが水俣でやっていこう、プラントにつきましてはまあ御存じのように、大きい企業さんがやられるということは大体話も聞いておりますので、運営の部分が一番問題だと思っておりますので、誘致というところを最終的に上がってきて、そこは向こうがどう判断されるかということだというふうに思っております。うちとしては、補助金を出して今調べていただいている、そしてそれを誘致につなげるということまでがうちの仕事だというふうに思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 以上で高岡利治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時52分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 おはようございます。

無限21の藤本壽子です。

冷たい風の中でモクレンの花が咲き始めました。この季節になるといつも寒い冬から春へと希望が湧いてくるような気がいたします。私も久しぶりに議会のこの場に登壇できることを心からうれしく思います。多くのやり残したことを議員として真摯に取り組んでまいりたいと思います。

また、市長の当選、まことにおめでとうございませう。これからは、水俣が真の環境モデル都市として発展していくよう力を合わせて頑張りたいと思います。

さて、本日は3月11日です。東日本大震災から3年というこの日は、私たち水俣に住む者にとりましても、決して忘れることのできない日であったと思います。この3年間で3回、東北と福島にまいりました。原発事故のあった福島では、十数名の方からお話を伺っています。特に心に残ったのが、南相馬市の70代後半の女性で、原発が事故を起こしたと聞き、家に閉じこもっておられたそうですが、やはり避難しなければならぬと思ったとき、心は引き裂かれる思いで、幼い日の戦争の記憶がよみがえったと言われました。震災が戦争の記憶へと変わる。私は、今の日本の現状をあらわしている顕著な言葉ではないかと思いました。

今、政府は、原発を再稼働するという方針を打ち出しております。福島の原発の汚染水の問題、たくさんの避難民の問題などは置き去りのままです。さらに、震災から戦争へ続くと申し上げましたが、昨年の特定制秘密保護法の成立、また集团的自衛権の行使、なぜこれほど急がねばならないのでしょうか。例えば景気が少し上向きになったり、雇用が改善されたとしても、本当に安全で豊かな国、そのことは何なのかということ、私たちは、今こそ一人一人が考えていくときではないかと思ひます。

さて、問題を水俣にうつしたいと思ひます。通告に従って質問をいたしますので、順次答弁をいただきますようお願いいたします。

1 番目に、長崎・木臼野地区の産廃処分場計画跡地利用についてお尋ねします。

市民の記憶に、まだ残り続けておりますが、2003年に水俣の水源地に最終処分場の計画が持ち上がりました。当初は安定型、管理型合わせて400万トンに及ぶ計画でした。この計画に対し、市民挙げての反対運動が起こり、4年というわずかな時間で業者が撤退するという形で、この問題は解決することができました。ただ、この産廃予定地だった土地については、その後、どのように活用されて行くことになるのか心配だという市民の声があちこちから聞こえていました。市民だけではなく、この運動に応援して下さった全国の方々からも同じような御意見をいただ

ております。そこで質問をいたします。

- 1、事業者ユニオンネットの計画の進捗状況はどうなっているのか。
- 2、今後、市民や地元住民への説明会の予定があるか。
- 3、水源地でのメガソーラー発電について市はどう考えるか。

この3つです。

次に、携帯電話中継基地局建設に当たっての条例制定についてということで質問をいたします。

2003年に私が居住する18区おれんじ館横に、NTTドコモが携帯電話の中継塔を建設するという事態が起きました。地域住民の電磁波による被害を予防するため建設に反対をいたしました。業者にも来て説明会をしてもらい、市議会にも請願書を提出しました。議会の総務委員会の方々も現状を見に来ていただきましたが、基盤整備が進んでいるということがあったので、建設をとめることができませんでした。それから、10年間にわたってこの問題に取り組んできております。この10年間に携帯電話の基地局は、ますます増加するばかりです。2003年、ソフトバンクの孫正義社長は、全国に4万3,000基の携帯電話の基地局をつくと豪語しました。その言葉どおり、ソフトバンクの基地局が、水俣も目立つようになっていきます。そこで質問をいたします。

- 1、これまで、市内で建設に当たって住民とのトラブルがあったところがあるか。
- 2、全国の自治体での規制条例がありますが、把握していればお答えください。
- 3、水俣市も住民とのトラブルを避けるため、何らかの規制条例が必要と思うがお答えください。

次に、病児、病後児保育所の設置についてお尋ねします。

昨年12月、水俣市子ども子育て支援事業計画に関するアンケート調査というものが行われています。子育てについての市内保育園、幼稚園の保護者にアンケートをとっておられますが、その中でさまざまな意見があります。水俣市の子育て事業については、満足しているよという評価も多くあったと思います。ただ、第5次総合計画の中でも指標としてファミリーサポートセンターの設置、病児、病後児保育所の実施が25年度目標値となっています。病後児保育所については、今だ、設置が実現していませんので、改めて質問をいたします。

- 1、設置に当たっての市民の要望があるのかお尋ねします。
- 2、設置に当たって困難なことがあれば教えてください。
- 3、今後の設置に向けた取り組みについてお尋ねします。
- 4番目に、容器包装リサイクル法の改正についてお尋ねしたいと思います。

このことについては、今議会に2013年度の容器包装リサイクル法に向けた自治体議会意見書の採択の願いが提出されております。容器包装リサイクル法案ができたのは平成9年です。その当時、年間5,120万トンのごみが家庭から排出され、そのうち容器包装廃棄物は容積比で約60%

もの割合を占めていました。容器包装廃棄物を資源へとよみがえらせることが目的でできたのがこの法律です。前回の改正時、前々回になるかもしれませんが、容器包装リサイクル法案を見直すという内容の意見書を私の方から提出させていただいた経緯があります。今回の提出にも御理解をいただきたく改めて質問をしたいと思います。

そこで、水俣市の実情との関連で質問をいたします。

1、法改正で水俣市のごみを減らすことができるのかお答えください。

2、法改正で、水俣市のごみ処理費を抑えることができるのか。

3、水俣市議会での決議は全国に影響を及ぼすと思うかどうかをお答えいただきたいと思えます。

本壇からの質問を終わりたいと思います。順次答弁をよろしく願いいたします。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 藤本議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、長崎・木白野地区の産廃処分場計画跡地利用については産業建設部長から、携帯電話中継基地局建設に当たっての条例制定については総務企画部長から、病児、病後児保育所の設置については福祉環境部長から、容器包装リサイクル法の改正については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（大川末長君） 長崎・木白野地区の産廃処分場計画跡地利用について、答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 初めに、長崎・木白野地区の産廃処分場計画跡地利用についての御質問に順次お答えいたします。

まず、事業者ユニオンネットの計画の進捗状況についてお答えをいたします。

ユニオンネット社におかれましては、木白野の産廃処分場計画跡地を取得され、その敷地を活用し、本市の観光振興につなげるための公園化構想等を計画されているところです。

全体面積約86ヘクタールの約30%に当たる26ヘクタールを活用して、既存林を伐採や間伐し、四季折々楽しめる木々や花々へ樹種転換を図り、その中に宿泊施設、温浴施設、農家レストラン施設、物産販売施設、観光農園施設、高齢者の住居施設などを整備される計画とお聞きをしております。

さらに約33ヘクタールの敷地を第三者に貸与をいたしまして、15メガワットの太陽光発電も行いたいということがございます。お話では、公園化構想を進めるに当たっては、この太陽光発電

に貸与した敷地から得た収益を活用しながら段階的に整備を進めたいということでありまして、まずこの太陽光発電に取りかかりたいとの意向でございます。

現在、太陽光発電につきましては、既存の樹木を伐採する必要があることから、関係する事業者の方から、熊本県に対し森林法に基づく林地開発の相談が行われているほか、市におきましても開発に係る道路や河川などについての問い合わせがなされている状況でございます。

また、ユニオンネット社からは、太陽光発電に貸与する敷地内に、国有地が存在しており、この国有地の払い下げを希望されております。この国有地の払い下げについては、市町村に優先権があり、市ではこの国有地を、地域住民の参画による湯の鶴観光振興計画の中で、森の遊歩道として整備計画に位置づけているところです。そのため、本振興計画の変更に関しては、地域住民の御理解が必要であるとの観点から、昨年12月4日、地域住民の皆様に対し、事業の全体概要について事業者から直接御説明いただいたところです。

次に、今後、市民や地元住民への説明会の予定についてお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、昨年12月4日に、湯の鶴温泉保健センターにおきまして説明会を開催しましたが、住民の方からは、太陽光発電に関する御質問がありました。また、伐採による水資源への影響などへの心配や、場所が産廃処分場計画跡地ということで、広く市民を対象とした説明会が必要ではないかといった声もございました。

このようなことから、今後も、ユニオンネット社や関係者の方には、改めて御説明をお願いしなければならないと思っております。

次に、水源地でのメガソーラー発電について市の見解はどうかとの御質問にお答えします。

本市では、家庭における地球温暖化対策を推進するために、太陽光発電設備の設置補助事業を行っていますことから、一概にメガソーラー発電を否定するものではございません。

また、御承知のとおり七洋物産株式会社及び河村電器産業株式会社が、メガソーラー発電を建設し、既に発電供給がなされております。しかし、当該地は水源涵養の機能、または山地災害防止機能の維持増進を図るべき森林でございまして、メガソーラーの施設建設によって、それらの機能の低下が懸念されます。

このような当該地の置かれた状況を考慮する必要がありますことから、周辺地域住民の方々などから意見をお聞きし、状況を十分確認しながら対応してまいりたいと考えます。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 2回目の質問に入りたいと思います。

私、福島の花見山公園というのを行ってみたいと思いましたが、ネットで調べることしかできなかったのですが、見させていただきましたが、本当に大変四季折々の花々を植えられて、たくさんの方々がお見えになっているということで、この計画自体に、全く社長が言われることに

夢を持ってないということでもないというふうに思っております。

しかし、そうではあるんですけども、やはり水源地であったところにつくられるということについて、たくさん懸念がありますので、少しそのことで質問をさらにさせていただければと思います。

私的なことですけども、太陽光発電で、今家にソーラーを上げているんです。上げさせていただいてから思いましたのは、うちにソーラーあるけれども、これは、リサイクルできるのかなというふうに思いました。それで、業者の方にリサイクルできるんでしょうかということでお聞きしましたら、今はちょっとリサイクルすることは無理なようなそういうような御返答でした。それで、ああやっぱり太陽光発電がたくさんできるのはいいけれども、これはごみになってしまいうんだなということそのときに実感をいたしました。

そしてまた、今もう実際にたくさん県下にもソーラー事業というのがあっております。1つ芦北町の女島という入り口のところに、私どものアマナツミカンの生産者がいるものですから、よく訪れますと、そこに前、菜の花とか植えていた埋立地があったんですけども、そこを全部ソーラーにされてしまっているんです。やはり地域の景観というか、女島に入ったときに、心休まるという入り口だったんですけども、ソーラーがばーっとできているので、これはやはり景観というか、人の心の休まるそのような生活空間というのを保つことができるのかなという疑問も1つ思いました。

そしてまた、アマナツ生産者の話によりますと、ソーラーに当たった光がアマナツ園のところに夏になるとすごく当たってきまして、それによって日やけという被害果が、何か多くこのごろ見受けられるというふうなことも聞いています。やはりそのように私が実感したことと加えて、この跡地利用の計画ということで一番心配していますのは、市のほうからの答弁もありましたけれども、山林の伐採による水の減少、それから水質の変化、災害のときの土砂崩れですね。さらにメガソーラー設置場所なんですけれども、その説明会のときに質問が出ていましたが、ソーラーを設置するところに草が出てきますよね。その除草をどうされますかという質問だったんですけども、ユニオンネット社の社長さんは除草剤は使いませんよというふうにおっしゃったんですが、除草剤を使わないし、手刈りもされないのかな、どうされるのかなというそういう疑問もそのときに起こったのを覚えています。

そして、大森の方たちの話によりますと、過去にですね、予定地だったところでお茶を栽培されていましたが、その農薬が下の村に流れこんできて、池で飼っていたコイが死んだということがあったらしんですね。さらに、産廃業者 IWD 東亜くまもとが地質調査のためにボーリングしたことがあったんですけども、大森の湧水が白く濁ったということも報告を受けてまして、やはり大森の上のほうにメガソーラーであってもつくととなると、水源にやっぱり大きな

影響があるのではないのかなというふうに思いまして、これから先、水俣市もちろん関与する事業でありますので、ぜひ慎重な姿勢で臨んでいただけないかなということを思いしますが、そのことについて、どう思われるか、それを1つ改めて質問をしたいと思います。

そして、大事なことなんですけど、これから先、多くの業者が、水俣でのソーラー事業に参入してくるということになると思います。私は、基本的には再生可能エネルギーをもっとたくさん水俣市はつくっていくということには賛成をしております。しかしながら、やはりそのことによって住民生活との調和ができないようなことになればいけないのじゃないかなという考え方を持っていて、ぜひこのことについて、水俣市のほうも考えておいていただけないかなということで、ある団体の提案をここで申し上げたいと思います。

環境首都創造NGO全国ネットワークというのがありまして、実は提案元のほうに水俣市も入っております。その中で、まとめて言うところのことだと思えます。自治体は、地域の特性を生かした再生可能エネルギー導入の目標設定とそれを可能にする政策、行動パッケージを行政組織の横断的参加により設定をすること。さらに、再生可能エネルギー事業は、その目的がゆえに地域との共生にも他の事業以上に配慮がなされなければならない。政府、自治体は、大規模な再生エネルギーの施設の設置に当たっては、その計画段階、設置段階、供与段階、廃棄、再資源化段階における環境基準を策定し、合わせて検証可能なアセスメントを実施すること。また、再生エネルギーの設置、供与などにおいて地域住民の健康保持や環境保全上の問題が生じた場合に、その解決に当たる調停委員会を設置するための法整備を早急に行うことなど、こんなことを提案しています。

先ほど申し上げましたように、この提案には水俣市も提案元として名前を連ねておられますが、この提案についてどのような見解を持たれるか、第2の質問としたいと思います。

あと一つあります。事業者ユニオンネットの構想なんですけれども、水俣芦北地域振興の中でも、湯の鶴の振興のことが出ておりますし、水俣市独自のほうでもあると思うんですが、その振興計画との整合性ですね。先ほどちょっと答弁でもそれにさわられたと思うんですけれども、整合性を持つことができるのかどうか、この3つの点でお答えをいただければと思います。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 3点御質問をいただきました。

まず1点目、市として慎重な姿勢で対応すべきではないかというような御質問だったかと思っております。先ほど答弁いたしましたように12月4日の説明会の中では、いろんな御意見をいただきました。特に水源の問題等々につきましては、心配をされているというようなことでございます。今回、対象地が森林ということでございまして、その開発面積が30ヘクタール弱ということで、これが森林法による県の林地開発の許可の対象になるということでございます。

この林地開発の基準に当たりましては、水源の涵養でございますとか災害の防止、あるいはその環境の保全といった森林が持つ公益的機能を低下させる、あるいはその機能を損なうというようなことがないようにということで、一定のルールが定められているところでございます。

その許可基準の中では、例えば土砂の流出、崩壊等々の災害の防止、それから下流地域に対する水害の防止、それから水質、水量への影響等に係る水の確保の問題、それから、環境の著しい悪化等々に伴う環境の保全といった、こういったかなり厳しいような基準を満たしていただくことが、この開発の条件になるということでございます。一義的には県のほうでそういった検査をされるということでございますけれども、県のほうとも情報交換をさせていただきながら、こういった開発計画を持たれているのか、どう対処をされるのかといったところについては情報を密にしていきたいと思っております。

それから2点目、NGOの地域の主体性を大切にしたいというような提言がなされているが、それに対して、市の見解はどうかというようなところだったかと思っております。

再生可能エネルギーの導入に当たりましては、水俣の豊かな自然でありますとか、農業資源等々、非常にすばらしい資源を有しておりますので、それを生かすとともに、長期的な10年、20年先を見据えた対策が必要であろうと思っております。

再生可能エネルギーにつきましては、民間の事業者が主体になって検討されるわけなんですけれども、議員御指摘のとおり水俣市も提案の一主体となっておりますので、さらにこの件については、部局横断的に研究を進めさせて、こういった対応ができるのかというところで今後研究してまいりたいと思っております。

それと3点目、この開発の計画が湯の鶴の振興計画との整合性を持っているのかというような御質問だったかと思っておりますけれども、そもそもこの森の遊歩道計画と申しますのは、湯の鶴の皆様と一緒に作り上げた観光振興計画の中で、短期、中期、長期というようなところでいきますと、長期的な計画というところで位置づけているものでございます。位置づけている箇所に対しまして、また新たなこういった観光の開発の計画が提案をなされているということでございますので、地元の方々の御意見もお聞きしながら、その従来の森の遊歩道計画がいいのか、あるいはその新たなこういった提案がよろしいのか、そういったものも十分御意見をお伺いをさせていただきながら、計画をそもそも変更するのかというようなところで整合性はとれるのだと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3番目の質問なんですけれども、やはり御存じのとおり湯の鶴というところが今観光においても振興していかなければいけないし、私も人々が訪れるようなところになってほしい

という気持ちはあるんですが、そうであってもやはり水源地であるということ、まずきちんと捉えていただいて、もう本当に水俣病で苦しんだまちだからこそ、私たちの飲み水だけは何とか守りたいという思いがありますので、そこのところは市のほうとしてもまず考えていただけないかというふうに思っています。

これはもう単なる提案になると思うんですけども、観光のまち、大分県の由布市のほうでは、由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例というのがあるそうです。このことについては多分皆さん御存じかもしれないんですけども、ぜひ、なぜこの由布市のほうがこういう条例をつくったかということ、水俣市のほうもぜひ研修していただいて、私どものまちは環境モデル都市である、もう本当に真の住民とともに暮らしを守りながら、豊かな暮らしを守りながら、環境モデル都市をつくっていきたいと思いますので、こここのところもぜひ研修していただけないかなと思ひまして、ここの質問は終わりたいと思います。

○議長（大川末長君） 答弁は要らないですか。

○藤本壽子君 もし御答弁いただけるようでしたらお願いします。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 由布市で制定をされた条例等をぜひ勉強していただいてということだったかと思いますが、資料あたりも私も取り寄せまして、拝見をさせていただいたところでございます。重立っては自然環境と再生可能エネルギー事業との調和をどう図っていくかということで、事業区域は5,000平米以上が対象と、それと抑制区域を設けて、その区域については事業を行わないよう協力を求めるということで、抑制区域が3つ示されておりまして、1つ目が貴重な自然状態を保ち、学術上重要な自然環境である。2つ目が、すぐれた景観として良好な状態を保持している。それと3点目が、歴史的、共同的な特色を有しているというような景観を保持しているところにつきましては、再生可能エネルギーについての事業を行わないよう協力を求めるというような条例の趣旨であろうと思っております。

昨今、いろんな報道の中でも再生可能エネルギー、このままで進むのか、メガソーラーについてはいろんな意見があることも承知しておりますので、市としましても、いろんなそういったものを勉強しながら、どういった方向が市民のために一番利益になるのかということを検討してまいりたいと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、携帯電話中継基地局建設に当たっての条例制定について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、携帯電話中継基地局建設に当たっての条例制定について順

次お答えいたします。

まず、これまで水俣市で建設に当たって住民とのトラブルがあったところがあるが、把握していることは何かとの御質問についてお答えいたします。

昨年の6月議会で谷口眞次議員にもお答えしたところではございますが、平成15年に、月浦地区での中継基地局建設に対して、住民による反対運動がございました。それから現在まで、各所で中継基地局が建設されたと思われませんが、昨年の2月に、江添字笹原地区で中継基地局が建設されていることについて、地区住民が工事の中止を求めているといった情報を、農業委員会を通じて入手しております。

また、同地区の住民から市議会に対して、携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情が提出され、現在、市議会の方で審議中であるということをお聞きいたしております。

次に、全国の自治体での規制条例について把握しているかとの御質問にお答えいたします。

携帯電話中継基地局の建設に関して条例を制定している主な自治体を挙げますと、岩手県盛岡市、神奈川県鎌倉市、福岡県久留米市などがあります。それぞれの条例の主な内容としては、中継基地局を建設するに当たって、事業者に対し、事前に近隣住民に対して説明会を開催することを義務づけるといった、住民とのトラブルを未然に防止するものとなっております。

次に、水俣市も住民とのトラブルを避けるため何らかの規制条例が必要と思うが市の見解はどうかとの御質問にお答えいたします。

国においては、電波防護指針を策定し、電波が人体に安全であるか否かの判断をする際の基本的な考えや、それに基づく安全率を考慮した基準値などを示しており、基地局の設置許可に当たっては、この指針に基づく規制を導入いたしております。

国では、現時点において、この電波防護指針を超えない強さの電波により、健康に悪影響を及ぼすという確固たる証拠は認められず、基地局からの電波が、人体へ影響を及ぼしているとは認められないとしております。

また、九州総合通信局においては、中継基地局を設置する際、事業者に対して周辺住民への周知をするよう指導を行っているとのことであり、地元から説明会の要望があれば事業者には必ず対応してもらうようにしているとのことでございます。

このようなことから、市としましては、現在のところ条例の制定は考えておりませんが、WHO（世界保健機関）において、ことしの4月に無線周波電磁界曝露による健康影響に関する全ての研究について、公式のリスク評価が行われる予定となっておりますので、その結果を注視したいと考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君　トラブルがあったところが少し抜けておりましたので、私が市議になりましたときに、既に桜野上場のほうでこの問題が起こっておりまして、千々岩議員が議会で質問をされておられます。それと、谷口眞次議員が桜ヶ丘であったと思いますけれども、そのほうでの地域住民とのトラブルがあったということも聞いております、2つつけ加えさせていただきます。

そこで、議会の総務産業委員会のほうでも、この江添の方たちが中心になって出されました条例の制定を求める陳情について、継続になったまま来ているんですけれども、その中で今も御答弁ありましたが、WHO（世界保健機関）のほうの健康被害についての結論がまだ出ていないんだということを言われまして、継続ということになっている。まあそれだけではないんですけれども、そういうふうなことを聞いておりました。

私は、これについて意見を述べたかったですけれども、意見を述べる立場ではありませんでしたので、傍聴だけをしておりましたが、WHOのこの見解というのは既に2011年に出ています。ここに日本弁護士連合会が電磁波問題に関する意見書というのを出しているんですけれども、これは2012年に提出したものです。その中に、国際がん研究機関がグループ2 B、グループ2 Bというのは発がん性があるかもしれないと分類しています。つまり、携帯電話の電磁波、高周波ですけれども、高周波電磁波が100%黒と証明されたわけではない、白でもないという、黒でもないけれども、白でもないということですね。こういう議論がずっと続く中で、2008年には、欧州評議会議員会議で、若者や子どもにはリスクがあるので電磁波に関する予防原則の適用を求める決議を採択しています。携帯電話中継基地局の電波についての予防のための規則もあわせてつくっているという国が多くふえているんですね。

第2の質問の1番に、この予防原則ということの水俣市はどんなふうに捉えられるのか。水俣病が起こったまちであるからこそ、このことを捉えていただきたいと思うんですが、この予防原則をどう捉えるのかということをまずお尋ねしたいと思います。

さらに、大事な矛盾点があると私は思っています。日弁連によると、日本においてこの予防原則での対応がおくれている1つの原因は、問題の所管が電波を利用する側の企業を所管する総務省、経済産業省なんですね。そのため、健康被害を防止することが軽視される傾向があるのではないかと強く指摘しています。要するに電波をもっと使ってほしいという側の省が電波を規制しているということですね。なので、健康被害の点が軽視されているのではないかと、このことを日弁連は指摘しているわけです。

私も実は携帯電話を持っています。議会に入ったときに携帯電話を持ってくれと言われたので持ったんですけれども、その後、携帯電話を長くかけると頭が痛くなったので、何とかこれは予防しなきゃいけないと思ひまして、いろんなのを探していたんですが、今、スーパードルフィンというのを携帯につけると電磁波を予防できるというものがありまして、それをつけています。

そんなふうに、携帯電話の場合は自分で切ることもできますし、予防する、軽減するということができます。しかし、中継塔の大きな問題は、たとえ微量であっても、例えば高齢の方は24時間県営住宅にいたり、市営団地にいたりとかするわけなんですけれども、24時間被爆するわけです。24時間受け続けます。1日中細胞が揺すられているという状況になるわけなんですけれども、私はまずこの予防原則ということについて、きちんと水俣市は捉えるべきではないかというふうに思いますので、このことについては改めてお尋ねをしたいと思います。

質問が長くなりますが、2012年7月から1カ月間にわたって18区において、おれんじ館横の携帯電話基地局の影響はないかということで健康調査をしました。18区は1,674名、742戸です。アンケートの回収は238枚で、回収対象者は577名、約40%でした。調査は月浦携帯電話基地局から住民の健康と生活を守る会でいたしました。自治会にもお願いして、配布・回収に協力をいただいたという経緯があります。

結果はですね、ある程度予想していたとおりになってしまいました。全国の各地で行われた健康調査とは、異なる結果となりました。全国で言うと中継塔から300メートル以内が体調不良者が多いんですけれども、18区の場合は300メートル以上離れた地域と顕著な差が見受けられませんでした。これは、300メートル以上離れたところに旧村があるんですね。そこには水俣病の被害者の方が多くおられます。被害地域に重なることが大きな原因であったと考えられると思います。ただ、100メートルから200メートルの域ですね、中継等から100メートル、200メートルの域の人たち、新しく居住した人が多いところでは、他地域と比べて10歳ほど若いんですね、平均年齢が、若いのに体調不良者の割合がほかの地域とほとんど変わらないということ、そういう結果が出ました。このことについては、専門家の人も少し疑問が感じられるので、きちんと調査を続けるべきではないかというそういう意見もいただいております。

さらに、そのときにアンケートの中でそれぞれの意見も聞いています。全く変化ないという人もおられました。それから、私は歳だからねと、年齢のせいだと言う人もおられました。ただ1人の人は電磁波に弱く、携帯電話の中継基地局の近くに来ると頭が重くなったり、吐き気がする。電磁波予防グッズを身につけているという人もおられました。また、調査ですっと回りましたけれども、ある40代ぐらいの男性が家から出てこられまして、ちょうど100メートルから200メートルの距離の方でしたけれども、この団地に入ってから、非常に頭痛が多くなって困っているということを知りました。

私は、この調査の結果から言えることは、やはり影響が顕著にあるとは言えないけれども、決してないわけではないという、そういう調査結果を確信いたしましたところ です。

それで、第2の質問にしたいんですけれども、やはりこの中継基地局というのは、できるだけ学校や公共施設、それからたくさん居住地域があるところからは離れたところに基地局を置くべ

きだという結論になると思いますが、そのことについて、水俣市はどのような見解を持たれるかお尋ねしたいと思います。

そして、もう一つあります。もう一つ質問いたしますが、さらに先ほどソフトバンクの孫正義社長は目標を上げたと言いました。4万3,000基つくるぞという目標ですけれども、この間、ソフトバンクの基地局が大変水俣市はふえております。湯の鶴の中継塔、それから生活博物館がある大川地区にもソフトバンクがつくっておりますけれども、もう全部見に行きましたが、家の前、ちょうど議長のところぐらいに中継基地局が建っているんですね。91歳の湯の鶴の地権者の人にお話を聞きましたけれども、話を聞いたときには電信柱ぐらいのもんかなと思っとったじゃがなあという感想でした。近所10軒ほど回りましたが、説明に来られましたかと言うたら、来たという人もおられたし、来なかったという人もおられましたし、うちは反対だったがばってん、建ってしまったもんと言われる人もいました。

それで、私がここで言いたいのは、湯の鶴とか、それから生活博物館とかいうところの景観というのは、やはり1つの水俣市の財産になってくるところだと思うんですね。そこに、によきと携帯中継塔が建ってしまうという状況は、本当にちょっと私から言わせると異様な感じがいたしまして、何とかこれをとめることはできないのかな、何とか説明をきちっと地域住民にするべきではないのかなというふうに思ったということが1つあります。

そして、a uの中継塔が私ども18区に来るといったときに反対をいたしまして、a uの中継基地塔は山のほうに持って行っていただいたんですけれども、そのときに質問いたしました。中継塔というのは、顧客の要望を受けて、またはその地区のニーズに合わせて建てているんですかと、ここに例えば、ソフトバンクの携帯電話をいっぱい持っている人がいるからつくるんですかという問いに対し、a uのそのとき来られた方は、いいえ、特に調査はしていませんという返事でした。つまり、ソフトバンクがどんどんふえているというふうに言いましたけれども、これはやはり自分の営業の行為ですね、営業の利益行為、それをやはり求めて建てているということであって、その住民のニーズに合わせて中継基地塔を建てているわけではないということを改めて思いました。

私は、やはり自分たちの景観や、それから自分たちの健康、体を守るためにも、水俣市はぜひ頑張って、この条例を施行していただけないかというふうに思います。それで、これを3つ目の質問としたいと思いますので、答弁よろしくお願いします。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） それでは、藤本議員の第2の質問3点あったかと思いますが、お答えさせていただきます。

まず最初に、予防原則を水俣市でどう捉えるかという御質問だったかろうと思います。

確かに藤本議員がおっしゃるように、電磁波の影響というのが白黒はっきり決着着いていないという状況じゃないかなと私どもも思います。

先ほども申し上げましたように、今現時点の国の指針等では今のところ影響はないだろうという形で、そういう許可がされているとっておりますし、また先ほど申し上げましたけれども、最終的な全ての電磁波の健康影響に関する研究というのが4月に出るということでございますので、この中でさらに突っ込んだリスク評価というのが出されるんじゃないかなろうかと、私どもも期待しておりますし、それを注視していきたいというのは先ほどと同じ答弁になりますけれども思っております。

非常に家庭でも電磁波の影響になるあれもございましてですね、私どももちょっと専門的じゃないものですから、中継局がどれだけというのはちょっとなかなかお答えできないものがございまして、そこはまだもう少し勉強させていただきたいと思っておりますけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、4月にはもう出るというようなことでお聞きしておりますので、もう少し時間をいただければと。

それとあと、当然のことですけれども、条例制定については陳情も出ておりますので、議会の皆さんの御意見もいろいろお聞きできればなというふうには思っております。

それと2番目のできるだけ学校等には離れたところにということでございますけど、今そういう状況なら当然それは望めるものならば、違うところに建てられるのが一番いいんじゃないかなというふうには思います。

それとあと、営業であって住民のニーズじゃないので、それを規制するための条例制定をということでございます。先ほど申し上げましたけれども、他市でつくっている条例でございますが、これはあくまでも規制をするための条例じゃなくて、住民とのトラブルを防ぐための事前の通知ということでございます。これにつきましては、昨年谷口議員の御質問にもお答えしておりますし、九州総合通信局のほうに、昨年度その答弁を受けまして私のほうも市長からの要望書というのを通信局のほうにお持ちいたしまして、それを受けまして水俣市からこういう要望があったというのを、また再度通知はお願いしております。

そのような状況ですので、現時点ですぐ条例をつくるというのはちょっと難しいんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 国の指針というのをいつも言われますし、WHOのというふうに言われますが、まず見解が違うというふうに思っています。国の指針ということが出て、水俣病のことについても本当にさまざま国が関与してきましたけれども、被害者はやはり拡大するばかりだったじゃないですか。私はやはり予防原則というのを、この水俣市だから捉えて市はきちんと水俣市民を

守ってほしいというふうに思っております。

ここで詳しい討論をすると、またあれですので、鎌倉市のほうで携帯電話中継基地局の設置などに関する条例と、これはすぐれていると思っています。なので、ぜひ鎌倉に行ってお話を聞いて来られるか、または連絡をしていただいて、きちんとした取り組みをお願いできないかというふうに思います。

以上です。答弁はいりません。

○議長（大川末長君） 次に、病児、病後児保育所の設置について答弁を求めます。

宮森福祉環境部長。

（福祉環境部長 宮森守男君登壇）

○福祉環境部長（宮森守男君） 病児、病後児保育所の設置について、御質問にお答えします。

まず、設置に当たって市民の要望はあるのかとの御質問にお答えします。

窓口等での直接的な要望はありませんが、26年度策定予定の水俣市子ども・子育て支援事業計画のために、就学前児童がいる全世帯を対象に病児・病後児保育についてのニーズ調査を実施しております。全体回答者数669人中、幼稚園や保育所を利用している方が594人、そのうち、病児・病後児施設を利用したいが、34.5%、117人、利用したいと思わないが65.5%、222人となっております。

次に、設置に向け困難な問題があるのかとの御質問にお答えいたします。

現在、医療機関、保育所、その他の機関と協議している状況ですが、設置に向けての理解や協力については、どの関係機関からも必要であるとの理解は得られております。ただ、病児・病後児の預かり保育ということで、感染予防、病気の重度化を考慮した施設整備、看護師及び保育士の雇用の問題があると思っています。

また、今回のニーズ調査でも、ほかの病気の子どもがいる施設に預けることへの不安感があるなど心理的な面においても実施に向けての壁となっております。

次に、今後の設置に向けた取り組みについてはどうなっているのかとの御質問にお答えします。

病児・病後児保育の取り組みについては、水俣市次世代育成支援行動計画の中でも位置づけしておりますので、今後も、子育てにおける負担軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境やひとり親家庭の自立支援のためにも、関係機関とさらに協議を図りながら、安心して預けられる病児・病後児保育の実施に向け、検討をしてまいりたいと思っています。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 先ほど申しあげました水俣市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査というのがあっておりますけれども、この中で80名ほどの保護者の方たち、保育園と幼稚園の保護者の方だと思っておりますが、お母さんたちが子育てについての悩みを語られています。一番やっば

り多かったのは保育料が高い、保育料・医療費の軽減を訴えているお母さん。それから、さまざまなことが、切実な思いがこの中で伝わってまいりましたけれども、特に私が見た中では、やはり子どもが病気になったときのこと、というのが多くのお母さんから出ていたように思います。それで、具体的には病児・病後児保育という名前は出ていないけれども、お母さんたち悩みの中には子どもが病気になったときが、もうどうにもならないという声があった中で、その80人の中でも具体的に要望をというものは、15名ほどの人たちの中で名前が挙がっていたというふうに思っています。以前、このことで私も相談を受けまして、子どもの病気が長引いて、会社をやめたというお母さんがあられたり、ちょっと申し上げると涙が出るようなあれなんですけれども、病後児保育が欲しいというお母さんがおられて、いろんな要因だったんでしょうが、自死してしまわれたというお母さんもおられたというのを聞いていまして、本当にその当事者にならないとわからないような、子どもを育てるといのは、幸せな時期なんだけれども、でもそれとともに命を落としてしまうような悩みも抱え込んでしまうということが、やはりあるというふうに思っています。

それで、答弁をいただきましたけれども、1つはやはりいろいろな方にお話を聞きましたが、医療施設で何とかこう設置ができないものだろうかということ具体的にもまず提案したいと思います。1つ、人吉市のほうで、あひるハウスという病後児保育室があるんですけども、そこに何年か前に伺ってお話を聞いたことがあります。熊本は、大体20以上の病児・病後児施設があるんですけども、その人吉市の五日町の小児科、増田クリニックでは2004年からやられておまして、増田先生にお会いしに行ったときは奥様も確かお医者さんでいらっしゃったと思うんですけども、2人で対応していただいてお話を伺いました。

そのときの先生の大きな話の筋は2つあったと思います。1つは、病児・病後児保育というのは、保護者の便利利用の施設だけではないんですよということですね。預けなくてもよかったというお母さんたち、まあ400名ぐら実際に会員のがおられるんですけども、地域の子どもたちの病児における対応の拠点となるんですよということが1つですね。それからもう一つは、ちょうど国からの指針が出ていたときだったんですけども、ゼロ歳児からの子どもが保育園に行くようになりましたよね。それで、病気の感染が大変多くなりまして、国のほうでは休まず働けよと言ってるんだから、受け皿は必要ではないかと思うということで、増田先生は人吉市の中で自分がやりますよと、もともと鹿児島の方だったんです。鹿児島は病児・病後児がすごく取り組みが進んでおまして、自分がやりますよというふうなことで引き受けられたという経緯があったようです。

私も意気揚々として水俣に帰ってまいりまして、ある先生に病児・病後児保育所の設置が、水俣でできないものだろうかというふうにある先生にお伺いしましたら、その先生が、病気のとき

ぐらい親が見るべきだと思うけれど、私は余り乗り気じゃありませんよという返答をなさいました。確かにそれも一理あると思います。親がいるのが一番子どもは安心ですので、そうだと思うんですけども、ただ、ひとり親家庭の場合だとか、また、おじいちゃん、おばあちゃんたちも働いているという場合も現実にあるんですが、そういう場合、やはり解雇される一つの原因になると、長引けばですね。そういう現状があるんじゃないかなというふうに思いますので、長々申し上げましたけれども、私はこの問題については、保護者と医師会と保育園連盟と市議会と福祉課、人吉市ではそうなったそうなんです。一堂に会して、きちんこの問題をもう16年ぐらいから総合計画には上がっていたと思うんですけども、もう26年ですよ。何とか前へ進めていただきたいと思いますので、質問したいと思います。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） 市役所とか医師会、保育園等が入って協議会をしていくべきではないかとの御質問だったかと思います。

非常にこの問題の難しいところは、先ほども答えましたように必要か必要でないかという、全保護者に行ったニーズ調査の中で65.5%の方は必要ないとおっしゃっていますが、少数の必要であるという方は、今、切実な問題というのは、議員の御指摘のとおりではないかという認識は持っております。

その中で、私どもとしましては医師、医療関係とか保育所、民間の福祉法人あるいは社協とかとの協議を重ねておまして、先ほどもお答えしましたように、皆さん、この制度については必要であると、そういう認識はお持ちでございます。ただ、この問題の難しいところは、やっぱりほかの事業と違まして、子どもさんが、病児がふえる、少なくなるという一定していない子どもさんの預かり等というそういうことで、まずその問題と、先ほど答えましたように、必要であるという方につきましても、やっぱりほかの病気のいるところに子どもを預けるということの御心配も保護者の方にはございます。その点で今、我々が調べた場所につきましてもそういう施設が必要である。または看護師さん、保育士さん等の雇用が必要であると、そのような問題が、今大体全部に聞いたところの問題等上がってきておまして、先ほど言いましたように、必要性は皆さん感じながらも、その辺の雇用と設備投資というところに問題があるようですので、私どもとしましては、26年度に作成をいたす予定としております子育て計画の中で、その辺を含めて検討して27年度からの計画の中に載せていけないかと考えております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 第3番目の質問ですが、人吉市のほうは、もう既に第2の病児・病後児保育施設の設置にかかれておるんですね。規模は人吉市のほうが少し大きいですけども、やはり親御さんたちの切実な思いを、たとえ35%であっても、どんなふうに捉えていくのかということが、ま

ずは土台になることなんじゃないかなというふうに思いますし、そのところで先ほど提案しましたように、保護者と医師会と保育園連盟全て、一度きちんとこの問題に向き合っていただけないかと、そういうふうに思いますので、最後の質問としたいと思います。

答弁をお願いします。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） 先ほどもお答えいたしましたけれども、26年度内には水俣市子ども・子育て支援事業計画というのを策定することとしておりますので、その中でそういう保護者、医療機関、保育所との意見を聞く場を設けることになるかと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、容器包装リサイクル法の改正について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 容器包装リサイクル法の改正について、順次お答えします。

まず、法改正で水俣市のごみを減らすことができるのかとの御質問にお答えします。

容器包装リサイクル法は、平成7年に容器包装ごみをリサイクルするために制定され、平成18年に一部改正されましたが、見直しが不十分であったこと、及び平成23年に全国の自治体・議会から容器包装リサイクル法の見直しを求める請願が提出され、国会で採択されたことを踏まえ、昨年9月に国において見直し作業が進められております。

現在の法律では、容器包装物をリサイクルするために必要な費用の約8割を自治体の税負担で行っております。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブが働かず、事業者負担の少ない容器包装物を大量に生産する状況にあります。本年5月には国の見直し案が示されるとの予想であり、自治体の負担軽減やごみの減量等3Rの推進に向けた意見を、全国の自治体が結集して国に意見を上げていく好機であると思われまます。

今回の意見書につきましては、拡大生産者責任を強化し、社会的コストを低減するため、リサイクル費用を製品価格へ内部化すること、ごみの発生抑制や再使用といった3Rを促進することを求める内容となっております。この請願の内容が法改正に反映されますと、製造事業者等の責任が強化されることにより、製品等の設計段階から、ごみになりにくいものやリユース・リサイクルしやすいものをつくることになるため、環境負荷の低い、ごみになりにくい製品等がつくられることにより、ごみが減っていくものと考えられます。

また、リサイクルコストを製品価格に内部化することにより、事業者が容器包装の流通量を減少させること、あるいは負担割合の内部化により消費行動の見直しにもつながり、容器包装等の廃棄物については、水俣市に限らず減少していくものと考えられます。

次に、法改正で水俣市のごみ処理費を抑えることができるのかとの御質問にお答えします。

容器包装物がリサイクル化されるまでに、収集・運搬、収集物の圧縮、保管など各種設備を使用しての中間処理に、自治体では多額の費用を要しております。法改正に伴うリサイクル経費の製造事業者等の負担割合や、中間処理施設の老朽化に伴う維持費の多寡によっては、本市におけるごみ処理費用が抑制できるかどうか、現時点では判断は難しいところではありますが、意見書の趣旨が法改正に反映されますと、水俣市を含め、多くの自治体のリサイクルコストの負担軽減につながるのではないかと期待しております。

次に、水俣市議会での決議は、全国に影響を及ぼすと思うのかとの御質問にお答えします。

本市が長年にわたり、水俣病を教訓にして、住民によるごみの高度分別を初め、ゼロ・ウェイストのまちづくりや環境保全等に努め、環境モデル都市づくりに精励してきたことなど、環境に関する取り組みが高く評価され、環境モデル都市の認定を得たこと、また、日本で唯一の環境首都の称号を取得したことなど、環境自治体として全国的に知られていることから、水俣市議会の決議につきましては、少なからず影響があるものと考えます。本年5月ごろには、中央環境審議会循環型社会部容器包装の3R推進に関する小委員会の見直し案が提示されると見られておりますので、それに向け、水俣市議会での意見書採択が、全国の自治体の意見書採択に波及することを強く期待しております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 時間がありませんので、簡潔に質問をしたいと思います。

2011年8月31日には、容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再使用を促進するための仕組みの検討を求める請願が、衆参両院で可決しております。これについて、水俣市はどのように思われるか、まず質問したいと思います。

それと、昨年11月15日に水俣で容器包装リサイクル法改正に向けた学習会がありました。そのとき、来賓として大木町の市議会議長が来られていますけれども、大木町はゼロ・ウェイスト宣言として10年以内にごみを燃やしたり、埋め立てたりするのをやめることを目指しておられます。焼却に頼ると非常にお金がかかり、さらに無駄も多いので考え直す必要があるということと言われておりましたし、大量リサイクルというのもよくないということでしたけれども、そして、町議会議長が、わざわざ水俣市においてになり、福岡・九州への自治体議会への働きかけをぜひ強く推し進めたいと述べられました。これについて水俣市としてはどのように思われるのか、この2点質問いたします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2011年の国の採択につきましては、もう少し私のほうも勉強させていただきたいと思いますが、水俣市はこの改正につきましては、積極的に臨んでいるというふうな考え

ております。

この大木町のほうから来ている要望につきましても、水俣市としても前向きに考えたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 水俣市は、ゼロ・ウェイスト宣言のもと、また環境モデル都市の先進地として、命と環境を守る視点でこの容器包装リサイクル法の見直しを初め、さまざまな問題に取り組んでいただきたいと思います。

市長にお尋ねしたいと思います。ぜひこの環境モデル都市を進めながら、健全な雇用も生み出したい、そんな施策を編み出していただきたいと思いますので、市長の決意をお願いしたいと思います。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 水俣市は、ごみを減らすということを一生懸命やっているわけでございます。将来的にはゼロエミッション、埋め立てのごみをなくすという目標も掲げております。その中で、いつも言うておりますけれども、環境に特化したまちづくりというのは継承していきます。その中で、私も環境というものを考えながら、そして雇用につながる、そういった施策というものは今後4年間を通して、なるべく早く、スピード感を持ってやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩をいたします。

午後0時4分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重雄議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、こんにちは。

日本共党の野中重男でございます。

まず初めに、西田市長におかれましては、当選おめでとうございます。選挙で市民に約束された公約が、一つ一つ実現するような取り組みをお願いしたいと思います。

私たち日本共党の議員団も市政の監視、チェック、そして積極的な政策提案、同時にともに推進することについては推進する、そういう立場で臨んでいきたいと思っています。

ところで、本日3月11日は、東日本大震災から3年目であります。震災で亡くなられた方々の御家族や、現在でも困難な生活を送られている方々にお見舞い申し上げたいと思います。同時に、原発事故では、福島県双葉町、富岡町、浪江町、飯館村、大熊町などの皆さんの全町避難を初め、合わせて13万5,000人の方々が現在でも避難生活を送られております。

昨年11月、私たち6人の議員は、会津若松市に機能を移している大熊町役場と同町住民が住まわれている仮設住宅を訪問し、仮設での生活の困難さや、あるいは役場の職員の皆さんの業務の厳しさ、そして憤りを伺ってきました。

話を伺う中で、私たちには何ができるんだろうかと、そういうものを自問自答しました。東京電力の柏崎原発がある新潟県の泉田知事は、昨年10月の記者会見で、原発はメルtdown事故が起きることを前提に世界は考えている。ところが、日本ではメルtdown事故がいかに起きないかを必死で説明しているというのは、安全神話をつくることにほかならないと述べておられます。原発の再稼働の議論が盛んにされておりますけれども、再稼働などあり得ないと私は思います。話を聞かせてくださった大熊町の住民の方たちの思いに応える道は、原発事故の実情を水俣市民に伝え、人類は原発を制御できない、共存できない、再稼働を許さない世論をつくることだと思いました。

さて、水俣市政について、以下質問いたします。

1、西田市長の政治姿勢についてであります。

- ①、宮本前市長の市政の継続とはどのようなことか。
- ②、市長選挙で掲げられた命を守り、環境を大切にされた市政運営とは何か。

2、水俣病被害者救済について。

①、天草市長は水俣病特措法での地域による線引きの見直しを言われました。このことを市長はどのように考えておられるか。

②、市長は新聞インタビューで水俣病特措法でも水俣病は解決していないと言われました。その趣旨は何か。

③、水俣病については、全ての救われるべき被害者が救われてこそ解決と考えるがどのように思われるか。

④、水俣病の被害者救済、水俣湾の水銀ヘドロ処理などは水俣にとって大きな課題として残っていると考えますけれども、認識はいかがかでしょうか。

3、水俣病にかかわる国保財政への特別調整交付金について。

- ①、平成25年の医療給付費総額と水俣病関係の給付費は幾らか。またその比率は幾らか。
- ②、国保税負担相当分は幾らで、そのうち国と県の負担割合は幾らか。

4、在宅医療、在宅介護のシステムづくりでの水俣市の関与について。

- ①、市内で訪問診療を行っている医療機関はどれくらいか。
- ②、市内で訪問看護を行っている事業所は何カ所か。
- ③、市内で訪問介護を行っている事業所数と訪問介護を受けている利用者は何人か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、私の政治姿勢について及び水俣病被害者救済については私から、水俣病にかかわる国保財政への特別調整交付金について及び在宅医療、在宅介護のシステムづくりでの水俣市の関与については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、私の政治姿勢についてお答えいたします。

まず、宮本前市長の市政の継続についてお答えします。

先ほどの高岡議員にもお答えをいたしました。宮本前市長は、命と環境をまちづくりの基盤に据えて住民協働で政策を進められ、環境のまち水俣を国内外に発信し続けてこられました。

また、環境と経済の両立においても、企業支援センターを設置され、企業誘致ばかりではなく、地場企業との連携も深めておられましたので、環境に配慮しながら経済振興を図る道筋は示されたと思います。命と環境を軸にしたまちづくりを継承し、にぎわいのある輝く水俣をつくっていきたいと思います。

次に、市長選挙で掲げられた命を守り、環境を大切にした市政運営についてお答えいたします。

厳しい公害を経験した水俣は、命を守り、環境を大切にした市政運営をまず基盤に据えなければならぬと思っています。もちろん、経済振興を初め、教育、医療福祉など市の抱える幅広い課題にも取り組み、市民生活を築いていくことも同様に大切だと強く認識しています。これからも、安心・安全な市民生活を第一に考え、真の豊かさを求めていきたいと思います。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 市長を就任されて、今1カ月ちょっとのところですので、全てを把握することはなかなか大変なんだろうというふうに思います。

市民は、市長の人柄と、そして掲げられた施策を信頼して1票を投じられて、市長に当選されたんだというふうに思うんです。これからどのような市政運営をされていくか、そしてその成果がどのように上がっていくかということはずっと見守っていますし、期待しているというふうに私は考えております。

そこでですけれども、職員との関係なんですが、昨年12月に私は宮本前市長に、職員との関

係はどのように考えてきましたかということを知りました、一般質問でした。そのときにこういうように言われました。市政運営についての大きな方向は自分が示すが、職員の考えや企画を尊重しながら進めてきた。詳しいところを知っているのは職員であり、市民と接する機会が多いのも職員である。もちろん最終責任は、自分がとるというふうに答弁されています。もちろんこれは議事録に載っていることですが、そこで西田市長に伺いますが、私も一人の知恵よりも万人の知恵がまさるといふふうに思います。どのように職員の力や、あるいは市民の知恵や、議会での議論や、そういうものを踏まえながら、市政運営されるかが最も大切なことなんではないか。きょうの朝からの議会での議論でも、広くいろんな方たちから意見を聞きたいというふうに言われておりましたので、その方向は大切だなというふうに思うんですけれども、職員との関係はどのように考えておられるかということを知りたいと思います。

2点目は以上です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 市の職員とのかかわり方ということでございます。

民間だと社長と従業員という関係がありました。言うことを聞かん、挨拶せん、首にする、可能だと思います。しかし、市長と職員、公務員との関係、そういうわけにはいきません。民間だったら社長の言うことで、どんどん言うていって、それも可能かと思いますが、それと社長という部分と、市長という部分は全然違うというふうに思っております。何でも言うていって、聞く職員だったらいいと思いますけど、そういった関係ではありませんので、それでは難しいというふうに思います。ですから、市長のほかの首長もきっとそういったところは、いろんな考えを持ってやられると思うんですけど、私はやっぱりその関係性というものはコミュニケーションをとって、風通しのいい、そういった関係をつくっていかないと、いい案は挙がってこないと思っております。

政策についても私が考えるよりは、いろんな職員の方、精通しているところでいろんな意見を挙げていただいて、それを政策に私がつくっていく。そして、最終的に行ったこと責任は、私がそれは取ります。しかし、挙がってきやすい雰囲気づくりというのは、一番大事かなと思っております。今回も、市の職員、また各課から大体夏ぐらいまでにいろんなものを挙げていただいて、秋、次年度の予算を決めるころにはコンペ方式とか、政策のものを挙げていただいて、そういったものを私のほうで、みんなで審査して、いいものがあつたら、それに予算をつけて、担当でやらせると、そういったものもやりたいなと思っておりますので、やっぱりやる気を起こさせるのが一番市長の手腕だというふうに思っております。民間の社長とは、そこが全然違いますので、ただ怒ればいいというもんでもないというふうに思っておりますので、そういった職員とのかかわり方は大事にしたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 市長、冒頭おっしゃったように、民間の企業なり、あるいは協同組合なりの社長や理事長と市長は、おのずと立場が違うとおっしゃいました。私もそのとおりだと思います。

民間企業は、基本的には社会貢献もありますけれども、どれだけ利益を上げるか、利益を上げないと、その企業そのものが存続ができませんし、継続した業務もできません。しかし、自治体の仕事というのは、地方自治法に書かれていますように住民の命を守る、福祉を向上させる、そのことにどのように自治体が働くのかということが基本的な仕事だろうというふうに思うんですね。改めて、地方自治法に立ち返った市政運営を、ぜひともお願いをしたいというふうに思っています。

それで、それは取りも直さず、市民全体の利益を図る、そしてそのために職員の知恵と力を十分発揮してもらうように、先ほど雰囲気づくりをするというふうにおっしゃいましたけれども、そのとおりなんではないかなと思いますので、そういう市政運営をお願いしたいと思います。

きょうは初めての質問ですので、細目については6月以降の議会でまた政策議論をさせていただきたいと思いますが、基本姿勢だけは伺いして、このところの政治姿勢については終わりたいと思います。

次、お願いします。

○議長（大川末長君） 次に、水俣病被害者救済について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、水俣病被害者救済について順次お答えします。

まず、天草市長は、水俣病特措法での地域による線引きの見直しを言われた。このことを市長はどのように考えるかとの御質問にお答えします。

天草市には、救済対象地域である御所浦町とその他の対象地域外の地区が混在しています。しかし、救済対象地域外の住民も救済申請を行っている現状があり、このような現状を踏まえての発言と考えています。

次に、市長は新聞インタビューで、水俣病特措法でも水俣病は解決していないと言われた。その趣旨は何かとの御質問にお答えします。

水俣病の被害者救済につきましては、特別措置法の第3条中にありますように、救済を受けるべき人々があたらしく全て救済されることを目的として制定されたものであります。

宮本前市長は、特別措置法が実行あるものとなるように大変な御尽力をされました。これにより、当初の予定をはるかに超えた約6万5,000人の申請があり、大変な成果があったものと考えます。

しかし、その後に新たな訴訟が提起され、また、訴訟が継続されている状況があります。このような状況を見ますと、水俣病問題の全面解決は混沌とした状況にあると考えますので、先の発言を行ったものであります。

次に、水俣病については、全ての救われるべき被害者が救われてこそ解決と考えるがどのように思われるかとの御質問にお答えします。

私も、議員が御質問の内容と同様に考えています。

次に、水俣病の被害者救済、水俣湾の水銀ヘドロ処理などは水俣にとって大きな課題として残っていると考えるが、認識はいかがかとの御質問にお答えいたします。

水俣病の被害者救済につきましては、さきにお答えしましたように、全面解決に至っていない状況にあり、市としましては、地元の声を国・県に伝える必要があると思います。

また、水俣湾の水銀ヘドロ処理などにつきましても、エコパーク水俣護岸の維持管理等について国・県に対し、万全な対応をお願いしていきたいと考えております。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁ありがとうございました。

私の通告が、もっと厳密な通告をしたらよかったかなというふうに思っていたんですけども、天草市長の発言ですよね。答弁あったように御所浦町とその他のまちがあって、指定地域内と外が混在しているという事実があるんです。これについて、天草市長は、こういう線引きをやめてほしいというふうに言っているんですけども、そのことについての評価はどうかということで、質問通告出したつもりなんですけど、これについてもお考えがあれば、最初に答弁いただければというふうに思います。

あとの2番目、3番目、4番目のところは市長答弁されたように、そういう課題が残っていて、被害者救済についても、あるいは水銀ヘドロの問題についても万全の策を取られて、再び被害が発生しないようにする、そういうことが市民の望みでありますし、自治体としても、それがぜひともやってほしいことだというふうに思います。

ところで、3月7日に環境省が新しい通知を出しました。これについて被害者救済問題では一言触れておきたいというふうに思います。多くの報道でも指摘されているんですけども、これはあたかも認定の幅を広げるように見えますが、実はそうではない。この間の一連のこの本議会での答弁で、最高裁判決と、去年の秋に出ました公害健康被害補償法に基づく行政不服審査請求の採決の答弁は、ここでされたとおりであります。宮本前市長からされました。これはもう繰り返しませんけれども、これらの通知からしても今回の通知は、私はそのとおりで生かされていないというふうに言わなければならないというふうに思います。

例えば、具体的には体内の水銀濃度を確認するとか、あるいは昭和44年以降の汚染はないこと

を前提とするとか、あるいは症状の発症時期を限定しているとか、あるいは漁業許可証の確認だとかというのが新たに入っていて、あたかもこれらがないと、救済対象にならないような中身になっています。

1つ例を申し上げます。水銀濃度の確認なんですけれども、毛髪水銀とか、あるいは血中水銀だとか、尿中水銀だとか、こういうのは今でこそ、これをはかると当時の汚染状況がわかるというふうに言われるんですが、30年代、40年代、50年代にそういうのをはかればいいということを誰が知っていたでしょうか。民間医療機関では測定しようがないんです、これは。ですから、昭和34年に熊本県、あるいは35年に鹿児島県が沿岸地域の漁民の一部について頭髮水銀調査をしているんですけれども、その結果は公表もされない。あるいは一次訴訟のときのいろんな取り組みの中で、やっとその資料が出てきたんですけれども、個人には全く通知されない状況なんです。だから、これを今さら患者のほうに出せと言われても出しようがない。こういうものを出しているというところに、私は今回の通知の本質があるというふうに思います。

これは、この通知について、環境省は何を言っているかということ、こういうふう言っているんです。この通知で、救済が広がるかどうかはわからないというふう言っているんですね。それで、新聞報道でも言われているんですけれども、過去を省みないでどれだけ事態が改善するかというのは、全く期待できないのではないかというような評価も出ているんですけれども、私はこういう通知は撤回するべきだということで、基本的な考え方を述べておきたいというふうに思います。

そこで、今私が申し上げたような詳しい質問をしても、今は市長は就任されたばかりでなかなか大変ですので、総論的なところをちょっとお伺いしたいと思います。

水俣病被害者救済というのは、大変重要な問題だというのは市長答弁されたとおりですけれども、折に触れて、被害者団体との意見交換、あるいは考えを聞く、こういう機会をつくっていかれることが大切だと思います。当然、チツソだとかも意見聞かれるでしょうし、市民の方からも意見聞かれると思います。ただ、同率ではないということを前提に考えなければいけないと思います。被害者の話を基本的に聞いた上で、どうするかというのが大切であるというふうに私は思っているんです。ですから、被害者の人たちとの意見交換、あるいは患者団体との意見交換はきちっと定期的にはいかないと思いますけれども、話されることが必要ではないかなと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

2回目は以上です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） まずは、天草市の線引きにつきましては、今どう支持するしないということとは済みませんが、コメントは控えさせていただきたいというふうに思います。

それと、患者団体との意見交換につきましては、私は一貫して言っておりますように、市民の皆様、いろんな形で話を聞く、水俣病問題につきましては、やはり被害者と団体、そういった方とまず、私、実は話も今までしたことございませんので、まず一から出向いていってでも話を聞かせていただきたい、そういうスタンスは議員も納得していただけたらと思いますけれども、そういうスタンスでいきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 線引きについても、どういう事情で線引きされているのかだとか含めて、これから担当課から話を聞かれて、いずれお伺いすることもあると思いますので、そのときに答弁いただきたいというふうに思います。

それから、3番目の質問です。そういうのも踏まえてなんですけれども、この間、市長は水俣病については、国と県に意見を挙げるんだということをおっしゃるんですが、水俣市だからこそ立脚している立ち位置があるというふうに思うんですね。それは、被害者に一番近いところの自治体であるということです。そういう立場に立って、今後国と県とは厳しいやりとりもあるかもしれない。そういうときも立ち位置はどこにあるのかということ踏まえて、これからいろんな協議だとか話し合いが進むというふうに思うんですけれども、それに臨む姿勢はどのように考えていらっしゃいますか。

以上3点目です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 水俣病問題につきましては、いろんなところで私もコメントを求められたりもしております。実際、先ほど出ました指針につきましても、今読み解いているところでございまして、担当課含めていろんな形で精査していきたいと思っておりますし、立ち位置といたしましては、水俣市民の代表といたしまして、そして患者団体の声というものを聞いていくという立場でございまして。そういったものを国・県に伝えていくということはもう何回も言っておりますけれども、そのスタンスで今後もやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 次に、水俣病にかかわる国保財政への特別調整交付金について答弁を求めます。

宮森福祉環境部長。

（福祉環境部長 宮森守男君登壇）

○福祉環境部長（宮森守男君） 水俣病にかかわる国保財政への特別調整交付金についてお答えします。

まず、平成25年の国民健康保険における医療給付費総額と、そのうち水俣病関係の給付費は幾らで、その比率が幾らかとの御質問にお答えします。

平成25年中の国民健康保険特別調整交付金における水俣病関係の医療給付費等につきましては、先日、申請を終えたばかりで、現在、国・県において精査中でありますので、今後、3月末に確定されるまでに修正が加わることも予想されますが、申請段階での額によってお答えをさせていただきます。

まず、平成25年中の国民健康保険の一般被保険者における医療給付費総額は28億2,576万円余りで、このうち水俣病関係の医療給付費は14億5,872万円ほどとなっております。その比率は51.62%となっております。

次に、これに係る国保税負担相当分は幾らで、そのうち国と県の負担割合は幾らかとの御質問にお答えいたします。

まず、先ほどお答えしました医療給付費につきまして、総額から水俣病関係分を差し引きますと、13億6,704万円が水俣病関係以外の分となります。ここで、年間の水俣病関係の平均受診者数と水俣病関係以外の平均被保険者数を見ますと、それぞれ2,340人、4,516人となっており、水俣病関係の平均医療給付額は62万3,387円、水俣病関係以外の平均額が30万2,710円となります。この結果、平均医療給付費額の差額、32万677円に水俣病関係の平均受診者数2,340人を掛けた額7億5,038万円余りが水俣病関係による医療給付費の影響額となります。また、医療給付費の5割について保険税を財源とすることとされておりますので、水俣病関係による影響額、7億5,038万円のうち5割の3億7,519万円が保険税相当額となります。この保険税相当額につきましては、特別調整交付金における特別事情により、国が15分の9、県が15分の3を負担しております。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 とりあえず国民健康保険財政での総医療給付費総額と、そのうちの水俣病関係の給付費を出してもらった、幾つかの比率も出してもらったんですけども、途中の計算式もずっと答弁いただきましたが、答弁聞いただけではなかなかよくわからないというのがあると思います。

それで、国民健康保険から出ているんだから、別に国から特別調整交付金だとかもらわなくてもいいじゃないか、出さなくてもいいんじゃないかという議論もあるかもしれません。実はそうじゃないんですよ。

つまり、結論から言いますと、国から本来100%出るべきものが出ていないために、国民健康保険税が高くなっているということなんです。最終的にはここに目を向けないと、国に100%出してくださいという論拠は成り立ちません。

例えば、こういうふうになるんです。平成25年度の交付金の合計の負担割合は国が15分の9、県が15分の3ですから、合計15分の12ですよ。だから、金額としては約3億円出さるだろうということになりますよね。当初、これは医療手帳が発行された1995年当時は、最初はなかった話なんです。しかし、水俣市を初めとする1市2町、あるいは出水市だとか、天草方面の市長とも協

働いて国に要望されたと、そういう中でこの特別調整交付金というのが出るようになったという経過があると思います。

それで、なぜ出るようになったかという根拠ですけれども、答弁あって、ちょっと私が今言ったとおりなんですが、水俣病に関する検査や治療に関して、かかった医療費につき国保財政に負担をかけないようにするために、この15分の幾つというのが出るようになったという流れであります。

私はこの水俣病に関する医療費については、加害者が全額払う、国保財政には迷惑かけたらいかんというのがまず前提に立たなきゃいけないと思います。

例えば、私どもが交通事故を起こします。病院にかかった外科とか整形外科で治療を受けたりしますと、それは第三者行為になるんですよ。健康保険使えません。それぞれが入っておられる自動車保険だとか自賠責保険だとか、そういう中から支給してくださいとなるんですね。健康保険財政からは出せないんです。今回のことだって、この水俣病だってそういう意味では一緒なんです。そういう考え方に立って、国も特別調整交付金を出すようにしているんですね。それで、これを15分の15出ないで、15分の12しか出なくて、15分の3の部分が、要するに現状では国民健康保険財政にのしかかっているという構図になります。これをこの間ずっと改善はしてきたんですけれども、まだこれを前進させなきゃいけないというふうに思うんですね。それで、毎年、秋に今回は水俣市と芦北2町とで合同で行かれたんだと思うんですけども、国に要望に行かれております。そのときの環境省なり、厚生労働省なりの反応はどうだったのか。そのことについてまずお伺いしたいと思います。

以上2点目です。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） ただいま議員からの御案内のように、熊本県では水俣芦北地域振興計画事業推進のために、年に2回ほど関係省庁への陳情を行っております。これは、首長ばかりでなく、市議会議員、町議会の代表の方々も一緒に行って、同行していただいているところでございます。

この中で、地域振興のための要望を行っておりますけど、例えば水俣病被害者患者の安心した暮らしの確保への対策、チッソ存続や地域経済の振興など、地域振興策への特段の配慮などと同じくしまして、国民健康保険の地元負担分の財源措置を要望しておりまして、その折には、厚生労働省、環境省においても担当に要望をしていただいております。

それに付き添いました担当の話をお聞きすると、各省庁では問題点を十分認識をしていただいているものというふうに聞き及んでいるところでございます。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問をします。

要望に行かれて、各省庁が十分認識しておられるということですので、さらにこれは15分の15出るようにしなきゃいけないというふうに思います。

例えばこれまでの経過を言いますと、平成18年度までは15分の8だったんですね、6割ちょっとしか出ていなかった。19年度からは22年度までですけども、15分の10になっています。23年度からは15分の12になっているんですよ。今年度、25年度がどの割合になるか、まだ結論が出ていないと思うんですけども、少なくとも23年、24年は15分12のものが出ている、全部15分の15を出るようになれば、15分の3の金額は約七千数百万円ですよ。国家予算からしたら7,000万円だとかというのは、もうそれこそわずかなもんだというふうに思うんですよ。ただし、そのお金はこういう水俣市だとか、小さな市におきましては、その分は国民健康保険税から徴収する以外ないわけですから、それぞれの国民健康保険税が上がってしまうということになるんです。ですから、これは当初の予定、それこそ第三者行為として、省庁認識しているのであれば、15分の15出すように、これは負担割合を引き上げるように継続的に働きかける必要があるだろうというふうに思います。私はそのように思うんですけども、福祉環境部長なり、あるいは市長なりの考え方を示していただけますか。

3回目です。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） 今、議員から御指摘のとおりでございます。

ちなみに平成16年までは国だけにおきまして、15分の5、3分の1だけが交付されておりましたが、平成17年度から県が15分の3を負担するようになりまして、その後、国の負担がふえてきて、現在は今おっしゃいましたとおり15分の12という状況になっております。

この中で、県におきましては、平成16年10月の最高裁判決後、国の水俣病総合対策医療事業における国・県の負担割合を8対2としまして、県においては8対2の割合で15分の3を既に出しているというのが県の考え方でございます。ですので、残りの国が今15分の9ですので、あとの3、15分の3は国で負担していただくべきではないかという考え方になっております。

このため、市としましても先ほどからの要望活動で要望を行っておりますし、県につきましても強く国への働きかけをお願いをしておりますし、今後も継続してまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 次に、在宅医療、在宅介護のシステムづくりでの水俣市の関与について答弁を求めます。

宮森福祉環境部長。

（福祉環境部長 宮森守男君登壇）

○福祉環境部長（宮森守男君） 在宅医療、在宅介護のシステムづくりでの水俣市の関与について

順次お答えいたします。

在宅医療のシステムづくりは、これから大切な課題となってくるものと考えられます。2025年には、団塊の世代が75歳以上となり、今後、医療や介護を必要とする方がますます増加し、現在の我が国の医療・介護サービスの提供体制のままでは、十分対応できないと見込まれています。このため国は、地域における医療・介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案を提出し、在宅医療と在宅介護の基盤整備と連携強化を進めようとしております。

今年度は、熊本県が、在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携した地域における包括的かつ継続的な在宅医療を目指すことを目的とする、水俣芦北地域在宅医療連携拠点事業所を水俣市芦北郡医師会に委託しております。

このように在宅医療のシステムづくりについては、法律の整備を含め、これから基盤整備が始まっていく状況ですので、現在のところ、水俣市は直接は関与しておりません。

在宅介護のシステムづくりについては、ひまわりプランの中で、地域包括ケアの推進ということで、水俣市地域包括支援センターを中心とする高齢者を支える地域づくりを市として推進しております。

また、プランの中で医療と介護の連携強化も挙げておりますが、認知症の予防においては、物忘れ相談会を開催する中で、専門医につなげ早期治療に結びつくケースも出てきており、医療との連携が少しずつではありますが、具体的に進んでおります。御質問の市内で訪問診療を行っている医療機関の数でございますが、7カ所となっております。

次に、市内で訪問看護を行っている事業所については、9カ所となっております。

次に、市内で訪問介護を行っている事業所数と訪問介護を受けている利用者は何人かについてお答えします。

事業所数は12カ所、利用者につきましては平成25年11月の利用件数で521件となっております。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問をさせていただきます。

答弁あったように、団塊の世代の方たちのピークが2025年とか、あるいは2030年だとかというふうに言われてまして、これは誰しものが避けて通れない問題だというふうに思います。

ですから、今のうちからどのような制度・システムをつくっておくのか、あるいはその準備を始めるのかということが社会的課題になってきていると思います。そういうのもあって、国は法律の整備だとか、いろんなのを始めたとか、あるいは熊本県もちょっと動き出したということなんだろうと思います。

高齢者対応では、基本的には施設での入院とか、あるいは介護施設で介護をする、医療を施す

というのと、在宅で行うというのと基本的には2つの流れですよね。こういう流れの中で、改めてこれからどういう整備が必要なのかということなんだろうと思います。

それで、答弁にもあったんですけども、ちょっとまとめてみますと、高齢者が絶対的にふえるということ、それから、認知症の患者さんもふえるであろうということですね。3点目は医療機関のベッド数は都道府県別の地域医療計画で厳密に決められています。例えば、熊本県であれば県南地域のベッド数は幾ら、芦北地域のベッド数は幾ら、天草地域は幾ら、県央地域は幾らということで、ベッド数が決められていて、それから、それをふやすにはもう並大抵のことではない。介護施設は別、特に小規模の、この間水俣市が整備してきた小規模特養ホームだとかは、市町村の責任でやりなさいということですから、大規模施設は県の範疇ですよ。そういうことで、ベッド数についてはもうふやしたくないと、流れとしては厚生労働省の方針はふやしたくないと。それで、介護保険料も上がっていますし、これから、国民健康保険への負担もふえるんじゃないかということで、改めて今在宅というのが見直されて、この整備をしようというのが大きな流れなんだろうと思います。

こういう流れの中で、これからどう整備するかということが出てきているんだろうと思うんですけども、これはこれで、やっぱり本当に高齢者の医療とか介護というのはもう自分もあと10年か20年するとその年代になりますし、私たちの世代というのは親をそういうふうに面倒見なきゃいけない世代でもあるんですよ。

私も天草の母を水俣に引き取って、主に妻がやってくれましたけれども、在宅で介護してくれました。どうしても僕ら若い者の生活がもう成り立たなくなっちゃったときに、施設に入れて介護してもらったんですけども、だから在宅でできる範囲と、在宅ではできない範囲が当然出てきますが、今の今回の整備というのは在宅関係のところをもうちょっとふやそうというような流れになっているんだろうと思います。

ただし、それには家族の限界も当然あるということも承知した上で、どう政策を進めるかということが大切になってくるのではないかなと、大きな絵を描くと、そういうふうになるのではないかなというふうに思います。

それで、今さっきの答弁の中で、熊本県は医師会に機関・拠点センターとして依頼して、人も配置して動き出したという話もありました。医師会のほうでは、どのような動きをされているのか、そこを聞いておられれば答弁いただけますでしょうか。

2回目の質問です。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） 県から医師会への事業の委託におきましては、昨年11月、1市2町の行政と医師会を合わせて説明会がっておりますので、市のほうからも担当が出席をさせて

いただいております。

この事業の内容といいますと、いわゆる医療関係・介護関係、まあ医療といいましても歯科医療、それにそういう事業と、また看護師さんですとか、そういう多職種との連携が必要であるという旨の事業となっております、医師会に現状をお聞きしましたところ、ただいま医師が水俣市葦北郡に38機関医療機関があるかと聞きましたけれども、その中でのアンケートによる意見徴収、また先進視察等を行い、事業について研修していきたいという取り組みを今現在なさっているということでした。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 熊本県が医師会に話を持ってきて、議論をして進めようというのが今始まったばかりで、総論部分しかわからないというのは答弁聞いていてよくわかりました。これからなんだろうなというふうに思います。

これは、この前、在宅医療についての勉強会がありまして、そこで出された資料なんですけれども、これは医療とか在宅だとかに詳しい東京大学の辻先生が言っておられるんですが、市町村医師会の連携ということで、こういうふうに言っておられるんですね。

1点目は、市町村単位のネットワークによって、課題を挙げて解決する、2点目は、コーディネート、事務局機能を誰が担うかが大事で、行政の関与が決定的に重要である、3点目は、地域のシステムをつくらなきゃいけない、4点目は、医師会と市町村と在宅に詳しい医師が連携する、5点目は、法制化される地域ケア会議などをどう機能させていくかということと言われておりまして、市町村がどう関与していくかというのは、物すごく重要になってくると思います。介護については包括ケアセンターというのを行政が持っている、それでいろいろと機能していますよね、医療機関と看護と介護施設なども連携して、利用者さんとの調整だとか何かもそこがしているんですけれども、この在宅の医療についても、行政がどう絡んでいくかということがキーポイントになるのではないかなというふうに言われております。

それで、まだ実際、市町村ではこういうふうにしてくださいなどというものが来ていませんので、具体的な議論が進んでいるというふうに思わないんですけれども、心構えとして介護については包括支援センターをつくって進めている、これから在宅医療についてもかなり重要になってくるだろうなという流れは当然予想されていたと思うんですよね。そういうのを踏まえて、このコーディネート機能等についての役割が重要になるというふうに思うんですけれども、この辺の基本的なスタンスはどのように考えておられるでしょうか。細部については、また一定事業が進み始めてから、課題だとかも含めて提言していきたいと思っておりますけれども、とりあえずきょうは、スタンスはどのようなふうにご考慮されるかについて質問したいと思います。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） ただいまの市の体制としましては、まだ国の基盤整備の施策構想を打ち出しておりませんので、その動向を注視しているというのが現状ではございますけれども、先日医師会の事務局のほうに電話をいたしましたときにも、医師会では今回の事業の中で地域包括支援センターと連携して、医療関係、多職種の皆さんによるワークショップを実施されることが計画されております。市としましては、今後このようになりますと、やっぱり地域包括支援センターの強化等については一応考えるといいますか、視野に入れておく必要があるのではないか、そういう中で地域包括支援センターを強化することによって、何らかのかかわりができないか、その辺のところは検討しておく必要があるかと考えております。

○議長（大川末長君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、しばらく休憩いたしますが、なお本日は、東日本大震災が発生して3年目に当たることから、午後2時46分のサイレンに合わせて黙祷を行いますので、午後2時45分まで休憩いたしますので、45分になりましたら着席をお願いしたいと思います。

少々休憩時間が長くなりますけれども、休憩に入りたいと思います。よろしく申し上げます。

午後2時24分 休憩

午後2時47分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、塩崎信介議員に許します。

（塩崎信介君登壇）

○塩崎信介君 皆さん、こんにちは。

新政同友クラブの塩崎です。

最後になりましたけれども、最後までおつき合いよろしく申し上げます。

本日、3月11日は東日本大震災が発生してから3年が経過をしました。一刻も早い復興を願っております。

では、先月実施されました水俣市長選挙の結果、西田弘志氏が当選されました。おめでとうございます。水俣市は少子高齢化に伴う人口減少や経済の低迷による雇用環境の悪化、長期化する水俣病問題等、山積する課題があります。西田市長におかれましては、市議としての11年間の経験を生かし、水俣市発展のために頑張ってくださいと思います。

では、通告に従い、順次質問をします。市長及び執行部の明確な答弁を期待します。

1、市長選の総括について。

今回の市長選挙は、2月2日告示、2月9日投開票で実施されましたが、ここに至るまでのいろいろな流れを整理してみました。

平成25年11月17日の記者会見で、宮本前市長は次期市長選に出馬しない意向を新聞報道で明らかにしましたが、そのときの記事に、後継指名はしない、特定の候補者はいないと書いてありました。平成25年12月19日、田上前副市長が市長選に出馬することを表明、私もその記者会見に同席しましたが、環境では飯は食えない、宮本前市長の後継ではない、経済の活性化と雇用を最優先するとの話がありました。その直後、市長選に暗雲・飼い犬に手をかまれた形となったとの文章が掲載されたピラが出回りました。平成25年12月28日、江口前市議が市長選に出馬することを記者発表、経済の振興を果たしていきたいとの話がありました。年が明けた平成26年1月7日、田上氏の出馬断念の新聞報道があり、断念の理由に保守分裂は好ましくないと書いてありました。平成26年1月18日、西田前市議が市長選に出馬することを新聞報道で表明、無投票になれば江口氏を是認することになる、宮本市政を継承し、環境政策に軸足を置いた経済成長を目指したいと書いてありました。今回の市長選前に青年会議所主催の公開討論会が平成26年1月22日、水俣市文化会館で予定されていましたが、候補者がそろわないとの理由で中止となりました。各候補者の水俣市政にける思いを聞ける絶好の機会ではありましたが、候補者の思いが聞けず、大変残念でした。

そこで、下記のことについて質問します。

①、市長選出馬表明の中で宮本市政を継承し、環境政策に軸足を置いた経済成長を目指すところが、宮本市政の継承とは何を指すのか。

②、選挙中に8年前の市政に戻してはならないと街頭演説等で聞いたが、具体的にどういふことか。

③、JNCとの共存共栄とあるが、具体的にどういふ政策を考えているのか。

④、水俣病の全面解決とあるが、新市長としてどのような解決策を考えているのか。

⑤、木質系バイオマス発電事業の誘致とあるが、事業主体がいまだ決まらない状況で、事業化できるのか。

⑥、市民への窓口サービス業務の充実とあるが、接遇マニュアルも遵守できない状況で、どういふ方法を使って、日本一親切な窓口業務を達成するのか。

2、不登校問題について。

文部科学省では、平成18年度から不登校への対応として、わかる授業・楽しい学校の実現、心の教育の充実、教員の資質向上、学校・家庭・地域社会の連携、教育相談体制の充実、不登校児童・生徒に対する柔軟な対応等の施策を計画実施してきましたが、抜本的な施策までには至っておりません。この水俣でも不登校問題を抱えており、これからの水俣を担っていただかなければならない大事な子どもたちが安心して勉学に励める環境づくりが求められています。

そこで、下記のことについて質問します。

①、市内小中学校の不登校児童・生徒の数が最近増加傾向にあると聞くが、いつごろからそうなったのか、また不登校児童・生徒の推移はどうなっているのか。

②、不登校児童・生徒の増加原因はいろいろ考えられるが、家庭環境を含む原因調査はされているのか。

③、学校側の対応のおくれもあったと思われるが、前兆はなかったのか。

④、早急な対応や対策が必要だと思うが、どうするのか。

これで、登壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 塩崎議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長選の総括については私から、不登校問題については教育長から、それぞれお答えいたします。

初めに、市長選の総括についてお答えします。

まず、市長選出馬表明の中で、宮本市政を継承し、環境政策に軸足を置いた経済成長を目指すところがあるが、宮本市政の継承とは何を指すのかとの御質問にお答えします。

宮本市政は、命と環境をまちづくりの基盤に据えた政策を住民協働で展開しながら、雇用創出や地域経済の活性化に努めてこられたと思っています。私も同様に、環境と経済を両立させる取り組みを進めてまいりたいと考えています。水俣の自然の恵みを守りながら雇用を創出し、豊かな安心して暮らせるまちを形成していくことを目指しています。

次に、選挙中に8年前の市政に戻してはならないと街頭演説等で聞いたが、具体的にはどういうことかについてお答えをいたします。

さきに高岡議員にもお答えしましたが、8年前、産業廃棄物処分場の建設問題で市民が混乱した状態でありましたので、再び市政運営がそのような状況になってはいけないとの思いでございます。

次に、JNCとの共存共栄とあるが、具体的にどういう政策を考えているのかとの質問にお答えします。

JNC株式会社は、医療・福祉産業と並ぶ市内経済の主要な担い手であり、多くの市内事業所がJNCとの取引等を行っており、JNCがこの地域において事業を継続することが水俣市の経済の大きな支えになるとの認識を持っております。

また、100年以上続く水力発電の実績や高度な技術により、液晶や化成品、肥料など私たちの暮らしになくてはならないすぐれた製品を開発されてきたことも認識しております。

私は、対話なくして何も生まれない、対話が信頼の礎になるを信条としています。私も、市議から市長となった今、新たな気持ちでスタートしますので、これからJNCや市民の皆さんと対話を重ねながら、共存共栄によって発展していく水俣づくりを進めてまいりたいと思っています。

次に、水俣病の全面解決とあるが、新市長としてどのような解決策を考えているのかについてお答えします。

やはり地元市長としましては、さまざまな立場の市民の声をきちんと国や県に届けるのが大きな役目だと思っています。そのために、関係の皆様との対話に積極的に努めてまいりたいと思います。全面解決に向けても、希望を持ち対話を続けていきたいと考えています。

次に、木質系バイオマス発電事業の誘致とあるが、事業主体がまだ決まらない状況で事業化できるのかとの質問にお答えをいたします。

企業誘致とは地域への企業の立地をお願いして働きかけを行っていくことですが、当然主体となる企業の決意なくして誘致は進みません。現在誘致に向けて、誠心誠意、先方に対して水俣市への立地をお願いし、市職員にも地元との調整のサポートなどに当たらせているところであります。私自身も、先頭に立って、ぜひ水俣に立地していただけるよう働きかけてまいる所存であります。水俣の経済活性化・雇用創出に少しでもつながるよう、議会の皆様にも御理解、御支援をいただくようお願い申し上げます。

次に、市民への窓口サービス業務の充実とあるが、接遇マニュアルも遵守できない状況でどういう方法を使って日本一親切な窓口業務を達成するのかについてお答えいたします。

さきに高岡議員にもお答えいたしましたが、すぐに日本一になれることはわかっておりますが、市民に愛される、親しまれる市役所を目指して取り組んでいくことが、親切な窓口をつくっていくと思います。接遇の大切なところは気持ちのよい印象だと思いますので、職員とのコミュニケーションを図りながら、自発的に対応できるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（大川末長君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 この市長選の総括についてと、見てもらえりゃわかるんですけども、たまたま1番、2番、4、5、6と内容が、きょう朝一で質問されました高岡議員の質問項目と合致しているというか、そういう内容で、今の答弁も含めて、高岡議員に対する答弁も含めて、今の西田市長としてのお話はわかりましたが、私が言いたいのは、市議として11年の経験があると、それと要するに宮本市政を8年間支えてこられたという実績もあるわけですね。今回の市長選に出られて当選されたということですけども、市長選に出るに当たって私はもう強い思いがあったかなというふうに思うんですね。要するに水俣をこうしたい、ああしたいということに対して、今の私の質問に対しての答弁内容が、非常に私の期待に反して内容が乏しいなど、先ほどからもまだ市長になったばかりだからという形で、皆さんいろいろ言われていますけれども、私もまあゆ

えに、この答弁内容が納得できないというふうな感じがしているものですから、またこれ以上質問をしても時間の無駄になる可能性もありますので、2次質問、3次質問は割愛させていただきます。

○議長（大川末長君） 次に、不登校問題について、答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、不登校問題について順次お答えいたします。

まず、市内小中学校の不登校児童・生徒の数が最近増加傾向にあると聞かすが、いつごろからそうなったのか、また不登校児童・生徒数の推移はどうなっているのかとの御質問にお答えいたします。

文部科学省では、不登校の児童・生徒を何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景によって、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものというふうに定義をしております。

本市におきましては、過去10年間、小中学校全体で不登校児童・生徒は20人余りを推移してきました。近年では、平成23年度、24年度が14名ずつで減少傾向にありました。しかしながら、平成25年度は2月末で小学校2名、中学校17名、合計19名と増加をしております。

また、不登校児童・生徒受け入れの窓口であります適応指導水俣教室、通称あじさい教室とっておりますが、利用者数は平成18年度の20名をピークに減少しております。平成22年度からは10名を切り、現在は7名の生徒が利用しております。学校に登校できない状況であれば、適応指導水俣教室の利用を保護者にも勧めていますが、利用まで結びついていない状況が多くなっております。

次に、不登校児童・生徒の増加原因はいろいろと考えられるが、家庭環境を含む原因調査はされているのかとの御質問にお答えいたします。

本市の不登校19名の原因につきましては、1、無気力型の不登校、2、不安など情緒的混乱型の不登校、3、複合型の不登校に当たります。特に複合型が多く、学習・進路についての不安・無気力、人間関係の不安、家庭環境の変化などが背景にあるようです。家庭環境につきましても毎月の定例報告等で確認をしておりますが、不登校の改善に対して協力的でない家庭が5割程度あると認識しております。具体的には、学校から連絡が取れない、欠席の連絡もない。それから、家庭での生活リズムが崩れている。登校は本人任せで、登校させるための努力が足りないなどが挙げられます。しかし、どの家庭も、子どもの不登校状態を改善したいとは思いつつ、どうにもできないという悩みを抱えていらっしゃると思います。関係の学校には、そのような点にも配慮しながら指導を継続していただけるようお願いをしているところです。

次に、学校側の対応のおくれもあったと思われるが、前兆はなかったのかとの御質問にお答えいたします。

不登校児童・生徒への対応については、欠席が始まったときの初期対応と、長期欠席・不登校状況に陥ったときの長期的対応があります。いずれも学校で情報を共有し、丁寧かつ愛情のある対応をお願いしているところです。

まず、初期対応としては、愛の1・2・3運動という取り組みが挙げられます。

これは、欠席1日目は担任による電話連絡、連続2日目には担任の家庭訪問、連続3日目には組織的対応をとるというものです。つまり、欠席1日目から対応を初め、欠席の長期化を防ぐように努めております。

次に、長期的対応としては、1、家庭訪問は担任のみならず、学年主任や不登校対策の担当、管理職も行う。2、不登校対策会議を開催して、当該児童・生徒の情報を共有し、次の対策を検討する。3、スクールカウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーの派遣を申請し、当該児童・生徒及び保護者の話を聞く。4、さらに関係機関と連携してケース会議を開催し、対策の継続・改善を図るなどが挙げられます。このように、学校では初期対応と長期的対応を考慮しながら対策を講じています。

議員御指摘の学校の対応については、原因等の把握が容易でなく、時間も要するため、不登校が長期化することにつながると考えております。

次に、早急な対応や対策が必要だと思うがどうするのかとの御質問にお答えいたします。

不登校児童・生徒が増加傾向にあることから、議員御指摘のとおり、早急な対応と対策を教育委員会でも考えております。

まず第1点目は、適応指導水俣教室、あじさい教室の機能拡充でございます。

あじさい教室は、これまでに多くの児童・生徒を受け入れ、学校復帰につなげてきた実績があります。平成26年度から子ども自立支援室と名称を変更するとともに、これまでの適応指導教室の機能に、不登校の相談機能を加え、積極的に当該児童・生徒や保護者の話を聞き取り、登校につなげる役割を果たす機関にしたいと考えております。学校で行っていた家庭訪問やケース会議等に子ども自立支援室が今以上にかかわり、時にはスクールカウンセラー等の役割を果たす組織にしたいと考えております。

次に、2点目は、不登校を発生させない、魅力ある楽しい学校づくりをお願いするということです。昨年12月に実施しましたアンケートで、本市の小学生8.3%、中学生13.2%が学校は楽しくない、または余り楽しくないと答えております。不登校やいじめ、学習不振、友達関係の不安などの影が感じられます。このような児童・生徒を減らし、全ての児童・生徒が笑顔で元気に登校できる学校づくりを目標に、各学校の創意工夫による具体的な取り組みをお願いしているところ

です。

○議長（大川末長君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 2回目の質問をさせていただきます。

まず1つ、この不登校児童・生徒数の増加傾向ということで今説明していただきましたけれども、一応基準としては、年間30日以上ということで、平成25年度前までは減少傾向だったが、今回、平成25年になってから若干ふえていると。その中で、中学生が17人ということで、これは非常に多感な時期の子どもたちがそういう状況になっていると。原因としては、やっぱりいろいろあるんでしょうけれども、心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因ということで、その中で病气や経済的な理由は除くということらしいですが、やっぱりこの一番大きな社会的要因といえますか、その辺が今の世の中というのは非常に便利になった分だけ、心の中はすき間といえますか、そういうのが出てきております。

私が15歳のときというと、中学校ですけれども、50年ぐらい前です。我々の親は生きることに一生懸命と、子どもなりに工夫して、いろいろやっていたけれども、今はもう生活が安定してきているという中で、逆にそういう心のコミュニケーションといえますか、そういうのが欠けているということで、こういう不登校とか、いろいろな問題が出てきておると思うんです。この間ちょっとお話させていただいたときに、年間でやっぱり100日以上の不登校者もおられるというかたちで、ちょっと教えていただきました。わかる範囲で今のそういう状況も教えていただきたいと。

それと、17名にふえているということですが、高校を受験されたりとか、その後、社会生活に行かれるという状況になったときにも、やっぱりこういうことは非常に影響されるんじゃないかなという不安があるんですが、そういうことに対してどういうふうな考えをお持ちか。

それと、今、適応指導水俣教室ということをしてされているということですが、若干減ってきておると、親の、保護者の理解が得られていないというふうなお話やったんですが、そこら辺の保護者の理解を得られない理由があれば教えていただきたいと。

今3つほど質問させていただきました。

それと、今度は原因ですね、要するに不登校の原因というか、それは先ほども言いましたけれども、その中で複合型が一番多いと、複合型が多くて、家庭環境の中でも協力してもらえない家庭が5割ぐらいあると、それはまあいろいろ事情はあるんでしょう。その原因の複合型が多いと聞いていますけれども、その家庭環境の変化が背景にあるということですが、この辺のわかる範囲で具体的にどういう変化なのかを教えていただきたい。

5つ目です。学校の対応がおくれがあると私は思っていたんですけども、実際はできる限りのやり方で対応していただいているということで、今の水俣市の教育体制からすると、やるべき

ことはやられているなという気はするんです。スクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーと、こういうところまで指導をしていかないと、根本的な原因の究明なり、対策になっていないというふうな発言があったんですけども、これは、昔から国からの補助金が出て、学校をいろいろ指定して、そういうことをされておるといふような状況を聞いたんですが、じゃ水俣においては、その辺のワーカーさんあたりの現状というのはどうなのかを教えていただきたいと思います。

あと最後です。早急に対応や対策が必要ということですが、25年度の12月のアンケート結果で、小学生が8.3%、中学生が13.2%が学校が楽しくないと。先ほど冒頭でも言いましたけれども、楽しい学校の実現と、わかる授業ということで、まあこれは基本だとは思いますが、それについて新たに平成26年度から、子ども自立支援室を立ち上げて、先ほど言いました適応指導水俣教室よりもレベルアップして、こういう問題に取り組んでいきたいというお話だったんですが、これもまあわかる範囲で具体的にどういうふうなやり方をされるのか、教えていただきたいと思います。

以上、6つですかね、お願いします。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 一般質問で予定をしていない質問ばかりだったので、ちょっと戸惑っております。不登校で100日以上不登校をしている子どもというのが実際、小学校は1名、中学生が5名、実はいるんですけども、その子どもたちというのはやっぱり一番多いのは家庭環境あるいは生活の乱れ、それからもちろん情緒不安とかいうのもありますが、ただ、いじめとかそういうものはございません。無気力というのも若干、長期の中にはいないんですけども、無気力な子どももちろんいるわけです。そのうち原因不明と言われている子もいるんですけども、先ほど出ましたスクールソーシャルワーカー等の力というのは、実はすごいなと思って、その人たちが入った関係で、このうちの2人はすごい改善傾向が見られて、学校にも行けるという状況に今なってきて、多少改善もしてきているというふうに思っております。

それから、2番目の不登校の社会要因といいますと、多分議員さんも御存じだと思いますけれども、今の世の中というのは所得格差が当然ある、生きるのに精いっぱいの部分があるということで、子どもまで手が回らない、自分のことで精いっぱいということで、そういう経済的格差が一つあるかなというふうに思っています。

それと、育ちの部分で、親が十分に育ってはいないなと、やはり親になるべくしての本人が、そこまで育っていない部分というのがかなりあるのかなというのが、非常に大きいなと実際そういうふうに思っております。

それから、あじさい教室が親御さんに理解されていない、本当は通っていただきたいんですけ

れども、そこまでなかなか説得できないというのは、我々の努力不足というのものもあるのかなというのを一つ感じております。直接教育委員会がある種入っていける部分があればよろしいんですけども、その辺がちょっと欠けているというのは一つございます。それと、教室自身が少し、やはり受け身の体制かなというのを実はそういうところがございまして、反省をしているところでございます。

それから、原因については複合型が多いということで、どうい変化が起っているのかということでしたけれども、先ほど原因も言いましたが、やっぱり家庭が落ちついてない、不安定ということがありますし、あるいはひとり親家庭が多くて、自分の生活で本当にきゅうきゅうとしているということが、やっぱり大きな原因かなというふうには思っております。

それから、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの利用ですけれども、市にはもちろん配置をしておりますが、県の例えば芦北水俣管内でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーというのは配置をしております。そして、定期的に市内の学校も回っていただいているということで、不登校の子どもたちに対しては、スクールソーシャルワーカーが入ることが多いんですけども、直接入っていただいて、個別面談をしています。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、仕事内容がかなり違いますので、子どもたちの不登校にはやっぱり先ほど出ました社会的環境、あるいは家庭環境、あるいは親との面接等々も含めると、ソーシャルワーカーの活躍の度合いが非常に高いということで、スクールソーシャルのおかげでかなり改善をしている、だけれどもスクールソーシャルワーカー自身の数が足りないということで、その辺のネックがちょっとあるのかなというふうには今思っているところです。

それから、6番目でした楽しい学校とか、わかる授業をやっていってということで、子どもたちを学校に行かせるのも大事なんですけども、あじさい教室等の利用をうまくやっていくにはどうするかということで、子ども自立支援室というのを来年度立ち上げたいなというふうに思っているところです。今あじさい教室だけで、ちょっと先ほど言いましたけれども、少し受け身でやっている部分がございます。それを積極的に、あるいは今は午前中なんですけれども、これからの検討なんですけれども、午後までやったりとか、あるいは給食もないですから、給食をどうにかして食べさせて、意欲を持たせるとか、あるいは相談員を少し余裕があれば配置して、いろんな家庭訪問をしたりとか、そういうものまでできれば、子どもたちにとって、あるいはその御家族にとっても非常に力強い援軍になるんじゃないかなということを我々考えておまして、それをできれば来年度以降、取り組めればいいなというふうに思っているところです。

○議長（大川末長君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 じゃあ3回目質問させていただきたいと思います。

この情報収集ということで教育長の部屋に行かせていただいたときに、教育長、たまたま留

守やったんですけれども、そのときに福島次長と、あと、今は教育総務におられる船場先生にちょっと対応していただいたんです。そのときにちょっといい話を聞かせていただいて、船場先生が、まだ自分が若いころ、船場先生は私の娘も担当していただいて、ちょうど娘とある男子生徒が一緒の時期に、たまたまその男子生徒が不登校でもう全然出てこないということで、船場先生のお話では、毎日2年間迎えにいったと、ときにはパンとか牛乳を買って食わせて、学校を卒業させたと。卒業して、何かどっか現場か何かの仕事をされているということですが、盆と正月に贈り物が来て、非常にうれしかったというお話を聞いたんですが、やっぱり究極のこれが教育といますか、だから、今そういう熱血先生というのが非常に少なくなったわけですね。だから、まあいろいろ先生のお仕事も忙しいと、雑務がいろいろあるということで、非常にその辺は理解できるんですけれども、やはり昔は我々、中学校のときは57人おって、7クラスぐらいあって、担任が1人でやってもらっていました。まあそういう時代といえば、そういう時代かもしれませんが、やっぱりそういう先生が個々一人一人の特徴なり、顔の表情なり、毎日見て、ちょっと声かけをしたりとか、そういうふうな余裕があったと思うんですが、今のクラスの生徒数は減ったにもかかわらず、そういうところは非常にできないのか。

先ほど、教職員の能力、教員の指導資質向上とか、一応掲げてありますけれども、果たしてそういうことが向上されてきているのか。忙しさにかまけて、自分の仕事をするのが精いっぱい、子どもに目が向けられないところが今の現状じゃないかなというふうに思うんですね。

教育長という立場からしても、今までは学校の先生が校長を経験したりとか、そういうOBの方が教育長ということが慣例じゃなかったかなというふうに思うんですけれども、たまたま葦浦教育長は、宮本前市長が任命をされて、今新たな取り組みをいろいろやっておられると、水俣科とかいろいろ。だから、やっぱり教育は後戻りしちゃいかんと私は思うんですよ。

そこで、市長にちょっと最後お伺いしたいんですけど、要するに市長として今後のそういう教育長の問題も今後提案されてくるというふうに思うんですけれども、今の教育体制を後戻りさせないという意味からして、今、平成26年度から新たに子ども自立支援室をやるとか、水俣科をつくって、水俣の子どもたちに水俣の歴史を教えるとか、そういうふうなアイデアを持って今取り組んでおられる。教育長は今、もう今回でやめさせられるといますか、そういう状況にあるらしいということですが、やはり教育上がりが教育長という、その慣例じゃ、やっぱりよくなると思うんですよ。やっぱり新たな血を入れるという形での今回4年間、そういう実績もあるわけですから、そこら辺について市長としての考えを最後お聞きしたいと思います。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 人事について、私はまだ全然固めていないというか、今検討中でございますので、それについて議会で答弁することはございません。

○議長（大川末長君） 以上で塩崎信介議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明12日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時27分 散会

平成26年3月12日

平成26年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成26年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成26年3月12日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時17分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	（榮永尚子君）
主幹	（岡本広志君）	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）	

（説明のため出席した者） 13人

市長	（西田弘志君）	総務企画部長	（本山祐二君）
福祉環境部長	（宮森守男君）	産業建設部長	（門崎博幸君）
総合医療センター事務部長	（淵上茂樹君）	福祉環境部次長	（松本幹雄君）
産業建設部次長	（遠山俊寛君）	水道局長	（前田仁君）
教育長	（葦浦博行君）	教育次長	（福島恵次君）
総務企画部総務課長	（本田真一君）	総務企画部企画課長	（川野恵治君）
総務企画部財政課長	（坂本禎一君）		

○議事日程 第3号

平成26年3月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 1 福田 齊 君 | 1 浜グラウンドの用途変更と旧三中跡地利用について |
| | 2 水俣市の防災対策について |
| | 3 水俣市の観光整備について |
| 2 淵上道昭君 | 1 行財政改革について |
| | 2 接遇対応について |
| | 3 農業問題について |
| | 4 教育問題について |
| 3 川上紗智子君 | 1 子どもの健やかな成長と子育てしやすい環境について |
| | 2 水俣市における雇用問題について |
| | 3 徳富蘇峰生誕150年記念事業の取り組みの成果と今後の課題について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、福田斉議員に許します。

（福田 斉君登壇）

○福田 斉君 おはようございます。

新政同友クラブの福田斉です。

4年ぶりとなる水俣市長選挙も終わりました、新しい市政がスタートいたしました。今回の選

挙の争点もいろいろと言われておりましたが、結局は8年前に戻すなといった聞こえのよさを意識したスローガン選挙に終わったような気がいたします。きちんと有権者を前にして政策討論会が開催されなかったことは、今後市民の不利益につながるのではないかと大いに危惧もいたしております。

この場において、終わった選挙をどうこう言うつもりはありません。しかし、新市長がやっぱり宮本市政の実績には及ばなかったと、後世市民に語られないよう、覚悟と熱意を持って市政の運営に取り組んでいただきたいというふうに思います。

さて、ちょうど3年前のきのうは東日本大震災の発生した日でもありました。わずか3年前とはいえ、人々の記憶から薄れていくようであります。映像でしか見ていない世界ならなおさらかもしれませんが、同じ国内でありながら、どこか遠くの国の出来事であったかのようにさえ感じ、危機感を覚えております。

私たち水俣市民の多くは、平成15年7月20日のあの土石流災害の惨状を目の当たりにいたしました。つらい教訓を無駄にせず、改めて災害に強いまちづくりを進めなければなりません。

さて、きょうはリフレッシュされた新市長に対し、質問とともに先を見据えたまちづくりについて大いにやりとりし、改めてその市政に対する熱意のほどを確認できたらと願っております。安心安全なふるさと水俣、住みやすく、そして町の将来を見据えながら、大いに夢が語れるまちづくりを念頭に早速質問に入ります。

大きな1番、浜グラウンドの用途変更と旧三中跡地利用についてであります。

これは、現在の浜グラウンドを総合医療センター並びに総合体育館の専用駐車場として用途を変更し、その代替地として、旧三中の施設を整備するといった提案でございます。私のライフワークのごとく、何度となく取り上げてきました。多くの職員の時間と大変大きな予算を伴うものであります。だからこそ、こうやって早くから議論を重ね、近い将来のまちづくりの基本計画に入れられるよう私は願ってやみません。

そこで、①、その後、浜グラウンドの医療センター専用駐車場活用への検討はなされたのか、その評価について質問します。

次に、②になりますが、先般もハンドボール大会で選手役員団の大型バスが何台も駐車、ときには乗用車の道路部分への違法駐車も見かけております。そういう不便さの解消のためにも、浜グラウンドへ地続きの駐車場が必要かと考えます。そこで、②の総合体育館との共有化の検討はできないかについて質問します。

次に、③の駐車場の整備に合わせた児童公園の整備について、どのように考えるか質問します。

次に、④、旧三中の校舎の解体時期とグラウンドの現在の利用状況はどうなっているかについて質問します。

最後に、⑤、旧三中グラウンドの運動公園化の検討はどうだったのか、その結果と評価について質問します。

ちなみに、現在の浜グラウンドの面積が9,600平米、約2,900坪、一方、旧三中の建物を含んだ総面積が1万9,800平方メートル、約6,000坪、このうちのグラウンド部分だけで1万3,400平方メートル、約4,000坪でございます。既存の旧三中グラウンドの面積から浜グラウンド面積を引いても4,000平方メートル、約1,200坪余裕がある計算になります。現在ある2面のテニスコート部分にグラウンドゴルフのコートも十分加工できる面積となります。そういったことも踏まえた上で提案していることを申し添えておきたいと思えます。

次に、大きな2番、水俣市の防災対策についてであります。

水俣の土石流災害から11年、東日本大震災から丸3年がたちました。一瞬にして生命・財産を奪ってしまう自然災害の怖さを目の当たりにするたびに、つくづく災害に強いまちづくりの思いを強くいたします。ことしも梅雨の季節がやってまいります。過去の教訓を無にすることなく万全を期していただきたいとの思いから、以下質問いたします。

- ①、消防団の現状と今後の整備、支援についてどう考えているかお尋ねします。
- ②、OB団員の活用、組織化についてはどう考えているか質問します。
- ③、救助活動時のヘリサイン、いわゆる対空表示についてどう考えているか質問します。

次に、小崎周辺についてです。

寒川水源を源水とする水俣川本流、一方、産廃処分場問題で揺れた湯の鶴流域からなる湯出川の流れ、私たち水俣市民が誇りとする清流であります。その2本の流れが合流する小崎一体は水俣の市名発祥の地でもあり、市民の憩いの場でもあります。しかし、時として危険も伴うことを昨年の女子児童の水難事故をもって考えさせられました。幸いにも最悪の事態にはなりませんでしたが、今後関係方面には再発防止に向け、より一層の対応が必要かと思われます。

現地に行ってみますと、事故を教訓に管理者である県の方でもいろいろ対処され、現在、堤防側からの見通しをよくするためでしょうか、伐採作業を終えて、土がむき出しの状態になっています。ここで新たな心配事として出てきますのが、毎年梅雨時期のあの地響きするような濁流によって、むき出しの地盤が流されて、直接堤防への被害が及ぶのではないかと心配をしています。そここのところは県とか水俣市の担当者はどのように考えているのか。

そこで、④、小崎河川周辺の防災に対しての環境整備をどう考えているかお尋ねします。

次に、大きな3番、水俣市の観光整備について。

エコパーク会場のローズフェスタは、昨年の秋には20万人を突破して観光スポットとして確実に定着し、にぎわっております。一方、ちょうど本日で全線開業3周年になります新幹線の開業後もネックになっているのは、新幹線をおりてからの観光地への公共交通によるアクセスの不備

であると誰でも認識していることをございます。水俣には御存じのように素晴らしい観光のネタとなるものがたくさんございます。生かす手だてがまだまだ足りないという認識から4点質問いたします。

まず①、おれんじ鉄道のエコパーク前駅新設の検討はなされたのか。その結果と評価はどうであったのか質問します。

次、②の質問になりますが、以前100万円の調査費用をかけてきちんと結果の検証はなされたのか。どう生かされたのか、その後の結果については伺っておりません。そこで②、駅の新設について調査が行われましたけれども、その結果と評価はどうであったのかについて質問します。

次③、湯の児チェリーラインの景観が改善されております。今後の計画はどのようになっているのか質問します。

次に④、小崎親水公園の今後の景観整備をどのように考えているのか質問します。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 福田議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、浜グラウンドの用途変更と旧三中跡地利用については教育長から、水俣市の防災対策については総務企画部長から、水俣市の観光整備については私から、それぞれお答えをいたします。

○議長（大川末長君） 浜グラウンドの用途変更と旧三中跡地利用について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 失礼いたしました。それでは、浜グラウンドの用途変更と旧三中跡地利用についての御質問に順次お答えいたします。

まず、浜グラウンドの医療センター専用駐車場活用への検討、評価についてお答えいたします。

平成25年3月定例会でも福田議員の御質問にお答えしておりますが、現在、浜グラウンドは、グラウンドゴルフ、少年野球、ソフトボール等で年間約2万人の方々に御利用いただいております。また、災害等が発生した場合には、避難場所として利用することも考えられることなどから、現状での活用が適当であると答弁をしております。現在におきましても、浜グラウンドにつきましても、現状での活用が適当であると考えております。

次に、総合体育館との共有化の検討についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、総合体育館での祝祭日等で大きな大会が開催される場合、どうしても駐車場が不足いたします。このため、総合医療センターと協議のうえ、医療センター駐車場も利用

させていただくこととしております。なお、それでも駐車場が不足する場合は、浜グラウンドを臨時駐車場として開放いたします。また、総合医療センターの平日の診察で駐車場が不足する場合は、総合体育館駐輪場前を駐車場として開放しており、隣接する市の施設を有効活用しながら、現有の施設で対応したいと考えております。

次に、駐車場の整備に合わせた公園の整備についてどのように考えるかとの御質問にお答えいたします。

先に御説明申し上げましたとおり、浜グラウンドについては、現状での活用が適当であると考えておりますので、公園の整備について検討はしておりません。

ただ、所管部署においては、現公園の遊具に老朽化しているものがあるので、今年度遊具の更新を行う予定であると伺っております。

次に、旧三中の校舎の解体時期とグラウンドの現在の利用状況についてお答えいたします。

旧三中の校舎の解体については、当初から跡地活用と並行して検討してまいりました。しかし、旧三中校舎は、耐震不足のため大地震による倒壊の危険性があることや、不審者による建物侵入や窓ガラスの破壊等の事件が、今までたびたび発生をしております。このような事から、防犯、防火等の安全面において、付近住民への御迷惑や御心配をお掛けしているところでありますので、教育委員会といたしましては、施設管理の上でも早期解体の必要性を感じているところです。

しかし、多額の解体費用を伴うことから、いまだ実現はしておりません。今後、解体費用の確保に目途が立てば、すみやかに旧校舎の解体を行いたいと考えております。

グラウンドの利用状況につきましては、第一中学校野球部活動の場として利用をしております。体育施設の夜間開放としては、サッカー、野球、ソフトボール等の利用で、平成19年度から24年度までの平均で年間約1,800名の実績がございます。

次に、旧三中グラウンドの運動公園化の検討はなされたのか、その結果と評価についてお答えいたします。

旧三中の跡地利用に関しましては、平成25年3月定例会での質問にお答えしておりますが、旧三中跡地につきましては、いろいろな活用策が考えられるのではないかと考えております。ただ、所管課だけでなく、全庁的に検討しなければならない問題であると考えておりますし、まだ具体的な検討には至っていない状況であるとの答弁をしております。今後とも、継続して検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 福田斉議員。

○福田 斉君 大体わかっておりました。そう言われるやろうなと思っと思ったですね。

2つほど、ちょっと2次質問したいと思います。

まず、①ですね、駐車場は皆さん見ておられるように、ことし3月から仮駐車場としての浜グ

ラウンド使用も終わったみたいですが、ここで1点ですね、今後どのような医療センターの駐車プランで運用されていくのか。これはせつかくですから、ことし3月いっぱい退職される医療センターの事務部長に答えていただきたいというふうに思っております。

次に、以前新聞記事にもありましたけれども、水俣市内の働く人の年収合計が約600億円、このうちの4割、約二百四、五十億円がJNCグループや既存の事業所、そして医療・福祉関連が占めているというふうに書いてございました。そういった特定大手の事業者に頼らざるを得ない本市の状況でございます。そのような中で、総合医療センターには年間約20万人の外来の患者さんが訪れる、これは前回の質問のときにいただいた答えなんですけれども、そのうちの4割、8万人は鹿児島など市外からの人々が訪れているというふうに伺っております。できれば、駐車場を整備していただいて、小さなちょっとしたイベント開催とかも兼ねてできるような、物品販売とか、そういう常設のテントを張ったコミュニティ広場というふうなものを、ぜひ新設した駐車場の一角に備えていただければというふうに思っております。

ここで質問なんですけれども、ぜひこういった人たちをターゲットにして、通院患者さんだけでなく一般の集客度も高めてもらいたいというふうに思っております。そのためにも、ぜひグラウンドの医療センター専用の駐車場化は、医療センターにとっても非常に活性化、あるいは市の経済浮揚にも大いに貢献できると思いますけれども、そのことについて、前回も同じような質問を宮本前市長に質問しましたが、新しい市長としてどのように考えておられるのか、ここは西田市長みずからお答えいただきたいというふうに思います。

以上2点です。

そして、③の駐車場の整備に合わせて児童公園の整備についてなんです。公園の整備は古くなった遊具等はやるけれども、全体の公園の整備については考えていないというような答弁であったかと思えます。これは私も近くに住んでいるからいつも感じる事なんですけれども、非常に樹木も濃くて、そして向こう側の堤防側がオープンになっているということで、非常に暗くて、防犯上も安心できないところにあるなというふうに私は感じております。将来構想として、現在、河原団地、アパートが2棟ほど建っておりますけれども、ああいったところに将来、児童公園を設置していただいて、非常に新しい遊具のそろった立派な児童公園を整備してもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

この3点、2次質問といたします。

○議長（大川末長君） 瀧上医療センター事務部長。

○総合医療センター事務部長（瀧上茂樹君） 今後どのような医療センターの駐車場プランで臨むのかということについてお答えします。

本年2月末で病院改築事業が完了し、旧西館跡地に収容能力128台の立体駐車場の運用を、去

る3月3日から開始しております。駐車場の御利用の方、近隣の方、浜グラウンド御利用の方、市立総合体育館御利用の方には長い間、御不便と御迷惑をおかけいたしました。また、御協力いただきありがとうございました。これで西館前駐車場に21台、玄関前駐車場に13台、幼稚園側駐車場54台、リハ1階駐車場に42台と、今回完成しました立体駐車場128台を合わせて合計で258台となっております。建築前と比べると今回の改築工区内の駐車場には高齢者等が増加しているため、駐車場に駐車しやすく、車幅を広くしたことにより、少々減少しておりますが円滑に運用されておると考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 浜グラウンドの駐車場につきましては、今、浜グラウンドを使っている方もたくさんいらっしゃいます。その中で、この駐車場が整備された中で、どういった現状になるのかいろいろ勘案いたしまして、私も検討はしていきたいとは思っております。いろいろ御意見もあると思いますので、浜グラウンドにつきましては、いろんな思いがある方もいらっしゃるというふうにも聞いておりますし、そういった方の御意見も聞いていきたいと思っております。

それと、20万人来られている、そういった患者さんをどうにか何かコミュニティ広場つくって、市の経済の活性化につなげていくという考えは、私も同じで、それがどこになるのかは、前、商工のほうあたりとは、20万人来ていただいている患者さんを市内のほうにうまくあいに流せないかということも話したこともございますけれども、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 福田斉議員。

○福田 斉君 3番目、よく宮本前市長から以前言われていたんですけれども、議員のまちづくりに対する熱い思いは十分伝わりましたと、今後、しっかり捉えながら前向きに検討してまいりたいというふうな答えをたびたびいただいているんですが、なかなか前に進んでいないというふうな思いがいたしたもんですから、新市長にお尋ねしたところでございます。

ここにちょっと御紹介しますけれども、駐車場の問題で、昨年7月、ある市民の方から一通のはがきをいただいております。ちょっと読ませていただきます。途中からになりますけれども、医療センターの駐車場の件ですが、病院に来院した人から、駐車料金は取るべきではないと思えます。八代、熊本、鹿児島病院ではほとんどが患者さんは無料です。医療センター付近の薬局も駐車場がありませんが、薬局を許可するとき、なぜ駐車場を二、三台確保する状況をつけられなかったのでしょうか。病院、薬局に行く人たちは弱い立場の人たちです。ぜひ無料化に取り組んでほしいと思ってペンをとりましたというようなことが、私宛てにはがきが届いたわけでございます。

これは要望なんですけれども、ぜひ医療センター駐車場としてやって、そして、そういうふうになったときに、こういった問題もある程度片づけられてくるんじゃないかなというふうに思いますので、前向きにちょっと検討していただきたいなというふうに思っております。

それともう1点要望なんですけれども、医療センターあるいは旧三中グラウンド、こういったところは、将来の姿を考えたときに、1つのゾーンで捉えて計画すべきというふうに思っております。医療ゾーン、福祉のゾーン、観光ゾーン、教育のゾーン、そういうふうに考えたときに、旧三中のあいった現在の場所が非常に重要になってくるかというふうに思っております。

例えば、今、グラウンドゴルフ、浜グラウンドのほうでやっておられますけれども、先ほど言いましたように十分旧三中の跡地にも確保できると、ちょっとしたアップダウンをつくって、今まで以上に利用できるような環境を整えてあげるとか、あるいは、すぐ隣には日本一の遊歩道がございます。スロープで降りられます。やはり、リハビリを兼ねた旧三中のグラウンドで、いろんなそういったスポーツ活動もできるという環境をぜひ描いていただきたいなというふうに思っております。

これは何遍も言っておりますので、来年、再来年どうこうしろという問題じゃなくて、そういう視点で、あいったところを捉えて、今後のまちづくりの基本計画の中に反映していただきたいなというふうに思っておりますので、要望に変えさせていただきますけれども、市長は若いのですので、ぜひしっかりとこのことを頭の中にとめていただいて、職員の人たちといろいろ議論を重ねていってほしいなというふうに思っております。

これは要望で終わります。

○議長（大川末長君） 次に、水俣市の防災対策について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、水俣市の防災対策について順次お答えいたします。

まず、消防団の現状と今後の整備、支援についてどう考えているかについてお答えいたします。

現在、本市では消防団の活動に係る経費や装備等の整備に係る予算を計上いたしております。まず、消防団員報酬等については、階級ごとに決められた年報酬と、出勤回数によって支給される出勤手当を支給いたしております。消防団員の報酬は、平成23年4月に団員の報酬を年額1万5,000円から2万円に、班長の報酬を年額1万9,000円から2万5,000円へ、13年ぶりに増額改定しました。出勤手当についても、同じく平成23年4月に、火災、風水害等の出勤1回につき1,100円を1,500円へ、17年ぶりに増額改定を行っております。また、5年以上勤務して退職する消防団員に対しては、勤務年数、階級に応じて退職報償金を支給しております。退職報償金に関しては、政令の改定により、来年度から一律5万円の増額が予定されており、本市においても、当議

会で、条例の改定を追加提案する予定としております。

消防団装備等の整備につきましては、現在、消防団各部ごとに配備している消防ポンプ自動車7台及び小型動力ポンプ付積載車17台の計24台のうち、購入から30年以上経過し、老朽化している消防車両の更新を平成19年度から計画的に実施いたしております。今年度は、総務省消防庁から、最新鋭の救助資機材搭載型車両1台が無償貸与されております。

また、消防団員の装備品については、はっぴ、活動服、半長靴、アポロキャップ、ヘルメット等を随時貸与しております。なお、活動服については、平成10年の消防団再編成時に導入して以来十数年が経過し、団員からの更新要望もあり、今年度、更新を行っております。今後とも、市の財政状況も大変厳しい状況ではありますが、団員からの要望等も伺いながら、できる限り消防団の処遇改善、装備等の充実等に努めてまいりたいと考えております。

次に、OB団員の活用、組織化についてどう考えているかについてお答えいたします。

当市消防団は、他市町村と同様に団員数の減少が問題となっております。特に、越小場などの山間部を管轄する第7分団においては、団員数が少ないのに加え、そのほとんどが市街地に勤務しているため、昼間、地元には団員がおらず、火災が発生した場合、早急に対応できない状況となっております。そこで、地元に住居するOB団員を活用し、昼間の火災の初期消火のみに限定して活動する機能別団員の導入を現在検討しているところです。

今後、現役団員、OB団員及び地域住民等とともに、機能別団員の導入について協議を継続して行っていく予定といたしております。

次に、救助活動時のヘリサイン対空表示についてお答えいたします。

ヘリサインは、災害時の救助・救援等の拠点となる役所庁舎など、各地域の防災拠点施設に表示することで、災害時における他県等からの航空支援の円滑化・迅速化が図られ、災害時に極めて有効なものとなります。

現在、水俣市内には、水俣市役所、水俣市立総合医療センター、水俣市立袋中学校の3カ所の屋上に、ヘリサインが表示されております。これは、平成23年度に熊本県が行った熊本県防災拠点施設ヘリサイン表示事業により整備されたもので、県内では95カ所にヘリサインが整備されております。今後、ヘリサインの整備については、現在のところ県での整備の予定はないと伺っております。市においても、災害時の救助・救援等の拠点となり、屋上にヘリサインが表示できる施設が少ないなどの理由から、現在のところでは整備の予定はございません。

次に、小崎河川周辺的环境整備をどう考えているかについてお答えいたします。

小崎周辺の水俣川と湯出川が合流する総合体育館横の河川に堆積した土砂に茂る竹や雑木を河川管理者である熊本県が除去いたしております。この竹や雑木の除去については、昨年5月の市長と語る地域懇談会で、安全面から道路より川が見渡せるようにと竹や雑木の伐採の要望があ

り、これを受けてことし2月に県が実施したものであります。

今回、竹や雑木を除去したことにより、残った土砂が流出しやすくなることで水俣川の流が直接的に護岸へ影響するのではないかとの御指摘については、今後護岸の状況を見ながら検討していきたいと県からは伺っておりますが、市としましても県と一緒に経過観察に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 福田斉議員。

○福田 斉君 ありがとうございます。

消防団についてなんですけれども、本当に消防団の活動は多岐にわたっております。火災出動は当然のこと、我々、議員の中にも消防団の現役の方もおられますけれども、大変忙しいというふうに思っております。紹介しますと、定期的な水利点検とか夜警、人探し、水害現場への出動とか、草刈り、あるいは消防点検、地域の行事参加、そして広報活動とか、そういった非常に多彩で、本当に究極のボランティアとして社会参加の要であるというふうに感じております。

そういった中で、ちょっと質問なんですけれども、団員数がやはり減少しておるというふうに感じております。そういった現象や火災出動に至っては、非常に職場の理解も不可欠であるというふうに認識しております。そういったことについて何か効果的な対策は考えておられないのか、そこをちょっとお尋ねしてみたいと思います。

2番のOB団員の件なんですけれども、ちょっと非常にこれは難しい問題もあると思います。現役の方に気を使ったりとか、OBの方に気を使ってやりにくいという面もございます。そういったこともあるんですけれども、ほかの市町村のOB組織の実例はどうなっているのか、ちょっと聞いてみたいと思います。

私も、消防団31年間の在籍経験があったんですけれども、一般的に20年から30年ほどで退団されるんですね、消防団員の方は。年齢的には大体50歳から60歳、まあ昔と比べれば非常に若いんですね。私も61歳になりますけれども、まだまだ負けなつもりでおります。

一般的に何をOBの方たちに期待するかといたら、例えば、消防自動車が出ていくといったときに、緊急時の車の誘導とか、あるいは出かけていくんじゃなくて、近くで火災が発生したときに、ホースの延長や撤収と、あるいは初期消火活動ですか、そういった団員が不足したり、いなかったりしたときに、そういったOBの方がおられると非常に心強いものがあるというふうに思っております。そういった意味で、先ほど言いましたように非常に気を使う部分もあるのは確かなんですね。各地域の消防団に、OBの組織を立ち上げる必要はありませんけれども、そういった地域の実情に応じて、OB組織をつくってみようかといったところには、まず第一になるのが保険というふうに私は認識をしております。親切の余りが、けがして逆に迷惑をかけたと

か、そういうふうになっておりますので、そういったときに、やはりきちっと保険の裏づけをしてあげる、こういったことが対策をとればどうかと思うんですけれども、それについてどう思われるかお尋ねしたいと思います。

そして、3番のヘリサインについてなんですけれども、水俣の現状をちょっともう一度教えていただきたいと思います。

ここから見ると大きな建物も結構ございます。私がなぜこれを取り上げたかといいますと、今回、いろんな震災について、いろいろテレビ等でも流れてくる中で、私も思ったんですけれども、全国から報道も含めて、消防、警察、あるいはいろんなところから外国からもそうなんです、ヘリが飛んできます。災害地に行くときには、ヘリはGPSで飛んでくるそうですね。ある程度のところまではいきますけれども、得た情報を、例えばどここの建物の側に被災された方々が待機しておられるとか、そういった目安となるのは、やはり被災したときでも壊れにくい建物、大きな建物、そういった屋上にペンキで、例えば水俣市役所とか第一小学校とか、そういったやつを表示してあれば、上からヘリがそれを目当てに搜索活動が円滑に行えるということです。たしか消防庁のあれでできたそうなんですけれども、やはりこれは、備えに対して必要なというふうに私は思っておりますので、もしそういうのを今後水俣で、そういった重立ったところにヘリサインを表示していくとなったときに、どういった費用が発生するのか。また、それに対して補助はあるのか1点。

そしてもう1点は、表示の実施を公共の建物となっておりますけれども、公共の建物に限らず民間の建物、その所有者に対して理解していただいて、拡充する考えはないか2点、これをお尋ねしたいと思います。

そして、小崎周辺の件なんですけれども、私はこれは非常に心配しておりますよ。私も先ほど言いましたように、近くに住んでおりますので、小さいころから、あの小崎の周辺の環境は目にしていたつもりです。今さっき、木を切ったところ、ああいったところは昔はなかったんですね、たしか。あれは水俣川ですね、あっちのほうからの流れが強いと思うんですね。河川の総延長も比べればわかるように、水源地のほうからずっと流れてきた水量も多い。流れも速いといったやつが、長年かかって土石をかき上げてきて、最終的にああいうところに自然に堤防の泥が盛り上がったと、そこに草木が生えてきて、竹が生えて根を張ったというふうに思っているんですね。確かそういうような環境であったと、昔はなかったかと、うっすら覚えておりますけれども、あれが今までは非常に水量が、濁流が多いときには、次の日行ってみると、竹が全部なぎ倒されているのを見たときに、ああ、これが直接堤防に当たるのを防止してくれていたんだなというふうに私は伺ってます。

あそこはごらんのように、道路から約60センチかさ上げしてございますね、何年前にやったん

ですかね。水量がふえてくると当然直接当たると、水がオーバーしたり、あるいは最悪の場合は根を洗ったりして、堤防が決壊するというような危険性も非常に私は感じております。ですから、ああいった女子児童の水難事故を教訓にして、地域のそういった懇談会で出たからということで、それはそれでいいんです。県が即対応してくれて、見晴らしをよくしてくれたということはいいいんですけれども、それと別の意味で、あそこはさっきも答弁もありましたが、非常に注意しておかないと、水量が多いときにはあれぐらいの土砂は一遍に流れてしまいますから、一シーズンですね。注意して管理していただきたいなというふうに思っております。

もう1点ですね、それは質問じゃないんですよ。もう一つは、これは教育委員会に関係してきますけれども、昨年、谷口眞次議員、真野議員、質問もあっていましたね、確か。対応はどうかと。看板は立っております、県が立てたんですね、新品の看板。遊んではいけません、子どもの目線よか高いところですよ。そして、おりて行って振り向いて、土手のほうにあるわけですね、看板が。誰がけんとは見るか、私はそう思うんですね。これは、何かあったときに看板は立てていたんですけどねという、責任逃れじゃないかと勘ぐらざるを得ないようなふうに私はとっております。

こういったとき、やはりもう1年たとうとしておりますけれども、本来ならば、ここで事故がありました。入ってはいけません。虎ロープを張るぐらいの、即対応をするぐらいのことが必要ではなかったかなというふうに思っております。やはり子どもの事故、再発する可能性があります。学校で言って聞かせたにしても、子どもはそこまでの認識が持続できるかわかりませんので、これから梅雨、あるいは夏場になってくれば、水遊びの機会もふえてくるかと思っておりますので、もう一度そういった水難事故に対するの思いを、これは教育長のほうからちょっとお尋ねしたいと思っております。

以上、2次質問といたします。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 福田議員の2次質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、最初にですけれども、消防団の活用に対して多くの事業所等で協力していただいております。まずは、感謝申し上げたいと思っております。今、消防団員の構成等見ますと、そのほとんどが雇用されている方、自営業者じゃなくてですね、ですから当然、消防団の活動については自営業者は自由にできるかもしれませんが、職場となりますと、いろいろな制約があるかと思っておりますので、やはり御理解をいただくのが一番かなと、これは重々同じ思いでございます。

ただ特段、今現時点でその理解を得るための策というのは現在は行っておりません。ただ1つ申し上げたいのは、市の工事入札参加資格審査等ございますけれども、その中に消防団員を雇用した場合には、その点数の加算というのは導入させていただいております。

それと、消防庁が進めております消防団協力事業所制度というのがございますけれども、これについては、水俣市のほうは導入しておりませんが、これもただかけ声だけの形しかできないものですから、なかなか特典というのが今のところ余りなされていないということもございまして、導入はいたしておりません。

今後、団員の活動も、それから団員不足もございますので、今現在、市報で募集は行っておりますけれども、これにつきましては、また事業所への直接の協力依頼とか、そういうのは今後検討していきたいなというふうに思っております。

次に、OB団員の他市町村の実例ということでございますけれども、ある調査でちょっと見ましたところ、これは県内の状況ですが、県内で14市中6市でそのような機能別分団・団員制度等を設けているところがございます。また、近隣ではこれを芦北町のほうが導入されているということで、この調査票では伺っております。このほとんどその内容が、やはり初期消火とか、昼間の火災とかそういうのに限定した機能別の団員という形でされていらっしゃるということですので、先ほども申し上げましたように、うちのほうも検討しておりますので、その中でこれを参考にさせていただいて、導入に向けて準備していきたいというふうに考えております。

それから、当然OB団員、もしそのような機能別を導入することにつきましては、先ほど議員からもございました保険等の加入というのは、当然これはもうやるべきことでございますし、あとは装備につきましても、団服とかいうのをどうするのかとか、その辺はちょっとまた今後の検討かなというふうに考えております。

ただ、当然最低限の安全装備品は必要になろうかと思っておりますので、これも十分検討していきたいなというふうに思っております。

それから、ヘリサインの水俣市の現状ですけれども、先ほども御説明いたしました、県内で95カ所のうち、水俣市は水俣市役所、それから総合医療センター、袋中学校の3カ所になっております。ちなみに芦北町では、芦北町役場と地域振興局、津奈木町では津奈木町庁舎と津奈木小学校という形で、おおむね多いところでも、例えば天草市何かはちょっと数が多いものですから、ここでは7つとか、八代市で5つとかございますけれども、平均的な例なのかなというふうには思っております。

それから、その費用でございまして、23年のときに設置したときには95カ所で県の費用が約3,600万円ということでお聞きしております。ですから、これは箇所じゃなくて、1文字当たりでしたところ、1文字、例えば水俣市役所なら、水だけです、それだけの1文字で約11万5,000円に諸経費をかけるというような経費になろうかと思っております。ちなみに、水俣市役所では34万5,000円ほどの経費となっております。これにつきましては、補助制度はそれ以降はございませんので、一般財源になろうかと思っております。

あとは民間のほうに設置ということでございます。これにつきましては当然公共施設か民間と関係なく一番防災上、必要なところという観点で検討すべきかなと思いますけれども、民間の施設者から、こちらのほうが必要と思いましたが設置しても構わないということであるなら、今後は検討していきたいとは思いますが、今のところまだそこまでは進んでおりません。

それから、質問じゃないということでしたけれども、小崎につきましては、先ほど申し上げましたように市のほうも十分今後も注視していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 水難事故後の対応等につきまして、今、総務企画部長のほうからございましたけれども、県のほうでもいろいろハード面については、積極的にやっていただいて感謝しているところなんです。再発防止策等につきましては、校長会あるいは教頭会等ございまして、私どもも危険箇所の把握だとか、あるいは児童・生徒の注意喚起、特に1人で行くとか、子ども同士で行くとかということは常々学校で周知をしているところでございます。

ただ、事故後もうやがて、もうすぐ1年に近くなってきましたので、記憶が薄れていくという心配もございまして、そういうことがまた起こらないように注意喚起を十分やっていきたいなと、そういうふうに思っております。

○議長（大川末長君） 福田斉議員。

○福田 斉君 消防団につきましては、これはもう水俣だけじゃなくて、団員不足については、非常に大きな悩みかというふうに思っております。私たちが消防団員のころは、600人から700人ぐらいおったわけですね。今は恐らく400人ぐらいですか、500をちょっといっている、四、五百ですね。

まず、私がこういうものをしてほしいなというのは、団員のモチベーションを上げてやるということが大事なと思いますよ。先ほど紹介しましたけれども、団員というのは非常にいろんなことをやっているんですよ。この間、駅伝大会もありましたけれども、恐らく大半は消防団員じゃなからうかなというぐらい、市民体育祭にしてもしかり、何でも頑張っているんですね、何でも。ですから、例えば市の広報紙あたりを使って頑張る消防団とか、そういったやつをちょっと定期的にしてやって、どんどん流してやって、そして、おお、頼むぞ消防団、期待しろぞというような、市民の方々に訴えてあげて、消防団をやっていることに誇りを持っているというふうなモチベーションを高めるようなことも非常に大事なことじゃなからうかなと思っております。先ほど究極のボランティアと言いましたが、消防団員は金目当てとか全くそういうのはないんですね。もう本当にこの気持ちというのはすばらしいもんがございまして。ですから、市としてやってほしいのは、そういった装備の支援もそうなんですけれども、やはり事あるごと

に、そういった広報紙あたりを使って、消防団員募集も含めて頑張る消防団、こういったこともやっておりますということを、ぜひどんどんどんどんやってほしいなというふうに思っております。これは、この部分は要望にしたいと思っておりますけれども。

先ほどのOB団員ですね。これにつきまして、今、芦北町のほうに例があるということ、芦北水俣、同じ管轄ですので、そういったところはちょっと積極的にこういった活動をされておるのか、どういう流れででき上がったのか、そういうのもやはり、もうちょっと突っ込んで確認していただいて、団本部あたりとも話していただいて、これを先ほど言いましたように、必ずOBを組織せよということじゃなくて、地域の実情で我々がたまたまOBが多いんだから、何か一步引いたところで、応援できるところがあるならやろうかというところに対しては、積極的にそういった保険も含めてしてやるというようなことをぜひやってほしいなと、それについては1点、ちょっとお尋ねしたいと思います。どう思われるかですね。

そして、ヘリサインの件なんですけれども、結構かかるんですね、水俣市役所が34万5,000円ですか、私は恥ずかしながら見たことないんですね、ふだん目につくようなところじゃないんでしょうから。ですから、それが高いか安いかわかりませんが、普通、水俣市の看板屋さんかペンキ屋さんに書いてもらうとか、あるいは自分でペンキとはけを買ってきて書くとか、そういうことが許されるのであれば、もっともっと金額は下げられるかなというふうに思っております。ぜひ、まだいろんな学校もございまして、例えば、深川小学校とか久木野とか、湯出の小学校とか、ああいった大きな建物もございまして、これは必要かと思っております。ぜひ、水俣の防災にためには、やはりこういうことも大事だということを思いますので、そういったもうちょっと金額を安く上げられるようなやり方で、そういったところにも、もうちょっと拡充するかしらないかどうか、どう思われるか、これ1点。

以上2点だけお尋ねします。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 福田議員の第3の御質問にお答えいたします。

積極的にOB団員の導入をということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、現実的に山間部では、導入について検討しなければならない状況になっておりますので、もう大分前から、団本部一緒に検討しております。ただ、いろんな問題もございまして、それをどうクリアするかということで、今まだ導入までには至っていないということになっておりますので、今後できるだけ早く導入に向けて、できればまず山間部からという形でやらせていただければというふうに思っております。

次に、ヘリサインの件です。確かに数が多いほうがいいのかと思いますけれども、あとは安くできないかという問題でございましたが、逆にあれが書いても消えやすくなってくることもご

ございます。管理上の問題、違う方法はないのか、なかなか安くできるかどうかは、その管理の件もでございますので、それらを検討しないと、なかなかすぐにふやすという方向はちょっと難しいんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、水俣市の観光整備について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、水俣市の観光整備について順次お答えします。

まず、おれんじ鉄道のエコパーク前駅新設の検討はなされたのか、その結果と評価はどうであったかとの質問にお答えします。

検討につきましては、平成23年度に実施したみなまた環境まちづくり推進事業の中の観光と公共交通円卓会議において、新駅設置の可能性について検討を行い、その結果は、21年度の乗降客数をもとに推計したところ、エコパーク駅の利用が年間6,000人となるが、新水俣駅・水俣駅は逆に7,000人減少する見込みとなり、設置を検討するには厳しい数字でありました。

肥薩おれんじ鉄道としても、通勤・通学利用者が減少する中、厳しい経営状況を打開するため、観光客の誘致を積極的に行っており、その一環として観光列車おれんじ食堂を昨年3月から運行を開始し、予約状況も好評だとのことであります。

また、観光客を出迎える駅を魅力ある駅にするために整備を進めており、手始めとして、本年春オープンを目指して、阿久根駅の改修が行われており、水俣駅におきましても25年度から26年度にかけて魅力ある駅舎改修が進められているところです。昨年の3月市議会での御質問にお答えしましたとおり、まずは、水俣駅を改修し、魅力あるものにするすることで、商店街や市内の観光地などへ誘引していきたいと考えており、エコパーク新駅の検討は、水俣駅の改修の後に、エコパークへの誘導や観光政策との連携を図りながら、中期的な課題として検討していきたいと考えております。

次に、駅の新設について調査が行われたが、その結果と評価はどうであったかとの御質問にお答えします。

駅の新設についての調査は、平成22年度にコンサルタント会社に委託し、同年12月に水俣市新駅設置可能性調査検討業務調査報告書としてまとめました。この調査は、平成22年3月に策定した水俣市地域公共交通総合連携計画において、市街地における回遊性の向上を図るためには、将来水俣駅、新水俣駅間に新駅設置の可能性を検討する必要があるとのことで行ったものです。

また、その当時、県教育委員会による県内の高校再編の中で水俣高校と水俣工業高校が統合し、新設高校を南福寺の水俣高校の校舎を利用するとの動きの中で、新駅の調査対象区域を水俣

高校付近として検討を行い、報告書を作成しました。

その結果と評価につきましては、平成23年6月議会において、当時の吉本総務企画部長が、詳しく答弁させていただいております。調査の結果としては、鶴田踏切付近に設置することで、市街地の回遊性が増し、近隣市町からの地元高校への入学者増や、みなくるバスとのアクセス向上にもつなげることができ、実現可能であると判断をしております。

しかし、その後、県教育委員会から土砂災害防止法に基づく危険区域等の指定予定を理由に、新設高校の位置が、南福寺の水俣高校から洗切町の水俣工業高校に変更となったため、その前提条件が崩れ、本調査を生かせなくなった次第です。

次に、湯の児チェリーラインの景観が改善されているが、今後の計画はどのようになっているのかとの質問にお答えします。

平成25年6月定例会で事業化の検討について答弁させていただきましたが、この区間は、通称湯の児チェリーラインと呼ばれ、平成2年に桜名所100選にも選ばれております。しかしながら、近年は、道路沿いの樹木の成長により、貴重な景観が阻害され、また、日当たりが悪くなることで、桜の成長に影響しており、風光明媚な景色など、特徴のある部分を生かし切れていないのが現状であります。平成25年に湯の児チェリーライン沿いの大崎鼻、和田岬公園を、眺望や景観に配慮した整備を行ったことや、湯の児温泉街の各施設の整備も進めており、この区間の景観を改善することは、観光誘致に向けて、非常に効果が高くなるものと考えております。

これまでは、道路沿いの市の所有地につきましては、関係各課と連携し、また、民有地につきましては、一部の所有者の方から御了承いただき、樹木の伐採などを行ってきたところです。

よって、今年度までに、やすらぎ園から山海館まで約4キロメートルのうち、沿道約600メートルの伐採などを実施することができております。その甲斐もあり、着手部分につきましては、美しい海の景色を眺めることができるようになりました。残りの未着手部分のほとんどは、民有地であるため、所有者の協力は欠かせず、また、道路の距離も長く、樹木の伐採処分等、多くの費用と時間が必要になります。今後につきましては、少しずつではありますが、未着手部分において、選定した改善ポイントを中心に、めり張りをつけた景観の改善を検討し、予算化を図りつつ関係各課及び民有地の所有者の協力を得ながら、景観復活に向けて努力したいと考えております。

次に、小崎親水公園の今後の景観整備はどう考えているかとの御質問にお答えします。

小崎親水公園は、これまで県、市共同で策定した水俣川ふるさとの川整備計画に基づき整備されています。市で整備を行った公園部分については、平成8年度に完了しており、水辺の公園として市民の皆様が快適に御利用いただけるよう管理を行っているところです。

また、周辺の河川敷部分につきましては県において整備を行い、既に施設整備については完了

しているとのことでした。

管理について県に確認したところ、現在は、河川管理の一環として、年1回程度の草刈り等の管理作業を行っており、今後も引き続き同様の管理を行っていく旨の話を伺っております。この小崎親水公園及びその周辺部は公園利用者だけでなく、おれんじ鉄道利用者の目にも触れることから、市としましても、引き続き当該公園の十分な管理を行っていくとともに、県管理の河川敷部分については、景観形成を念頭に置いた管理や、管理体制の整備の検討について県にお願いをしてみたいと考えております。

○議長（大川末長君） 福田斉議員。

○福田 斉君 おれんじ鉄道の件なんですけれども、改めてちょっと説明させていただきます。人吉市が人口約3万5,000人、霧島市が人口12万8,000人ということなんですけれども、なぜあそこに駅をつくるのが効果があるかという、何遍も言いますが、球磨川鉄道で熊本に出て、おれんじ鉄道に乗りかえれば、先ほどの人口3万5,000人の人吉市から水俣にローズフェスタとか来れるんですね、呼べるんですね、観光客をですね。そして、JR肥薩線で一旦八代に出て、おれんじ鉄道に乗りかえれば、12万8,000人の霧島市の方面の観光客が水俣に呼べるというふうな捉え方から、あそこに駅をつくること自体が非常にポテンシャルが高まるという思いがいたします。

そこで、もう時間もないようですので質問です。

今、駅舎を改修をしようとしているんですけれども、改修後の何を判断材料として、検討し始めるというふうに思っておられるのか、これ1点ですね。

それと、駅の形態としては、何も立派な駅は必要はないというふうに思っております。例えば、屋根があってベンチさえあれば、もう無人駅でも全然構わないというふうに思っておるんですけれども、ただ、駅をつくる以上はいろんな法律の絡みがあって、例えば最寄りの駅の環境とか線路の勾配とか、そういったものがあるのかなのか、これ2点ですね、ちょっとお尋ねします。

あと、湯の児のチェリーラインの件なんですけれども、昨年何月やったですかね、一緒に私も海岸道路を自転車で調査に行かせてもらいましたが、門崎部長とか定年間近の遠山次長ですね、若手職員も含めて七、八人やったですか、電動自転車を初めて乗りまして、湯の児海岸をずっと行きましたですね。その結果、いろんなそういった指摘していた枝の切るべきところがわかってきて、それに取り組んで、先ほどの答弁にあったようにきれいになってきたという、3月の桜の時期に間に合ったなというふうに思っております。ぜひ、あのような熱意ある行動を職員の方に取っていただくようにやっていただいて、今後もああいった景観の復活に努めていただきたいと思います、これについては要望です。

あと、市長にお願いがあるんですけれども、あそこはまだまだ民有地がございます。特に大き

いのは団体の方のところなんですけれども、そういったところにもぜひ協力をお願いして、切るのは市のほうで切りますよと、ぜひ協力をお願いできませんか的なことを、やっぱりトップの人から言っていただいて、了解を得ていただければ、もっともっとそういうところも手を出せるんじゃないかかと思っておりますので、これは市長よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、ちょっとこれは提出しておきます。

自分なりに作成した図面でございますので、ちょっと議長に了解を得たいと思ひますけれども、資料の提出を市長のほうにお願いしてよろしいでしょうか、許可をいただきたいと思ひます。これは見ておいていただきたいと思ひます。

これは、私は先ほど出ました小崎の河川、あそこを私たちが何年か前、視察で網走市のほうに行きました。フラワーガーデンというところですよ。非常に立派な環境が整っています。市長もマニフェストの中で、湯の児から湯の鶴、あっちの方面に観光のあれをするというふうにならうたっておられますので、ちょうど中間地点あたりのそういった小崎あたりに、そういったものをやっていたらいいなというふうに思っております。これは要望でございます。

以上です、2次質問。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） エコパークの新駅については、その判断材料はどういったものかということだというふうに思っておりますけど、今度改修して、実際どれくらい使われるか、乗降客が多くなるのかというのをまず判断をしたいというふうに思っております。

それから、駅につきましては、福田議員いつも話されているように、必要性を訴えておられます。私もそれは強く受けとめているところなんですけど、基本的には予算を伴うというふうに思っております。今の駅から、もしかしたらシャトルバスを出して、またタクシーの補助を出してというのが、もしかしたら安くついて、うまくできる、そういったものも検討をやっていくのも必要かなというふうにも思っております。そういったものを全部勘案して、駅に設置については考えていきたいなというふうに思っております。

駅の規定や条件というものは、2つ目の御質問で、肥薩おれんじ鉄道のほうでは、勾配とか諸条件が異なりますので、一概には言えないというふうに聞いております。場所が、もし、この部分というふうにならったら、担当者とお話はできるというふうに聞いております。

それと、要望でありましたチェリーラインの民有地を持っていらっしゃる方ですね、そういった方は私も直接話してでも木を伐採して景観をよくしていきたいというのは、市民の声として伝えていきたいというふうに思っております。

それと、小崎の今、図面等いただきましたですけれども、非常にきれいにできております。こういったものも整備をしていきたいということを思っておりますけれども、県の管理ということ

なので、実際お金があったらこういうふうにはできると思うんですが、今アダプトという制度で地元の方も入って、中尾山もそういった方が、私も夏、朝6時に起きて、草取りに行っておりますけど、そういった地元の方をまとめていただいて、やっていくというのも、また1つのやり方かなというふうにも思っておりますので、ぜひまた、そういうところも地元でもお話をさせていただければなというふうにも思っております。

○議長（大川末長君） 福田斉議員。

○福田 斉君 最後になっておりますけれども、これまで質問とか、あるいは政策提言につきましては、実効性を高めるプランの段階で調査、非常に労力も金もかかります。ときには本当に金がないということが自治体の悩みでございます。つついブレーキになってしまうんですけれども、私は昨年6月議会で、水銀条約締結に関する一般質問において述べました。国主導で勝手に水俣条約と名前を命名する以上は、風評被害防止するためにも水俣病資料館を国営化してくださいと、そういうことでございます。

もう時間もなくなりました。西田市長、最後に申し上げたいですけれども、あなたは先の選挙において、接戦を制して晴れて念願の市長に就任されましたので、日々多忙かとは思いますが。

○議長（大川末長君） 福田斉議員、質問を打ち切ります。

これで福田斉議員の質問は終わります。

この際10分間休憩をいたします。

午前10時45分 休憩

午前10時54分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、渕上道昭議員に許します。

（渕上道昭君登壇）

○渕上道昭君 皆さん、おはようございます。

創水会の渕上でございます。

厳しい市長選を勝ち取られた西田市長おめでとうございます。本市の課題が山積している中、トップリーダーとして4年間、1日1日が真剣勝負であることは、誰もが一致することでありませぬ。議員として市政運営をどうされるのか注視をしていきたいと思っております。

東日本大震災がきのうで3年、津波で壊滅的な打撃を受けた市街地や漁村の再生した姿は一向に見えておりませぬ。自治体によって再建のスピードに格差が出ているようでございます。死者1万5,884人、行方不明者2,636人、21万人の方が、今なお避難生活を強いられております。被災地、見えぬ再生。安倍首相は、新しい東北を創造すると繰り返すものの、復興のビジョンが見え

ないとマスコミが報道をしています。

被災地は多くの課題を抱えながら4年目になります。被災された方々の一日も早い復興を祈りまして、通告に従い順次質問を行いますので、積極的な答弁をお願いいたし、最初の質問1、行財政改革について、以下4点質問します。

- ①、行政、財政改革の進捗状況と、評価はどうなっているか。
- ②、職員の意識改革は、どのようになっているか。進捗状況と成果はどのようになっているか。
- ③、指定管理者制度の進捗状況はどうなっているか。
- ④、ミニ公募債の満期があり大好評でありました。どのように総括をしているか。

大きな問題2番目、待遇対応について以下2点質問します。

- ①、対応の取り組みはどうなっているか。また、評価はどうなっているか。
- ②、対応面でのトラブル等は発生していないのか。

3番目は、農業問題について以下3点質問します。

- ①、重要な産業である中、多くの課題もあると思いますが、現状をどう認識しているか。
- ②、基盤整備の進捗状況と課題は何か。
- ③、耕作放棄地の解消対策をどう考えているか。

次の問題、4番目でございます、教育問題について以下3点質問します。

- ①、本市の児童・生徒の学力をどのように総括しているか。
- ②、教師に期待することは何か。
- ③、地域に期待することは何か。

以上で本壇からの質問終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 瀧上議員の御質問に順次お答えします。

まず、行財政改革については総務企画部長から、待遇対応については私から、農業問題については産業建設部長から、教育問題については教育長から、それぞれお答えいたします。

○議長（大川末長君） 行財政改革について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 行財政改革について、順次お答えいたします。

まず、行政・財政改革の進捗状況と、評価はどうなっているかについてお答えいたします。

現在、進めております第4次行財政改革では、意識改革・行政改革・財政改革という3つの視

点で63の実施項目に取り組んでおります。それぞれの項目について、毎年度末に各部署に進捗状況の報告をさせ、数値を取りまとめた上で評価をしているところですが、行政改革については、市民サービスの向上、事務事業の見直し、定員管理と組織・機構の適正化に関する20項目に取り組んでおり、平成24年度末時点の進捗率が、約75%となっております。

評価としては、顧客満足の研究に係る項目が弱いと指摘されましたので、昨年5月に、市民1,000人を対象とし、各部署・窓口業務に対する満足度調査を実施するとともに、5月から6月にかけての1カ月間、市民課の窓口を利用された方に対し、窓口サービスに関するアンケート調査を実施しました。これらの結果を踏まえ、現在、さらなるサービスの向上に努めているところです。

また、財政改革については、健全な財政運営の推進、民間活用の推進に関する23項目に取り組み、進捗率は約76%となっております。この中で、病院事業の経営健全化については、当初に掲げた目標を既に達成しており、民間企業との連携に関しては、市内交通網の見直しと整備に係る施策面で、順調に進んでいると評価されております。一方、課題としましては、市有財産の有効活用などが残されております。

次に、職員の意識改革の進捗状況と成果はどのようになっているかについてお答えいたします。

意識改革については、職員の意識改革、人材育成の推進、市民参画と地域協働の推進に関する20項目に取り組み、進捗率は約82%となっております。

朝礼やミーティングの徹底により、各職場における、業務に対する共通認識が高まっていると思われる一方で、人事評価システムの導入に向けた検討が急がれているところです。

今後、さらに質の高い行政サービスの提供を目指していくために、個々の能力の向上、機能的な組織の構築が求められると考えております。

次に、指定管理者制度の推進状況はどうなっているかとの御質問にお答えいたします。

第5次総合計画・第1期基本計画の中に、指定管理者の導入施設数に係る目標値が記載されております。それによりますと、平成25年度で27カ所の導入を目指となっておりますが、現在32カ所で導入済みですので、数値目標としては達成しております。

次に、ミニ公募債の満期があり大好評であった。どう総括するかとの御質問にお答えいたします。

本市では、平成20年度の学校給食センター建設事業の財源として学校教育施設等整備事業債の一部、1億円分をミニ公募債として市民の皆様から資金調達し、平成26年2月25日に満期を迎えたため、一括償還しております。

平成20年度のミニ公募債発行時においては、国債の利回り0.75%を参考にミニ公募債は1.2%の利率で募集しました。市報で3回広報し、市の施設、市内の銀行や商業施設にポスターを掲示す

るなど周知を図り、92名、1億250万円の応募があり、予定額の1億円を満額発行することができました。しかしながら、ミニ公募債の発行利率のベースとなる国債金利が近年では低下しており、5年物利回りが、現在では0.17%となっており、現在の利回りを参考にミニ公募債を発行した場合は、高い利率を設定することが難しく、申し込み額が発行総額に満たない懸念がございます。また、財政融資資金や銀行等から借りる場合は、通常手数料等は必要ありませんが、ミニ公募債では、銀行に支払う手数料が約100万円程度かかりました。加えて、財政融資資金からの借り入れでは、当時の利率が年0.9%でありましたが、ミニ公募債では1.2%で発行したため、5年間で150万円利子の負担が多くなり、合わせて250万円程度負担がふえてしまうこととなりました。

このような問題もございますけれども、ミニ公募債の発行により、住民の方の行政参加意識の高揚に効果を発揮したり、購入された方が、高い利回りによる利子を受け取ることができたというのはメリットであると思いますので、目的に合わせた活用を考える必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 ただいま答弁をいただきました。過去、いわゆる行財政改革、何回も取り上げてきておるつもりでございます。今回も取り上げたわけですが、今の答弁でいきますと、行財政の進捗状況と評価について、今伺ったところ、大体理解はしたつもりでございます。いわゆる行政、財政意識改革というのが今回の柱でございます。その中で、行政、財政改革ということで1番目に取り上げたわけですが、これは今後ともさらなるサービス向上に努めてもらわなければ困るなということで、ぜひこれはお願いしておきたいと思っております。

それと、職員の意識改革でございますが、先ほどの答弁によりますと、20項目ですかね、20項目に取り組み、進捗率は82%ということに今言われたようでございます。朝礼あるいはミーティング等で徹底をしながら、認識が高くなってきたなというような答弁であったかなと思います。これも、我々が議員になる前の16年ほど前は、15年ですかね、やっぱり役所はこういうところかなと思ったのは、私の頭から離れません。というのは、私自身もいわゆる車会社におったもんですから、もう徹底的に意識というか、サービス業ですから、市長も当然サービス業におられる西田市長もよくよくわかっておられると思いますが、ここは私の頭からずっと離れずにきたつもりでございます。しかし、今は少しずつ変わってきてね、職員の意識改革も変わってきたかなというようには私も思っております。

そして、朝礼のほうもどのようにやっておられるのか、ちょっと私もわかりませんが、今後とも力を入れて、これは取り組んでいただきたいなというように思っておるわけでございます。

そして、指定管理者制度の進捗状況ですけれども、27カ所ですか、導入を目指す予定が32カ所ということで、数値目標はもう完全に達成したというような答弁であったようでございます。これも、世の流れが、やっぱり指定管理者制度に移っておりますから、ここらもいろいろ検証しながら進めてもらいたいなというように思います。

そこで、2回目の質問をいたしますけれども、4点したいと思います。

まず1点は、第4次行財政改革は今年度で終了するわけですけれども、総括すると、その達成度はどれぐらいだったと考えられるかをもう一回お伺いしたいなと思います。

それと、4月からスタートいたします新しい第5次行財政改革はどのような内容となるのか。

それと、3点目は指定管理者制度の推進によって、それぞれ評価はどのようにされておられるのか。そして、今後の予定はということで、これもお願いします。済みません、3点にしておきます。

以上お願いします。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 渕上議員の第2の御質問3点にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、第4次行財政改革の達成度ということでございます。先ほども申し上げましたけれども、63項目に取り組んでおり、24年度末で約80%と、まだ残された課題もございまして、25年度末で大体予定では80%としておりましたので、当初の目標値に近い数字が出されており、一定の成果はあったのかなと思っております。ただ、当然残されたものもございまして、今後それを踏まえた上で、第5次のほうで生かしていきたいなというふうに思っております。

それから、第5次の行財政改革についてでございますけれども、これにつきましては3月中に取りまとめということで、今、大綱と実施計画の素案を作成して、最後の詰めを行っているところでございます。これにつきましては、市のマスタープランと同様に、平成26年度から29年度までの4年間で想定して、地方自治法で定めております住民福祉の向上のために、そして最小の経費で最大の効果を上げることを最大の目的として全庁挙げて取り組む、さらに継続して取り組むということとしております。

基本方針としましては、機能する組織づくり、行政力の強化、財政力の向上を掲げて、それぞれの項目に15程度のプログラムを実施したいという形で今、計画をつくっているところです。

次に、指定管理者制度の評価についてでございますけれども、これにつきましては、当然毎年度の予算査定等でも行っておりますけれども、それ以外に22年度に全ての施設等について、細かな調査等を行っております。それから、もう3年ほど経過しておりますので、できるだけ早目にもう一度導入の件数だけではなくて、中身・効果その辺をもう少し詰める必要があるかなと、

今後はまた、評価をさらにやり直してみる必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 今、本山部長から3点について答弁がありました。大方理解は、今まで何回かしておりますからね、大体わかったつもりでございます。

それでは、3回目に入りたいと思いますが、いわゆるどこでも職場はしかりでございます。組織は人なりという言葉が、よくよく使われるわけでございます。いい人材が集まれば、その職場はもう全て活性化していくという、なかなか仕事していない方がおられれば、なかなか停滞するとか、そういうふうなことでありまして、チームというのは、意思疎通をきちんと図りながら、仕事のできる人が集まれば、もう万々歳ですよ、これは。

そこで、2点質問をいたします。

組織は人なりという言葉がよく言われます。まさしくこれは誰しものが一致することではないでしょうか。行革を進めるに当たりましては、私は最も重要なことは職員の意識改革であると常々思っております。この部分について、今後とも強力に進めなければなりません。その決意はいかが考えられるかを1点目。

それと、振興公社が今いろんなところに参入をしておりますが、振興公社がいわゆる市のいろんな業務委託がありますけれども、指定管理者制度ですね、そこらに振興公社が結構入っております。ここらはいかが考えられるか、この2点を聞いてこの問題は終わりたいと思います。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 組織が非常に重要だということで、それをどう進めていくのか、決意はということでございますけれども、当然のことでございます。組織を構成する個々の職員がどうこれを捉えてやっていただくかというのは、一番大事なことじゃないかなと思っております。先ほども申させていただきましたけれども、全庁的に取り組むということが一番必要でありますので、そのために職員一人一人の認識を高めるというのは、一番重要なことじゃないかと思っております。そのためにも、いろんな研修等もございますし、そういうことで取り組んでいきたいと思っております。

また、その前の前段というわけではございませんけれども、なぜ行革を行うのかと、先ほども申し上げましたけれども、市民の福祉の向上のためと、それをを行うためには、最少の経費で最大の効果をと、これはたくさんそれだけほかの事業もできるということでございますので、その辺の認識というのを高めさせるというのも大事な事かなと思っております。

それと、振興公社が指定管理者になっていることについて、どうかということでございます。今この中で全てをどこが取っているかというのはちょっと覚えていないんですけれども、当然、

公募をされたところで取っているならば、私は問題ないんじゃないかなと、当然民間の方がそれだけ応募していただいております。その中で選ばれたということならば、それが振興公社であろうと、というのはちょっとどうかと思います。振興公社も今度、公益財団法人に変わりますし、それらの目的を果たしながら、指定管理者は当然また今後もやっていくんじゃないかなと、思いますけれども、そこは民間のところと競争しながら、切磋琢磨しながらやってければというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 次に、接遇対応について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、接遇対応について順次お答えいたします。

まず対応の取り組みはどうなっているか、また評価はどうかについてお答えいたします。

職員の接遇につきましては、接遇マニュアルの活用、課内ミーティング時などでの話し合い、ビジネスマナー研修やサービス向上研修等への職員派遣といった取り組みにより、接遇に対する意識の向上を図っているところです。

また、昨年9月議会の一般質問において、渕上議員から、来客対応を意識した机の配置についてどう思うか、外部講師を招いて研修を実施し、意識改革あるいは接遇向上を図ってはどうか、積極的な姿勢での来客対応を実施すべきと思うがどうかといった内容の御意見をいただいております。

机の配置につきましては、福祉課、税務課、市民課など対応している部署もありますが、他の部署につきましては、業務内容、事務の流れ、執務室のスペースなどを考慮しながら、引き続き、検討したいと思っております。外部講師を招いての研修につきましては、平成26年度に予算を計上しており、実施する予定であります。接遇におきましては、これまでの取り組みによりまして、職員の意識や行動は改善してきているものと思っておりますが、さらなる努力が必要とも感じております。

マニフェストに、窓口サービスの充実、日本一親切な窓口業務を掲げておりますように、接遇は市民サービスの基本と位置づけ、明るく元気な声で積極的に来客対応を行うことができるよう、努力してまいりたいと思っております。

次に、対応面でのトラブルなどは発生していないのかについてお答えします。

昨年9月の一般質問でお答えしましたように、市民課のアンケート結果や窓口での苦情を調査したところ、手続に時間がかかる、言葉遣いが悪い、説明の仕方が悪い、説明が間違っている、笑顔で挨拶や説明をしたほうがよいなどといった苦情がありました。トラブルや苦情につきましては、真摯に受けとめ、接遇向上と迅速かつ丁寧な対応を心がけるように職員に周知してまいり

たいと思います。

○議長（大川末長君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 接遇対応について答弁をいただきました。これも本当に何回となく取り上げてきたつもりでございます。

ここにもマニュアルがあるようですね。意識改革、行政改革、財政改革ですか、決して後退はしておらずに前に進んでおるなということは、私も実感としてわかります。しかし、市長がさっき答弁なされたように、まだまだ今の答弁を見るならば、トラブル等もあるとか、いろいろ何かあっているようでございます。ですから、ここらがないようにですね、そのためにはやっぱり来客の方々に笑顔で元気で明るく接すると、そういう問題は第一発目から消えるだろうと私は思うんですよ、ここが一番ですね。お金も何にもかかりません。当たり前のことを当たり前にやれば、何にも問題ないだろうと思うんですよ。ですから、ここらをやっぱり全ての職員さんが理解してもらいべきだろうと思うんですね。これはもう簡単にできることです。ですから、ここらは早く完全定着化するように、職員の方々に私は周知徹底していただきたいなと思います。

我々議員もできるだけ激励とかなんかしますけれども、しかし回ってみると、やっぱり対応が遅いとか、あるいは笑顔がないとか、活気がないとか、そういうのが見受けられます。これは市民の方も結構そういう方がおられるんじゃないかなと思うんですね。ですから、日本一の接遇対策とか、あるいは市役所の庁舎のそういう改善対策を私は本当に早くというか、当たり前にやれば、当たり前にできるわけですから、ぜひ市長そこは市長みずからが、やっぱり市長もサービス業しておられましたからね、お客様商売というのはよくわかっておられるわけだから、そこらをトップダウンで、ぜひ強烈に遂行していただきたいなと思っておるわけでございます。

それと、机の配置、これも検討したいというふうになっておるわけですが、庁舎建てかえもおいおい今後問題なるかもしれませんけれども、その前にやっぱりできるところはカウンターが今ありますが、少しでも変えてみるとかも、レイアウトあたりも必要じゃないかなと私は思うんですよ。だから、できない課もあるかもしれません。しかし、できる課もあると思いますから、そこらも十分検討をしていただきたいなと私は思います。

先ほど市民課のアンケート結果も今答弁がありましたけれども、いろいろ手間がかかるとか、言葉遣いが悪いとか、笑顔で挨拶をしたほうがいいのか、そういう苦情が先ほど答弁があったようでございます。ですから、ここらも最初に言いましたけれども、当たり前にすれば何にもありません、こういうことは。だから、そういうのをやっぱり職員さんのほうにも徹底していただきたいと思えますよ、ここはですね。

そこで、質問をしますけれども、1点ですね、質問をします。

いわゆる接遇対策の、部外の方を呼んでするというよう答弁がありましたけど、そこらを本当

に私が真摯にお願いしたいのは、前向き、かつ効果が上がるようにぜひ強力で推進してもらいたいということをお願いするわけですけれども、それについて市長の考えを聞きたいなど、1点だけで終わります。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 渚上議員の接遇について、私も一緒に11年そこに座らせていただいて、何回とも聞かせていただきました。少しずつ進んでいる感はあるんですが、まだまだ足りないというのはもう十分に私も認識をしております。市長になりましてから、1週間、その交差点のところに立たせていただいて、まあそれは子どもの交通整理で立たせていただいたんですけれども、そういうときに職員の方を見させていただいたり、早目に来て、ずっと全庁御挨拶して回ると、きちっと挨拶をしていただける方もいらっしゃいますし、中にはポケットに手を突っ込んで、おはようございますで終わる方も実際いらっしゃるのも事実です。それは今の現状を自分も把握して、これからそういうところを4年間と言わず、積極的にやっていきたいという思いはもうございます。

それと、笑顔の部分ですけれども、これもお金がかからないということは、もう私もよくわかっております。市民の方が窓口に来たときに、もうにこっと、ちょこっと笑顔だけしていただくだけでも全然違うというのは、自分もよくわかっているんですけれども、多分その辺は訓練をされていないというのがよくわかります。何が来た、何だろうかという感じで構えていらっしゃるのがよくわかります。それも訓練をして、きちっとマニュアル化していけば、対応はできるんじゃないかなというふうに思っております。最初の第一印象だけでも全然違うというのは、もうサービス業やっていらっしゃるんでわかると思いますけれども、そういうところは基本だというふうに思っております。

レイアウトにつきましては、私も今から見させていただいて、変更がきくようでしたらやっていけばというふうに思います。

それと、御質問の外部の講師につきましては、本年度予算をとってあるということも聞いておりますので、よそから外部の講師というのを招いてやっていきたいと思っておりますし、地元には自分も知っている生協もありますし、大手のデパートの支店もございます。ああいったところはきちっとそういった接遇の会社とやっていらっしゃいますので、一回、自分がもうみずから行ってお話をし、ちょっと御相談をしたいとは思っておりますし、そういったところからも外部からの風を入れていきたいなというふうには思っております。

○議長（大川末長君） 次に、農業問題について答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 次に、農業問題についてお答えいたします。

初めに、重要な産業である中、多くの課題もあると思うが、現状をどう認識しているかとの御質問にお答えします。

農業は、市民生活に食糧を供給する生産基盤であることを初め、かんきつ、タマネギ、お茶などの基幹作物については、農業者の生活を支える重要な収入源となっております。加えて、国土の保全、水源の涵養、景観の形成など多面的機能を有しており、重要な産業であると認識しております。

本市の農業の特徴としては、山林が市の総面積の約75%近くを占め、平たん地が少ないことから、生産基盤の弱い狭小な農地が多く、農業者の大部分が自給的農家であることが挙げられます。

また、農林業センサスにおける販売農家の推移を見てみると、基幹的農業従事者が減少する一方で、65歳以上の従事者の占める割合が増加するなど、農業者の高齢化や後継者不足などによる担い手の減少が従来から課題となっております。担い手不足による影響として農業生産力の低下とともに、管理されていない農地が生じることから、耕作放棄地が発生し、鳥獣害による作物被害などの問題も生じております。

また、一方では、農地集約や規模拡大を図る農業者や新規就農される若い農業者も徐々に増加しつつあり、加えて農地の賃貸借による一定の耕作維持が行われている状況であると認識しております。

次に、基盤整備の進捗状況と課題は何かとの御質問にお答えします。

現在、本市の農地のほとんどは中山間地域に属しており、地形的条件から作業機械搬入が困難な地区も多く、また作業性が悪く、労力負担の大きい農地となっていることから、これまで市内各地におきまして農業基盤整備事業を実施しております。

進捗状況としましては、現在は中山間地域総合整備事業により桜野地区、深川地区など東部地区を中心に実施しており、平成25年度末時点で耕地面積992ヘクタールのうち約116ヘクタールを整備しております。現在実施しております中山間地域総合整備事業につきましては、地元負担が事業費の5%という受益者にとりましては非常に有利な整備事業であります。したがって、より多くの営農者に活用していただきたく、地元に対して積極的に働きかけているところでありますが、事業化の必要条件である地元の合意形成が得られず、最終的に事業化まで至らないケースも多く、基盤整備の進まない要因となっております。

このようなことから課題としましては、地元の合意形成をはかることが最優先であると考えております。

次に、耕作放棄地の解消対策をどう考えているかとの御質問にお答えします。

まず、農業委員会では、年1回のパトロールによる農地の現況把握や農地の有効活用の意向調

査等を実施し、農地所有者へ今後の活用内容の確認や復元の助言等を行っております。現状としましては、農地所有者の高齢化に加え、市内に居住しておられない農地所有者は、放棄地にする
と周辺農地に悪影響を及ぼすという認識が薄いため、抜本的な対策を実現するとは困難な状況で
あります。

そのような中で、本市としましては、再生可能な耕作放棄地については、農地バンク推進事業
による農地の貸借の促進、耕作放棄地緊急対策事業による耕作放棄地の農地への復元の支援等
を実施しております。また、担い手への農地集積を進めるため、集落における人・農地プラン策定
等を進め、農地の有効利用、担い手への利用集積を行うことで、耕作放棄地の解消に一定の成果
が見られているところです。

しかし、耕作放棄地の発生は、引き続き懸念されることから、これまでの事業の継続に加え、
国の新たな政策である農地中間管理機構、日本型直接支払制度による農地集積の強化、農地の維
持対策にも取り組み、耕作放棄地抑制対策を行っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（大川末長君） 洲上道昭議員。

○洲上道昭君 農業問題ですけれども、この問題もかなり一般質問させていただいたかなと思っ
ております。私自身も農業を割り手広くこのごろやっているもんですから、そういう意味では、
仲間がおるもんですから、非常にいいなと思っておるんですね、面積の拡大なんかできたわけ
でございます。そういう農業を取り巻く環境は、まあ厳しいですよ、正直申し上げまして。やっぱ
り就農の問題とか耕作放棄地等々が山積をしておるといのは、皆さん方はもうよく御承知であ
ろうと思うんですね。ですから、この放棄地等が今一番大きい問題でしょうね。

しかし、とはいうものの何とかして農業関係は、やっぱりそれぞれが力を入れてやっていかな
ければ、これはちょっとまずいなということで、我々東部地区も話し合いの中でも水田とかいろ
いろありますけれども、頑張っていこうかということで、何人かの方とも今話をしておるわけ
でございます。

そこで、3点取り上げましたわけですが、重要な多くの課題は認識しておるということで、そ
して基盤整備、これもなかなか行くようでは進まないのが現状なんですね、地域によっては。しか
し、この事業は非常にありがたい補助事業ですから、受益者負担が5反とかいうことですね、
本当にこれはすばらしい事業であります。ここらもいろいろ我々も地域でいろんな方々と話をし
て、この区画整理事業というのはいよいよ進めなければならないかなと思います。

そして耕作放棄地です。これも先ほど言ったとおり、もう非常に厳しい問題が今現実としてあ
らわれております。今後もこの放棄地がふえやしないかなという懸念を持っておる一人ござい
ます。そういう観点の中、2回目の質問をさせていただきます。

まず1点目、地元の合意形成が得られないということで答弁がありました。その要因というのは何を思われるか、1点目。

それと2点目はですね、農地バンク推進事業による農地の賃貸等の現状と評価についてお伺いをしたいと思っております。

それと3点目でございます。新規就農者ですね、農業に参入してみたいという人ですけれども、その現状あるいは課題とかはどのようになっているか、この3点を2回目の質問とさせていただきます。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） それでは、淵上議員の2次質問、3点いただきましたので、まず1点目、基盤整備で地元の合意形成が得られない要因は何かというような御質問だったかと思っております。

一番大きな要因として考えておりますのは、営農者の高齢化でありますとか担い手の減少等々で、将来基盤整備をしたにしても、それを誰がどう耕作をしていくのかというような見通しがなかなか立たないということもあって、自己負担はまあ5%なんですけれども、その5%をしてまで、基盤整備はなかなか難しいというような状況をよくお聞きをしております。ただ、この基盤整備の実施をいたしますと、逆に借り手もつきやすいというような有意性もございますので、そういったその必要性、優位性等も十分丁寧に御説明をしながら、この事業を推進していければと思っております。

それと、2点目が農地バンク推進事業の現状と評価ということでしょうかと思います。この農地バンク推進事業は、平成23年度から、市の単独事業ということで実施をしております。利用権の設定の実績で申し上げますと、実施前の22年度が6.2ヘクタール、実施後初年度が7.5ヘクタール、それから今年度25年度が9.2ヘクタールということで、徐々に徐々にではあります。その利用権設定が増加をしておるということで、一定の評価はあるのではなかろうかと思っております。

また、これに加えて適正に維持管理をされるということで、耕作放棄地の発生の抑制にも寄与しておるということでございますので、引き続きこの事業については継続をしていければということで思っております。

それと3点目、新規就農者の現状あるいは課題ということでございますけれども、平成24年度に国の青年就農給付金制度が始まりまして、実際に水俣市の中でそれを給付を受けていらっしゃる方が、平成24年度が6名、平成25年度が11名ということで増加をしております。今現在も需給をしたいというような御相談もあっておるような状況でございますので、一定の機運の醸成といえますか、そういったものは図られているのではないかと思っております。

ただ、新規就農をされるということでございますので、なかなかその農業経営基盤が安定をし

ないということでございまして、例えば規模を拡大したいということで、その優良農地が確保できるのか、あるいはその金融支援的な資金面の借入れがなかなか、すぐスムーズにいかないというような課題がございます。そういったものに対しましては、例えば集落の中で経験豊富な方、渕上議員初めそういったベテランの方いらっしゃいますので、そういった方々に御支援をいただくとかいうところも含めて、市として効果的な支援策、受給を終わった後、ひとり立ちをされるに当たっての相談体制というところの構築も図っていければということで思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 今、部長の答弁で新規就農が、私もびっくりしたんですけれども、6名から11名、5名新規の方ですね、新規就農をしたいということで、これは非常にありがたいことだと思っておりますね。市の方の地道な努力が実ったかなと、JAとか何かと連携しながら、そういうふうに私は受け取っておるわけでございます。ですから、これは今後ともやっぱり就農機運が高まりつつあるわけですから、行政としてもJAあたりとも協力しながら、これをひとつ推し進めていただきたいと思うんですね。非常にこれはいい成果じゃないかなと思っております。

それでは、3回目の質問でございますけれども、長年、施政方針でも農業振興がいろいろ重視されて発表されております。ただ、総予算の中に占める比率が、農業予算というのは非常に低いんですよ、総予算の中でも。そこらもやっぱり農業振興にちょっと障害をしているんじゃないかなと、私は思うんですね。ですから、予算の増大とかあたりはできるだけよく考えていただいてやっていただければなということをお願いするわけですが、3回目の質問は1点だけでございます。

農業振興、林業もありますけれども、特にその中でも農業です。これを市としても全力でやっぱり取り組まなければならないと私は思うんですね。ですから、市としてどのような考えを持っておられるかを質問して、この農業問題を終わりたいと思います。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） それでは第3質問、農業振興は非常に重要な課題であるんだけれども、それに対して市としてどう取り組んでいくのかというような御趣旨の質問であったかと思えます。

先ほども答弁でお答えしましたとおり、農業というのは本市にとっても重要な産業でありますし、農業振興といいますのは大きな課題であろうと思っております。新規就農はふえているということで申し上げましたけれども、その高齢化が進んでいる状況の中で、農業の担い手として携わっていらっしゃる方、若い方、なかなか少ないような状況ではありますが、幅広い年齢層の方に携わっていただいておりますので、そういった多様な担い手の方々が農業で営みが、生活がで

きるというようなところで、例えば今、水俣ではかんきつ、タマネギ、お茶のブランド化を進めております。こういった基幹的産業、基幹的作物の産地の維持ができるような取り組み、あるいはそのブランド化のさらなる向上等々に対しまして、現場で実際されておられる農業者の方々の御意見を十分お聞きをしながら、この振興に積極的に推奨してまいりたいと思っておりますのでございます。

それから、農地につきましては、いろんな多面的な機能も有しておるということでお答えをいたしましたけれども、これにつきましては国、県等の制度を活用しながら、集落がいかに維持をできるかというようなところで取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 教育問題について順次お答えいたします。

まず、本市の児童・生徒の学力をどのように総括しているかとの御質問にお答えいたします。

洲上議員には、昨年9月の定例議会でも、児童・生徒の学力・体力についての御質問をいただきました。その折には、学力の状況について、全国学力・学習状況調査の結果をもとに、小学生は応用力が課題、中学生は全国平均である旨、答弁いたしました。その後、昨年12月に実施しました熊本県学力調査の結果によりますと、本市の小学校3年生から6年生では、国語・社会・算数・理科の4教科の定着率において、県平均に達していない内容が大変多いことがわかりました。また、中学校においては、学年・教科においてばらつきはあるものの、県平均またはそれを上回る内容が多いことがわかりました。

課題は、小学校の学力向上であり、子どもたちの学習意欲や興味関心を喚起させること、知識や技能の徹底を図ることが重要であると考えております。

次に、教師に期待することは何かとの御質問にお答えいたします。

教育委員会では、育ての心を持つ教師という教職員の努力目標を示し、自己研さんに努め、あふれる情熱ときめ細やかな指導で、子どもたちを伸ばす教師を目指してほしいと指導しているところです。また、弾む心のある学校を目指し、保護者や地域に支えられ、地域ぐるみで協力し合うことによって、笑顔・元気にあふれる活気ある学校づくりをお願いしています。つまり、あふれる情熱と温かな思いやりで教育活動に当たるとともに、地域に入り、地域と密着した教育活動を展開し、児童・生徒や地域・保護者に信頼される教師であってほしいと期待しています。

国家百年の計は教育にありといえます。将来の水俣を担い、郷土を愛し誇りに思う子どもたちを育てるという強い使命感をもち、子どもたちの前に立ってほしいと願ってやみません。

情報化社会、多様化する社会の中で、学校教育が担う役割は大きいと思います。教える人こそ

多くを学ぶという姿勢で、子どもとともに学び、地域に学んで、温かい心と生きる力、生きる知恵を指導してほしいと考えております。

次に、地域に期待することは何かとの御質問にお答えします。

教育委員会では、平成26年度から市内全ての小・中学校で土曜授業を行い、これまで学校と地域・保護者が連携してきたことを、さらに充実させるべく、準備を進めているところです。

土曜授業では、地域の特色を生かし、学校オリジナルの教育活動が展開されるものと期待しているところです。

地域には人や物など、数多くの教育財産があります。地域に学ぶ教育は、地域の人・物を愛し、郷土を愛する心を育むという、教育委員会の基本目標、心豊かな人づくりの具現化でもあります。

一例を挙げますと、第一小学校や水東小学校では、寄ろ会の協力により菜の花栽培と菜種油絞りを行っています。また、地域の伝統文化の伝承という点から、湯出小は湯出七滝太鼓、久木野小は俵踊り棒踊り、袋中は棒踊りなどを地域保存会の指導を受けながら学習に取り入れています。

全ての小・中学校が4月から始まる土曜授業の計画を立てています。それぞれの地域、保護者に協力をお願いする部分が出てくることと思います。地域に期待することは、地域の子どもは地域の宝、地域の宝は地域で育てるという意識で、学校に関心を持ち、可能な範囲で学校教育に参画していただきたいということです。

学校の敷居はまだまだ高いかもしれませんが、地域の声を学校に届け、地域の後継者を育成する手助けをしていただきたいと考えております。

○議長（大川末長君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入りたいと思います。

学校というところは、私は本当に大好きでしてね、もう孫たちもおるんですけども、もう本当に学校に行くのが、職員室とか何かですけども、楽しいというのもあるかもしれませんかね。割と行きます、学校は。もうこれからもできるだけ長く顔を突っ込んでいきたいなと、学校にはですね、まあそのように念じておるわけでございます。

東部のほうはもう御承知のように、あそこの駐在所のそばに、地域の子どもは郷土の宝というスローガンを平成5年に、多分傍聴に来ておられますが、吉本さんという方と二人でタッグを組みながら、あれを立てたわけでございます。そのときも市の職員さんに、あそこは県の土地やもんですから、いろいろお願いいただいて、無償で借りておるといふか、借らせていただいております。今あそこがメーントワーということで、場所的に。そして、先般は都市政策課からもお金がないもんだから、我々もやいの会はですね、お花をいただきまして、本当にありがとうございます、この場をかりまして御礼を申し上げます。

そういうことで、地域の子、本当にこれからも関心を寄せていきたいということは、言うまでもございません。そういう中で2回目の質問をさせていただきます。

先般、水俣教育フォーラムというのが公民館でありました。その日ちょっと議員さんが少なかったようですが、いい場での発表を私たちも知ることができたということは、非常にありがたいなと思っております。できるだけあのような先生方の発表というのは、やっぱり私たちがじかで見たいほうがいいかなということで今後ともやっていただきたい。恐らくこれからも議員さんも聞きに行かれる方が多くなると思いますから、今後ともこの教育フォーラムというのは、ぜひ続けていただきたいということでおるわけでございます。

そこで、質問を2回目ですけれども、3点やります。

まず1点目は、今言うたように第9回水俣教育フォーラムが公民館でありました。内容をどのように捉えておられるのか。そして、今後どのように生かそうとしておられるのかが1点目。

2点目ですけれども、4月から小学校、中学校が土曜授業の計画があります。学校教育に参画をと答弁が先ほどありましたけれども、内容というのはどのようなものか。

それとあと1つですけれども、地域に期待することを、やっぱり私はもっと積極的に教育委員会も進めてほしいと思うんですが、いかが考えられるか。

この3点をお聞きしたいと思います。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まず、教育フォーラムのその内容、あるいは今後はどう生かすのかということでございますけれども、2月の18日に教育フォーラムを開かせていただきました。これは教育委員会の主催でございます。実は、議長以下何人もの方おいでいただきまして、本当にありがとうございました。ここ二、三年、議員の皆様にも御案内しておるわけでございますけれども、興味を持っていただいてありがたいというふうに思っております。

教育フォーラム自体は17年度から、当初は学力向上を目指すということで始めたわけなんですけれども、ただ学力向上についてはずっと課題がございましたので、土台となる人づくり、あるいは心づくりが大切じゃないかということで、今年度は学校教育のプロジェクトということで、3つのチームをつくって、いろいろ検討を重ねてきたわけなんです。1つは学力向上、そのまま委員会として残しましたし、もう一つは実は副読本をつくっております。心豊かに水俣というやつを、もうほぼでき上がっていますけれども、後でまた配付できるかなと思っておりますが、それを水俣科の推進のために使う、そういう委員会を1つつくりました。それから、もう1つは土曜授業の学校開放のそういう委員会、3つつくっております。その委員会の検討した結果をこの前のフォーラムで発表させていただいたということが1つございます。

それと、現実の問題として学校で取り組んでいる、実際に取り組んでいる授業の課題をそれぞれ

れ3人の先生に発表していただきました。1つは特活ということで学級の集団づくり、それから自立支援と言っていますが、いじめの未然防止、それから3つ目で土曜授業を先行してやっていただいた学校がございますので、その発表をしていただきました。

実際、発表については本当に、現に学校がもう直接先生方が向き合っていかなくちゃいけない現実としての問題を実例として実践、発表をしていただいたということがございます。

それから、学校教育プロジェクトについては、26年度以降、学校開放、それから水俣科を進めていく上での施策について、先生方の考えを発表していただいたということでございます。

いずれにしても、先生方がこれから取り組んでいくことを共通のものとして捉えていただき、それを認識していただいて、来年度以降の授業に生かしていく、あるいは学校づくりに生かしていくという、そういう大きな目的があって、それができたんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

それから、4月からは土曜授業がスタートするということですが、内容についてはどうかということですが、まず、目指すものとして、ふるさと水俣を愛する心、あるいは人間性豊かな子どもたちを育てていこうということが主眼でございます。それも、学校だけじゃなくて、学校と家庭と地域の人たちの協力を得て、一緒に子どもたちを育てようということが主眼でございます。

どういう内容をやるかということですが、総合的な学習というのは今やっているんですが、それを重点的に土曜日にやっていこうということですが、そして、身近な地元にある資料、あるいは地元にいる人材を活用させていただいて、一緒に地域の方が先生になったり、あるいは地域の方が支援者になったり、あるいは地域の方が参加者になったりということで、学校に足を運んでいただいて、子どもたち自身は学校の枠を飛び出した授業といえますか、地域をフィールドとした授業展開をしていただきたいということを主眼に、そういう内容で、各学校で工夫をしていくというふうに思っております。

それから、地域に期待することということでございますけれども、先ほども答弁をさせていただきましたが、学校はやっぱり地域から見たときに、少し敷居が高いのかなというふうに思います。それを低くするためにこれまで学校応援団とか、学校地域本部、地域の支援本部授業とか、コミュニティースクールとか、いろいろな授業に取り組みを進めてきたんですけども、順調にやっているということではございませんでした。しかし、水俣の場合は、子どもは地域の宝という意識というのがまだ十分に残っているということで、これは本当に素晴らしいことだというふうに思っております。ですから、学校が地域としっかり交わっていくことで地域も元気になる、学校も明るく活気が出てくるというふうに思うわけです。

ですから、地域は学校を逆に生きがいづくりの場とか、あるいは地域コミュニティーの場とい

うふうに考えていただいて、利用していただくというのが大事じゃないかなというふうに思っています。ですから、具体的に子どもたちのいる学校を訪問したり、気楽に行ったり、あるいはいろんな地域の声を逆に学校に寄せていただくとか、そういうようなことをやっていただいて、先生と地域住民の交流、あるいは地域住民と子どもたちが交流するということをやっていただければ、子どもたちもコミュニケーション能力とか、あるいは物おじしない子どもとか、あるいは広い視野を持つ子どもというふうに、いろんな人と交わることでできるんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひそういうことを自然な形でできるように学校等にも垣根を低くするようということをお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 3回目の最後の質問をいたします。

先ほど1回目の答弁ですか、学校の敷居は高いとか、まだまだ高いかもしれませんという答弁があったようでございます。私は別にしょっちゅう顔を出すもんですから、そうは思いませんが、しかし、大方はそう思っておられるだろうと思います。ですから、そこらはやっぱり地域の方とかいろんな方々が学校に何か行きにくい雰囲気というか、そういうのがあったらと思うんですよね。ですから、そこらをもっとオープンにした感じで校長先生とか、教頭先生がせっかく来られたら、お茶1杯出すとか、そういう接遇をすることが、横への展開になるわけですから、ぜひそこらをもっとオープンな気持ちでそれぞれの学校は取り組んでいただきたいと思うんです。それについていかがですか。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 先ほどから市のほうの窓口業務もそうなんですけれども、非常に接遇というのは大事かなと、やっぱり心と心が通うという、お茶1杯で通えば、非常にいいことかなというふうに思いますので、ぜひ校長会とか機会を捉えて、そういう話をしていきたいなと思います。

○議長（大川末長君） 以上で渕上道昭議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時1分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 こんにちは。

日本共産党の川上紗智子です。

消費税の増税分が8兆円、社会保障の負担増も合わせる、また給付減なども合わせますと10兆円という史上最悪の大増税、負担増が来月から実施されようとしています。思い返せば、1989年4月1日から3%で始まった消費税は、ひたすら社会保障のためだと宣伝をされてきました。けれども、この四半世紀、消費税のおかげで、私の老後は安心になったというお年寄りが一人でもいらっしゃるでしょうか。私たちがこの間、納めた消費税の9割方が、たび重なる法人税減税による減収の穴埋めに使われてきました。

消費税の8%への引き上げは、2012年に自民・公明・民主の3党によって強行された消費税法改正に基づいて実施をされようとしています。その法律の中の附則18条にはこのように書いてあります。経済条項として、景気が悪いときは増税を中止できるということになっているんです。今、景気はよくなっているのでしょうか。私たちの暮らしは上向いているのでしょうか。アベノミクスによる円安によって何もかも物価が上がっています。給料は下がり続けるばかり、そして年金も下がる、それなのに食費までどんどん上がっていく、これでは暮らしていけない。そんな声があちこちから上がってくるのは当然だと思います。家計は疲弊をしています。

この重みは高齢者の世帯ばかりではなく、全ての世帯にのしかかっているのではないのでしょうか。市民の暮らしを支える、市民の命を支えるそういう仕事を地方自治体でやろうとしても、これだけの国の猛烈な住民への暮らしへの攻撃が強まる中で、どうやって守っていったらいいのか、本当に私たちは知恵を尽くし、やるべきことをしっかりやらなければ、市民の暮らしは守れないというふうに感じています。

市長におかれましては、市民の命を守る、また環境を軸にということで、これから市政を担っていくということでございますが、政府に対して、市民の命や暮らしを守らなければいけないときに、言わなければならないことは、はっきりとぜひものを言っていたらいいというふうに思います。一人で言うのが無理ならば、ほかの市長さん、また町長さん、村長さんとたちと一緒にあって、声を大にして言っていたらいい、このことをまず最初をお願いしたいと思います。

さて、少子化問題は、決して水俣だけの問題ではありません。全自治体共通の問題であると思います。本来ならば、ヨーロッパのように国が責任を持って、少子化問題に対して対策をとらなければならなかったにもかかわらず、日本の政府はそれをやってきませんでした。そんな中で、財政的には決して強いと言えない自治体も含めて、一生懸命少子化問題、子育て支援に取り組んできているのではないのでしょうか。少子化がどんどん進む中でも、自治体によっては、出生率を上げているところも実はあります。近くにあります山江村、それが1つの例です。

こういう自治体に共通しているのは、子育て世代の経済的負担を軽減する施策を初めとして総合的な思い切った子育て支援によって、子育てしやすい環境をつくっているところに特徴がある

と私は思っています。

そこで、まず、子どもの健やかな成長と子育てしやすい環境について質問をいたします。

①、市長は、市政運営の中で子育て支援をどう位置づけているのか。

②、子どもの医療費助成は、子育て世代の経済的負担軽減となっているが、市長の公約は中学生までの医療費無料化はいつまでに実施しようとしているのか。

③、義務教育の無償化を真に実現するという点で、給食費の無料化を実施している自治体が全国にはありますが、本市としてもぜひ検討してみてもどうか。

2番目の質問にうつります。

きのう安倍内閣は、何とこれだけ全国的に問題になっている派遣労働、これを無期限、無制限に派遣労働者を使えるようにする労働者派遣法改悪案を閣議決定しました。非正規をなくさないといけない、ブラック企業はだめだ、若い人たちを育てて、次の日本を担ってもらうためにも、この雇用問題は解決していかなければならない問題が山積みです。そんな中で、なぜ今こんな改悪をするのか、私はそれに対しての怒りを胸に水俣市における雇用問題について質問させていただきます。

熊日新聞の2013年、去年ですね、12月17日付にこういう見出しが載りました。非正規急増35.7%というものです。これは熊日新聞社が県内の市町村に非正規職員に関するアンケートをとった結果でした。昨年、4月1日時点での県内市町村の職員のうち、いわゆる非正規の臨時・非常勤職員の占める割合は県全体で5年前から12.6ポイント上昇し、35.7%になったということでした。

そこでお尋ねをいたします。水俣市役所における非常勤職員などの非正規雇用の実態と任用に対する考え方はどうか。

次に、熊本の労働局、厚生労働省の熊本労働局は、平成25年の9月、若者の使い捨てが疑われる企業等への重点監督を実施したということが発表されました。熊本県内107の事業所がその重点監督の対象になったそうです。その107の事業所のうち93の事業所が何らかの労働基準関係法令違反があったということが指摘をされています。長時間労働や賃金の不払いなどあったということで報告をされています。そこで、お尋ねをいたします。本市におけるブラック企業の実態と市の対策はどうなっているのか。

最後に、徳富蘇峰生誕150年記念事業の取り組みの成果と今後の課題についてお尋ねをいたします。

この記念事業は、今度の日曜日にまた大きな企画があるようですけれども、今の時点で取り組みの成果はどうだったか、お答えください。

2番目に、今後の課題はどのようなものか。

3番目に、蘇峰の生家、記念館、墓など徳富蘇峰に関係するところの今後の周辺整備をどのように考えているか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、子どもの健やかな成長と子育てしやすい環境については私から、水俣市における雇用問題については総務企画部長から、徳富蘇峰生誕150年記念事業の取り組みの成果と今後の課題については教育長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、子どもの健やかな成長と子育てしやすい環境について順次お答えします。

まず、市長は市政の中で子育て支援をどう位置づけているのかとの御質問にお答えします。

本市においても少子高齢化は大きな課題であり、その状況の中、子どもの健やかな成長と子育てしやすい環境づくりは大切なことだと捉えています。水俣のまちづくりを次世代に継承していく子どもたちのためにも、特に子育て支援について力を注ぎたいと思っております。

次に、子どもの医療費助成は子育て世代の経済的負担軽減となっているが、市長の公約、中学生までの医療費無料化は、いつまでに実施するのかとの御質問にお答えします。

次世代を担う子どもたちが健康を維持し、健全に成長するために子育て環境を整備していくことは、将来の水俣を考えたとき、最重要課題であると認識しております。子ども医療費助成制度の拡充については、マニフェストにも公約として掲げておりますが、本議会で追加提案を予定しております第5次水俣市総合計画第2期基本計画にも、少子化対策の推進及び子育て支援の拠点整備と相談体制、連携の強化を挙げております。予定としては、平成29年度までに実施できるよう取り組んでまいります。

次に、義務教育の無償化を真に実現するという視点で、給食費の無料化を実施している自治体があるが、本市としても検討してはどうかとの御質問にお答えします。

学校給食法第11条で学校給食の運営に必要な施設・設備の整備費、光熱水費、調理従事者等の人件費は、学校給食を実施する設置者である市の負担であり、それ以外の経費としての給食費は、保護者が負担すべきものと規定されております。徴収している給食費は、給食材料費分に相当し、その給食費を無料にすることは多額の財源が必要となります。財政状況が厳しい本市においては、財源確保が困難でありますので、現時点での給食費無料化は考えておりません。なお、経済的に支払いが困難な保護者には、就学援助制度から給食費を全額補助しております。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 答弁ありがとうございました。まず、子育て支援を市政の中で重点的に位置づけてくださっているということがわかりましたので、その思いをぜひ施策にどんどん生かしていただきたい、その思いで2回目以降の質問をさせていただきます。

まず、子どもの医療費の答弁ですけれども、平成29年度までにはするということですので、4年間かけてやるという意味なのかなとも思いましたし、平成29年度までにとすることは、もっと早くなるのかもしれないなという思いもしながら聞かせていただきました。

それですね、今県内で一体どれぐらい進んでいるのかということを少しお話ししたいんですけど、熊本県というのは全国都道府県の中で最低の助成しか県としてはしていません。3歳までしかしていないんですね、4歳未満しか対象としていません。そんな熊本県内にあって、去年の10月1日現在で、県内45自治体のうち26自治体が中3までを対象にしています。そのうち2つの自治体、芦北町も含む2つの自治体は高3まで助成をしているということになっています。どこも財政が決して潤沢にあるというところではないと思いますが、その中でも独自の予算を確保して、県に要求もしながらも実施をしているというふうには私は捉えています。

ちなみに平成26年度、新年度から大津町と、そしてお隣の津奈木町が中3まで実施をするということになっていますので、これもあわせると県内の6割を超える自治体の中3までの子どもたちに医療費の助成をするということになります。

そこで、お尋ねですが、先ほど消費税のことをちょっとお話ししましたが、みずほ総合研究所の試算によりますと、夫婦と子ども2人の4人世帯の場合、年収200万円の世帯の場合で試算をしています。しかもそれは消費税と厚生年金の保険料の引き上げだけ、ほかにも引き上がるものはいっぱいあるんですけれども、消費税と厚生年金保険料の引き上げだけで試算をした場合でも、年収200万円の4人世帯で年間5万8,000円の負担増になると、年収300万円では7万100円の負担増になるというのが昨年度比で発表されています。

消費税が上がらなくても、小学校6年生まで無料にして、そのときすごくみんな喜びの声が上がりました。そのうち、中学3年生までぜひしてほしいんだという声上がるように、私のもとにも聞こえるようになってきました。そういう気持ちを持っていらっしゃるところに、医療費とは関係なく、この消費税が上がることによって、恐らく全ての教育関係にも影響が出てくると思うんですけど、負担がふえます。食費ももちろん上がります。そんな中だからこそ、できれば早目に子育て世代を支えるという意味で、この医療費の助成対象の引き上げを、せめて大多数が言っている中3までしていただきたいというふうに思うんです。それをぜひ検討いただきたいんですがいかがでしょうか。

それと、もう一つ給食費の問題ですが、あっさりという感じなんですけど、そういうふういきっぱりと学校給食法の関係で、保護者が負担することになっているんだということなんですけ

れども、そしたら、なぜ今、全国的に給食費の助成をするところがふえているのかなというふう
に思うんですね。もちろん、給食費を全額無料にしているところもあります。そういうところ
は、やっぱりトータルにいいんです。大体給食費を無料にしているところは、子育て支援を総合
的にやっているんです。これだけやっているわけじゃなくて、市長も公約の中に掲げていらっ
しゃいましたが、誕生祝い金とか、あと子どもたちが地方から高校が地元でない場合は、電車に
乗ってよその町に行かなければいけませんよね、そのときの交通費を出すとか、いろんな形で総
合的に子育てを応援しているところが多いと言われています。

給食費に取りかかっているところは、私も随分この質問を契機に見ましたけれども、全額では
なくても一部を助成する、例えば山江村は月、小学校は幾ら、中学校は幾らと決めています。定
額にしています。それよりプラスになった分を村が助成するというふうになっています。中に
は、中学校1年生、小学校1年生、入学したときの給食費は無料にするとか、いろんなパター
ンで工夫をされているなというふうに思うんですけれども、それで経済的な負担を軽減するとい
う形でやっているんじゃないかなと思うんですね。それで、お金の問題があるし、学校給食法の問
題もあるから、無理だというふうにおっしゃらずに、いろんなところがいろんなことを工夫し
て、子育て支援のために、ないお金を使っているというふうに言ったらいいと思うんですよ。で
すから、市長、担当課も含めてもっとよく研究をしてもらって、検討してほしいというふう
に思います。できないではなくてですね。と思いますが、いかがでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 中3までの医療費の無償化につきましては、今答弁では29年度、まあ4年
間のうちというふうな答弁をさせていただきました。大体よく言われるのは日本の国民資産、
400兆円のうちの80%は大体、高齢者50歳以上の方が持っています。若い方は資産がない
と、私も子育てをやっておりまして、若いときが一番お金が要るとするのは重々わかっておりま
す。その中で、やはりそういったものを支援したいというのはマニフェストに入っております
し、新生児の誕生祝い金というのもそういった思いから書かせていただいたというふうに思っ
ただければと思います。財源が、これについては必要なものですから、私も今市長になりまし
て、財源というところをいろんなところで見させていただいております。

子育てにつきましては、ほかにも療育の問題とか、病児・病後児対策、そういったものもまた
問題として山積しているというふう聞いておりますので、全体的に見まして、やっていきたく
いと思っておりますので、なるべくその無償化につきましては前向きに検討していきたいと思っ
ております。

それと、給食費につきましては、大体の試算で金額が1億円ぐらいとちょっと聞いたことがあ

るんですけど、それは教育長のほうにちょっともう一回聞きますけれども、段階的に支援しているところもあるということでございますので、それも少し勉強はさせていただきたいと思っておりますけど、じゃあ、あとはもう教育長のほうにお願いします。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 今、市長のほうからございましたけれども、給食にかかる食材等につきましては、大体1億円前後かかっておりますし、それに見合う収入、給食費も1億円程度ということで、集金をさせていただいているという状況でございます。そのほかに、市が給食センターを運営するというので、これも大体1億円近くの人件費等々、施設費等かかっているわけでございます。

ですから、まあ半分ぐらい負担をしているのかなということも言えなくもないかなというふうには実は思っております。

あと、まあ就学援助があったりとかということで、そのラインのぎりぎりのところの皆さんというかいらっしゃいますけれども、厳しいところがあるのは承知をしておりますが、何せ財源というのが非常に厳しいというようなことで、なかなか支援をしていくというのは今のところは厳しいのかなというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 よその自治体と財政がどれぐらい厳しいかと比較するのは私もわからないので、何とも言えませんけれども、子育て支援を本当にやっていって、1人、2人、3人とたくさん産んでくださるようなね、そういう状況をつくるとか、産んだ後に育てやすい環境をつくるというのは、本当に今小さい町であればあるほど、町、村の死活問題に恐らくなっているからこそ、ない中でも何とかお金をつくってやっているというふう思うんですね。

同じようにできるかどうかは、ぜひ研究していただきたいと思うんですけども、私が何年前に視察に行きました宮崎県の湯前町の隣にあるんですけど、ちょっと名前を忘れてしまった、済みません。そこに行ったときに驚いたのは、市長も公約に掲げていらっしゃる出産祝い金のことなんですけれども、幾らぐらい市長は水俣でしようと思っていられるかわかりませんが、そこは西米良村というところなんです。そこでは、少子化対策の一環で、出産時における負担軽減のために第一子が生まれたら5万円、第二子は10万円、第三子は30万円とだんだんふえていくという、私これを見て驚いたんですけど、ちょうど3人子どもがいる人が村の職員でいらっやいまして、3人産めばもう相当プラスになって助かるというふうにおっしゃっていたんです、当たり前ですよ。

それで、じゃあこの財源は一体どこから来ているのかなと思われるでしょう、私たちも思いました。いろいろほかにも、これだけじゃなくて、医療費の助成も、それから村内のお店で使える

商品券みたいなのを子育て世代の人たちには、毎年やるんですね。幾つも事業をやっていて、一体どこから財源が来るんだろうかというふうには不思議に思うんですけども、詳しくは聞けなかったんですが、とにかくよく国の施策も研究されていて、補助金も含めていろんなところから研究して、財源を確保してやっているというようなことを聞きましたので、ぜひ一度水俣市におかれましても研究をしていただいて、思い切っているような施策をやって、ちょびちょびやるのも、そりゃ一つの手だと思うんですが、思い切った形で医療費も給食費も、それから祝い金もお金が要ることですので、検討してもらわなければいけないと思いますけど、思い切ってやっていただきたいというふうには要望して、この質問を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、水俣市における雇用問題について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、水俣市における雇用問題について順次お答えいたします。

まず、市役所における非常勤職員などの非正規雇用の実態と任用に対する考え方についてお答えいたします。

平成25年4月1日現在の医療センターを含む市全体の非正規職員数は、全職員数969人のうち31.1%の302人となっております。302人のうち、34人は特別支援教育支援員などの特別職の非常勤職員、36人は1週間の勤務時間が29時間以内の非常勤職員です。残りの232人は1週間の勤務時間が30時間以上の時間制職員及び臨時的任用職員で、そのうち211人は総合医療センターに勤務しております。医療センター勤務の非正規職員のうち主な職種を述べますと、一般事務職55人、看護師など29人、医療技術員21人のほか、ボイラー技士や看護助手などの労務補助職員が88人となっております。

本庁の特別職を除く非正規職員は52人であり、職種別に申し上げますと、一般事務職員29人、草刈りなどの技能労務職員が16人、保育士などが5人などとなっております。

非正規職員の任用につきましては、職員の職に欠員を生じた場合に任用することができることされており、退職した職員の補充という形で採用なども行っております。しかしながら、財政状況、地域経済の停滞、人口減少、少子高齢化の進展など本市を取り巻く環境は厳しさを増している中で、効率的な行政運営及びスリムな組織を目指すとの方針のもと、退職者数に対して、採用者数を抑えなければならない状況となっております。このような中で、行政運営を行い、行政サービスの維持、向上を図るために、職員の補助的な業務、臨時的に発生した業務、短時間勤務で対応可能な業務、職員では対応困難な特殊能力や専門的知識を要する業務、職員の産休に伴い、欠員となった場合などに、非正規職員を任用しております。

次に、本市におけるブラック企業の実態とその対応策はどうなっているのかとの御質問にお答

えします。

まず、ブラック企業とは、若者を中心とした労働者を大量に採用し、賃金不払いや違法な長時間労働、残業を強制し、パワーハラスメントなど精神的プレッシャーを与えて、使い捨てる企業などを指すものと認識いたしております。

このブラック企業になるかわかりませんが、昨年の9月に熊本労働局が県内の事業所を対象に実施した過重労働重点監督では、全107事業所のうち、93事業所に何らかの労働基準関係法違反があったことがわかっております。また、熊本労働局にお尋ねしたところ、本市においては4事業所で違反があったことを確認しております。

事業所における過重労働による健康障害の防止及びサービス残業の解消を目的とした監督・指導は、労働局の監督のもと、各地域の労働基準監督署の権限で行っておりますが、市としましては、労働者の適正な労働条件の確保は大変重要であると認識しておりますので、相談や通報があった場合や実態を把握した場合には、国・県などと連携しながら、関係機関に適切につなぐとともに、相談窓口の周知や労働条件の適正化に関する広報に積極的に協力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 市役所における非正規の方々の占める割合30%ですね、31.1%ということです。

熊日新聞の記事によりますと、多いところは60%というところがあったんで、それもひどいなと思いましたけれども、31.1%ということですが、補助的な業務とか、臨時的にできた仕事とか、そういうので非正規の方々に仕事してもらっているということだという説明でしたが、やはり何と言うんですか、行政改革で定数の問題とかあって、正規の人たちの数を減らしている分、率直に言って、もっとここに正規の人たちがいればいいのという職場もあるのではないかと私が見た感じで、そう感じています。でも、正規の職員までは雇えないということになっているところもあるんじゃないかなと思うんですが、やっぱり今の水俣市民に対するサービスをしていく上で、市政をやっていく上で、どうしてもこの仕事は必要だという人については、ぜひ正規で確保していただきたいという思いはあります。

だけれども、現時点でそれが無理なのであれば、そういういわば非正規であっても重要な仕事をしている、中核的な仕事をしている場合もあるかと思しますので、非正規の人たちの処遇を少しでもよくするということができないかというふうに思うんですね。

それで、国会でも去年、参議院でも衆議院でも野党協働で非正規職員の処遇をよくするために、今の地方公務員法では報酬とか賃金以外の手当はだせないというようなことを書いてあるというふうに聞いているんですけど、それを改正する、そういう手当とかも出せるようにして、処

遇を少しでもよくするような改正案が提案をされています。でも、残念ながら昨年国会では、審議されず廃案になってしまっています。今、ことしから始まりました通常国会でも野党協働でまた提案をされているという動きもございますので、ぜひ市のほうとしても今できるところなのであれば、非正規の人たちに対して、せめて交通費は出すとか、何とかできないものかと思いますが、そういう検討はされているでしょうかというのが2番目の質問の1つ目です。

もう1つ、ブラックとは言えない企業もあるかと思うんですけど、労働局が調べて、その結果を今、部長のほうからも言っていただきましたけれども、確かに職場に入って調査をする権限とか、指導する権限は水俣市にはないと思うんですよね、それは。ですけれども、誘致企業や市が補助金などを出している企業ですね、本市に関連している企業の労働者の実態を把握することは必要なんじゃないかなというふうに思いますけれども、把握をしていらっしゃるでしょうか。また、その把握をしていらっしゃるならば、その把握した結果、何か対策を講じていらっしゃるでしょうか。

以上が2回目の質問です。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 川上議員の第2の御質問2つあったかと思えます。

まず最初のほうの非正規職員の処遇改善という形で要望ございましたけれども、毎年いろいろな要望が出ております。その中で特に通勤手当につきましては、これは他市等も改善を行っているところもございますし、担当部局としましても、やはりそれは改善すべきじゃないだろうかということで、今検討を進めております。まだ、はっきりいつからというのは言える状況じゃございませんけれども、できるだけ早期に職員と同じような通勤手当につきましては対応したいなということで、今検討を進めております。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 2点目の誘致企業、あるいはその補助金を支出した企業に対しての労働条件等の調査をしているのかということでございますので、私のほうから答えをさせていただきますが、特に労働条件だけを対象にというような調査はいたしておりません。その誘致をした企業、あるいはその補助金を支出をしたということでございますので、その後のフォローアップというのは当然、市の支援の中での1つの取り組みであろうと思っておりますので、企業支援等も活用しながら、そういった全般的ないろんな相談事に対しては、今後も情報収集には努めてまいりたいと思っております。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 このブラック企業というか、違法労働の問題ですけれども、先ほど本山部長の答弁の中に、相談窓口の周知とか、相談に乗っていくというようなことをおっしゃっていました

が、ぜひ相談をしやすい環境を、あとどこに行けば、こういう問題が相談できるんだということがよくわかるような形で周知をしていただきたいなというふうに思います。

現在、水俣市で働いている人にとっての問題でもありますけれども、私はこの間、都会に出て行ってブラック企業まがいのところで働いていて、辞めて帰ってきたとかね、そんな話も聞いたり、親御さんとか家族の人たちが心配をしているというような話も聞いています。

そういう場合でも、例えばうちの息子は都会に出て行って、こんな目に遭っているんだけどという相談でも受け付けられるような、できるような窓口にしてもらえたらいいんじゃないかなと思いますので、ぜひこれも御検討ください。

要望で終わります。

○議長（大川末長君） 次に、徳富蘇峰生誕150年記念事業の取り組みの成果と、今後の課題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、徳富蘇峰生誕150年記念事業の取り組みの成果と今後の課題についてお答えいたします。

まず、取り組みの成果はどうかについてお答えします。

徳富蘇峰生誕150年については、昨年3月15日の記念式典を皮切りに、5月26日に徳富一家をしのぶバスツアーを実施し、熊本県内の関連施設をめぐり、34名が参加をいたしました。

夏休み期間には、浜義塾と銘打って、徳富蘇峰・蘆花生家の2階研修室を小・中学生に無料で開放し、読書や勉強の場として提供いたしました。

また、浜義塾の特別授業として3回の教室を開き、蘇峰先生の生前の映像や音声を視聴したり、掛け軸や近世日本国民史に触れたりする授業を実施し、延べ28名の子どもたちが参加をしました。

11月2日の徳富蘇峰顕彰会では、中村青史元熊本大学教授の記念講演、中村先生と井上智重熊本近代文学館長との対談、蘇峰先生が最後に帰郷されたときの映像を上映し、約200名が参加をいたしました。

また、11月20日、26日、12月4日に県教育委員会と共催で実施した、くまもと県民カレッジサテライト教室では、郷土の偉人徳富蘇峰の生き方に学ぶをテーマに、3回の講座を開き、延べ186名が参加をいたしました。

今週3月15日には、記念事業、最後のイベントが開催されます。市内にある蘇峰に関する記念碑を訪ねる蘇峰先生記念碑めぐりと、午後からは文化会館自主文化事業として、講談師一龍斎貞花さんによる講談、徳富蘇峰物語を開催いたします。

また、昨年度、作成した小冊子郷土水俣の偉人徳富蘇峰についても、一般市民に販売し、256冊を売り上げております。これらの記念事業の取り組みは、改めて蘇峰先生の業績を知り、顕彰するきっかけになったと考えております。

次に、今後の課題はどのようなものかについてお答えいたします。

記念事業として、この1年間、さまざまなイベントや顕彰事業を実施してまいりましたが、蘇峰先生の功績は先生が生まれ、思いを寄せた市であり、また、先生に関連する史跡や資料を多く有する市として、まだまだ多くの方に周知していく必要があると思います。

最近、記念館で蘇峰先生が最後に帰郷したときの映像や肉声が見つかりました。また、記念館資料は大半が先生からの寄贈品ですが、先生のコレクションそのものに着目しておられる研究者もおられます。これら残された資料の研究・活用もまだ十分ではありません。今後、このような資料を活用しながら、できるだけ多くの市民に、郷土の偉人の功績、偉業を伝え、後世に残していくことが必要であると考えています。

次に、徳富蘇峰・盧花生家、蘇峰記念館、徳富家墓地など関係するところの今後の周辺整備をどのように考えているかについてお答えいたします。

生家につきましては、近くに乗用車五、六台とまる駐車場を借用しております。観光バスの場合は、商店街の駐車場を利用させていただいております。記念館につきましては、市役所駐車場を利用しております。徳富家墓地につきましては、市道沿いにありますが、専用の駐車場はございませんので、車で訪れる方には不便になっております。近年、墓地を訪れる人もふえており、駐車場の必要性は十分に感じております。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 この1年間の記念事業で、随分いろんな人に参加をしていただき、徳富蘇峰先生のことを知られたのではないかというふうに思います。

今、今後の課題ということで、記念館にあるたくさんの資料の研究とか、活用とかおっしゃいましたけれども、ぜひ一般市民でもわかりやすい活用の仕方をしていただければいいなというふうに思います。

それから、周辺整備の件ですけれども、徳富家の墓地があります牧ノ内の皆さん方から、今教育長がおっしゃったように、最近お墓に来る人がぼちぼち見られるんだと思うんですね。そこで、御近所の方々が、もう駐車場があればいいのになとかいうふうに言われまして、どうにかならないかということが、こちらのほうにも来ています。それで、課題だということでおっしゃいましたけど、ぜひ何らかの形で墓地周辺の駐車場の確保、整備とか、危険箇所の解消などをぜひしていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 先生の墓地の周りは非常に急傾斜みたいな感じになっておりまして、平地がほとんどないということで、付近に駐車場の確保というのは非常に困難かなとは思っております。

ただ、周辺に農地等もございますので、もしそういう地形等を調べて、本当に必要であるというようなことがはっきりしていけば、十分検討していく必要があるなというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明13日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時17分 散会

平成26年3月13日

平成26年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成26年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成26年3月13日（木曜日）

午前9時39分 開議

午後3時9分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	（榮永尚子君）
主幹	（岡本広志君）	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）	

（説明のため出席した者） 14人

市長	（西田弘志君）	総務企画部長	（本山祐二君）
福祉環境部長	（宮森守男君）	産業建設部長	（門崎博幸君）
総合医療センター事務部長	（淵上茂樹君）	福祉環境部次長	（松本幹雄君）
産業建設部次長	（遠山俊寛君）	水道局長	（前田仁君）
教育長	（葦浦博行君）	教育次長	（福島恵次君）
総務企画部総務課長	（本田真一君）	総務企画部企画課長	（川野恵治君）
総務企画部財政課長	（坂本禎一君）	選挙管理委員会事務局長	（水田利博君）

○議事日程 第4号

平成26年3月13日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 真野 頼 隆 君
- 1 西田市政について
 - 2 公共工事について
 - 3 メガソーラーと花見山公園構想について
 - 4 ゴルフ場の存続について
- 2 牧 下 恭 之 君
- 1 子ども医療費助成事業について
 - 2 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時給付金について
 - 3 教育問題について
 - 4 地域防災力の強化について
- 3 谷 口 明 弘 君
- 1 水俣市長選挙について
 - (1) 市長選の総括について
 - (2) 選挙におけるmanifestoの実現について
 - (3) 選挙管理委員会について
 - 2 防災と自衛隊について
 - 3 危険な空き家対策について

(付託委員会)

- 第2 議第2号 水俣市子ども・子育て会議条例の制定について (厚生文教)
- 第3 議第3号 公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について (総務産業)
- 第4 議第4号 水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について (厚生文教)
- 第5 議第5号 湯の鶴市有泉源条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第6 議第6号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務産業)
- 第7 議第7号 水俣市道路占用条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第8 議第8号 水俣市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第9 議第9号 水俣市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第10 議第10号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(厚生文教)
- 第11 議第11号 平成26年度水俣市一般会計予算 (各委)

第12	議第12号	平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	(厚生文教)
第13	議第13号	平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	(厚生文教)
第14	議第14号	平成26年度水俣市介護保険特別会計予算	(厚生文教)
第15	議第15号	平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	(総務産業)
第16	議第16号	平成26年度水俣市病院事業会計予算	(厚生文教)
第17	議第17号	平成26年度水俣市水道事業会計予算	(総務産業)
第18	議第25号	指定管理者の指定について(水俣市ふれあいセンター)	(総務産業)
第19	議第26号	指定管理者の指定について(水俣市ワークプラザ)	(厚生文教)
第20	議第27号	指定管理者の指定について(みなまた環境テクノセンター)	(総務産業)
第21	議第28号	指定管理者の指定について(水俣市湯の鶴温泉保健センター)	(総務産業)
第22	議第29号	指定管理者の指定について(みなまた観光物産館まつぼっくり)	(総務産業)
第23	議第30号	指定管理者の指定について(湯の児フィッシングパーク)	(総務産業)
第24	議第31号	指定管理者の指定について(水俣市立総合体育館本館等)	(厚生文教)
第25	議第32号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(総務産業)
第26	議第33号	平成25年度水俣市一般会計補正予算(第8号)	(各委)
第27	議第34号	平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第5号)	(厚生文教)
第28	議第35号	第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について	(総務産業)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時39分 開議

○議長(大川末長君) ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(大川末長君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例案1件、補正予算2件、議決案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、市長から、水俣市新型インフルエンザ等対策行動計画について並びに監査委員から、平成26年1月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、水田選挙管理委員会事務局長の出席を

要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、真野頼隆議員に許します。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 皆さん、おはようございます。

自民党創水会の真野です。

さきの通告に従い、質問してまいりますので、執行部の明快なる答弁をよろしくお願いいたします。

去る3月1日、96年の歴史を持つ水俣高校が閉校いたしました。少子化による県の学校再編整備計画で水俣高校と水俣工業高校が再編統合され、新生水俣高校が既に平成24年度からスタートしていますが、もうあの八の字坂を登ることはないのかと思うと、ちょっと寂しい気もします。もっと、働く場所があり、人口が維持できていれば、こうならず済んだのかもしれない。そう思うと、一定の人口の維持の大切さ、そのための雇用の確保、少子化対策など、私たちに課せられた課題は大きいものと考えます。しっかりした政治をやっていかなければと、改めて思っているところであります。

それでは、早速質問に入ります。

1、西田市政について。

西田市長は、選挙戦の中で、無投票にしてはいけない、相手が江口候補だったので出馬したと言っておられますが、本来、首長選は、水俣をどうするのか、そのビジョンを市民に明らかにして、市民の判断を仰ぐものと考えます。

そこで、以下4点について質問します。

①、宮本市政の継続で、環境と経済が両立した市政運営をやっていくとのことだが、何をもってそう思うのか。

②、西田市政独自のセールスポイントは何か。

③、JNCとの共存共栄をどのように図るのか。

④、議会との関係をどのように考えるか。

2、公共工事について。

公共工事は財政力が弱い地方にとっては、市場経済を回す上で、なくてはならないものと思います。しかし、水俣でも公共工事の減少により、建設業の数が減っているのは明らかであります。

一方で、高度成長期につくられた橋や建築物においては、建てかえの時期に来ており、需要が見込まれるところでもあります。

そんな中、公共工事のあり方について、以下4点質問します。

- ①、水俣市における公共工事の推移をどのように見ているか。
- ②、土木工事及び建築工事の入札に関する予定価格は、どのようにして決まるのか。
- ③、建築工事を進める上での発注者と請負業者の関係はどうなっているのか。
- ④、土木課における会計検査院の検査は過去10年間に何件ぐらいあっているのか。また、どういう指摘を受けているのか。

3、メガソーラーと花見山公園構想について。

私は、木臼野の産廃処分場予定地だったところを、ユニオンネットがIWD東亜熊本から買われ、そこにメガソーラーと四季折々の草木を楽しめる花見山公園をつくりたいという構想を聞いたとき、何か一筋の光明が見えたような気がしました。

議員を長くしていると、市民から企業誘致はできんとかい。あんたは議員ば何期しとつとや。企業の一丁でん、持って来きらんとかいとよく言われます。そんなとき、私は1人の力じゃ難しかですよ。ほかに立地条件がよかところがいっぱいありますもんねと、言いわけとも取れる返事になってしまいます。

しかし、議長を経験して感じたことは、いい人脈を生かせば、企業誘致も決して無理ではないと思うようになりました。それと同時に、いかにして魅力ある水俣をつくり、流入人口をふやすかということも大事であると考えようになりました。

水俣には海の湯の児温泉、山の湯の鶴温泉、エコパークのバラ園、中尾山コスモス園、寒川水源と棚田、石飛・桜野上場の茶畑、袋地区のミカン畑とタマネギ畑など、たくさんの観光名所となるところがあります。そこに木臼野の花見山公園が加われば、宿泊につながる観光客の増加が見込めます。何とか、一歩前へ踏み出す決断が必要だと思います。

そこで、以下2点について質問します。

- ①、メガソーラーの予定地内に市で遊歩道を設置する計画があるが、産廃阻止が実現した今、どのようにするのか。

- ②、木臼野地区にメガソーラーと花見山公園構想の話があるが、市としてどう対応するのか。

4、ゴルフ場の存続について。

生涯において2回しかゴルフの経験がない私がこの質問をすることに驚かれています。

が、娯楽の代表の1つであるゴルフが水俣でできなくなると従業員の失業、ゴルフ利用税、プレーの後の宴会、商品の購入など、市への影響は大きいものと考えます。

そこで質問します。

①、ゴルフ場の存続に向けて、所有者に働きかけるつもりはないか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 真野議員の御質問に順次お答えします。

まず、市政については私から、公共工事について、メガソーラーと花見山公園構想について及びゴルフ場の存続については産業建設部長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、私の市政についてお答えいたします。

まず、宮本市政の継続で環境と経済が両立した市政運営をやっていくとのことだが、何をもちょう思うのかとの御質問にお答えいたします。

宮本市政は、命と環境をまちづくりの基盤に据えた政策を進め、雇用創出や地域経済の活性化にも努めてこられました。

地場企業への支援においては、企業支援センターの設立や地場企業新産業・雇用創出促進制度によって新しい展開が始まっております。また、湯の児・湯の鶴の観光振興を中心に、エコパークバラ園や中尾山コスモス、みなまたスイーツやしらすDONフェアなどを求めて多くの方々が本市を訪れるようにもなっていると感じています。

私もこれらの取り組みをより好転させて継続し、課題の残る部分は補い、環境と経済を車の両輪として、にぎわいのある輝く水俣を目指して市政運営を行っていきたくと思います。

次に、私の市政独自のセールスポイントは何かについてでございますが、私と宮本市長との一番の違いは、私が民間出身であることだと思います。民間は結果を出さなければ経営が成り立ちません。常に時代を読むタイミングと、即対応するスピード感が求められています。民間の感覚を大切にして、これまでの青年会議所活動、商工会議所、PTA活動や商店街活動、もちろん市議の活動においての経験や人脈をフルに生かして、水俣のために頑張っていきたいと思っています。

次に、JNCとの共存共栄をどのように図るかとの質問にお答えいたします。

先日の塩崎議員の質問にもお答えいたしました。私の信条として、物事を進めていく上では対話が基本だと思います。先日、市長就任直後に水俣製造所の木庭本部長と意見交換する機会がございました。これまで市は、JNCと対話が少なかったのではないかとの声があるのも存じておりますので、これからも一層そのような機会を設け、水俣の将来をともに話し合っていけるよ

う取り組んでまいりたいと考えています。

次に、議会との関係をどのように考えるかとのことですが、議会と執行部が車の両輪として同じ方向に進まなければ、水俣の発展はないと思いますので、議会の皆様の御理解を常に求めていきたいと思っております。市長就任間もなくで、議会に御迷惑をおかけしていることがございましたら、御指導と御鞭撻をよろしくお願いをいたしたいと存じます。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、西田市長は宮本前市長のそういう市政を継続・継承していきたいと、環境、経済が両立したまちづくりを進めていきたいということですね。私が思うこの環境と経済が両立したまちというのは、やはり、例えば環境ビジネスなるものが水俣で、そういうビジネスができて、それがやはり雇用を生む、そしてそのことが結局、環境と経済が両立したまちにつながっていくのではないかなと思っております。

私、15年ぐらい前に、ドイツの環境首都であるフライブルグというところがございます。ここ、人口20万人ぐらいの都市なんですけれども、そこは古い学園都市といいますが、そしてそこにはいろんな環境に特化した、そういう研究機関、あるいは環境ビジネス産業といいますが、そういった企業がそこに集積をされているわけです。だから、日本で言うならば、筑波学園都市みたいなところかなと思ってもらえばいいのかなと思いますが、ああいったところが本当に環境と経済が両立したまちの、1つの例ではないかなと思っております。水俣がそういった意味で環境と経済が両立したまちということであるならば、例えば、今のJNCのそういう環境産業部門というものをもっと強化をしていただいて、そこでまたそういう環境ビジネスが生まれるとか、そういったことにより、やっぱりそれが雇用に結びついてこそ、本当にこの環境と経済が両立したまちづくりが展開できるのではないかなというふうにも思っております。

また、西田市長は、マニフェストの約束4だったと思えますけれども、その中で、環境大学院・大学の実現ということを挙げられてますよね。私も、その考え、構想は非常にいいと思うんですけれども、できましたら、本当に国で、そういう環境大学院・大学を水俣市につくってもらって、2年間なら2年間、そこでやっぱり勉強をしてもらおう。通信教育みたいな感じで、どこかの教授が来てでなくて、もう定着化の大学ですね、そういうものを国へ求めていくべきじゃないかなと思うんですよ。

今、環境問題、最近では中国からのPM2.5、いろいろこれ問題になってると思います。そういったもろもろのことを含めて、環境大学院・大学の2年間の中で、本当は、だから、その前の4年間、そしてプラス2年間という、そういうやっぱり本当は大学構想が必要ではないかと思えますけれども、これだけこの地球環境の、地球上でいろんなこういう環境問題というのが問題に

なっているわけですから、そういう意味においては、やっぱり国、環境省が中心になって、本当に日本全体で環境問題をどうするのかということであれば、そういった本当に専門の大学というものの必要性というのが出てくると思うんですね。それをぜひこの水俣につくってもらい、そして資格としては、国家資格で環境何々士、何になるかわかりませんが、そういう国家資格を与えて、そしてそのことにより、地方自治体あるいは従業員が何名、100人以上の企業は必ずそういう国家資格を持った人を雇わなければならないと、そういったことによって、やっぱり雇用につながっていくわけですから。そういう意味においては、ぜひ国に対して、そういう、国の責任において水俣に環境大学プラス大学院というような形の、そういった大学をつくってもらいように、ぜひ国に働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうかということが、まず1点でございます。

それと、2点目が、まだ市長になられて間もないわけなんですけれども、やはり西田カラーというものを、これから出されていくとは思いますが。その中で、いろいろほかの自治体のまねでもいいんですけれども、やはりほかの自治体から見て、あっと驚くような、何かやっぱりそういう政策といいますか、施策といいますか、そういったことも必要ではないかなと思うんですよ。日本一、日本一とか、そういうような感じで、今まで前市長も言われてますし、西田市長も何か日本一という、何かそういうのを目指したいということも、何かいろいろ答弁で聞いておりますので、ほかの自治体になんか、そういう、あっと驚くような施策、政策が、もし何か今の時点でおありでしたら、ひとつお尋ねをしたいと思います。

それと、3つ目ですが、JNCとの共存共栄と、そのあたりは、やっぱり信頼関係というのが一番大事だと思います。先ほど、対話を重視していきたいということではありますが、やはりいろんな西田市長の発言といいますか、いろいろやっぱり注意して発言をしていただきたいなということなんかも、1つ、いろいろ答弁を聞いていてあったんですよ。水俣病の解決をどうやって図るのかといったときに、患者団体あるいは原因企業と、そして一般市民の意見を聞きながらというような、そういう発言をされたかと思えますけれども、やはり原因企業じゃなくて、私はJNCとというような形で、そういう形の捉え方をして、そういう姿勢でJNCと対話をしていかないと、余り良好な関係というのは築けないのではないかなと思っております。その辺のところは、十分注意をして、やっぱりいろんなこれからの発言はしていきたいなと思ってます。このことには、今、これはちょっと要望にかえさせていただきます。

次の、この議会との関係なんですけれども、たしか2月24日の市長就任式、秋葉の4階で行われましたが、その就任式の挨拶の中で、私、非常に残念だったことが1つあるんですね。それは、議会に対する、何か、挨拶が、言葉というか、文言が1つもなかった。もとは西田市長も議会人だったわけですから、やはり我々市議会議員は執行部と議会は車の両輪だということで、こ

の水俣の発展を願って、議会人も頑張ってるわけですから、やっぱりその辺のところは、少し、配慮がちょっと足らなかったのかなということ、ここで1つ申し上げさせていただきたいと思います。

ですから、今後、議会との良好な関係というのも、私は市政を進める上では、そういうことにもやっぱり配慮していただかないといけないと思いますので、もう一度、その点について、議会との関係、どう進められていくのか、一応、3点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 御質問、3点あったかと思えます。

環境大学につきましては、真野議員言われるように、国で、本当なら4年制の大学をどかんとつくっていただいて、また大学院、そういうところにつなげるというのが、これ前から大学の話が宮本前市長のときから出とったときも、そういったお話はあったんですけど、やりとりもやってらっしゃったというのも少し聞いておりますが、今は少子化で大学は、だんだん大学生が集まらない状態でございます。その中で、国立でそういった大学ができれば、それは一番いいと私も思うんですけど、それは、今、難しいというふうに私もちょっと聞いておりましたし、今までの担当課あたりと話を聞いたとき、なかなか国がそこまでやっていただけという雰囲気はないということ、私も認識しておりました。沖縄には大きい国際大学をたしかつくったと思えますけど、沖縄の対策というか、そういった部分で、経済振興でつくられた部分もあるかと思えますが、水俣には、今のところ、そういったお話をうまく進んでないというふうに思ってます。その中で、大学院・大学につきましては、私も聞かせていただいて、大分おぼろげながら見えてきていた部分がございます。後で、質問も、これはまた出てるかと思えますけど、できる形で進めていかないと、大きいものを5年、10年、20年先を延ばすよりは、まずできるものやっけていく、そういった政策を私は進めていきたいというふうに思っておりますので、まあ、将来的に真野議員が言われるような、そういった大学につながっていけばいいなというふうには、今のところ思っております。

それと、2つ目の他の自治体がない、水俣らしい、よそからあっと驚くような施策ということでございますけど、今のところ、私も選挙をやるのが精いっぱいございまして、マニフェストには自分なりに、議員11年やっている中で、こういったものが足りないというものは、書かせていただきました。その中で、今後、県・国、そういったものから情報収集しながら、水俣らしい、本当に水俣が目されるような施策というものは、今からもう少し勉強させていただきたいというふうに思っております。

それと、JNCの話ですけど、原因企業というのが適切かどうか、私も初めての答弁でそのような、JNCというのか、チッソというのか、原因企業というのか、済みませんが、ちょっと

そこは私も認識不足で、もう少し勉強させていただいて、そういった言葉は慎重に発言したいというふうに思っております。

それと、就任式のときの挨拶の中に、議会に対してのというのを今聞きましたけど、実は初めての就任の挨拶で、実際には、ちょっと書いとったんですけど、テレビカメラ、取材等ありまして、私もちょっと緊張してしまい、そういった議会への配慮という部分が抜けていたというのは、私も後で少し気づいたんですけど、それにつきましては、この場をもちまして、ちょっとおわびも申し上げたいというふうに思っております。

議会との関係につきましては、先ほども言いましたように、執行部、議会が同じような方向を向きながら、同じベクトルで進んでいくというのが一番水俣のためになるというふうに思っておりますので、その辺は、執行部と調整をしながら、一緒に進めていただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、3回目の質問になりますけれども、これだけ、2万7,000人を今割って、だんだんと人口がふえる、今、プラス要素というんですか、非常に見えにくいというか、厳しい状況だと思います。そういった中で、やっぱり私たちもですけども、執行部も一歩前へ踏み出す勇氣というのが、私は必要ではないかなと思っております。何か、いろいろ市政運営において、大きな決断、やっぱりそういったものをしていかないと、なかなか好転に転ずるといことは、非常に厳しいのかなと思っております。

ですから、やっぱりこれからの市政運営に当たっては、民間活力といいますか、そういったものを生かしながら進めていかないと、今後のこの水俣の発展もあり得ないんじゃないかなと思っておりますので、最後に質問ですけども、いろんな決断をすべきときに、やはり将来を見据えて、将来の10年後、50年後、あるいは100年後かもしれませんが、この水俣をどういった形で持っていくのかという、将来のビジョンというものを、今後やっぱり示していく必要があるだろうと思います。そのことによって、市民は水俣はこういうふうに将来、今の市長は持っていこうと思ってるんだなということで、いろいろそういう西田市政の評価というものを多分、どうなるかわかりませんが、そうされるんじゃないかなと思っております。

ですから、絶対私たちも、何か選挙戦中にも、8年前に後戻りさせてはいけないという、そういうことを言われたんですけども、やっぱり前に進むべきだと思うんですね。後ろ向きじゃなくて前向き、やはりプラス思考でこの市政をぜひやっていただきたいなと、そういうふうに思いますので、いろんな決断をしなきゃいけないときには、市長がやっぱり一歩前へ出て、決断すべきだと私は逆に思うんですけども、その辺のところの最後の決意といいますか、西田市長とし

て、そういう大きな決断をしなければならないときに、どう対応していこうと思っられるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 4年間、任期中、きのうも言いましたけど、短期・中期・長期、きちっとした形で政策というものを1つずつやっていきたいというふうに思っております。

大きなビジョンをやはり掲げるのは、重要だと思っております。その部分につきましては、環境と経済という部分を軸にしてというのは、大きく出していると思います。私は、この先5年、10年、20年、50年、100年と考えると、やはり人だというふうに自分は思っております。人づくりという部分がやはり大切で、水俣御出身の有能な方をどんどん輩出して、また水俣に帰ってきていただいて、そして水俣自体が活力あるものになる、そういったものを目指すには、やはりこの人材という部分が必要だなというふうに思っております。そういった部分も、今後政策の中で、何か本当に若い人が頑張れるような施策というのも考えていきたいですし、水俣の子どもたちがよそにどんどん出ていくようなものも、ぜひやっていきたいなというふうに思っております。

それと、8年前に戻すなというのを、選挙中によく聞かれたということですけど、それは私は、もう前に進んだほうがいいという思いで言ったということですので、今後前に進んでいく姿勢は全然変わっておりませんということでございます。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、公共工事について答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 次に、公共工事について順次お答えいたします。

まず、水俣市における公共工事の推移をどのように見ているかとの質問にお答えします。

平成15年度から平成24年度までの普通会計の決算統計数値により、普通建設事業の事業費の推移を見ますと、平成15年度の30億6,000万円がピークとなっております。この理由としましては、九州新幹線に係る道路や駐車場等の周辺施設の建設事業7億6,000万円、環境関係企業への建設補助7億円、白浜団地の建てかえ事業2億8,000万円等によるものです。平成16年度には三位一体の改革による地方交付税の総額削減から本市においても普通建設事業の抑制を余儀なくされ、13億2,000万円に減少し、平成17年度には8億円と一番の落ち込みとなりました。

それから、平成18年度13億4,000万円、平成19年度12億1,000万円、平成20年度14億7,000万円、平成21年度11億5,000万円と推移し、平成22年度から国の経済対策とあわせて、小・中学校の耐震化を進めたことなどにより増加に転じ、平成22年度19億3,000万円、平成23年度21億8,000万円、平成24年度15億5,000万円となっております。

次に、土木工事及び建築工事の入札に関する予定価格はどのようにして決まるのかとの御質問についてお答えします。

公共工事の予定価格は、熊本県などで定められた単価と数量により積算した設計金額をもとに設定していきます。その設計金額の積算は、道路、河川、公園、下水道等の公共土木や農林水産関係の土木工事につきましては、技術職員が設計図等から項目ごとの数量を算出し、積算基準書等を用いて、積算システムにより直接工事費を算出します。

建築工事につきましては、公共建築工事積算基準など、建築工事用の基準書に基づき、建築工事、電気設備工事、機械設備工事などの工事種別ごとに積算しています。この場合、労務単価や標準的な製品及び工事方法については、県内の統一単価が使用され、現場管理費、一般管理費といった工事に係る間接的な経費につきましても県内統一された率で計上しているところです。

土木工事及び建築工事において、特殊な製品やグレードアップした製品の単価及び積算基準書にない特殊な工事方法等につきましては、専門業者から見積もりを徴集し、資材等の実勢価格を把握した上で算出しています。

このように積算された設計金額をもとに、工事期間、資材調達の状況等を勘案し、基準となる予定価格を設定しているところです。なお、この予定価格は入札指名業者への指名通知に記載するなど事前に公表しており、予定価格に対する指名業者の判断のもと入札が行われているところです。

次に、建築工事を進める上での発注者と請負業者の関係はどうなっているのかについての御質問にお答えします。

公共工事請負契約書に記載のとおり、発注者と受注者は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、水俣市公共工事請負契約約款の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行することとなっております。

次に、土木課における会計検査院の検査は過去10年間に何件ぐらいあっているのか。また、どういう指摘を受けているのかとの御質問についてお答えします。

土木課における会計検査院の検査は、国庫補助金を所管する国土交通省の局単位で実施され、道路局の道路改良事業や河川局の災害復旧事業の補助金が検査対象となっております。会計検査は各局、おおむね2年に1回の割合で、補助金の受け入れ先である熊本県庁へ入り、数名の調査官が分散して、各地域振興局や市町村等の事務所を1週間かけて回りながら、指定した事業の実施状況を検査するものであります。

土木課における検査対象の工事件数は、平成16年度が155件、17年度が40件、18年度が67件、19年度が19件、20年度が14件、21年度が34件、22年度が14件、23年度が32件、24年度が11件、25年度が2件、合計で388件でありました。このうち、調査官による実地検査を受けたものは、16

年度工事が5件と24年度工事が1件であります。また、どういう指摘を受けているかでございますが、平成16年度の1件について、カゴ護岸中詰め石材の品質が不良ではないかとの指摘を受けております。

そのため、検査後、石材の品質検査を行い、会計検査院へ資料の提出を行った経緯がありますが、それ以外について指摘を受けた事例はございません。

以上です。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

公共工事というのは、地域経済を回す上で、やっぱりなくてはならない事業だというふうには認識をいたしております。今の10年間の推移、だんだんやっぱり少なくなってきたのかなと思います。国の緊急経済対策で特別に予算がついたとか、そういう例はありますけれども、平均してみると、だんだんやっぱり少なくなってきたのかなと。今後、橋梁のかけかえとか、あるいはこの市役所も将来的にはやっぱり建てかえをしなきゃならない。そういう意味で、公共工事になるかなと思うんですけれども、年次計画を立てて、バランスよく平均して仕事が、公共工事があるということがやっぱりベストかなというふうに思います。そういう意味においては、年次計画を立てて、バランスよく発注をしていただきたいと思いますと思いますが、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、やはり年度末になると、どうしても工事が集中してしまうと、これは仕方のないことかなと思いますけれども、ある程度予測のできる公共工事に関しては、割と建設業が暇な時期に発注をしていただけないか、その点もお尋ねをしたいと思います。

それと、工事次第では、大きな機械が使えず、結局手作業による、そういう工事になったりする場合もあるんですね。そういった場合に、機械作業によるということで積算されて、予定価格がなっているが、手作業になった場合に、何とというか、赤字になってしまうとか、その辺の心配はやっぱり建設業者も持ってられるんですね。ですから、やっぱりそういうことも考慮して、そういう適正な予定価格というものをを出していただきたいと思いますと思うんですが、いかがかということですが。

それと、建築工事を進める上での発注者と請負業者の関係なんですけれども、以前、水東小学校の壁の補修工事は、高圧洗浄でまず洗浄してくれ、そういう工法になってた。しかし、そこにクラック、ひびが入ってて、結局壁の内側まで水がしみ込んで、何か問題があったと。それなのに、今回、西ノ浦団地と、たしか初野団地も同じような壁の補修工事が行われてるんですけれども、やっぱり同じ工法をとられていると。そして、請負業者さんに言わせると、これは高圧洗浄でやると、やっぱり壁にクラックが入ってるから、また何か問題が起きるんじゃないかなと、そ

ういう予測がされるにもかかわらず、市からそういう工法でやってくれと言われて、結局、漏電が発生したというような、そういう事実もあっておりますので、そういったときの責任問題というのは、どうなるのか、その点についてもお答えください。

それと、会計検査院の検査です。過去10年間で、今、平成16年度に5件と、平成24年度に1件だったと思いますが、2年の割合で国の会計検査院が検査に入って、多分、どこを検査しますよということは言わないと思うんですけども、ある程度、熊本県内、いろいろありますから、県内の45市町村を回って、国の補助対象になってるところの検査が対象になるかなと思うんです。今回、平成24年度の対象になった、多分、八ノ窪・湯出線の野川地区ののり面の、あの工事かなと思うんですけども、私も1回見に行ったんです。やっぱりヘヤークラック、小さなひびがたくさん入っていて、そしてまた水抜き穴からは、セメントの何か、そういう成分だと思えますけれども、非常に流れ出てたと。地域住民の人から言わせると、何か問題があったから、そういう検査が行われたんじゃないかなと、何かそういう心配といたしますか、やっぱりそういうことがあったものですから、私は今回この質問に取り上げてるんですけども、この検査の内容というのは、どういったものなのか。

そして、ああいうクラックがたくさんあるとか、そういう現象というのは、ほかの箇所でも見られるのか。

そしてまた、市が行った竣工検査に何ら問題はなかったのか、その点について、2回目の質問としたいと思います。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 真野議員の2次質問、大きくは5点だったかと思っております。

まず、1点目が、今後いろんな改修等出てくる中で、長期的にバランスよく発注したほうがよろしいのではないかというふうなことだったかと思えます。

現在、長寿命化計画ということで、公営住宅、あるいは橋梁の部分については、既にそういった計画を策定しているところがございます、今年度、漁港につきまして策定をしておると。来年度につきまして、道路につきましての長寿命化計画を策定してるといような予定にしておるところでございます。こういったところで、個別の計画というのは、それぞれの分野、分野で、既に策定をしておるところでございますが、それを総合的に統括するといえますか、市としての長期的な、総合的な計画というのは、いまだ策定はしていないというふうな状況でございますけれども、国のほうからも、財政負担の軽減でありますとか、平準化あたりを目的として、長期的視野に立つというふうなところで、計画を立てなさいというような指導もなされておりますので、来年度以降、こういった総合的な計画の策定に向けて検討を進めたいというところで考えております。

それと、2点目が、年度末に工事が集中するというところで、年内の中でもバランスよく発注ができないかということだろうと思います。これにつきましては、私も直接そういったお話もお聞きをしてるところでございますので、先般も、部課長会議の中で後期に集中するというところでなくて、年間、バランスよく発注をするようなところで計画を立てていただきたいということで、今、意思統一を図らせていただいておりますので、できるだけその方向で対処をさせていただきたいと思っております。

それと、3点目が、機械で設計をしたんだけど、実際、現場では人力というようなところでのいろんな問題が出るので、そこは適正な予定価格で算定ができないかというような御質問であったかと思っておりますけれども、当然、人力で当初から施工しなければならないというような工事につきましては、人力というようなところでの設計をさせていただいております。

当初、機械で設計をしたというところであっても、現場のその状況の中で、やはり人力のほうが適正であるというような状況であれば、そこは発注者と受注者がよく協議をした上で、必要に応じて、その設計の変更をするなりというようなところの対処を現在もさせていただいているところでございます。

それと、4点目が、水東小学校で漏電が発生をしたということで、同じような工法で、西ノ浦団地でも設定をされておるということで、いかがかというようなところであるかと思っております。その水東小学校の工事につきまして、ちょっと漏電の発生の原因のところまでは、私ども確認をしておりますけれども、通常、その工事を発注するに当たりましては、工期でありますとか、その工事のしやすさ等々の施工性、あるいはその費用、周辺環境へ及ぼす影響等々、さまざまな条件を比較検討させていただきまして、実際の工事の現場、当該現場に最適であるというようなところを、その都度検討させていただいているところでございます。

それと、5点目が会計検査につきまして、実際どのような検査がなされているのか、それとそのクラックが、実際入るのはどうなのかというようなところかと思っております。会計検査の内容につきましては、通常、芦北振興局の管内というのが、事業量がそもそも少ないというようなところもあって、件数的には、ほかの振興局と比べますと、少ないのかなと思っておりますが、実際、例えば何々局の何々事業で今回会計検査に入ることが県のほうに連絡が入ってまいります。それを受けまして、指定を、対象にされる工事のうち、設定された金額以上のものにつきましては、全市町村が調書をつくと。その設定金額以下のものについては、その他、何件で金額幾らというようなところで調書を、まず県のほうから、検査院のほうに提出をすると。それを検査員のほうが精査をした中で、実際、その1週間の中で、じゃどこの市町村のどの事業を回るといというようなところが1週間程度前でしょうか、検査院のほうから情報が流れてくるというようなところでございます。

実際、その検査につきましては、構造物の設計でありますとか、工事費の積算がいかになされているのか、事務手続が適正になされているのかというようなところを机上で調査をいたしまして、その中で、全件ではありませんが、実際、現場に赴いて目視で検査をすると。必要に応じて、例えばその検査物を破壊したりとか、そういった詳細な検査もされるということでございます。

今回、その野川の工法がどうだったんだというふうなところかと思っておりますが、野川につきましては、モルタルの吹きつけ工事という工法を適用しておいて、そこにクラックが入ったというようなところかと思っております。このモルタルの吹きつけ工法と申しますのは、のり面にモルタルを厚さ8センチ程度で吹きつけをいたしまして、のり面に雨水等が侵食するのを防ぐというような目的でございますので、非常に薄いモルタルということでもありますので、天候によります乾燥収縮等々の影響を受けやすいと、あるいはのり面が急傾斜のところが多うございますので、そういった自重、みずからの重さによる垂れでありますとか、作業の振動の影響も受けやすいこともありまして、ヘヤークラックが生じやすい工法ではあろうかと思っております。そのため、大きなクラックは別にしまして、微細なクラックということに関しましては、品質上は影響はないということで判断をしております。

以上でございます。

(「市の竣工検査に何ら問題はなかったのか」という者あり)

○産業建設部長（門崎博幸君）（続） ですので、今回、検査院と我々も同行いたしまして、そこは再度改めて竣工検査以降も確認をしておりますけれども、この野川の件についての竣工検査については問題がなかったということで判断をしております。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 3回目の質問なんですけれども、労務単価が2月1日から国交省通達により、たしか上がっていると思いますが、水俣の場合はどうなってるのか、その点をお尋ねをしたいと思っております。

それと、発注者と請負業者の関係なんですけれども、いろんな工事によっては、その間にコンサルタントが入ると、そして、いろいろ発注者と請負業者の間で何か問題が発生した場合には、やはりコンサルタントが間に入って、仲介役といいますか、私はそういう立場にいるのがコンサルではないかなというふうに思っております。そういった中で、このコンサルは、やはりどちらの側にも加担をしてはならないといいますか、市側についてもいけないし、また請負業者側に偏ってもいけないんじゃないかなと。中立の立場でこういう何か問題が発生した場合に、間にやっぱり入って、発注者と請負業者の間を取り持つというんですか、そういう役割をすべきだと思うんですけれども、市として、このコンサルの役割というものをどのように認識をされているのか。それとまた、三者で、やっぱりいろんな、いい工事をとにかくしてもらおうということが私は

前提だろうと思いますので、三者の良好な関係を築いていくために、どういう努力をされているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） それでは、真野議員の3次質問、3点についてお答えをいたします。

まず、労務単価が2月から上がっているんだけど、ちゃんとそれは反映をされているのかというような御質問でございますが、当然、積算をするに当たっては、その都度、その都度、最新のデータをもとに算出をしておりますので、2月に改定されたのであれば、当然そこは反映したところで設計をさせていただいております。

それと、2点目がコンサルタントの立場、中立なので、それについて市はどう考えるのかというようなことだろうかと思いますが、いわゆるそのコンサル会社と申しますのは、建築工事の場合につきましては、建築士法第2条に記載されておまして、工事監理をするということで、その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているか、いないかを確認することをいいますということでございます。立場といたしましては、実際の工事の中では、約款9条のほうで、監督員を2名以上設定をするというような約款になっておまして、その監督員としましては、発注者である市から委任を受けた権限を持って、当該工事の契約の履行についての受注者または受注者の現場代理人に対する指示、承諾または協議等を行うものですということで約款には規定をされております。ということでございますので、あくまで発注者の監督員の権限、市がすべきである監督員の権限を委任をさせているという立場でございますので、どちらかという、中立ということではなくて、市の権限といいますか、を踏まえたところで工事に当たるということだろうと整理をしております。

それと、3点目、そういった現場でいろんな問題が起こるので、そこが市として努力をいかに図っていくのかということでございますが、確かに、現場、現場でいろんな問題が生じているということは、私どももお聞きをしております。そこは、今申し上げました監督員なり、当然、市が間に入るということでございますので、できれば、その都度、その都度、いろんな協議はさせていただいておりますが、そういった、なかなか声が入ってこないというようなこともあろうかと思っておりますので、我々もアンテナを高くしまして、いろんなそういった情報等は今後も収集をさせていただきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、メガソーラーと花見山公園構想について、答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 次に、メガソーラーと花見山公園構想についての御質問にお答え

たします。

まず、メガソーラー予定地内に、市で遊歩道を設置する計画があるが、産廃阻止が実現した今、どのようにするのかとの御質問にお答えします。

本市では、平成22年3月に湯の鶴観光振興計画を策定し、これをもとに湯の鶴地区の観光振興を推進しております。この計画では、湯の鶴地域の活性化の基本目標の1つに、ふるさとの原風景を醸し出す雰囲気づくりを掲げており、町歩きを促進させるための拠点空間の形成や、周辺の里山環境と一体となった雰囲気づくり、来訪者の多様なニーズに対応する滞在メニューの創出等を目指しております。

具体的には、里山の良質の温泉と食事の提供、観光案内、休憩所としての機能をあわせ持つ憩いの空間が求められており、それらを踏まえて湯の鶴観光物産館鶴の屋の整備や温泉街の町並み景観づくりに取り組んできたところであり、今後も湯の鶴温泉保健センターや湯出七滝を整備していくこととしております。

これらの各種事業の実施に当たっては、湯の鶴地域関係者から成る湯の鶴観光振興計画実行委員会、第15区自治会等の御意見もいただきながら、地域説明会、アンケート等も実施した上で整備を行ってまいりました。

森の遊歩道の整備につきましても、これまで同様、地域住民の皆様の御意見をいただきながら、取り組んでまいりたいと考えております。

次に木白野地区にメガソーラーと花見山公園構想の話があるが、どのように対応するかについてお答えします。

一般的に、市外企業が本市へ新規立地する際に、市が対応していることとしては、水俣市企業立地条例に基づく固定資産税の課税免除や、雇用奨励金の交付及び水俣市誘致企業立地促進補助金交付要綱に基づく補助金の交付などがあります。したがって、本件につきましても通常どおり、条例や要綱に基づき、定められた様式による書類の提出などをお願いしながら進めていくこととなると思いますので、必要な書類の提出をいただき、各支援策の要件に照らし合わせて対応していきたいと考えております。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 2回目の質問をいたします。

市が進める遊歩道計画なんですけれども、私、こちらに地籍図を持っているんですが、この地籍図によると本当に何というか、周りからの接道がないんです。進入道路もないということで、平成21年の11月30日にこの農林水産省が、これ地籍の確定によって国が多分登記をしたんだと思いますけれども、平成21年11月30日に登記が行われております。その地籍図を見た限り、接道がないところに遊歩道計画が本当にできるのかということ、私は何かこれは不可能じゃないかなとい

うふうに思うんですね。ただ、この計画は、産廃処分場を阻止するための計画ではなかったのかなというふうに、私はそういうふうに思っているんですよ。だから、そういう意味においては非常に抑止力というのは働いたのは事実じゃないかなと思っております。

そういったことで、もうあそこには産廃処分場はできないんだぞということで今ありますから、その産廃処分場から、迷惑施設からそういうところを買収され、あそこに、メガソーラーと花見山公園構想をやると、これは環境モデル都市として、市が進めるグリーンエネルギーである太陽光発電、メガソーラーの推進と、そしてまた湯の鶴地区の観光振興ということを考えると、この花見山公園が今後水俣市の観光振興に与える影響というのは、非常に大きいものがあるだろうと思っております。インターネットか何かで花見山公園のこういう情報を、これは福島市にある花見山公園、2010年度には32万人の方が花の季節、ワンシーズン3月下旬から4月下旬の1カ月間に32万人の人が訪れていると、しかし、大震災があって、その翌年の2012年はいろんな福島原発の影響で3分の1以下になって、それでも9万4,000の方がそこを訪れているわけですから、この花見山公園というのが本当に水俣に実現したら、非常に観光振興の目玉になるんじゃないかなというふうに思っております。それとまた、湯の鶴地域の振興にも非常につながるんじゃないかなと思っております。

それで、今、ユニオンネットのほうから、あそこの林地開発申請が一応、県のほうに出されています。県のほうからいろいろ厳しい審査をしたいと思いますけれども、そういう許可が出されたら、市としてもやはりそういう里道をユニオンネットへ譲る、そういう決断も私は必要ではないかと思いますが、その点についてどう考えられるのかということをお尋ねをしたいと思います。

それと、このメガソーラーと花見山公園構想を進める上で、やっぱりいろんな懸念される問題というのはあると思います。一昨日、藤本議員のほうも質問がありましたように、いろいろ水の問題とか土石流災害の問題とか、そういうもろもろの問題は、やっぱり市民は抱いていると思うんですね。でも、やはりそういう問題というのは、例えば立地協定を結んで、その中で環境協定、こういう開発行為に当たっては、こういう形でお願いしますとか、やっぱりそういう一歩前へ踏み出した形で、私は問題解決を図っていくということも必要ではないかと思いますが、その点についていかがお考えでしょうか。この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 真野議員の第2質問、2点についてお答えをさせていただきます。

まず1点目が、新日本の林地開発の許可がおりれば、市としても遊歩道といいますか、開拓道路、国有地につきましては払い下げに同意すべきではないかというような御趣旨であったかと思っております。

これにつきましては、昨日の藤本議員のほうにもお答えしましたとおり、地元の湯の鶴の地域

の方々からいろんな御心配をする向きのお声をいただいております。

大きくは水質、水源の問題等々であろうかと思っておりますので、お答えしましたとおり、森林法に基づく林地開発の中で、そういった災害、水害、水の確保、環境の保全等々につきましては、厳しい審査がなさるということでお聞きをしております。ですので、今回の計画につきましては、まずは林地開発の許可基準を満たすような、地域の皆様が安心できるような計画を策定していただくということが大前提であろうと思っております。その上で、湯の鶴の観光振興計画との整合性ということもございますので、改めて地域の方々の御意見を再度お聞かせいただく機会を設けさせていただいて、市として、じゃ、その国有地のところの判断をどうするのかというところは詳細に、また慎重に検討していきたいと思っております。

それと2点目が、それとは別にその後の開発協定等々で、その対応はできないかというようなことでありますけれども、今も申し上げましたとおり、まずはその地域の皆様が安全で、安心して木臼野の地区に花見山公園のような大きな観光施設ができるというようなところの期待ができるというのが一番理想であろうかと思いますが、今申し上げましたようにいろいろ御心配されることがありますので、それはできれば進出決定する前段の中で、そこを整理させていただかないと、なかなか地域の皆様の安心もいただけないと思っておりますので、それもまた研究をしてまいりたいと思っております。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 3回目ですけれども、この花見山公園が実現すれば非常に観光客の増になるということ、そして、西田市長は環境と経済という形で両立したまちづくりを進めていくということなんです。もう一つですね、観光と経済ということも私はこの水俣市の進む方向としては、花見山公園をうまく生かせれば、本当にそういう観光と経済というのが成り立つ、このまちづくりができるのではないかなと思っております。そういう意味においても、やっぱり前向きに一歩前へ踏み出して検討をしていただくように要望しまして、この質問は終わりたいと思います。

○議長（大川末長君） 次に、ゴルフ場の存続について答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 次に、ゴルフ場の存続に向けて、所有者に働きかけるつもりはないかとの御質問にお答えします。

水俣市長崎のゴルフ場、水俣国際カントリークラブは、昭和53年に水俣・芦北地域で唯一18ホールを有するゴルフ場として開業し、市内外から多くの人々が訪れ、最盛期には年間3万人を超える方の来場がありました。しかし、近年では利用者の減少により経営が厳しくなり、今年3月末をもって閉鎖されることになったとお聞きしております。

当ゴルフ場がなくなると、市民の娯楽の場の1つがなくなるだけでなく、関連する飲食業や宿泊業など経済の面でもマイナスの大きな影響を及ぼすことになります。また、現在勤務している職員等の雇用の問題も発生し、さらには、市の貴重な財源である固定資産税やゴルフ場利用税も減収することになります。

このため、市としましても、水俣商工会議所等と連携をしまして、現在の所有者に対して、今後も引き続きゴルフ場の経営を行っていただくなどの要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは2回目の質問なんですけれども、最初に聞けばよかったんですが、今の従業員の問題、ゴルフ場利用税、それからプレイの後の宴会とか、そういったものを含めて、市への影響というものをどのぐらい見込まれているのか、これを2回目の質問にしたいと思います。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） その具体的な金額での話かと思いますが、現在、先般ちょっと確認をしたところでは、先ほど最盛期には3万人を超えるというようなところで申し上げましたけれども、最近では年間の利用者数が約1万2,000人と、そのうち7割の方が水俣市内に在住されておられる方ということでお聞きをしております。

金額的なものについては、どう捉えるかということで、その算出の額も変わってきますので、一概には申し上げられませんけれども、利用者の方がお支払いになられるゴルフの使用料といえますか、施設の利用料の中から従業員に対する人件費でございますとか、ゴルフ場で扱ういろいろな商品に關しましての各種の取引が地元の業者さんとあったかと思っておりますので、これらがなくなるといふことと、プレイの後に宴会であったりとか、そういったところもございまして、これらの機会がなくなるといふことで、具体的な金額ははじいておりませんが、そういった影響があるんだろうと考えております。

それと、市に対してなんですけれども、24年度で申し上げますと約530万円固定資産税、ゴルフ場利用税、あるいは従業員の方々の市民税等々で530万円程度ということでお聞きをしておりますので、この税額がそのものではございませんが、そこが影響として出てくるということだろうと思っております。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 3回目の質問なんですけれども、本当にこのゴルフというのは娯楽の代表の1つであると、健康ブームでもあるし、やはり何とかして残していただきたいと。非常に難しいのかもしれないけれども、あそこを所有された方はメガソーラーを計画されているというような、そういう話も伺っているんですが、その隣の木臼野にもそういうメガソーラー計画があり、九電のほうに送電線の許可申請というのを出されている。また、すぐそのとなりにゴルフ場があって、

そのゴルフ場もそういうメガソーラーということなんですけれども、果たして九電がそういう送電の許可をおろすのかなというような、そういう不確定な要素もまだまだあるわけなんですよね。ですから、まだそういう状況にあるものですから。

そしてまた、何といても、この商工会議所、あるいは連合熊本ユニオンのほうからも、また議会に対してもそういう存続の要望が出ているわけなんですから、やはりこれは市として何かそういうアクションというのを見せる必要が、そういう責任があると思うんですよね。そういう意味においても、やはり市として所有者に対して、まずは行って、今の水俣市の現状を訴えて、強く存続をお願いをするという働きかけをする必要があると思いますが、いかがですか。その点について、これは西田市長をお願いをしたいと思います。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 商工会議所の会頭が以前いらっしゃって、日程的にも行く準備はしておりました。その後、いろいろ向こうのほうでやりとりがございまして、一応その日程はやめになりましたので、今後またその辺は検討していきたいというふうに思っています。

○議長（大川末長君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。

公明党の牧下恭之でございます。

通告に従い、順次質問に入りたいと思います。

まず初めに、子ども医療費助成事業について。

少子高齢化社会の改善に向けて、各自治体が取り組んでいます。水俣市が平成22年10月に小学校6年生まで拡大したときは、県下においては、45市町村のうち中学3年生まで20自治体、さらに高校3年生までが1自治体でありました。子ども医療費助成事業の拡大を進めるときに来ていると思います。以下3点質問します。

現在の子ども医療費助成事業の県内の実施状況はどうなっているか。

現在の水俣市の子ども医療費助成事業の総額と内訳はどのようになっているか。

中学3年生まで拡大した場合の予想金額はどうなるのか。

次に、臨時福祉給付金及び子育て臨時給付金について。

消費税率の引き上げに際し、臨時福祉給付金は、低所得者ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引き上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に1万円支給されます。老齢基礎年金の受給者等については、1人につき5,000円を加算されます。

また、子育て世帯臨時特例給付金は、子育て世帯への影響を緩和することを目的に実施されます。熊本市においては、臨時福祉給付金対象者が17万人、子育て世帯臨時特例給付金対象者が10万人とのことであるが、水俣市の対象人数はどうなっているのか。一日も早い給付が望まれるが、給付までの準備体制はどうなっているのか。

事務費補助金についても、コールセンターの経費なども含め10分の10の補助率で交付されるが、市民からの個別の相談に応じる専用コールセンターの設置はどうするのか。

次に、教育問題について。

近年、活字離れが指摘される中、市民に読書に親んでもらう取り組みの1つとして、読書通帳を導入する動きが各地で見えはじめています。

この取り組みは、借りた本の履歴を目に見える形で残すことによって、子どもを中心に市民の読書への意欲を高める効果が期待されています。

そのような中、昨年9月に北陸で初めて読書通帳システムを導入した富山県館山町では、自動貸出機で借りた本のデータが併設する読書通帳機に送られ、通帳を入れると借りた本のタイトル、著者名、貸出日が記帳される仕組みとなっています。

通帳は、町内の小中学生には無料で贈呈し、その他の利用者には1冊100円で販売しています。

現在、各自治体において図書館利用の推進を図るため、地域の特色を生かしたさまざまな取り組みが行われていますが、読書通帳の導入は、財政負担を抑えた効果的な取り組みの一つとして推進できるものであると考えられます。

読書通帳を導入できないか。

雑誌スポンサー制度の先進地調査は実施されたのか。また、進捗状況はどうか。

水俣市は、日本一の読書のまちづくりを宣言いたしました。平成24年度からの図書整備5カ年計画は、図書整備のために200億円、5年で1,000億円、新聞配備に15億円、5年で75億円、学校司書の配置に150億円を地方交付税として措置をしています。

25年度の図書整備の学校予算の図書費は、残念ながら全国平均の半分ぐらいの予算です。

新しい本、きれいな本をそろえてやり、図書館の環境を読みやすい、行きたいというような環境づくりは大変重要であります。財政措置はできています。日本一の読書のまちづくりを宣言している水俣市です。

学校図書で購入金額を倍増できないのか質問します。

次に、地域防災力の強化について。

近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めています。消防団は、消防署とともに火災や災害への対応などを行う消防組織法に基づいた組織であり、全ての自治体に設置されており、団員は非常勤特別職の地方公務員として、条例により年額報酬や出動手当などが支給されています。火災や災害の発生時には、いち早く自宅や職場から現場に駆けつけ、対応に当たる地域防災の要であります。特に、東日本大震災では、団員みずからが被災者であるにもかかわらず、救援活動に身を投じ、大きな役割を發揮しました。

その一方で、住民の避難誘導や水門の閉鎖などで198人が殉職し、命がけの職務であることが全国的に知られました。また、水俣市においてもそうであります。しかし、その実態は厳しく、全国的に団員数の減少が顕著になっており、1965年に130万人以上いた団員は、2012年には約87万人に落ち込んでいます。その背景には高齢化に加え、サラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事情も団員減の要因とされています。震災被災地のある団員は、地元を守るという使命感と、ボランティア精神で何とかやっているが、現場の実情は本当に厳しいと胸のうちを明かしています。こうした事態を受け、昨年12月に消防団を支援する地域防災力充実強化法（消防団支援法）が成立、施行されました。

同法は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義し、消防団の抜本的な強化を国や自治体に求め、団員の処遇改善や、装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されました。

具体的には、階級や在籍年数に応じて設けられている退職報償金は、全階級で一律に5万円を上乗せするほか、報酬・出動手当の引き上げについて各自治体に条例改正を強く求めているのが特徴であります。

さらに、自治体職員の入団は、これまで自治体の裁量に委ねられてきたが、職務に支障がない限り認めるよう義務づけられました。

昨年12月に消防団を支援する地域防災力充実強化法が成立、施行された。処遇改善に向けた条例改正はどうなっているのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、子ども医療費助成事業については福祉環境部長から、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時給付金については私から、教育問題については教育長から、地域防災力の強化については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（大川末長君） 子ども医療助成事業について答弁を求めます。

宮森福祉環境部長。

（福祉環境部長 宮森守男君登壇）

○福祉環境部長（宮森守男君） 子ども医療費助成事業について、順次お答えします。

まず県内の実施状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

昨年10月1日時点で、県内45市町村のうち、小学6年生よりも対象年齢を高く設定しているところが26市町村あります。14市では2市が中学3年生まで助成しており、それぞれ小学生以上及び中学生以上に外来月額1,000円、入院月額2,000円の自己負担額を課している状況です。

次に、水俣市の子ども医療費助成事業の総額と内訳はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

平成24年度の子ども医療費の実績は約7,300万円で、そのうち県補助は約800万円となっております。

次に、中学3年生まで助成を拡大した場合の予想金額はどれくらいになるのかとの御質問にお答えします。

平成24年度の国保医療費データから試算しますと、約800万円の増額になると見込んでおります。

○議長（大川末長君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 人吉市においては、就学前から中学3年生まで、子ども医療費助成対象拡大が今議会で提案されております。御船町はことしの7月より小学6年から中学3年生まで拡大をします。球磨村も小学6年から中学3年生まで拡大をします。津奈木町も小学6年から中学3年生まで拡大をします。大津町も小学6年から中学3年生まで拡大をします。

私は、平成18年3月議会で、子ども医療費の無料化について質問をしております。そのときは、子ども医療費についてこの水俣芦北地域をリードしてきたが、芦北町に先行されるといった状況での質問でありました。負けず嫌いの西田市長、今回、西田市長はマニフェストの中で、子育てしやすいまちづくりを掲げられております。早い段階での実施を期待したいと思います。

山鹿市は来年1月より小学6年から高校まで拡大をします。山鹿市の試算では12歳まで1億6,800万円、中高で3,600万円を見込んでいます。中高で17.6%です。水俣市においては高校3年生まで助成枠を拡大した場合、どのくらい財源が必要になるのか、質問をします。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） ただいま中学3年生までに助成を広げた場合、800万円と答弁したところですが、これも高校までにしたときは、同じく大体800万円ぐらいがさらに必要かと考えております。ただし、このデータは、先ほども申し上げましたように国保によるデータですので、同年代の国保の加入率は、どちらも約20%程度となっております。なお、牧下議員は、先ほど18年度の議事録を見てもみましたところ、18年度でもこういう要望をされまして、市としましては、このような一般質問におきまして平成22年の10月からは、それまで就学前だった医療費助成を小学校6年前ということで引き上げるという、そういう対応は一応とってきたということを申し添えておきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 それでは、西田市長にお尋ねをしたいと思っておりますが、これからの県内の拡大状況は、45市町村で就学前までが1自治体、小学3年までが5自治体、小学6年までが7自治体、中学3年までが29自治体、高校までが3自治体になる予定であります。

水俣市の子ども医療費助成事業は、後追い政策になっております。命かがやく水俣を目指すなら、先陣を切って水俣市民に貢献するべきであると思っております。

水俣市においては、子ども医療費は、12歳まで7,300万円、中学・高校までが1,600万円の増になるということで、1,600万円が高校3年生まで、子ども医療費助成ができるようになります。子育て世代は大変な中で頑張っております。応援してみませんか。

芦北町では、既に高校3年生までの無料化が実施をされております。津奈木町も中学校3年生までの無料化が始まろうとしております。

今回、マニフェストで市民に対して堂々と子育てしやすいまちづくりを約束された西田市長としては、ここで高校3年生までの無料化を英断すべきだと思いますが、いかがか質問いたします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） ありがとうございます。

子育てしやすいまちづくり、私もマニフェストにうたわさせていただきました。きのうも答弁させていただいたように、若い人がやはり子育てするときに一番お金が要る。試算は、50歳以上の高齢者の方がほとんど8割を持っているということで、非常に厳しいというのは私もわかっております。その中で、まずは中学生までをやりたいというふうにマニフェストに載せました。高校につきましては、私もまだそこまで財政状況はよくわかっておりませんので、中学までを載せていただきましたですけど、今、いろんな形で議会からの要望もあるところでございます。財政的に800万円、800万円が1,600万円ですかね、その分、毎年出ていくものでございますので、高校までできるかどうか、今後いろんな要望等も勘案いたしまして、検討はしていきたいというふ

うに思っております。

○議長（大川末長君） 次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時給付金について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時給付金について順次お答えします。

まず、対象人数はどうなっているかとの御質問にお答えします。

臨時福祉給付金の支給対象者は、主に平成26年1月1日において、本市の住民基本台帳に登録され、平成26年度分の地方税法の規定による市民税が課税されていない方、または条例で定めるところにより市民税を免除された方です。このうち、生活保護制度の被保護者の方は、制度内で保護基準の改定などにより、消費税率の引き上げによる負担増への対応が行われることから対象を外れております。支給対象人数は、平成26年度の課税状況をもとに算出されます。昨年度の課税状況等から勘案いたしますと、約8,400人程度いらっしゃるものと推察されます。一方、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者は、主に平成26年1月1日において本市の住民基本台帳に登録され、平成26年1月分の児童手当を受給されている方で、平成26年度分の地方税法の規定による市民税が課税され、かつ児童手当の所得制限額に満たない方です。支給対象人数は、本市の平成26年1月1日時点での児童手当受給児童数と臨時福祉給付金の対象となる非課税世帯や児童手当の所得限度額超過者等を考慮し、約3,000人程度と見込んでおります。

次に、給付までの準備体制はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

給付までの準備としましては、まず、対象者への十分な制度の周知を行うことを予定しており、広報みなまたや市ホームページを通じて情報の提供を行い、臨時福祉給付金につきましては、広報チラシの全戸配布を年度当初に行います。両給付金とも具体的な日程等については、現在検討しているところですが、さきに申し上げましたとおり、その支給要件が平成25年所得での課税状況で判断されるため、申請受付の開始は、当初課税決定後の平成26年6月下旬以降を予定しております。

次に、専用コールセンターの設置はどうするのかとの御質問にお答えします。

現在、厚生労働省では、臨時福祉給付金ダイヤルと子育て世帯臨時特例給付金ダイヤルという2つのコールセンターを設けております。本市でも、チラシの全戸配布に合わせて問い合わせ窓口を設置し、市民からの問い合わせに対応できるよう専用の電話番号を設けることを予定しております。いずれの給付金におきましても、平成26年4月からの消費税率の引き上げに際し、全国的に実施される事業でありますので、申請受け付けから対象者の方へ給付するまで、滞りなく作業が行えるよう、計画的に準備を進めてまいります。

○議長（大川末長君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 今回の制度は、消費税の逆進性を補完する制度であります。あくまで、低所得者への臨時的措置として行うものですが、申請しないと給付をされません。対象者への十分な制度の周知をお願いしたいと思うがいかがか。

子育て世帯臨時給付金の基準日は平成26年1月1日となっているが、3月に卒業した中学生は対象となるのか、問い合わせ窓口はどここの課であるのか、また場所はどこを考えているのか、質問いたします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 申請しないともらえないときがあるということでございます。周知に関しましては、先ほど申し述べさせていただきましたように、チラシの全戸配布、自治会長会議においての説明、そういったものの予定もしております。

それと子育て世帯臨時給付金につきましては、児童手当受給世帯への6月の現況届通知時に、申請勧奨チラシ、そういったものも同封する予定にはなっているというふうに聞いております。なるべく漏れがなく、皆さん申請をしていただきたいということが大事だというふうに思っております。

3年生につきましては、先ほども言いましたように、26年1月1日が基準日でございますので、そのときに給付対象になっていけば対象になるというふうに考えております。

それと窓口の設置につきましては、秋葉4階ホールに申請受け付け窓口とそれとあわせて問い合わせの窓口、そういったものを設置するというふうに聞いております。

以上です。

○議長（大川末長君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 窓口においては、市民の説明に頭を悩ませるという場合もたくさんあると思います。また、期待してきたら対象外であったというケース、扶養の場合等いろんな問題が出てくると思います。全対象者に申請をしていただく取り組みを期待してこの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、教育問題について順次お答えいたします。

まず、読書通帳を導入できないかとの御質問にお答えいたします。

読書通帳システムは、図書館で借りた本のデータを併設された読書通帳機により専用の通帳を挿入すると、本の題名や貸し出し日等が記帳されるもので、読書履歴を目に見える形にすることで、図書館利用者の読書意欲を促進することが期待されるものです。現在、本市においては、一

部の小学校では、自分が1年間に読んだ本を記入する記録カードやお勧めの本を何冊読めたかの記録用紙などを活用し、子どもたちの読書活動が推進されております。今後、市立図書館における読書通帳の導入につきましては、通帳記入機、機器の保守点検料、通帳代等の予算が必要となることから、費用対効果等を考慮した上で検討してまいりたいと思います。

次に、雑誌スポンサー制度の先進地調査は実施されたのかとの御質問にお答えいたします。

雑誌スポンサー制度は、事業者が雑誌の購入代金を負担していただき、提供雑誌の最新号ブックカバーに事業者の広告を表示する制度であります。先進地調査については、雑誌スポンサー制度を実施している市町村の情報をインターネットにより調査いたしました。その結果、熊本県内においては導入されていなかったため、県外で実施している公立図書館の情報を入手し、参考といたしました。また進捗状況につきましては、市内事業所に大まかな制度内容をもとに意見を求めたところ、現状では、スポンサーとなるのは難しい、スポンサーとなることでの事業者側のメリットがブックカバーへの広告表示だけでは不足しているなどの意見がありました。

次に、学校図書館の購入金額を倍増できないかとの御質問にお答えいたします。

平成25年度の学校図書館の図書購入予算は、小学校1校当たり約22万4,000円、中学校1校当たり約33万5,000円でした。国においては、学校図書館図書整備5カ年計画を定め、平成24年度から毎年度約200億円、5カ年合計約1,000億円の地方財政措置を行っております。この地方財政措置は、地方交付税交付金として用途を特定せず、一般財源として地方公共団体に交付されているため、全てを学校図書館購入予算に充てることは、財政状況の厳しい本市としては難しく、図書購入予算を倍増することは厳しいものと思っております。

しかしながら、平成24年度から、水俣第二小学校と緑東中学校を学校図書館活用教育研究推進校に指定し、毎年度各50万円を研究費用として助成し、図書購入等の学校図書館の整備・充実や学校図書館の利活用に関する研究等を行い、研究発表会等を通して、その成果を市内の小中学校にも普及させているところです。

今後は、研究推進校の取り組みを他の学校にも広めるとともに、古い図書の整理や環境整備等も行い、子どもたちが進んで利用したくなるような親しみやすい学校図書館づくりを進めていきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 読書通帳ですが、立山町の取り組みの特徴としまして、平成26年1月末現在の読書通帳登録者数は600名を超えているそうであります。そのほとんどが町内の小学生となっており、子どもたちから好評な取り組みとして期待をされています。行政と学校が一体となって進めたことが挙げられております。町内の小・中学校の教員に読書通帳の取り組みを理解してもらい、読書通帳を利用して読書に挑戦する生徒を先生が励ますことで、より一層生徒の読書意欲をかきた

けることになり、より高い効果が期待されております。

また立山町の場合、取り組みに賛同してもらった地元銀行に通帳製作費を負担してもらったり、地元団体からの寄附を活用し読書通帳機を購入するなど、地元の理解と協力を得て取り組んでいることも大きな特徴です。地元団体に協力いただき、実施に向けて取り組みをするときだと思いますが、いかがか。

雑誌スポンサー制度であります。平成22年9月議会から今回で4回目の質問となりました。これまでの答弁は、これまで以上に雑誌の購入が可能となり、図書館利用者にとっても有効な制度あるとの前向きな答弁でありました。しかし、今回、市内事業者に意見を聞いたとのことですが、どのくらいの規模の企業なのか、何社に聞かれたのか、お尋ねをいたします。

雑誌スポンサー制度は、民間企業等との協働により、所蔵雑誌の充実を図ることを目的としたものであります。企業等から雑誌を提供していただくことにより、図書館の蔵書の充実と図書館サービスの向上を図り、自治体と民間企業等による新しい協働の形をつくり上げていくものであります。提供された雑誌のカバーに広告、さらに雑誌の置いてある棚に雑誌スポンサーの名前と広告を掲示します。あわせて雑誌スポンサーである企業・団体の名称、提供雑誌を図書館ホームページで公表もできます。メリットは幾らでもできます。広告を見た人からは企業イメージが拡大できます。年間1万円前後でできます。雑誌スポンサー制度をやめるのか実施するのか、質問いたします。

学校図書費用ですが、平成25年度の小学校7校の合計で約157万円です。倍増しても約300万円です。中学校4校合計で約134万円、倍増しても268万円です。図書標準が示されていますが、達成しているのは袋中学校1校のみであります。学校にある図書は、古い、少ない、こんな中で、日本一の読書のまちづくりを宣言しているのが現状であります。

水俣市で平成23年度で小学校の1人平均貸出数は40.3冊でありました。現在ふえてきているようですが、山形県鶴岡市立朝陽第一小学校は2003年に学校図書館大賞を受賞しました。24学級656人です。1995年に図書館活用教育を学校経営の中核としました。94年度は1人平均貸出数が51冊だったのが2003年度は127冊となりました。その中で、小学1年2年は80冊、3年4年は60冊、5年6年は50冊以下を不読傾向と定義づけしました。96年度は378人から7年後の2003年度は15人に不読傾向が減少しました。全校児童の約7割がほぼ毎日、新しい本を借りているそうです。始業前、休み時間、放課後、いつも児童でいっぱい、学校図書館を児童・教師にとっての本のレストランになっているということでもあります。もちろん図書司書も配置してあります。子どもの読書環境を整えることが大事であります。環境整備にどう取り組むのか質問をいたします。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 御質問いただきましたので、第2の質問、お答えしたいと思います。

まず、読書通帳を地元の協力によって取り組むについてはどうかということでございまして、読書通帳の見本を議員に見せていただきましたけれども、本当に通帳そのものについては、非常に話題性もあって子どもの興味も引くものかなというふうに実は思いました。非常にいいなというふうに思いましたけれども、ただ、導入費用と保守点検、それから通帳そのものにかかる費用が結構思ったより高額でございまして、ちょっとその辺が気になるところでございます。

事例を挙げていただきましたけれども、地元の団体とか、あるいは企業さんをうまく立山町は使ったということではございますが、水俣市の場合、これからでございますので、そういう企業さんによく説明するということがまず大事じゃないかなと、そういう努力が必要かなというふうに思っております。

御提案は非常にユニークでおもしろいなと思っておりますので、今後研究させていただきたいなというふうに思っております。

それから、雑誌スポンサーについては、何社に聞いたのか、あるいは実施するのかという問いだったというふうに思いますけれども、市内の2つの本屋さんにもちょっとお尋ねをしたということで、実は意義をうまく説明できたのかどうかというようなことも担当に聞きましたが、その辺のところはうまくできなかつたんじゃないかということで、共感をいただけなかつたというのが今現状でございます。ですから、実施についてもそうなんですけれども、少し本気度というのを我々が持って取り組む必要があるなというふうには思っております。

それから、学校図書環境整備に御質問がありました。学校図書館の図書標準についてはずっと御質問いただいてまして、全国的には半分ぐらいで、非常に寂しい感じがしておりますけれども、ただ、子どもたち自身はずっと読書活動の拡大を我々取り組んできた成果かと思っておりますが、相当伸びてきております。小学校も中学校も伸びてきている状況です。

ただ、今おっしゃいましたように、量を満たすというのはまず基本として必要かなというのは思ってますし、質も大事でございます。それから読書をする環境というものをきちんとやっぱり図書館あたりの整備をしてあげるとか、しやすい雰囲気をつくるとか、いろんなことをやる必要があるのかなというふうに思っております。今後、そういう予算についても増額していただけるように努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 それでは、お金のことになりますので、西田市長にお尋ねします。

子どもは宝です。水俣市を背負っていく人材であります。先ほども5年、10年、20年先のやはり人づくりが大事だというふうに答弁をされておりました。この言葉が真実かどうかはこれから質問しますので、それを踏まえて答弁をしていただきたいと思います。

まず、環境を整えてやるのが西田市長の使命であると思います。読書が子どもに与える影響をどう考えるのか、学校図書標準にほとんど満たない状況をどう考えるか、現在の学校図書費用が全国平均の半分以下の状況を倍増したいと思うかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 図書のことににつきまして、よくこの議会でも議論をされているというふうには思っております。私も先週、読み聞かせに一小に行きました。市長になってから初めて行きましたけれども、ことしの4月でもう15年になります。15年前に最初に始めたのが、自分はPTA会長をやってみて、図書の整備をしたいということで、読み聞かせを始めたのは補助金が5万円か10万円かだったと思いますけれども、一緒に来ますよということで始めたのが15年前でございます。そのときに、かなりやっぱり昔は古い本がいっぱいありまして、みんなで入って、そういったのを片づけて、そして、たしかその予算で新しい本を買ったのを覚えております。

やはり私も子どもは宝と言いますように、人材育成という部分を考えますと、読書というのは非常に重要だというふうには認識をしております。朝の読書をやっているところで学力が伸びたという話もよく聞きますし、いろんな形で子どもたちに本に親しんでいただきたいという思いは、もう議員も私も一緒でございます。

先日行ったときに、最近どうですかというふうに聞きましたら、今はバーコードで全部読めるようになっております。本に全部バーコード入って、ピットするだけ。昔はこういう図書カードで、小学校1・2年生も一生懸命書いて、もうくしゃくしゃになっているのを持っておりました。今はバーコードになって、簡単になって非常に貸出数が伸びたということを司書の知り合いの方が言っておられました。やはりそういった新しいものをやることによって読書に親しむ機会がふえるというのは、やっぱりああそうやなというふうには思っているところでございます。

予算につきましては、今、小学校の予算157万円、倍にしても300万円、中学校でも300万円弱でできるということで今聞いておりますので、心情的には、もうすぐにでもしてやりたいというのは本当に思っております。私が財政のことを考えずに言うわけにもいきませんが、そこはもう前向きにぜひ検討していきたいというのが私のスタンスでございます。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、地域防災力の強化について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、地域防災力の強化についてお答えいたします。

昨年12月に消防団を支援する消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立、施行された。処遇改善に向けた条例改正はどうなっているかについてお答えいたします。

同法は、住民の積極的な参加のもとに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的としており、消防団員に関しては、消防団への加入促進、処遇改善や装備の充実による活動の充実強化などを主な施策としております。

消防団員の処遇改善の施策の一環として、来年度から、消防団員退職報償金の一律5万円の増額が予定されており、本市においても、条例改正を本日追加提案する予定といたしております。

なお、消防団員の報酬・出動手当につきましては、平成23年4月に引き上げを行っておりますので、当市の財政状況等を考慮しながら、今後検討を行っていきたいと考えております。

今後も消防団員の処遇改善に向け、できる限り努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 条例の改定の追加提案をきょうされるということでありました。今回、地域防災の中核として消防団が位置づけられたことで、改めて消防団を軸とした防災体制の整備に取り組む好機であります。公明党は、震災での現場対応を通して地域防災の重要性を痛感していたことから、消防団の処遇改善も含めた法律の成立へ、自民党と連携して与党として推進をしてまいりました。今後は、地方議会を舞台に議論を深め、地域の実情に即した処遇改善に向けた条例改正が必要であります。現場の声をもとに、さらなる充実に全力を挙げて取り組むときであります。

水俣市の団員の報酬年額は、平成23年に1万5,000円から2万円に引き上げられました。しかしどうでしょうか、地方交付税算入額は3万6,500円です。年額1万6,500円少ない。お隣の出水市は4万7,000円になっております。水俣市とは2万7,000円も差があります。出水市は災害で多くの方が亡くなりました。水俣市もとうとい命を災害で多くの方を亡くしました。消防団の責任と使命感あふれる命がけの活動に差はないと思います。あるとしたら消防団に対する思いが足りないのではと思うばかりであります。

さらに、出動手当は1回7,000円となっておりますが、水俣市においては1,500円です。出水市は5,000円となっております。余りにも差があります。一步進んだ処遇改善が必要であると思いますが、どうするのか、お尋ねをします。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 第2の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

消防団の報酬関係につきましては、退職のほうは、今回引き上げさせていただきます。報酬につきましては、なかなか3年前ぐらいになりますので、今後の検討になろうかと思うんですけども、ただ、先ほど議員から御説明がございました、国の要するに基準との比較ということでございますが、これは地方交付税のほうに算出資料として基準がございました。ただ、確かに安いということでございましたけれども、これはクラスによって、例えば団長、副団長とかいろいろご

ございますが、それによっては高いのもございますので、なかなか一概に全てが安いということではございません。この辺は他市との比較をしながら今後も検討していく必要があるのかなとは思っております。

○議長（大川末長君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 団員の報酬が少ないということで言いました。出動手当もよそに比べて少ないんだということでありますので、これから消防団の処遇改善に取り組んでいただきたいことを切にお願いしまして質問を終わります。

○議長（大川末長君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時48分 休憩

午後1時28分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口明弘議員に許します。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 皆さん、こんにちは。

自民党市議団、創水会の谷口明弘です。

西田市長におかれましては、このたびの市長選挙、御当選おめでとうございます。きょうは何か似たような柄のネクタイになっておりますが、ストライプの向きまでは違ったようでございます。

今回は市長として初の議会ということで緊張されたと思いますが、いよいよ一般質問も私で最後です。峠は越えたとお思いでしょうか。一般質問の千秋楽、結びの一番は新人議員と新人市長の顔合わせですが、聞いておられる市民の皆さんに納得していただけるよう実のある議論を目指したいと思います。

さて、3月は卒業式シーズン、多くの別れが繰り広げられます。私も3月1日に長男が水俣高校を卒業しましたので、保護者として参列させていただきました。長男はこの春から医療系の専門学校に進学するため親元を離れます。これから4年間しっかりと知識と技術を習得して、世のため人のためにお役に立てる立派な社会人になってほしいと願っております。市長もことし水俣高校を卒業されるお子さんをお持ちで、卒業式当日は保護者としてではなく市長として出席されておりましたが、来賓席でどんなことを考えておられましたか。私はこの中の何人が水俣に残る、あるいは働けるのだろうか、そういうことを考えておりました。

水俣に残りたい、残ってもらいたいと願う親子の思いを一人でも多くかなえるために、私も含

め水俣で政治をつかさどる我々議員やトップリーダーたる市長の責任は大変重いと感じた次第です。

さて、課題山積の現市政を率いる覚悟を決められたからには、市議時代以上に市民の幸福を最大にするために頑張っていたいただきたいと思います。まずは、その市長選挙について、連日選挙についての質問が続いており、またかと思われるかもしれませんが、議員という立場で初めて市長選挙にかかわった新米議員の視点でお聞きしたい点がありますので、通告どおり質問させていただきます。

まず、大項目1、水俣市長選挙について。

(1)、市長選の総括について。

- ①、市長の目指す水俣の将来像についてどう考えているのか。
- ②、選挙戦の戦い方についてどのような認識をもっているのか。
- ③、選挙戦の勝因についてどのように分析されているのか。
- ④、7,204票の不支持票を投じた市民に対してどのような認識を持っているのか。

(2)、選挙戦におけるマニフェストの実現について。

- ①、水俣病の全面解決とはどのような状況をいうのか。
- ②、中学校までの医療費無料化の財源はどのように考えるのか。
- ③、プレミアム付商品券について、効果と問題点はどのように考えているのか。
- ④、環境大学院とは具体的にどのような規模・形態か、また提携大学の予定はどこか。

(3)、選挙管理委員会について。

- ①、期日前投票の投票数は幾らであったか。
- ②、投票用紙の記入台の設置方法についてどのような規定があるのか。
- ③、期日前投票箱の鍵の管理方法はどのようにしているのか。
- ④、投票率向上に向けてどのような取り組みを行っているのか。
- ⑤、選管の臨時職員の雇用について問題点はないか。

2. 防災と自衛隊について。

東日本大震災から一昨日で丸3年がたちました。テレビでも盛んに特番を放送していましたが、改めて自然災害の恐ろしさを痛感し、また被災された方々の御冥福をお祈りするとともに、大切な御家族を失われた御遺族の悲しみを思うと胸が張り裂けそうになりました。私も日本人の一人として、一刻も早い復興を願うとともに、何らかの形で被災者に寄り添い続けなければならないとの決意を新たにしたところです。

また本市におきましても、平成15年の宝川内土石流災害が発生し、私も消防団員として行方不明者の捜索に当たり、地元深川の河原でお一人の御遺体の第一発見者となりました。偶然にもそ

の御遺体は私の同級生の御主人でした。彼は、消防団員として地元住民の避難誘導に当たっておられたときに土石流に巻き込まれ、とうとい命を落とされました。私と同じ年ごろのお子さんをお持ちで、保育園の行事では打ち上げで一緒に飲みながら子育て談義をしたこともあるほどの仲でした。さぞ無念であったろうと思います。

さて、東日本大震災及び宝川内土石流災害の後の自衛隊の災害復旧活動や行方不明者の搜索活動は市長も御存じのことと思います。異常気象による自然災害が頻発するようになった今日、自分の住むまちで災害が発生したとき、いざとなったら自衛隊が助けにきてくれると、多くの国民が考えるようになったのではないかと思います。水俣市としてもふだんからの自衛隊とのかかわり方は極めて重要ではないかと考えます。

そこで、以下質問します。

- ①、災害時の情報収集体制について、現状はどうなっているか。
- ②、災害時の自衛隊との協力体制についてどのようになっているのか。
- ③、掃海訓練が実施できなかったことについて何が原因で、来年以降どのようにしたいと考えているのか。

3、危険な空き家対策について。

全国的な問題となりつつある危険な空き家について、水俣市でも急速な人口減少が進む中で、市街地、山間地域を問わず、主を失った空き家が増加しております。近所に住む住人にとってはさまざまな不安や危険にさらされているわけですが、本市でも昨年7月1日から水俣市空き家等の適正管理に関する条例が施行されました。

そこで、以下質問します。

- ①、条例制定後はどのような状況になっているのか。
- ②、危険な空き家を減らすための今後の具体的な取り組みについてどのように考えているのか。

以上で登壇からの質問を終わります。市長及び執行部の具体的かつ明快な答弁をお願いいたします。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 谷口議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市長選挙についてのうち、市長選の総括について及び選挙におけるマニフェストの実現については私から、選挙管理委員会については選挙管理委員会事務局長から、防災と自衛隊について及び危険な空き家対策については総務企画部長からそれぞれお答えします。

まず、水俣市長選挙についての御質問にお答えします。

市長選の総括について、私の目指す水俣の将来像についてお答えします。

平成22年度から平成29年度を計画期間とする第5次水俣市総合計画では、本市の目指す将来像を、人が行きかい、ぬくもりと活力ある環境モデル都市みなまたとしております。これまで環境モデル都市の指定、環境首都の称号獲得、そして昨年の水銀に関する水俣条約外交会議、天皇皇后両陛下をお迎えしての全国豊かな海づくり大会などを通じて、本市のさまざまな取り組みは全国に広く認知され、評価されつつあります。一方で、過疎化・少子化対策、経済の浮揚、環境・福祉、教育問題など取り組むべき課題も多く残されています。

輝くみなまた一步前へ、今回の選挙で私が掲げた言葉です。これを実感あるものとするため、このたび、市政運営の重責を担うに当たっては、環境に軸足を置いたまちづくりという理念を継承しながら、さらに地場企業の支援や企業誘致、観光振興など、地域の元気づくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、マニフェストにおいてもさまざまな政策を掲げておりますが、これらは全て目的を達成するための手段であります。水俣に生まれた子どもたちが水俣に生まれてよかったと心から思い、どこへ行っても私は水俣出身ですと胸を張って言える、水俣をそんなまちにすることが私の目的であります。

次に、選挙戦の戦い方についてどのような認識を持っているのかについてでございますが、議員も御承知のとおり、出馬表明が告示直前となりましたので、限られた短い期間の中において、一日一日を大事に精いっぱい取り組みました。

次に、選挙戦の勝因についてどのように考えておられるかということですが、やはり環境を軸にしたまちづくりの継承が支持されるとともに、市民の声を聞き、市政に反映するという私の訴えが有権者に届いた結果だと思えます。

次に、7,204票の不支持票を投じた市民に対してどのような認識を持っているのかについてお答えします。

不支持票を投じた市民の皆様の声を、私は大切にしていきたいと思っています。選挙公報に掲載された私の公約と相手の方との公約に大きな違いはなかったと思います。環境に配慮して経済を活性化させ、医療福祉や子育てを充実させることをお互い掲げていました。水俣のまちをよくしていこうという思いは皆一緒であると受けとめており、もうノーサイドだというふうに思っております。支持・不支持にかかわらず、御意見をお聞きし、前向きにまちづくりを進めてまいりたいと思います。

次に、選挙におけるマニフェストの実現についてのうち、まず、水俣病の全面解決とはどのような状況を言うのかとの御質問にお答えします。

全面解決は、全ての被害者が救済されたときだと思えますが、水俣病問題にはそのほかにも被

害者の生活面の援助、地域振興など、さまざまな問題がございます。これらの問題を解決するため、関係者の方々との対話に努め、お知恵をおかりしながら進めてまいりたいと思いますので、議員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、中学生までの医療費無料化の財源はどのように考えるのかとの御質問にお答えをいたします。

昨日の川上議員、さきの牧下議員の御質問でもお答えしましたとおり、平成24年度の国保医療費データに基づき中学生まで助成対象を引き上げた場合、約800万円の増額が見込まれます。今のところ、子ども医療費助成制度の県補助は4歳未満となっておりますので、増額分は市の一般財源からの持ち出しになります。子ども医療費助成については、これまでも市長会等を通じ、県の助成対象年齢を4歳未満から就学前までに拡充していただくようお願いしてまいりましたが、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、プレミアム付商品券について効果と問題点はどうかと考えているのかとの御質問にお答えします。

プレミアム付商品券の発行は、水俣市内の消費需要の拡大とともに、市内小売店の活性化振興を図るものです。この4月には消費税等が5%から8%に上がりますので、小売店の売り上げへの影響や市民の購買負担を考えると、プレミアム付商品券の発行は大いに効果があるものと考えています。

本市では、これまで平成21年度及び平成22年度において実施しており、平成21年度はプレミアム分1,000万円を上乗せして予算額1億1,000万円で、平成22年度はプレミアム分3,000万円を上乗せして予算額2億3,000万円で実施しております。

しかし、一方で、商品券の使用先が幾つかの店舗に集中したことや、1人当たりとしたことで、家族全員で購入する家庭もあり、多くの世帯に行き渡らなかったという反省点もありました。今後、プレミアム付商品券を発行する際には、これらの問題を踏まえ、不公平感を是正するような商品券の発行に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、環境大学院とは具体的にどのような規模・形態か。また、提携大学の予定はどこかとの御質問にお答えします。

まず、環境大学院の規模・形態についてですが、複数の大学で共同講義等に取り組みながら、単位互換制度の実施を目指し、さらに将来的には体系的な共同講義などが実現できないか検討を進めているところです。そのために、まずは、既に水俣市で活動している大学や研究者の方がさらに活動を深め、地域と、あるいは大学間で連携できる場を整えることから始めたいと考えております。

具体的には、現在も各地の大学や研究者が多数、本市を訪れ、教育・研究活動を行っておられ

ますので、高等教育や研究活動を行うための拠点施設を整備いたします。その拠点で研究活動や、それぞれの大学院教育等を行っていただき、大学間の連携の場とするとともに、その教育・研究の成果等を大学のみならず、地域のために有効に活用できるよう地域と大学が連携し、地域課題の解決や地域づくり、産業支援などの地域振興につなげるというものです。このような活動を積み重ねていくことで、教育研究、地域貢献等の実践、成果、実績を重ね、発展・連携させることで、水俣の地域活性化に役立つ施設としていきたいと考えています。

なお、提携大学の予定についてですが、今後、国立水俣病総合研究センターとの教育研究協定等を締結している県内の大学や、既に水俣で教育研究活動を展開している大学等を中心に連携・協議を進めてまいりたいと考えています。

○議長（大川末長君） 水田選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 水田利博君登壇）

○選挙管理委員会事務局長（水田利博君） 次に、選挙管理委員会についてお答えします。

まず、期日前投票の投票数は幾らであったかについてお答えします。

期日前投票制度については、平成15年12月1日から設けられた制度であり、本市では平成16年4月の県知事選挙から行い、当日の有権者2万4,276人のうち期日前投票者数は1,027人であり、約4%でありました。最近の選挙においては8%から17%の割合で推移しており、ことし2月に行われました市長選挙での期日前投票者数は3,605人であり、当日の有権者数2万2,145人の16.23%となっております。

次に、投票用紙の記載台の設置方法についてどのような規定があるのかについてお答えします。

投票記載の場所の設備については、公職選挙法施行令第32条により、市町村の選挙管理委員会は、投票所において選挙人が投票の記載する場所について、他人がその選挙人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられないようにするために、相当の設備をしなければならないと規定されています。

本市においては、投票所の設営の仕方について、投票事務従事者のマニュアル投票事務の手引の中に図式化し、例示しており、選挙人の記載所での秘密の保持、投票がスムーズに流れるよう、各投票所に応じた設営をすることとしています。さらに、投票所内の各設備は、投票管理者、投票立会人席からよく見通せるように配置すること。また、車椅子用記載台は、目隠し板を置き、余裕がある場合は一般の記載台と間隔をあけることを事前に説明しております。

市役所秋葉4階多目的ホールで行っております期日前投票所においても、投票事務の手引の例示を参考に、多目的ホール内の市役所側に記載台4台、車椅子用記載台2台を設置し、投票管理者及び投票立会人席からよく見通せるように配置しております。

次に、期日前投票箱の鍵の管理方法はどのようにしているのかについてお答えします。

期日前投票箱については、まず、期日前投票の初日に投票管理者による水俣市長選挙の期日前投票所の投票の開始宣言後、投票箱に何も入っていないことの確認のため、投票管理者が投票立会人の立ち会いのもと、最初に到着した選挙人に投票箱を開き、空であることを確認させます。次に、投票箱が空であることを確認したら、投票箱の内ぶたの施錠を行い、投票管理者は投票立会人に確実に施錠が行われているか確認させます。その後、一旦施錠したら投票箱を開くことができないう、投票管理者が外ぶた用の鍵及び内ぶた用の鍵を別々の封筒に入れ封印し、投票管理者と投票立会人において割り印し、保管庫に保管し、そして施錠を行います。

次に、午後8時になりましたら、投票管理者による期日前投票所の閉鎖宣言後、投票管理者により投票立会人のもと、投票箱の外ぶたを施錠し、投票立会人に確実に施錠が行われているか確認させます。その後、投票管理者が外ぶた用の鍵を封筒に入れ封印し、投票管理者と投票立会人の割り印をし、保管庫に保管し、施錠を行います。翌日からは投票立会人の立ち会いのもと、投票箱の施錠と外ぶた用の鍵の入った封筒の封印の状況を確認した後、外ぶた用鍵の入った封筒を開封し鍵を取り出し、前日施錠された投票箱の外ぶたを開錠し、投票を開始しております。

投票箱の鍵の管理方法については、投票開始前に選挙管理委員会の事務局員が鍵の入った封印されている封筒を保管庫から取り出し、閉鎖後においても事務局員において、鍵の入った封印された封筒を保管庫に入れ確実に施錠し、保管・管理しております。

次に、投票率向上に向けてどのような取り組みを行っているのかについてお答えします。

主に広報活動が中心となっており、市報でのお知らせや選挙公報の配布、また、市ホームページでの選挙期日等のお知らせや選挙公報の掲載、広報車による広報、市防災行政無線を活用した広報などです。国政選挙等においては、選挙期間中に街頭での投票の呼びかけのグッズ等の配布を行っています。

また、投票立会人の推薦を各自治会長に依頼するときに、立会人の人選に当たっては、幅広い参加を推進するため、女性及び若年層の推薦について御配慮いただくようお願いしております。しかしながら、若年層の推薦が進んでいないのが現状です。今後とも投票率向上に向け取り組んでまいりたいと考えています。

次に、選管の臨時職員の雇用について問題点はないかについてお答えします。

本市における選挙管理委員会の職員は、昨年4月より事務局長1名、事務員1名、計2名で業務を行っております。選挙執行に向けては、選挙の告示前約1週間から告示後約1週間程度、臨時職員1名、パート職員3名の配置をお願いしております。臨時職員、パート職員の配置については、まず、総務課に配置について依頼する臨時職員等配置協議書の中に、配置予定及び希望人員、予定期間、配置に係る仕事内容、配慮すべき事項等を記載し、提出します。配置予定及び希望人員については、これまで選挙事務について経験のある臨時職員及びパート職員を優先して雇用

していただくようお願いしています。その後、臨時職員等配置協議書をもとに総務課において雇用の確保及び募集が行われ、選挙管理委員会に配置しているところです。

今回、配置した臨時職員の方については、市職員の退職直前の3年間選挙管理委員会に従事され、その間4回の選挙を経験されております。選挙事務に対する経験及び実績もあり、さらに公職選挙法や選挙システム全般について精通されていることから、退職直後から今回の選挙を含め6回の選挙にお手伝いいただいております。

選挙管理委員会の職員については、公職選挙法第136条特定公務員の選挙運動の禁止の規定により、選挙管理委員会の委員及び職員について、在職中、選挙運動ができないと規定されており、雇用され配置される職員についても、法令の規定を遵守し、選挙業務に携わっておりますので、今回の雇用についても問題はございません。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 水田事務局長、ありがとうございます。とんでもないところに引き出したかもしれません、済みません。

さてですね、目指す将来像については、基本的には宮本前市長の市政を継承しつつ、第5次水俣市総合計画、第2期基本計画の案を4年間かけて実施していくおつもりであるというふうに理解しました。きのうの議会終了後に全員協議会にてこの計画案については、執行部から説明をいただきましたが、この件については、しっかり読み込んだ上で次の議会でさらに突っ込んで質問させていただきたいと思っております。

ところで、去る2月27日の西日本新聞に、2011年度1人当たり市町村民所得推計という興味深い記事が載っておりました。市長はごらんになりましたでしょうか。これによれば、水俣市の1人当たり市民所得は189万6,000円だそうです。これは県内45市町村のうち24番目、14市だけに限ると11番目という順位でした。1位の長洲町が352万5,000円ですから、実に162万9,000円少ないという結果であります。また特に特筆すべきは、対前年度増減率が水俣市は15.5%減少と大きく落ち込んでいる点です。ほかの45自治体のうち30の自治体はわずかながらプラス、残りの13の自治体もわずか0から2%程度のマイナスであるにもかかわらずであります。ちなみに水俣より落ち込んだのは五木村の25.4%のただ一つです。

この原因に政治は無関係とは言えないのではないかと思います。市長は2月4日付の西日本新聞の取材に、宮本市政を80点と評価されましたが、ここで質問です。この新聞記事などの情報を目の当たりにして、宮本市政を現在でも80点と評価されますか。

次です。選挙戦の戦い方及び勝因について答弁がありました。私なりに今回の選挙では水俣市のトップリーダーに求める資質または条件として、水俣の景気回復と雇用の確保ができる市長の誕生であると考えておりました。恐らく多くの市民の皆さんも、新市長に強力なリーダーシッ

プで水俣の景気をよくして若者の働く場所をつくってほしい、水俣に新しい風を吹かせてほしいと願っていらっしやったのではないのでしょうか。ところが、西田市長は出馬表明から一貫して今回の争点の一つと、8年前の市政に戻すか戻さないかですと訴えてこられました。なぜ、そこが一番の争点になるのでしょうか。私は今でも納得がまいりません。

市民の一番の願いは、働く場所の確保や景気をよくして人口減少に歯どめをかけてほしいということではなかったのではないのでしょうか。確かにマニフェストで5つの約束は書かれておりますが、そのことがかすんでしまうほど、8年前という過去にこだわっておられました。日本人にとって8は末広がり縁起のよい数字として捉えられてきましたが、私は今回の選挙を契機にそうは思えなくなりました。今、議場にいらっしやる皆さんも一緒に考えてみてください。8年前の自分と今の自分とを比べて、8年前のままの自分で立ちどまっている人がいらっしやいますでしょうか。

私が申し上げたいのは、市民が本当に望んでいた市長選の争点は、どちらの候補が水俣の将来に夢を抱ける政策を打ち出しているかのただ一点であると思っておりますが、そこで質問です。私のこの意見を聞いた上でも市長は、今回の選挙の最大の争点は8年前に戻すかどうかだとお考えでしょうか。

次に、投票率の件です。

今回の選挙の結果を、過去からいろいろデータをいただいて眺めてみたんですが、実に興味深いデータが読み取れます。まず、今回の投票率は68.66%、過去17回の市長選挙で60%台の低い投票率だった選挙は3回あります。1回目が浮池市長4期目の昭和57年の選挙、1万票以上の大差で浮池市長が当選されております。次が吉井市長2期目の平成10年、6,000票以上の大差で当選されております。いずれも実績と抜群の知名度の現職に若手の新人あるいは元市議員が挑むという、現職が圧倒的に有利な状況の選挙でした。

別の見方では、過去17回、新市長が誕生した選挙は、これは新しい市長が誕生した選挙ですけども、平成6年の吉井候補、小松候補、原候補の三つどもえとなった選挙を除いては、全て当選者は1万票以上の得票数を獲得しております。

一方、今回の選挙の結果は、西田市長7,811票、江口候補は7,204票、当選された西田市長の得票は1万票を大きく下回っており、しかもその差はわずか607票です。また有権者数から投票者数を引いた、つまり投票に行かなかった人は7,140名もいらしたというのが現実です。そこで、市長、この投票に行かれなかった7,140人という数字は、市民のどのような気持ちのあらわれだと考えられますか。

大変長く多岐にわたっておりますので、しっかり質問のほう、ついてきていただきたいと思っております。

次に、マニフェストの件についてお聞きします。

市長就任1カ月ということで、まだ具体的なお答えはできないでしょうから、私が気になるところ、あるいは私なりに考えるところを質疑の中で提案の意味も込めて質問しますので、今後政策を具体化される参考にしていただければ幸いです。

まず、水俣病の全面解決とはどのような状況をいうのかという質問ですが、これはJNCとの共存共栄などいろんな質問を考えておりましたが、先日、高岡議員、野中議員、塩崎議員の答弁をお聞きしましたので、この件についてはもう割愛いたします。

中学校医療費無償化についても、既にお二人の議員がお尋ねになりましたので、理解いたしましたので割愛します。

プレミアム付商品券についてですが、市長は以前商店街の会長でもあったので、この事業に積極的なことはわかります。この政策は一見、市役所が市民のために頑張っているという印象を与えますが、私はこの政策が税金の無駄遣いではないかと考えております。理由は2つあります。1つは、平成22年度に実施した本市の事例をもとに考えますが、2億円の商品券を発行して、1万円当たり1,500円の付加価値をつけるということは、2億3,000万円の消費行動が3カ月という短期間に行われるから市内の商業活動が活性化するという考え方ですが、まず、水俣市の人口が約2万6,000人として、1人が1カ月に生活費として消費する額が仮に少なく見積もって2万円としても、市民が1カ月に使う金額は5億2,000万円、さらにこれが3カ月分で15億6,000万円、そのうち2億3,000万円はわずか15%の割合です。つまり、わざわざ商品券をつくらなくても、それくらいの商業活動はふだんから市内で行われているということです。

しかもそのうち3,000万円は税金から支出するわけです。いや、3,000万円ではとどまりません。この事業で、偽造防止の高価な印刷代や広報費用、さらには準備から最後の一番面倒な換金作業を市の職員さんが行うということですから、一体それに係る事務的経費は幾らかかるのか、そう考えれば大変な税金の無駄な支出と私は思います。

2つ目の理由ですが、答弁でも問題点として挙げられましたが、使用先が特定の店舗に集中したとか多くの世帯に行き渡らなかったとあり、不公平感の是正を挙げられておりますが、さて、問題は私もそこだと思います。前回の販売データを見せていただきましたけれども、2億円の商品券はわずか4日間で完売し、発売初日には1,584人の方が購入しています。しかも平均購入額は8万1,717円、購入できた人は全部で2,572人で、売り切れて買えなかった人もいるとのことでした。2万6,000人の市民の中で約1割の方だけが得をしております。しかも家族全員で購入した家庭もありと答弁されておりますが、仮に1世帯当たり平均2.5人で買いにいったとすれば、1,028世帯、これは水俣の世帯数は現在1万2,171世帯ですので、わずか8.4%の世帯しか恩恵にあずかれておりません。これを不公平と言わずして何というのでしょうか。

これから質問です。公平性の観点から、大いに問題があると考えますが、この財源がもし見つかったならば、3,000万円から4,000万円ですね、まず中学生までの医療費助成や、先ほど牧下議員も言うておりましたが、学校図書の購入など、子育て支援や教育にさきにかけるべきだと思いますが、市長はどう思われますか。

次に、環境大学院・大学、この答弁は少しわかりづらかったのですが、つまり常設の大学ができるのではないということですね。交流人口がふえること、水俣のことを一人でも多くの市民以外の学生に知ってもらうことは大事なことです、市民の中には、町なかに学生街ができて、居酒屋には学生たちが酒を酌み交わす日常が来るのではないかと期待していらっしゃる市民も多くいらっしゃると思いますので、誤解のないように、そのような理解でよろしいかお答えください。

さて、3番目の選挙管理委員会についてですが、期日前投票については、過去のデータから検証しますと、不可解なデータが見てとれます。今回の投票率は前回から4%も下がっているにもかかわらず、期日前投票は前回から6%も伸びて3,605の方が投票に訪れております。普通、期日前投票にこれだけ関心が集まれば投票率は上がってしかるべきではないのでしょうか。何か組織的に期日前投票が行われたのではないかと勘ぐりたくります。

投票用紙の記載台の設置方法についてですが、これ質問です。なぜ、期日前投票は記名式で、投票当日はマーク式だったのかお尋ねします。

選挙期間中も終盤の金曜日、ある方から、某政党の選挙分析情報として、西田市長への支持が34%、不支持4%、不明62%というデータがもたらされました。この数字は何を意味するのか、これは想像の域を出ませんが、投票所の記載台の前には、つい立てがあり、右側と左側に候補者の名前を一人ずつ張ってありました。記名式ということもあり、どうしても人間の習性として候補者の名前を確認してしまいます。市の職員や立会人は投票に訪れた方の首の動きを見れば、そういった数をカウントすることも可能だったと思いますが、これはあくまでも想像です。しかし、そういった疑念を抱かれないためにも、ここは質問です。今後は全ての候補者の名前を1枚の紙にして掲示すべきだと思うが、次回の選挙から改善できないかお尋ねします。

次に、今回の市長選挙後に市民の方が選挙結果に異議申出書を提出され、それを選管は棄却するという決定を出されたそうですが、これが事実かどうかお答えください。

最後に選管の臨時職員の雇用について、確かに選挙期間中は突発的に人手がかかるということと、公職選挙法に精通しているなどの特定の条件があるということは理解しますが、以前から選挙のたびに、あるOBの職員を雇用されておりますが、その方は現在、水俣市職員労働組合退職者会の副会長であり、退職者会は今回の選挙で、当時は西田候補を支持すると決めており、その会議にこのOBの方も同席されていたと御本人に確認いたしました。以下質問です。

大川議長から本山総務企画部長に対して、選挙前、選挙管理委員会に、このOB職員を雇用す

るのは公平性の観点から問題があり、外すべきであるとの申し入れがあり、総務課は、県に確認した上で、問題ないとして雇用に至ったと聞いておりますが、県の回答では、公平性の観点についてどのような回答があったのか、これは本山総務企画部長にお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 選挙って、見方によってもいろんな見方ができるんだなというふうに今聞かせていただきました。ありがとうございます。

1番目の80点の宮本市政がどうかということだと思いますけど、足らなかった20点というのが、私はやはり経済政策の面だというふうに思っております。私が市政を継承していく中で、今後、その足らなかった分を埋めていきたい。それは初日にもお話をさせていただきましたが、そういったところを埋めていき、100点、120点にするのが私の4年間だというふうに思っております。

2つ目の8年前に戻すなというのが争点だったのかということですが、これ選挙でございまして、一番わかりやすい形で私も訴えていきました。8年前の混乱した水俣市政に返さず、そしてその後、経済の発展というものを進めていく。そういった思いで選挙期間中は思いを伝えさせていただきました。環境と経済の両立を目指す、これも一緒のように選挙期間中は言わせていただきました。

投票に行かなかった人についてどう思うかということですが、これが一番私は残念です。選挙しまして、実際、公開討論会がなかったわけなんですけれども、私、14日に最終的に決めました。翌日の15日、J Cの後輩に公開討論会をできんかというのをすぐ電話しました。電話したら、あのときは新聞報道でも公開討論会をしないということで載っておりました。それで、何とかそれをできないかということ、私は公開討論会を別に逃げたわけではありません。宮本市長が2回やったときには、私はその公開討論会のマニフェストをつくるのに一緒に私もお手伝いさせていただきましたし、文化会館であるときには、私は袖にいて、一緒に公開討論会を見せていただいた。その経緯で、公開討論会がどれだけ人が多いかというのは非常にわかっておりました。短い時間だったものですから、マニフェストを一生懸命つくりました。これを実際に公開討論会でやって、議論を相手の候補も出していただいて、公開討論会と一緒に出すのがルールでございまして、短期・中期・長期、それを4年間で財源まで含めた形で出すというのが公開討論会だったので、そういった形にしてもらいたかったんですけれども、それはできない、期間的なものがあって、いろいろ精査するところがあるのでできないということで、私はJ Cの後輩から聞きました。マニフェストはとりあえず私はつくりましたけれども、その後、本来なら一緒に出して見るんですけど、相手候補者さんが少しいろいろあっておくれたのかもしれないけど、後で見せていただいたということですね。

ですから、そういったものがなかったのが非常にこの投票が少なかったというのはあるのじゃないかなというふうに思っております。実際に市長選、水俣のトップを決めるというか、首長を決めることなので、それは全員の方々が投票して決めていただきたいという思いがあったのを、私はそこは強く思っております。

4つ目のプレミアム付商品券につきましては、財源がもったいないという感覚もあられると思います。これはプレミアム付商品券につきましては、いろんな御意見があるのも私も知っております。4月以降に5%から8%に上がるので、非常に今駆け込みで景気はよくなっております。しかし、4月以降落ち込むのは目に見えているのがわかってるわけです。私も今まで消費税が上がるたびに、駆け込みで1回上がって、その後に落ちるとこのを見ておりました。私も商売やっておりましたんで、よくわかっております。それを考えたときに、1回こういったものをこの時期に打ちたいというのがあって出させていただきました。

谷口議員は、いろんな方のお話を聞いたでしょうけど、そう切迫した経営内容じゃないのかもしれないんですけど、私はいろんな方のお話を聞きました。その中で、やはり経営が厳しいというので、私ももう小さい零細企業のところ、いっぱい知っておりますので、今厳しいというのを非常にわかっております。4月以降、また厳しくなる、もう消費税上げてもらうのも大変なんだよねというのは非常に聞いております。消費税は待たなして、預かり金ですので、3月になったらまた税金を取られますので、もう小さい店は大変なんです。それが8%に上がって、大変なところも知っておりますので、ぜひそういったところを埋めていきたいという思いで書かせていただきました。これは3,000万円になるか4,000万円になるかは、それはもっと少ない金額でもプレミアムというのはできると思っておりますので、そこは精査をしていきたいと思っております。

それと市の職員がやっているということですけど、最終的にはですね、今回は商工会議所とも少しお話をしながら、そういうところに少し補助金を出して、向こうのほうでどうにかできないかというのを今お話をさせていただいております。残念ながら、前回の2回につきましては、商工会議所等が2月だったので忙しいということもあったのかもしれないんですけど、うまくお話ができてなかったもんですから、全部市役所でやったわけですけど、今回どうなるかわかりませんが、私も直接頼んでもどうにかそちらのほうでやっていただけないかというのは頼んでいきたいと思っております。最終的にどういう形になるかは、今からだというふうに思っております。

環境大学につきましては、さきの答弁でも、大きい大学をつくるんじゃないよというのは、ここで今言いましたですけど、選挙期間中もずっとこの環境大学院・大学につきましては、大きい建物ができるんじゃないよ、4年生の大学ができるんじゃないよ、大学院生が短期で2週間、1カ月、そういった形で水俣に入ってきていただいて流入人口がふえる。建物は今既存のものを使っていきたい。今、候補に幾つか挙がっておりますけど、その中でも、商店街の中

でも自分はいいんじゃないかとか、勤労少年ホームとか、三中の跡地もありました。水俣高校の跡地も多分出てくると思いますが、そういった既存のものを使ってやっていくというのを選挙期間中にも、間違いが、そこは変にとらわれないように、私が大学つくって、大学生が水俣中に来るなんていうことはないように、それはきちっと、短い選挙期間中であつたですけど、そこはずっと説明をさせていただいたというふうな思いでありますので、そこはもし谷口議員が、ほかの市民の皆さん方にそういった大学の違う認識がございましたら、そこ伝えていただければなというふうに思っております。

期日前投票については、私はじゃコメントは差し控えて、そちらでよろしいですか。

以上です。

○議長（大川末長君） 水田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（水田利博君） 2回目の質問にお答えいたします。

まず、期日前投票はなぜ自書式なのか、また当日の選挙についてはなぜ記名式なのかということとよろしかったかと思いますが、これにつきましては、まず記名式につきましては、月曜日から告示日、立候補受付日の翌日から期日前投票が始まります。このために、記名式の場合、事前に投票用紙を印刷して用意する必要があります。それから当日の記号式につきましては、公職選挙法でもありますが、水俣市の市長選における記号式、投票用紙との条例等規則等もつくっておりますが、それに基づきまして、投票用紙を記号式としているところです。それで2種類の投票用紙が、期日前に関しては記名式で、当日につきましては記号式を採用しているところです。

それから、次に記載台のところにある候補者の一覧ということによろしいですかね。候補者一覧につきましては、これは1枚紙に候補者の一覧をつくりまして、それを各投票所に配布し、それを掲示しております。別々に掲示するというようことはございません。

基本、選挙管理委員会の事務局において、まず、候補者一覧を準備いたします。そこで、1枚紙に、A3紙にして投票所に配布して、それを掲示するという形をお願いしているところです。

掲示につきましても、順番がありまして、順番が1、2という順番がありますが、これにつきましても、くじ引きによって、選挙管理委員会内のくじ、これもくじをして、それで順番を決めて、掲示順を決めて、それを印刷し、投票所をお願いしているところです。

次に、異議申出書が出たときは、どういうふうな経緯でなってるかということ…

（「事務局長、暫時休憩」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 暫時休憩します。

午後2時19分 休憩

午後2時21分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（水田利博君）（続） 先ほどの記載台における候補者の一覧につきましては、先ほど申しましたように、1枚の紙に候補者を印刷して掲示しているところです。

次に、異議申出書が出て、事実かどうかというのは、これは事実でございます。

以上です。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） それでは、最後の臨時職員の件についてお答えさせていただきます。

この件につきましては、議長のほうから総務課長を通じまして私のほうに話がございましたので、総務課長と私のほうで、まず議長といろいろお話をお聞きしました。その後、その会の会長、それから臨時職員の方、それから選管の水田局長のほうにもおいでいただいて事情をお聞きしたところです。

その会が特定の候補者を支持するということを決められたという期日がもう大分ちょっと前、1週間ぐらい前でございまして、その後に私どもは雇用しておりますが、それにつきましては、そのような支持をしているというのは当然情報、私どもは持っておりませんでした。それで、それについて、その雇用について問題はないかということで検討したわけでございます。選管の職員は公職選挙法等で選挙活動の制限等ございますので、それに違反するようでしたら、当然雇用はできませんけれども、その任用前の行為については、法に反しないという形で、選挙運動には該当せずに任用して問題ないというふうに判断をしたところですが、念のために県のほうに、その考え方で間違いないかどうかということで県のほうにお尋ねをしております。それが市のほうの考えである、その違反には当たらないということで、雇用は適当であるというふうな回答をいただいております。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 ちょっと欲張り過ぎたものですから、時間が足りないので、3次質問は、私のちょっと要望というか、そこだけ伝えときます。

市長選挙の総括に関してですが、私が思うところは、今回の選挙に多くの市民は、夢や希望を抱けなかったということではないかと考えております。そうなった原因は何なのかということも私も含め議員一人一人がよく考えなければなりません。市民の皆さんもぜひとも冷静にさまざまな観点から考えていただきたいと思います。

選挙管理委員会については、いつまでも特定のOB職員に頼るわけにはいかないわけですから、非常勤職員のスキルアップや他の職場からの応援体制などを検討され、公平性を疑われる余

地のない体制の一刻も早い構築をお願いいたします。

以上、要望とします。

○議長（大川末長君） 次に、防災と自衛隊について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、防災と自衛隊についての御質問に順次お答えします。

まず、災害時の情報収集体制について、現状はどうなっているのかとの御質問にお答えいたします。

市としましては、防災対策でまず重要となるのは、正しい情報をより早く入手し、正確かつ適切に住民に伝達することと考えております。特に起こり得る災害から生命・財産を守るには、災害が発生する前の情報収集が重要で、市では県の防災情報ネットワークシステムを初め、気象庁の防災情報提供システム、気象情報提供業務を委託しているウェザーニューズなどから気象等に関する情報を収集いたしております。大雨等が予想される場合には、配信されるメールなどにより早い段階で職員が待機し、情報収集に当たっており、状況に応じて配備体制を整え、災害に備えることとしております。また、有事関連情報等については、全国瞬時警報システム（Jアラート）から伝達されます。

災害発生後も、二次災害等の防止のため引き続き気象関連の情報収集に努めるとともに、発生する被害状況の把握についてもその後の災害対応において重要となるため、市民や関係機関などから広く情報収集を行ってまいります。

なお、災害が発生するおそれがある場合、また災害が発生した場合には、市役所内に災害対策本部が設置されますので、その中で情報班を中心に情報収集を行う体制としております。

次に、災害時の自衛隊との協力体制についてどのようになっているかとの御質問にお答えします。

災害対策基本法第68条により、市町村長は都道府県知事に対して自衛隊派遣を要請するよう求めることができます。市町村長が知事などと連絡がとれない場合には、直接防衛大臣等に通知することができます。防衛大臣等の判断により自衛隊を派遣してもらうことができます。本市においては、平成15年の土石流災害、平成18年の豪雨時において、行方不明者の捜索や堤防決壊の予防措置等に多くの自衛隊員を派遣いただいております。

次に、掃海訓練が実施できなかったことについて、何が原因で来年以降どのようにしたいと考えているのかとの御質問にお答えいたします。

ことし2月中旬に予定されていた掃海訓練につきましては、昨年と同様、地元の観光、飲食、小売業の方々を初め、市としましても昨年の12月補正予算で、冬のおもてなし事業で補助金を計

上し、歓迎するための準備をしていたところではありますが、残念ながら中止となってしまいました。訓練は中止となってしまいましたが、急遽、2月21日から23日まで、艦艇広報のため、掃海母艦2隻と掃海艦1隻が水俣港に入港し、一般公開などしていただいております。入港期間中、約400名の隊員の方々が、市内にあるおもてなし店などを利用していただき、市内は一般公開とあわせて大変にぎわいました。

掃海訓練が実施できなかったことにつきましては、鹿児島県側の漁協から同意が得られなかったとお聞きいたしております。

次に、来年以降どのようにしたいと考えているのかにつきましては、昨年の訓練では、約600名の隊員が本市を訪れ、市内の飲食店や温泉などを利用していただきました。また、平成15年の土石流災害や恋龍祭みなまた港フェスティバルなどのイベントでも、海上自衛隊は市民にとって身近な存在でもあります。加えて、掃海訓練は爆発性の危険物の除去・処理を実施することや、通航船舶の安全を確保するための機雷の除去・処理を実施することなどの重要な役割を發揮するために必要な訓練であり、それを行う場所として八代海が大変適しているとお聞きいたしております。

このようなことから、来年以降、掃海訓練が八代海で実施されることを望んでおりますし、鹿児島県側の漁協の同意が早期に得られることを期待いたしております。

以上です。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 市として防災対策でまず重要となるのは、正しい情報をより早く入手し、正確かつ適切に住民に伝達することとの答弁がございましたので、情報の重要性については認識されていると、同じ認識でございます。

災害が起こる前の情報収集の手段としては、国や県、気象庁の情報システムを利用しているとの回答でございました。確かに公的機関の情報は重要な情報源ですが、宝川内土石流災害でも経験したとおり、災害の状況は時々刻々、局地的に変化いたします。発災後も市民や関係機関などから広く情報収集を行ってまいりますとの答弁であります。市民から情報収集を行うとはどのような手段をとるのか、電話なのか何なのか具体的にお答えください。

次に、自衛隊の災害派遣の手順について、法律に定められた手順は確かに先ほど答弁のあったとおりです。しかし、近年の自然災害、地震や津波、豪雨災害など被害が広範囲に及ぶケースがふえています。そのような場合、どこの自治体も自衛隊に早く来てほしいわけで、そんなときにふだんからの親密なつき合い、特にトップリーダーたる市長と自衛隊とのパイプ、できれば、熊本では西部方面隊総監などと面識があるなしは大変重要ではないでしょうか。

本市は平成15年の土石流災害や平成18年の豪雨時に多くの自衛隊員の派遣をいただき、大変お

世話になりました。また、かつては港祭りと言っていましたが、今でも地元の祭りに海上自衛隊の艦船を受け入れたりと自衛隊との関係は以前から良好でありました。

現在、自衛隊の艦船が水俣に入るとき、受け入れの窓口や歓迎式典の段取りには、自衛隊父兄会や商工会議所などが当たられているのが実情であります。特に自衛隊父兄会はボランティアで数々の行事に参加していただいております。しかし、私の耳には、市の対応、例えば宮本前市長の自衛隊行事への対応などに不満の声が聞こえてまいります。

前宮本市政のときに、自衛隊の記念式典や諸行事に招待状を送っても、宮本前市長が欠席されるケースが多く、代理の職員の派遣もなかったと聞きました。ほかの自治体では、熊本の西部方面隊の記念式典などには必ず市長かまたは代理出席があるそうです。ある方がその件を宮本前市長に尋ねると、支持者との関係もあり察してほしいと小声で言われたそうですが、市民の生命と財産を守る義務のある市長が、自衛隊との関係において支持者への配慮から距離を置くとはどういことでしょうか、宮本市政の継承を標榜されておりますので不安を抱きます。

そこで質問ですが、西田市長は、自衛隊に否定的な考えを持つ団体、または支持者との近しい関係はありませんか。また、そもそも、御自身は自衛隊に対してどのような認識やお考えをお持ちですか、これは市長、お答えください。

また、掃海隊の訓練が実施できなかった原因について答弁がございましたが、市長も商店街の会長まで務められたので、自衛隊の皆さんが水俣に落とす経済効果は当然理解されていると思います。私は私なりに出水市商工会議所や出水市の議員さんに働きかけを行いました。今後も保守系市議団としても、再度、出水市の市議団に働きかけを行う予定です。

西田市長も来年は自衛隊の掃海訓練を実施できるように、たとえ隣町でも関係団体に働きかけを行っていただけないかお尋ねします。

以上です。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 緊急時等の市民からの情報の収集方法でございますけれども、確かに一般の市民の方からは、主に電話になろうかと思えます。それと、あと当然のことですけれども、いろんな自主防災組織とか、それから消防団等ございます。消防団には無線がございますので、そちらのほうから、また情報をいただけるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 自衛隊、近しい団体があるかどうかと、私、よくその意味がわかりませんが、私は父兄会の方もよく知っておりますし、一緒に中尾山でも作業もやっておりますので、自衛隊の方と別に仲が悪いわけでもございませんし、この間の掃海艇いらっしゃったときに行き

まして、何で水俣、今度されないのですかということはお聞きしたら、出水の漁協ということが原因ということで聞いておりましたので、掃海艇来られて、商工会議所で、それ以外も入りますけど、パンフレットつくって、夕食等は必ず船へ着いたら市内に行くんですよというお話をさせていただいたところでした。また来られたときには、水俣で歓迎をしたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 本当に時間が足りませんので、かなりはしょりますね。

ことは日本各地で記録的な大雪がございましたが、長野県佐久市の柳田市長がツイッターによって、市民から被害の情報を集めて被害状況の把握をし、災害対応の適切な指示を行ったということが報道されております。市長もソーシャルメディアですとか、そういったことには精通しておられますので、情報収集の手段として、この双方向が最大の特徴であるこの利活用などを、災害に対して事前からもう準備をしていただけないかということ、これは時間がないので要望いたします。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、危険な空き家対策について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、危険な空き家対策について順次お答えします。

まず、条例制定後はどのような状況になっているのかとの御質問にお答えします。

水俣市空き家等の適正管理に関する条例は昨年7月に施行されました。本市には、把握しているだけで市街地で約500件、山間部で約200件の空き家が存在します。その中で、市民からの情報提供により受け付けている空き家は、条例施行からことし2月末までに20件となっております。20件のうち、助言・指導の段階で解体撤去等により解決できたものが6件、解決予定のものが3件となっております。また、未解決の空き家のうち2件の所有者に対して、現在、勧告書を送付しているところでございます。このように、条例制定により一定の効果はあったものと考えております。

次に、危険な空き家を減らすための今後の具体的な取り組みについてどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

今後の取り組みにつきましては、引き続き条例に基づく手続をまず進めてまいります。条例の適用に当たっては、所有者の意思を丁寧に確認することが重要であると思います。今は空き家でも、所有者にとっては思い出の詰まった家であったりすることもありますので、個別の事情を踏

まえながら手続を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 では、空き家問題について2回目の質問をします。

条例施行後、市民からの情報提供が20件、そのうち6件が解体・撤去済みと、解決予定が3件ですかね。確かに一定の効果があつたと見ることもできるかもしれませんが、本市で把握しているだけで、約700件の空き家が存在すると答弁されました。現在申請があつたのが20件と、全体のわずか3%未満です。今後も高齢化や過疎化で空き家はふえるものと容易に想像がつきます。現在の条例の運用状況は、市民からの情報提供による、いわゆる申請主義に基づいた運用が行われているようですが、まだまだ、市民に空き家等の適正な管理に関する条例が施行されたことが周知されているとは言いがたい状況と思いますが、そこで、3点質問いたします。

まず1点目、今後、どのようにこの条例を周知されるおつもりか。

2点目、周知が行き渡れば行き渡るほど、申請件数はふえると思われるが、現在の担当部署と人員体制、各部署の役割について教えてください。

3点目、空き家の解体撤去を進める上で補助金や代執行などに対する本市の考え方はいかがか。
以上です。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 第2の御質問にお答えさせていただきます。

今後の周知についてでございますけれども、昨年条例施行しましてから、確かにおっしゃるように余り進んでないという面がございますが、なかなか1件の相談がございますと、それにつきましては、1人の職員で対応した場合に、場合によりましては2カ月ぐらいかかる、非常に大変な業務量もございます。そういうのも考えなきゃいけないんですけれども、特に危険性があるところ、ここににつきまして、やはりもう少し自治会長会とか、そういうところを通しながらやっていこうかなとは思っております。

それから、今申し上げましたように、今後件数がふえた場合の体制につきましてですけれども、これにつきましては、総務課でやっておりますが、新たに生じた業務でございます。今申し上げましたように、大変な業務量でございますし、また、実際には環境モデル都市推進課のほうの環境衛生の係、それから都市政策推進課の住宅のほうの係の協力をいただく必要もでございます。これにつきましては、26年度に、実は組織体制もちょっと見直しを検討しようかなとしておりますので、その中で検討していければなというふうに思っております。

それから、補助金と代執行でございますけれども、今の段階では、まだなかなか代執行までいくのはちょっと厳しいのかなと、代執行になりましたら、やはり個人では解体できない方が市の

税金を突っ込んで、それをじゃ取り戻せるのかなというのも問題ございます。それと補助金につきましては、これもやはり市民の理解が得られるのかなというのもございます。なかなか今の段階でそれを導入するのは難しいんじゃないかなろうかなと。ただ、政府におかれまして、1つの優遇策として、建物を壊したら固定資産税が家屋の場合ですと、住宅の特例の適用はなくなるんですけども、それをどうにかできないかということで検討されております。そのような国全体での施策を考えていただければ、より改善につながっていくんじゃないかなろうかなと思っております。ただ、市独自では今のところはなかなか難しいのかなというふうに理解しております。

○議長（大川末長君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 空き家がふえる真の原因は人口が減っていることです。若者の働く場所さえあれば、空き家の増加はある程度抑えられるはずですが、この問題は市が本気になればなるほど、多くの人員や各部署との連携が重要になっていきます。以前、私がこの問題を取り上げたとき、解体・撤去が進まない理由に、先ほど部長の御説明にもありましたが、固定資産税の軽減措置の問題があると申し上げました。新潟県見附市では、既に解体・撤去に応じた持ち主に、期限つきの固定資産税の軽減措置などを実施する自治体もありますが、市長は、不動産業を営まれておりますが、住まいの専門家として、危険な空き家の解体・撤去を促すには、どのような方法が有効と思うか、お尋ねして私の質問を終わります。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） どういったことが有効かというのは、やはりもう少し勉強したいですけど、相談があるのは実際多いですね。自分の家の隣が誰も住んでなくて危ないという、実際、まちを見てても、たくさんございますね。それはどういったことで、今、条例をつくったばかりなので、これを運用しながら、もっと厳しくする。厳しくすればいいのかどうかもちょっとあれなんですけれども、まず、こういったものができたということを周知、言われたように周知をまずして行って、個人的に頼まれる方が結構いらっしゃるんで、それはやっぱり地域でまとまっていただいて、自治会等を通して、そして皆さんの声として伝えていく。地域として対応していただきたいなというふうな思いがあります。

個人的な意見でかなり言われる方も、実際こういった案件は多いので、まず、皆さんでお話をさせていただいて、それがどんどん広がっていけばなというふうには思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 以上で谷口明弘議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後2時43分 休憩

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第2号 水俣市子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第2、議第2号水俣市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第3号 公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第3、議第3号公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第4号 水俣市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第4、議第4号水俣市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第5号 湯の鶴市有泉源条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第5、議第5号湯の鶴市有泉源条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第6号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第6、議第6号水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第7号 水俣市道路占用条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第7、議第7号水俣市道路占用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第8号 水俣市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第8、議第8号水俣市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第9号 水俣市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第9、議第9号水俣市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第10号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第10、議第10号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第11号 平成26年度水俣市一般会計予算

○議長（大川末長君） 日程第11、議第11号平成26年度水俣市一般会計予算を議題とします。

まず、歳出から款ごとに行いますので、質疑に当たっては予算説明書のページを明示し、具体的にお願ひします。

それでは予算書42ページから44ページ、第1款議会費について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

44ページから68ページまで、第2款総務費について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

68ページから83ページ、第3款民生費について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

83ページから99ページまで、第4款衛生費について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

100ページから109ページまで、第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

109ページから115ページまで、第6款商工費について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

115ページから126ページまで、第7款土木費について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

126ページから130ページまで、第8款消防費について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

130ページから152ページまで、第9款教育費について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

152ページから154ページまで、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、以上で歳出に対する質疑を終わり、次に、歳入について質疑を行います。

11ページから16ページまで、第1款市税、第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款地方消費税交付金、第7款ゴルフ場利用税交付金、第8款自動車取得税交付金について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

17ページから22ページまで、第9款地方特例交付金、第10款地方交付税、第11款交通安全対策特別交付金、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

22ページから30ページまで、第14款国庫支出金、第15款県支出金について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

30ページから41ページまで、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

ただいま質疑を終わりました歳入歳出予算を除くその他の事項について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

これで平成26年度水俣市一般会計予算の質疑を終わります。

日程第12 議第12号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

○議長（大川末長君） 日程第12、議第12号平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第13号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（大川末長君） 日程第13、議第13号平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第14号 平成26年度水俣市介護保険特別会計予算

○議長（大川末長君） 日程第14、議第14号平成26年度水俣市介護保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第15号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

○議長（大川末長君） 日程第15、議第15号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第16号 平成26年度水俣市病院事業会計予算

○議長（大川末長君） 日程第16、議第16号平成26年度水俣市病院事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第17号 平成26年度水俣市水道事業会計予算

○議長（大川末長君） 日程第17、議第17号平成26年度水俣市水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 質疑なしと認めます。

日程第18 議第25号 指定管理者の指定について(水俣市ふれあいセンター)

日程第19 議第26号 指定管理者の指定について(水俣市ワークプラザ)

日程第20 議第27号 指定管理者の指定について(みなまた環境テクノセンター)

日程第21 議第28号 指定管理者の指定について(水俣市湯の鶴温泉保健センター)

日程第22 議第29号 指定管理者の指定について(みなまた観光物産館まつぼっくり)

日程第23 議第30号 指定管理者の指定について(湯の児フィッシングパーク)

日程第24 議第31号 指定管理者の指定について(水俣市立総合体育館本館等)

○議長(大川末長君) 日程第18、議第25号指定管理者の指定についてから、日程第24、議第31号指定管理者の指定についてまで、7件を一括して議題とします。

本7件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 質疑なしと認めます。

日程第25 議第32号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26 議第33号 平成25年度水俣市一般会計補正予算(第8号)

日程第27 議第34号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第5号)

日程第28 議第35号 第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について

○議長(大川末長君) 日程第25、議第32号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第28、議第35号第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定についてまで、以上4件を一括して議題とします。

議第32号

水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年3月13日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
副 団 長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
分 団 長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
副 分 団 長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円
団 員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（提案理由）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第33号

平成25年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

平成25年度水俣市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,258,076千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,943,060千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加・廃止は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

平成26年3月13日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算補正（第8号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
10 地 方 交 付 税		5,077,831	350	5,078,181

	1 地方交付税	5,077,831	350	5,078,181
15 県支出金		1,341,328	1,223,326	2,564,654
	2 県補助金	669,369	1,223,326	1,892,695
21 市債		1,477,041	34,400	1,511,441
	1 市債	1,477,041	34,400	1,511,441
補正されなかった款に係る額		6,788,784		6,788,784
歳入合計		14,684,984	1,258,076	15,943,060

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,817,489	70,256	1,887,745
	1 総務管理費	1,444,626	70,256	1,514,882
4 衛生費		1,881,236	64,931	1,946,167
	4 環境対策費	245,461	64,931	310,392
5 農林水産業費		424,473	982,895	1,407,368
	2 林業費	89,028	982,895	1,071,923
6 商工費		507,741	139,994	647,735
	1 商工費	180,516	139,994	320,510
補正されなかった款に係る額		10,054,045		10,054,045
歳出合計		14,684,984	1,258,076	15,943,060

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	水俣駅改修事業	千円 113,403
4 衛生費	4 環境対策費	水俣病資料館整備事業	64,931
5 農林水産業費	2 林業費	緑の産業再生プロジェクト促進事業	982,895
6 商工費	1 商工費	地域交流拠点整備事業	139,994
6 商工費	2 総合経済対策費	地場企業支援事業	20,000

2 廃止

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	水俣駅改修事業補助金	千円 43,147

第3表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般補助施設整備等事業	千円 34,400	証書借入又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えることができる。

計	34,400		
---	--------	--	--

議第34号

平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）

平成25年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成26年3月13日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	介護保険電算システム改修事業	千円 324

議第35号

第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について

第5次水俣市総合計画第2期基本計画を次のように策定することとする。

平成26年3月13日提出

水俣市長 西田弘志

別冊 第5次水俣市総合計画第2期基本計画（掲載略）

（提案理由）

第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定を行うため、水俣市議会基本条例第7条の規定により、本案のように提案するものである。

○議長（大川末長君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第32号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第33号平成25年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ12億5,807万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳

出それぞれ159億4,306万円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、水俣駅改修事業、第4款衛生費に、水俣病資料館整備事業、第5款農林水産業費に、緑の産業再生プロジェクト促進事業、第6款商工費に、地域交流拠点整備事業を計上いたしております。

なお、その財源といたしましては、第10款地方交付税、第15款県支出金、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費補正として、水俣駅改修事業外4件を追加、水俣駅改修事業補助金の廃止を計上いたしております。

地方債補正として、一般補助施設整備等事業を追加いたしております。

次に、議第34号平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、第1款総務費において、年度内に完了が困難となりました介護保険電算システム改修事業に係る繰越明許費を計上いたしております。

次に、議第35号第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について申し上げます。

第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定を行うため、水俣市議会基本条例第7条の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第32号から議第35号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後3時5分 休憩

午後3時6分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第32号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

議第33号平成25年度水俣市一般会計補正予算第8号について質疑はありませんか。

（「なし」「議長」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 緒方議員。

○緒方誠也君 10ページの林業費で、林業振興費、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金が9億8,000万円出てますけれども、これについてどういうことなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 緒方議員の御質問にお答えいたします。

今回、林業振興費としまして9億8,289万5,000円の国からの支出金等々で計上させております。これは、国の今回の経済対策の中で、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金ということでついたものでございます。

具体的に申し上げますと、新栄合板株式会社のボイラーを設置するというので、従前から要望をさせていただいたものが、ようやく今回、国の補正予算で計上させていただくことになったという予算でございます。

○議長（大川末長君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

議第34号平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

議第35号第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第2号から議第35号まで議案27件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（大川末長君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、19日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、18日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後3時9分 散会

平成26年3月19日

平成26年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成26年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成26年3月19日（水曜日）

午前10時0分 開議

午前11時2分 閉会

（出席議員） 16人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	次長	（榮永尚子君）
主幹	（岡本広志君）	主幹	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）		

（説明のため出席した者） 13人

市長	（西田弘志君）	総務企画部長	（本山祐二君）
福祉環境部長	（宮森守男君）	産業建設部長	（門崎博幸君）
総合医療センター事務部長	（淵上茂樹君）	福祉環境部次長	（松本幹雄君）
産業建設部次長	（遠山俊寛君）	水道局長	（前田仁君）
教育長	（葦浦博行君）	教育次長	（福島恵次君）
総務企画部総務課長	（本田真一君）	総務企画部企画課長	（川野恵治君）
総務企画部財政課長	（坂本禎一君）		

○議事日程 第5号

平成26年3月19日 午前10時開議

- 第1 議案の訂正について（議第35号 第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について）
- 第2 議第2号 水俣市子ども・子育て会議条例の制定について
- 第3 議第3号 公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第4号 水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第5号 湯の鶴市有泉源条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第6号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第7号 水俣市道路占用条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第8号 水俣市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第9号 水俣市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第10号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第11号 平成26年度水俣市一般会計予算
- 第12 議第12号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第13 議第13号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第14 議第14号 平成26年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第15 議第15号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 第16 議第16号 平成26年度水俣市病院事業会計予算
- 第17 議第17号 平成26年度水俣市水道事業会計予算
- 第18 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 第19 議第26号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 第20 議第27号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第21 議第28号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第22 議第29号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第23 議第30号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 第24 議第31号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等）
- 第25 議第32号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議第33号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 第27 議第34号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）

第28 議第35号 第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について

第29 請第2号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について

第30 陳第6号 建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情について

第31 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 陳第2号 携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について

1 陳第3号 行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について

1 陳第5号 住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情について

1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 請第1号 「年金2.5%削減法」を廃止する意見書提出に関する請願について

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

第32 意見第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書について

第33 意見第2号 建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査・調査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、総務産業委員会で発議の意見書案1件、議会運営委員会で発議の意見書案1件の

提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、議案の訂正についての申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議案の訂正について（議第35号 第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について）

○議長（大川末長君） 日程第1、議案の訂正についてを議題とします。

議案の訂正について

平成26年3月13日提出した議案のうち、「議第35号第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について」を次の理由により、別紙のとおり訂正したいので、水俣市議会会議規則第19条第1項の規定により提出します。

理由 指標の目標値を変更するため

平成26年3月19日

水俣市長 西田弘志

水俣市市議会議長 大川末長 様

（別紙）

「議第35号第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について」の訂正表

73頁中

「施策6(1)自治会活動の推進」の表

訂 正 前	指 標	平成24年度(現状値)	平成29年度(目標値)
	自治会長会における研修等実施回数	10回	12回
地域(自治会)活動に対する満足度(市民意識調査)	3.5%	10%	
地域(自治会)活動等への参加度(市民意識調査)	16.8%	20%	
コミュニティ(自治会)の適正規模の検討	検討	検討	
訂 正 後	指 標	平成24年度(現状値)	平成29年度(目標値)
	自治会長会における研修等実施回数	10回	12回
地域(自治会)活動に対する満足度(市民意識調査)	3.5%	10%	
地域(自治会)活動等への参加度(市民意識調査)	16.8%	20%	
コミュニティ(自治会)の適正規模の検討	検討	一定の方向性の提示	

「■事業の目標設定」

訂 正 前	さらに、地域の実情に合致した効果的自治会活動を行うために、コミュニティ(自治会)の適正規模について、住民主体で検討する。
訂 正 後	さらに、地域の実情に合致した効果的自治会活動を行うために、行政も積極的支援を行い、コミュニティ(自治会)の適正規模等について、住民主体で検討する。

○議長（大川末長君） 去る3月13日、市長から提案された議第35号第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定についてを訂正したいとの申し出があります。

訂正理由の説明を求めます。

本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） まことに申し訳ありませんが、さきに提案しました議第35号第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定についての中で、訂正すべき箇所がありましたので、お手元にお配りしております訂正表のとおり訂正していただきますようお願い申し上げます。

訂正の理由といたしましては、委員会の意見を受け、指標の目標値及び事業の目標設定について一部訂正を行ったものです。

訂正の内容といたしましては、指標の表中、コミュニティ（自治会）の適正規模の検討について、平成29年度目標値「検討」を「一定の方向性の提示」に、事業の目標設定について、「コミュニティ（自治会）の適正規模について、住民主体で検討する。」を「行政も積極的支援を行い、コミュニティ（自治会）の適正規模等について、住民主体で検討する。」に訂正するものです。

御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大川末長君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって議案の訂正については、これを承認することに決定しました。

日程第2 議第2号 水俣市子ども・子育て会議条例の制定について

日程第3 議第3号 公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第4号 水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第5号 湯の鶴市有泉源条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第6号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第7号 水俣市道路占用条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第8号 水俣市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第9号 水俣市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第10号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第11 議第11号 平成26年度水俣市一般会計予算
- 日程第12 議第12号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第13 議第13号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議第14号 平成26年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第15 議第15号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議第16号 平成26年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第17 議第17号 平成26年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第18 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 日程第19 議第26号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 日程第20 議第27号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第21 議第28号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第22 議第29号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第23 議第30号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 日程第24 議第31号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等）
- 日程第25 議第32号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議第33号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第27 議第34号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第28 議第35号 第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について
- 日程第29 請第2号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について
- 日程第30 陳第6号 建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情について

○議長（大川末長君） 日程第2、議第2号水俣市子ども・子育て会議条例の制定についてから、日程第30、陳第6号建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情についてまで、29件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長 淵上道昭議員。

（総務産業委員長 淵上道昭君登壇）

○総務産業委員長（淵上道昭君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第3号公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、公益財団法人熊本県市町村振興協会に職員を派遣する必要があるため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号湯の鶴市有泉源条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、係留帆船ドンガバチョ号の処分に伴い、湯の児フィッシングパークの入園料の適正化を図る等のため、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、これまでの入園者数についてただしたのに対し、平成24年度は全体で約4,400人の入園者があり、そのうち入園のみで釣りをされない人が約1,000人であったとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号水俣市道路占用条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の改正により市の収入への影響はあるのかとただしたのに対し、これまで国の施設で占用料を徴収している物件はなく、また、今後生じた場合も公共物は免除するため、実質的な影響はないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号平成26年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

平成26年度一般会計予算は、市長選挙の実施に伴い、骨格予算として経常的な経費を中心に編成している。

歳出の主なものとしては、第2款総務費に、公益法人等助成事業、地方バス路線維持対策事業、水俣芦北広域行政事務組合負担金、電算システム管理運用経費、臨時福祉給付金給付事業、第4款衛生費に、合併処理浄化槽設置整備事業、第5款農林水産業費に、新規就農支援総合対策事業、アグリサポート体制整備支援事業、第6款商工費に、みなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの施設管理運営費、商工業資金貸付・出資事業、水俣観光PR事業、地場

企業支援事業、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、市営牧ノ内団地整備事業、市内一円市道及び公園維持補修費、耐震改修促進事業、第8款消防費に、消防費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団装備等整備事業、防災関係に係る経費等を計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。

また、債務負担行為として、土地改良施設維持管理適正化事業負担金外3件を計上している。

このほか、地方債に過疎対策事業債外5件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、自主防災組織補助金の内容及び補助金額が13万円と少額である理由についてただしたのに対し、補助対象は、ヘルメット等資機材の購入等である。また、補助金額が少ないのは、これまで自主防災組織からの申請件数が少ないためであり、今後4月に立ち上げる自主防災組織連絡協議会でも補助金活用の周知等を図ってまいりたいとの答弁がありました。

また、みなまたグリーン保証利子補給金の内容についてただしたのに対し、市内中小企業者が環境に配慮した設備投資を行う際に、熊本県信用保証協会が扱うくまもとグリーン保障制度による融資を利用した場合、市がこの融資に係る信用保証料の全額と3年間の利子相当分を全額補助する制度であり、実績として省エネ型への設備の更新、照明器具のLED化、社用車のエコカーへの切りかえや、太陽光発電事業等へ活用されている。平成26年度は貸付枠2億円に対する補助金を予算計上しているが、現在、融資枠の約1億6,000万円の利用がっており、それだけの資金が市内で循環したことになり経済波及効果につながっていると思われるとの答弁がありました。

また、歳入に関し、個人市民税の減少の要因についてただしたのに対し、人口減、事業所の閉鎖や個人の所得の減少が影響しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億9,060万3,000円を計上している。

歳出においては、第1款公共下水道事業費、第2款公債費、第3款予備費を計上しており、公共下水道事業費の主なものとしては、浄化センター等運転管理業務委託料、浜雨水ポンプ場改築更新工事委託料等である。

これらの財源としては、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第7款市債等をもって充当している。

また、債務負担行為として、水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償外1件を計上している。

このほか、地方債として、公共下水道事業及び過疎対策事業を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、総合体育館裏の水路補修工事の内容についてただしたのに対し、水路の一部で暗

渠となっているふたの部分が破損し、暗渠上部の土砂が流入したため、それを今年度撤去し、平成26年度に破損箇所とその先の暗渠のふたをアーチ形式のものに変更する工事であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号平成26年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に5億6,458万6,000円、収益的支出に4億1,713万8,000円、資本的収入に8,338万7,000円、資本的支出に7億2,046万円を計上している。

資本的支出の主な内容は、簡易水道統合整備事業、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金である。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、積立金、損益勘定留保資金等で補填をしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、特殊勤務手当の内容についてただしたのに対し、主なものとして、施設の機器の停止等に備え、夜間・休日も待機する職員の非常時待機手当、水道料を3カ月未払いの場合、通告して停水処分を行う際の停水処分手当、水道局に1名置いている水道技術管理者への手当、災害等応急作業手当などがあるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第25号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市ふれあいセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、ふれあいセンターの利用状況についてただしたのに対し、生きがいづくり事業等の各種事業を実施し、年間で約5,600人の利用者があるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第27号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、みなまた環境テクノセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、みなまた環境テクノセンターにおける地場企業への支援実績についてただしたのに対し、農山畜産がハム・ソーセージ等の食肉の加工分野へ取り組まれるに当たって、地場企業向けの補助金を紹介し、事業化を進めるための支援ができたことがその1例であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第28号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の

2第6項の規定により提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、指定管理者への委託の期間は、1年間でなく2年間にしたほうが良好な管理ができるのではないかとただしたのに対し、公募によらない委託の場合、1年ごとに業務の状況を判断できるよう、中途での契約解除がしづらい長期契約は締結していないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第29号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第30号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、湯の児フィッシングパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第32号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回、法改正により退職報償金が引き上げとなったが、これに対する財源措置についてただしたのに対し、退職報償金は、消防団員等公務災害補償等共済基金から給付されるものであるが、掛金の額は、今回は据え置きであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第33号平成25年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、水俣駅改修事業、第5款農林水産業費に、緑の産業再生プロジェクト促進事業、第6款商工費に、地域交流拠点整備事業等を計上している。

これらの財源としては、第10款地方交付税、第15款県支出金、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費補正として、水俣駅改修事業外3件を追加、水俣駅改修事業補助金の廃止を計上している。

また、地方債補正として、一般補助施設整備事業を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、これまで湯の鶴には3億円を超える予算をかけているが、この効果として交流人口、宿泊人口がどのくらいふえると見込んでいるかとただしたのに対し、湯の鶴への観光入込客数は伸びてきており、平成22年が1万4,000人、平成23年が1万8,000人、平成24年が2万9,000人と年々ふえてきている。特に平成23年から平成24年が55%の増である。平成25年には、各旅館や物産館の集計では、5万人近くとなる見込みであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第35号第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について申し上げます。

本案は、第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定を行うため、水俣市議会基本条例第7条の規定により、提案するものであるとの説明がありました。

また、この審査は、内容が厚生文教委員会の所管に関するものもあるため、連合審査会を開催し、そこで質疑を行いました。

質疑の中で、高等教育機関の整備の内容についてただしたのに対し、通常の4年制大学ではなく、複数の大学と連携し、水俣市で大学院の教育・研究活動や水俣の地域振興に役立てていきたいという構想であるとの答弁がありました。

また、第1期計画のバイオマス等地域資源の有効利活用という基本事業が環境・エネルギー産業の育成に変更された詳細についてただしたのに対し、第1期では、バイオマス等を中心に地域資源を活用した地域振興という比較的狭い範囲で記載していたが、今回は、バイオマス等も含め、エコタウンの振興、環境関連産業の支援や起業化の支援など、もう少し広い範囲で捉えているとの答弁がありました。

また、自治会の適正規模について、住民主体で検討するとされているが、行政としても具体的な方向性を提示できるよう努めるべきではないかとただしたのに対し、十分考慮しながら検討したいとの答弁がありました。

また、新たな収入源確保の検討について、具体案をただしたのに対し、大きい自治体であればネーミングライツ等あるが、いろいろな自治体の例も研究しながら水俣市で何ができるか検討してまいりたいとの答弁がありました。

また、自治基本条例制定の検討の内容についてただしたのに対し、行政が先走るのではなく、市民の盛り上がりや議会等の意見の反映など、先進の事例を調査しながら検討する必要があるとの答弁がありました。

本案については、自治会の規模等の検討については、目標の部分に一定の方向性を示すべきという意見や行政が積極的な支援を行う姿勢を示すべきとの意見がありましたので、これらを本委員会の意見として執行部に申し入れることを決定した上で、採決を行いました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、本日冒頭、執行部から委員会の意見を受けて議案の訂正が行われております。

次に、請第2号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について申し上げます。

本請願については、請願の趣旨を了として採択すべきという意見と、消費税については、政府においても景気の後退やいろいろな影響に対する対策も講じながら、すでに動き出しているため採択すべきでないという意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

最後に、陳第5号建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、採決の結果、陳情の趣旨を了として、全員異議なく採択とすべきものと決定しました。

なお、本陳情の採択に伴い、別途意見書を提出しておりますことを申し添えます。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第2号水俣市子ども・子育て会議条例の制定について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項の規定に基づき、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、この条例の内容についてただしたのに対し、本市の子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、多くの意見を聞く会議を行うために制定する条例であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第4号水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正等に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、医療費助成の対象者についてただしたのに対し、血縁は関係なく、子どもを養っていれば助成の対象となるとの答弁がありました。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正の内容についてただしたのに対し、これまで配偶者もしくは事実婚でのDVを対象としていたが、婚姻意識がなくとも

一緒に生活している者からのDVに対しても保護の対象となる改正になっているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号水俣市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、障害者基本法の改正に伴い、委員会の名称の変更及び機能の拡充を行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、教育支援委員会の構成と任期についてただしたのに対し、医師、学校支援員、保健師、ソーシャルワーカーで構成され、任期は2年であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号水俣市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、債権の放棄について条例で規定するため及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、文書手数料及び特別室等の使用料を改定するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、文書手数料及び特別室等の使用料改定は、消費税増税が関係しているのかただしたのに対し、消費税増税に伴い使用料を改定するとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号平成26年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

平成26年度一般会計予算は、市長選挙の実施に伴い、骨格予算として経常的な経費を中心に編成している。

歳出の主なものは、第3款民生費に、自立支援給付費、法人立保育所運営費負担金、生活保護費、児童手当、老人福祉施設措置費、子育て世帯臨時特例給付金、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度等に係る経費、第4款衛生費に、市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、清掃施設管理運営費、こども医療費助成事業、合併

処理浄化槽設置整備事業、エコ住宅建築促進総合支援事業、太陽エネルギー利用システム導入補助事業、第9款教育費に、小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営費、スクールバス運行事業、各種文化・スポーツ振興事業費などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。

このほか、地方債としては、過疎対策事業債外4件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、生活困窮者自立支援事業の内容についてただしたのに対し、生活保護に陥る前に自立できるよう相談等の支援を行う事業であるとの答弁がありました。

また、太陽光発電システム設置補助金、エコ住宅建築促進総合支援事業補助金、太陽熱利用システム設置補助金のそれぞれの件数見込みについてただしたのに対し、平成26年度は、太陽光発電システム設置補助金60件、エコ住宅建築促進総合支援事業補助金20件、太陽熱利用システム設置補助金50件を予定しているとの答弁がありました。

また、ごみ処理施設建設費について、水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンターの耐用年数と償還金の終期についてただしたのに対し、水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンターは、平成15年に稼動を開始し、耐用年数は、約20年としていることから、平成35年ごろまでと認識している。その後については、今後検討していく。また、償還金の終期については、平成29年までの償還と聞いているとの答弁がありました。

また、水俣病資料館の来館者数についてただしたのに対し、約5万人弱で推移しているが、過去3年間で見ると微増しているとの答弁がありました。

また、いきいき芸術体験教室公演委託料の内容についてただしたのに対し、学校単位での国の補助事業であり、毎年順番で普段は触れる機会が少ない文化活動を実施する事業であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億3,859万1,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款後期高齢者支援金等、第6款介護納付金、第7款共同事業拠出金、第8款保健事業費などを計上している。

これらの財源としては、第1款国民健康保険税、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第5款療養給付費等交付金、第6款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金などをもって充当している。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、高額療養費補助金が、前年度と比べ増額となっていることについてただしたのに対し、申請件数は減少しているが、1件当たりの金額が増加したためであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,390万1,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款諸支出金を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第3款繰入金などをもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、保健基盤安定繰入金において保険料の軽減を受けている人数についてただしたのに対し、3,741人が受けているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号平成26年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億7,959万1,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金等をもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護保険料還付金は、どのような場合において還付されるのかただしたのに対し、1年分を全納している方が死亡された場合や過年度給付分に対する還付金であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号平成26年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

平成26年度予算については、地方公営企業法施行令及び施行規則の改正に伴い、新会計基準を適用して予算を計上している。

収益的収入に71億2,818万6,000円、収益的支出に84億7,591万円、資本的収入に4億5,303万7,000円、資本的支出に8億8,814万5,000円を計上している。

収益的収入の主な内容については、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金、長期前受金戻入等の医業外収益等を計上している。

収益的支出の主な内容については、職員等の給与費、薬品等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上している。

また、新会計基準の適用に伴う予算措置として、特別損失に退職給付引当金繰入額、賞与引当金分の手当を計上している。

次に、資本的支出の主な内容については、1.5テスラ磁気共鳴画像診断装置等の器械備品購入費、企業債償還金等を計上している。

このほか、企業債については病院施設整備事業等の病院事業債及び過疎対策事業債を計上している。

また、債務負担行為として、看護システムライセンス使用料を新たに設定しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣市立総合医療センターの駐車場料金について、将来も含めて無料にすることはできないかただしたのに対し、立体駐車場建設費、ゲート管理費等の費用がかかっている。また、今後建てかえ等が必要になってくることを考えると駐車場料金の徴収は必要であるとの答弁がありました。

また、看護システムライセンス料の内容についてただしたのに対し、平成18年度にアメリカのNANDA方式電子カルテシステムを導入した。当時、日本にも同様のシステムはあったが、国内のほとんどの病院でNANDA方式を導入しており、費用の面や使いやすさの面から現在もライセンス料を支払い使用しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第26号及び議第31号の指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市ワークプラザ、水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、浜公園児童プール、浜公園運動場、旧第三中学校運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

以上2件については、特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第33号平成25年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

主な内容としては、第4款衛生費に、水俣病資料館整備事業を計上している。

財源としては、第10款地方交付金、第15款県支出金、第21款市債をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、工事発注は市内業者に行うのかただしたのに対し、できるだけ市内業者にお願いしたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第34号平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、第1款総務費において、年度内に完了が困難となりました介護保険電算システム改修事業に係る繰越明許費を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成26年3月17日

総務産業常任委員長 淵上道昭

水俣市議会議長 大川末長様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第3号	公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第5号	湯の鶴市有泉源条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第6号	水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第7号	水俣市道路占用条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第11号	平成26年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第15号	平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第17号	平成26年度水俣市水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第25号	指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）	原案可決	全員賛成
議第27号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）	原案可決	全員賛成
議第28号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）	原案可決	全員賛成
議第29号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）	原案可決	全員賛成
議第30号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）	原案可決	全員賛成
議第32号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第33号	平成25年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	原案可決	全員賛成
議第35号	第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について	原案可決	全員賛成
請第2号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について	不採択	賛成少数
陳第6号	建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情について	採 択	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成26年3月14日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 大川末長様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
-------	----	-------	----

議第2号	水俣市子ども・子育て会議条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第4号	水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第5号	水俣市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第9号	水俣市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第10号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第11号	平成26年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第12号	平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第13号	平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第14号	平成26年度水俣市介護保険特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第16号	平成26年度水俣市病院事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第26号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）	原案可決	全員賛成
議第31号	指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等）	原案可決	全員賛成
議第33号	平成25年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	原案可決	全員賛成
議第34号	平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）	原案可決	全員賛成

○議長（大川末長君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

野中重男議員から請第2号について討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中でございます。

私は、請第2号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について、賛成討論を行います。

今回の請願は、表題のとおり消費税増税中止を求める意見書を国に上げてほしいというものであります。

今回、消費税が8%に引き上げられれば、8兆円の増税になります。これが強行されれば、国民の暮らし及び中小零細企業の経営に計り知れない深刻な打撃をもたらすものと考えられます。経済も財政も共倒れになる可能性もあります。

世論調査でも消費税増税反対の声がふえております。

地方自治体から市民の声に応じて、中央政府に意見を上げていくべきでありまして、今回の請

願は採択されるべきものだというふうに考えます。

よって、この請願については賛成であります。

以上です。

○議長（大川末長君） 以上で通告による討論は終わりました。

これから採決します。

議第2号水俣市子ども・子育て会議条例の制定についてから、議第35号第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定についてまで、27件を一括して採決します。

本27件に対する委員長の報告は可決であります。

本27件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本27件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（大川末長君） 次に、請第2号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって請願本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大川末長君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長（大川末長君） 次に、陳第6号建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択しました。

日程第31 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第2号 携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について
- 1 陳第3号 行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について
- 1 陳第5号 住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 請第1号 「年金2.5%削減法」を廃止する意見書提出に関する請願について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（大川末長君） 日程第31、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成26年3月17日

総務産業常任委員長 瀧上道昭

水俣市議会議長 大川末長様

記

事件の番号	件名	理由
陳第2号	携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について	慎重審査を要するため

陳第3号	行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第5号	住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成26年3月14日

厚生文教常任委員長 塩崎 信介

水俣市議会議長 大川 末長 様

記

事件の番号	件名	理由
請第1号	「年金2.5%削減法」を廃止する意見書提出に関する請願について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成26年3月13日

議会運営委員長 福田 斉

水俣市議会議長 大川 末長 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第32 意見第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書について

日程第33 意見第2号 建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書について

○議長（大川末長君） 日程第32、意見第1号容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書について及び日程第33、意見第2号建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書について、以上2件を一括して議題とします。

意見第1号

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年3月19日

提出者

議会運営委員会

委員長 福田 斉

水俣市議会議長 大川 末長 様

(別紙)

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、循環によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が使われているのが実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入を初めとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、水俣市議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

記

1、容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月19日

水俣市議会

内閣総理大臣	安倍晋三	様
環境大臣	石原伸晃	様
経済産業大臣	茂木敏充	様
農林水産大臣	林芳正	様
厚生労働大臣	田村憲久	様
財務大臣	麻生太郎	様
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	森雅子	様
衆議院議長	伊吹文明	様
参議院議長	山崎正昭	様

意見第2号

建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年3月19日

提出者

総務産業委員会

副委員長 谷口明弘

水俣市議会議長 大川末長 様

(別紙)

建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書

日本の高度経済成長期に、アスベスト（石綿）は、不燃化、耐火工法にすぐれた建材として、建築基準法によってその使用が推進され、大量のアスベストが建設資材として使用されてきました。

近年、アスベストによる疾病が社会的に広がる中で、アスベストは、人体に有害な影響を及ぼす鉱物であるとの認知が進み、その取り扱いも全面禁止へと変わりました。

しかし、国のアスベストの使用に係る法律は変わっても、その間にアスベスト・含有建材を使用し、吸い込んだ建設労働者の被害は、広がりを見せる一方です。

特に、地方から出稼ぎとして都市部の建設現場で働いた労働者に被害が出るなど、その影響は全国的です。また、アスベストによる疾病は、30年～40年という長期経過した後、発症することが多く、亡くなってから労働災害が認定される事例や、医学的認定基準を満たさず、労働災害の認定に結びつかない事例があるため、早期に労働災害が認定されることは、アスベスト被害者にとって何よりの支えになります。2012年12月5日の東京地裁では、建設アスベストの裁判としては初めて国の責任を認めた判決が出されました。

よって、司法の場での結論を待たず、国においては、直ちに建設業におけるアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに行い、アスベスト問題の早期解決を図るよう下記事項について強く求めます。

記

- 1、石綿による疾病に対して、早期に労働災害の認定が受けられるように、専門医をふやすこと。また、認定基準の緩和を検討すること。
- 2、「石綿の健康被害の救済に関する法律」を、十分な救済、補償が受けられるよう抜本改正を進めること。
- 3、石綿健康管理手帳の周知、建設現場従事者と近隣住民の暴露等、総合的な石綿対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月19日

水俣市議会

内閣総理大臣 安倍晋三 様
厚生労働大臣 田村憲久 様
国土交通大臣 太田昭宏 様
環境大臣 石原伸晃 様
衆議院議長 伊吹文明 様
参議院議長 山崎正昭 様

○議長（大川末長君） 順次提案理由の説明を求めます。

まず、意見第1号について、議会運営委員長福田斉議員。

（議会運営委員長 福田 斉君登壇）

○議会運営委員長（福田 斉君） 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書について、案文を読み上げ提案理由の説明にかえさせていただ

きます。

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成促進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、循環によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が使われているのが実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入を初めとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、水俣市議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

記

- 1、容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月19日

水俣市議会

全会一致の御賛同よろしくお願いいたします。

- 議長（大川末長君） 次に、意見第2号について、総務産業副委員長谷口明弘議員。

（総務産業副委員長 谷口明弘君登壇）

- 総務産業副委員長（谷口明弘君） 建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書について、案文を読み上げ提案理由の説明にかえさせていただきます。

日本の高度経済成長期に、アスベスト（石綿）は、不燃化、耐火工法にすぐれた建材として、建築基準法によってその使用が推進され、大量のアスベストが建設資材として使用されてきました。

近年、アスベストにより疾病が社会的に広がる中で、アスベストは、人体に有害な影響を及ぼす鉱物であるとの認知が進み、その取り扱いも全面禁止へと変わりました。

しかし、国のアスベストの使用に係る法律は変わっても、その間にアスベスト・含有建材を使用し、吸い込んだ建設労働者の被害は、広がりを見せる一方です。

特に、地方から出稼ぎとして都市部の建設現場で働いた労働者に被害が出るなど、その影響は全国的です。また、アスベストによる疾病は、30年～40年という長期経過した後、発症することが多く、亡くなってから労働災害が認定される事例や、医学的認定基準を満たさず、労働災害の認定に結びつかない事例があるため、早期に労働災害が認定されることは、アスベスト被害者にとって何よりの支えになります。2012年12月5日の東京地裁では、建設アスベストの裁判としては初めて国の責任を認めた判決が出されました。

よって、司法の場での結論を待たず、国においては、直ちに建設業におけるアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに行い、アスベスト問題の早期解決を図るよう下記事項について強く求めます。

記

- 1、石綿による疾病に対して、早期に労働災害の認定が受けられるように、専門医をふやすこと。また、認定基準の緩和を検討すること。
- 2、「石綿の健康被害の救済に関する法律」を、十分な救済、補償が受けられるよう抜本改正を進めること。
- 3、石綿健康管理手帳の周知、建設現場従事者と近隣住民の暴露等、総合的な石綿対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月19日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同よろしく申し上げます。

○議長（大川末長君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま提案理由の説明がありました本2件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました本2件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本2件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

意見第1号容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書について及び意見第2号建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書について、以上2件を一括して採決します。

本2件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも原案のとおり可決しました。

○議長(大川末長君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成26年第1回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時2分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 大川末長

署名議員 川上紗智子

署名議員 福田 齊

平成26年3月第1回水俣市議会定例会（2月28日～3月19日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第1号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	2月28日	総務産業	2月28日 承認	
議第2号	水俣市子ども・子育て会議条例の制定について	2月28日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第3号	公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月28日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第4号	水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	2月28日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第5号	湯の鶴市有泉源条例等の一部を改正する条例の制定について	2月28日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第6号	水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月28日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第7号	水俣市道路占用条例の一部を改正する条例の制定について	2月28日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第8号	水俣市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について	2月28日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第9号	水俣市社会教育委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について	2月28日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第10号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	2月28日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第11号	平成26年度水俣市一般会計予算	2月28日	各 委	3月19日 原案可決	
議第12号	平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	2月28日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第13号	平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	2月28日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第14号	平成26年度水俣市介護保険特別会計予算	2月28日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第15号	平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	2月28日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第16号	平成26年度水俣市病院事業会計予算	2月28日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第17号	平成26年度水俣市水道事業会計予算	2月28日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第18号	平成25年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	2月28日	各 委	2月28日 原案可決	
議第19号	平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	2月28日	厚生文教	2月28日 原案可決	

議第20号	平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	2月28日	厚生文教	2月28日 原案可決	
議第21号	平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	2月28日	厚生文教	2月28日 原案可決	
議第22号	平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	2月28日	総務産業	2月28日 原案可決	
議第23号	平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）	2月28日	厚生文教	2月28日 原案可決	
議第24号	平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）	2月28日	総務産業	2月28日 原案可決	
議第25号	指定管理者の指定について （水俣市ふれあいセンター）	2月28日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第26号	指定管理者の指定について （水俣市ワークプラザ）	2月28日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第27号	指定管理者の指定について （みなまた環境テクノセンター）	2月28日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第28号	指定管理者の指定について （水俣市湯の鶴温泉保健センター）	2月28日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第29号	指定管理者の指定について （みなまた観光物産館まつぼっくり）	2月28日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第30号	指定管理者の指定について （湯の児フィッシングパーク）	2月28日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第31号	指定管理者の指定について （水俣市総合体育館本館等）	2月28日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第32号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月13日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第33号	平成25年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	3月13日	各委	3月19日 原案可決	
議第34号	平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）	3月13日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第35号	第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定について	3月13日	総務産業	3月19日 原案可決	一部 訂正

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第1号	容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書について	3月19日	省 略	3月19日 原案可決	
意見第2号	建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書について	3月19日	省 略	3月19日 原案可決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第1号	陳情の処理の経過及び結果について	2月28日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	3月19日	総務産業	3月19日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について				
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	3月19日	厚生文教	3月19日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	3月19日	議会運営	3月19日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔前回から継続審査となっている請願・陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
請第1号	「年金2.5%削減法」を廃止する意見書提出に関する請願について	熊本市中央区 神水1-30-7 國宗 直	厚生文教	5月31日	3月19日 継続審査
請第2号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について	水俣市桜ヶ丘 1-25 石牟礼 智	総務産業	9月12日	3月19日 不採択
陳第2号	携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について	水俣市江添1072 友田 好二	総務産業	6月13日	3月19日 継続審査
陳第3号	行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について	水俣市八ノ窪町 2-7-86 鶴長 千徳	総務産業	11月29日	3月19日 継続審査
陳第5号	住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情について	葦北郡津奈木町 岩城2123-40 加世堂 正	総務産業	12月12日	3月19日 継続審査
陳第6号	建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情について	熊本市中央区 九品寺 1-17-9 木村 正	総務産業	12月12日	3月19日 採 択

水俣市議会構成一覽表

(平成25年5月31日現在)

議 長	大 川 末 長	平成25年5月31日当選
副 議 長	高 岡 利 治	平成25年5月31日当選
監 査 委 員	牧 下 恭 之	平成23年5月18日選任

常任委員会

(平成25年5月31日選任 平成26年2月28日一部変更)

委員会名	正副委員長	委 員			担当書記
総務産業 定数8人	(正) 淵上 道昭	大川 末長	中村 幸治	谷口 眞次	岡本
	(副) 谷口 明弘	岩村 龍男	福田 齊	野中 重男	
厚生文教 定数8人	(正) 塩崎 信介	高岡 利治	川上紗智子	真野 頼隆	山口
	(副) 田口 憲雄	藤本 壽子	牧下 恭之	緒方 誠也	

議会運営委員会

(平成25年5月31日選任 平成26年2月28日一部変更)

正副委員長	委 員			担当書記
(正) 福田 齊	岩村 龍男	緒方 誠也		榮永 深水
(副) 真野 頼隆	谷口 明弘	野中 重男		

特別委員会

(平成23年5月18日設置・選任 平成26年2月28日一部変更)

委員会名	正副委員長	委 員			担当書記
公害環境 定数8人	(正) 淵上 道昭	谷口 明弘	塩崎 信介	緒方 誠也	榮永 山口
	(副) 中村 幸治	田口 憲雄	牧下 恭之	野中 重男	
高速交通 定数7人	(正) 谷口 眞次	岩村 龍男	藤本 壽子	福田 齊	岡本 深水
	(副) 真野 頼隆	高岡 利治	川上紗智子		